

平成24年11月28日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（18名）

| | | | |
|-----|-------|-----|------|
| 1番 | 伊藤勝巳 | 2番 | 川瀬知之 |
| 3番 | 鈴木みどり | 4番 | 那須英二 |
| 5番 | 三宮十五郎 | 6番 | 早川公二 |
| 7番 | 平野広行 | 8番 | 三浦義光 |
| 9番 | 横井昌明 | 10番 | 堀岡敏喜 |
| 11番 | 炭竈ふく代 | 12番 | 山口敏子 |
| 13番 | 小坂井実 | 14番 | 佐藤高清 |
| 15番 | 佐藤博 | 16番 | 武田正樹 |
| 17番 | 伊藤正信 | 18番 | 大原功 |

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

| | | | |
|----|-------|----|------|
| 3番 | 鈴木みどり | 4番 | 那須英二 |
|----|-------|----|------|

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

| | | | |
|------------------|-------|------------------|------|
| 市長 | 服部彰文 | 副市長 | 大木博雄 |
| 教育長 | 下里博昭 | 総務部長 | 伊藤敏之 |
| 民生部長兼 福祉事務所長 | 平野雄二 | 開発部長 | 石川敏彦 |
| 教育部長 | 山田英夫 | 総務部次長兼 総務課長 | 村瀬美樹 |
| 総務部次長兼 財政課長 | 佐藤勝義 | 民生部次長兼 健康推進課長 | 服部誠 |
| 民生部次長兼 介護高齢課長 | 佐野隆 | 開発部次長兼 商工観光課長 | 服部保巳 |
| 開発部次長兼 土木課長 | 三輪真士 | 会計管理者兼 会計課長 | 渡辺安彦 |
| 教育部次長兼 学校教育課長 | 服部忠昭 | 監査委員 長 | 松川保博 |
| 秘書企画課長 | 山口精宏 | 防災安全課長 | 伊藤久幸 |
| 税務課長 | 伊藤好彦 | 収納課長 | 山守修 |
| 市民課長兼 鍋田支所長 | 加藤恵美子 | 十四山支所長 | 平野進 |
| 保険年金課長 | 平野宗治 | 環境課長 | 鈴木浩二 |

| | | | |
|--------|------|-------------------|------|
| 福祉課長 | 前野幸代 | 総合福祉センター 所長 | 佐野隆 |
| 児童課長 | 渡辺秀樹 | 農政課長 | 半田安利 |
| 都市計画課長 | 竹川彰 | 下水道課長 | 橋村正則 |
| 生涯学習課長 | 八木春美 | 十四山スポーツ センター館長 | 花井明弘 |
| 図書館長 | 奥田和彦 | | |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|------|----|------|
| 議会事務局長 | 伊藤邦夫 | 書記 | 佐野智雄 |
| 書記 | 岩田繁樹 | | |

6. 議事日程

| | |
|--------------|---------------------------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 諸般の報告 |
| 日程第4 同意第5号 | 監査委員の選任について |
| 日程第5 諮問第2号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 日程第6 諮問第3号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 日程第7 承認第1号 | 専決処分の承認について |
| 日程第8 議案第49号 | 平成24年度弥富市一般会計補正予算(第5号) |
| 日程第9 議案第50号 | 弥富市暴力団排除条例の一部改正について |
| 日程第10 議案第51号 | 弥富市防災会議条例及び弥富市災害対策本部条例の一部改正について |
| 日程第11 議案第52号 | 弥富市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について |
| 日程第12 議案第53号 | 弥富市出頭人等の実費弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第13 議案第54号 | 弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について |
| 日程第14 議案第55号 | 平成24年度弥富市一般会計補正予算(第6号) |
| 日程第15 議案第56号 | 平成24年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第16 議案第57号 | 平成24年度弥富市介護保険特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第17 議案第58号 | 平成24年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号) |

~~~~~  
午前10時10分 開会

議長（佐藤高清君） ただいまより平成24年第4回弥富市議会定例会を開会いたします。  
これより会議に入ります。

~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤高清君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。
会議規則第81条の規定により、鈴木みどり議員と那須英二議員を指名します。

~~~~~  
日程第2 会期の決定

議長（佐藤高清君） 日程第2、会期の決定を議題とします。  
お諮りします。

第4回弥富市議会定例会の会期を本日から12月20日までの23日間としたいと思いますが、  
御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。  
よって、会期は本日から12月20日まで、23日間と決定しました。

~~~~~  
日程第3 諸般の報告

議長（佐藤高清君） 日程第3、諸般の報告をします。

地方自治法の規定により、監査委員から例月出納検査及び定期監査の結果報告書が提出さ
れ、その写しを各位のお手元に配付してありますので、よろしく願いをいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~  
日程第4 同意第3号 監査委員の選任について

日程第5 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第6 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

議長（佐藤高清君） この際、日程第4、同意第5号から日程第6、諮問第3号まで、以上  
3件を一括議題とします。

服部市長に提案理由及び推薦理由の説明を求めます。

服部市長。

市長（服部彰文君） おはようございます。

平成24年第4回弥富市議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私とも極めて御多忙の中を御出席賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

本定例会におきまして、まず初めに御提案申し上げ、御審議いただきます議案は、同意1件、諮問2件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

同意第5号監査委員の選任につきましては、片岡明氏が平成24年12月19日任期満了のため、その後任者として、弥富市綱浦町上六181番地1、片岡明氏を引き続き選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、大谷美成子氏が平成25年3月31日任期満了のため、その後任者として、弥富市四郎兵衛一丁目97番地、大谷美成子氏を引き続き推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

次に、諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、現在7名の弥富市の人権擁護委員定数が1名増員されることとなり、名古屋法務局長から推薦の依頼がありました。ついては、弥富市平島中二丁目29番地2、水谷正照氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。以上でございます。

議長（佐藤高清君） これより同意第5号の質疑に入ります。

質疑の方、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意されました。

次に、諮問第2号の質疑に入ります。

質疑の方、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方、ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（佐藤高清君） 討論なしと認め、お諮りします。

本案は市長の推薦のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高君） 異議なしと認めます。

よって、本案は市長の推薦のとおり決しました。

次に、諮問第3号の質疑に入ります。

質疑の方、ありませんか。

佐藤博議員。

15番（佐藤 博君） 人権擁護委員候補者の推薦問題について、市長に質問をしたいと思っております。

議会構成も本年3月をもって新しくなりましたし、特に新人の議員の方が半数近くとなり、また、新たに弥富市議会基本条例も制定されたことであり、基本条例の本旨を尊重した議会運営をすることが最も重要なことであると思うのであります。人事案件の同意議案についても、当然二元代表制として議会としても十分な審議の上、責任がある同意議決をすることが重要であると考えております。

これは以前のことでありますけれども、弥富町議会において、教育長人事案件について、ただ住所は弥富町中六となっており、経歴書では他県での教職履歴があるのみで、当時町長は立派な人物との答弁のみで、その人物像について議会は誰一人知り得ることのない中で提案、即採決ということがございました。

私は質問をいたしましたけれども、人物・実績等のような方かわからないため、私は採決では退席をしましたが、採決は行われて、賛成多数で教育長が誕生したことがあります。

後に、四日市からの通勤であるということも判明し、弥富町の実情や、とりわけ町内小・中学校の現状に対する認識も理解されていないため、新聞紙上の話題ともなり、市長交代後、任期途中で退職となったことがあります。その教育長が退職後、四日市において、御子息が近鉄電車との衝突事故を起こしたというようなことも、新聞に、あるいはテレビで放映された、こういうことがあります。

このような経験からしても、その役職に対する適応性を初め、人物や経歴だけでなく、行動、行為等についても十分理解をした上で、責任を持って推薦同意をしていくことが議会としての使命であり、議会基本条例における二元代表制の本旨でもあります。市長から提案があったというだけで、十分な審議もなく安易に賛同するということであっては、議会基本条例の本旨からしても、議会の使命、議員の資質が問われることになりかねないと思うのであります。

したがって、新たに基本条例も制定されたことであり、新しい議員の方も大変多いわけですので、同意議案のあり方を含めて、参考に議論をすることが重要であると思っております。

ので、服部市長に質問をいたします。

ただいま人権擁護委員の同意提案がありました。まず、人権擁護委員法第6条第3項の規定とはどのような内容か。また、人権擁護委員とは、法務省における位置づけ、使命、活動内容等の概要について、わかれば説明をしていただきたいと思います。

議長（佐藤高君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 佐藤議員のほうから、人権擁護委員候補者の推薦についての御質問でございます。

御承知のように、現在弥富市の人権擁護委員は各小学校区に1名ずつ配置されており、現在は7名でございます。そして、来年4月、開校の日を日の出小学校が迎えるわけですが、その小学校区に新たに配置するための議会の意見をお聞きするために、今回提案を提出させていただいたという状況でございます。

市議会の御意見をいただき、市教の推薦書並びに推薦理由書等を沿えて、名古屋法務省津島支局を經由し名古屋法務局に提出いたします。名古屋法務局では、弁護士会や人権擁護委員会連合会の意見をお聞きして、法務省に提出されることになっております。そういうようなルールというものがあられるわけでございます。

また、今回、私どもが人事案件として、この人権擁護委員会の候補者という形の中で推薦をさせていただいたのは、先回の全員協議会の中でも、1週間前で日程的に理解する上で短いのではないかとというようなことが御意見としてありましたけれども、私どもとしては、弥富市議会が平成18年に市議会として設立されたときに、この人事案件につきましては1週間前に私どもから提案を申し上げ、初日議決を一つのルールにしていこうという形のもとに、今回もそのようにさせていただいたところでございます。

そういった形の中で、今回の人権擁護委員の仕事の内容につきましては、地域の皆さんから人権相談を受け、そして問題解決のお手伝いをさせていただいたり、法務局の職員と協力して人権侵害に対する被害者の救済をしたり、地域の皆様の人権について関心を持っていただく、そういう啓発活動を行っていただく方でございます。

そういった形の中で、私どもとしては、今回、平島にお住まいの水谷さんを推薦させていただいたわけでございます。水谷さんは、人格、識見ともに高く、広く社会の実情に通じておられ、人権擁護委員について理解のある方と、私どもとしては確信をしているところでございます。

今までの過去の例におきましても、社会の事業者であるとか、特に教育者を中心として、私どもは候補者を推薦させていただいているところでございます。このところにつきまして、十分御趣旨を御理解いただき、皆さんの御承認を賜りたいというふうに思っているところでございます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 佐藤博議員。

15番（佐藤 博君） 人権擁護委員の使命ということについては、おおむね今市長が申されたことの中にあるわけでありまして。多少私と解釈の違うのは、先ほど提案のときに、法務省のほうから提出するよということであったということですが、弥富の場合には人口4万から6万でありますから、9名までが法務大臣は任命をすることができるということになっておると聞いております。

そこで、法務省からの推薦要項というのは、どのような方が適任者であると示しておるかということが、まず第1番に考えられるわけでありまして。そして、法務省に対しての推薦の提出期日はどのようになっているのか。また、法務大臣の任命はいつ行われるのか。いつから任務につくのか。日程的条件等についてわかっておればお知らせをいただきたい、こういうふうに思います。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 先ほども御質問の中で答弁をさせていただいておるわけですが、今回の新たな候補者につきましては、来年の4月1日から法務大臣の委嘱をいただき、仕事についていただくわけでございます。

そうした形の中では、過去の慣例に従いまして、一定の手續を得るためには3カ月有余要るだろうという形で考えているところでございます。

そういった形の中で、先ほども言いましたように、若干の余裕はありますけれども、初日に議決をいただき、御承認をいただき、私どもとしてはその手續をとっていきたいというふうに考えているところでございます。よろしく願いいたします。

議長（佐藤高清君） 佐藤博議員。

15番（佐藤 博君） 私も法務局へ行って、支局長と直接会って、いろいろなことを伺ってまいりました。

推薦は1年前からできるということでありまして。それから、任命されるのは4月ということとで限定されておるわけではなくて、4月、7月、10月、1月と4回あるわけでありまして。そこで、どこで任命をいただくかということは、これは推薦をする弥富が決めるわけでありまして、今回の場合には、とりあえず4月から日の出小学校が開校するから、学区一人ずつという決め方の中でやられたようであります。

今、学区1名というのは弥富のルールと聞いております。別に弥富のルールでなくてもやれるようになっておるといこともございます。そして、法務大臣のところへ提出するのは、約3カ月ぐらい前に、市長から話がありましたように、弁護士会等が審査をして法務大臣のところへ提出ということになれば、この12月議会いっぱいでも間に合うわけでありまして。何もきょう提案して、きょう決めなくても、12月末までで十分間に合うということの確認を私

はとってまいりました。

しかし、今、慣例で1週間前の進捗状況の報告のときに名前を発表して、きょう決めるということではありますが、私はその点について、基本条例もできたことでもありますので、もう少し1週間前にきちっと、この人権擁護委員との使命とか、あるいは今言った推薦の方法とか、人物像とか、こういうことが1週間前に議論がされておれば、きょう私は提案をされて、採決をしてもいいと思っております。

ところがそういうようなことはされずに、ただ名前と、そして、ここの議案に出ておる過去の経歴等が出されただけで、どのような活動をされた人か、そういうようなこともない中で、きょう提案をして、きょう採決と、こういうことになったわけでありまして、私はその点について極めて遺憾だと思っております。

ですから、もう少し慎重に審議をしていって、再任という場合には別としても、やっぱり新しくなる場合にはそういうことも必要ではないかと、こういうようなことを提案してきましたけれども、皆さん方の多数がきょうでいいということでもありますから、私はこの推薦された水谷さんについては、弥富の市議会の中で何人の方が全てを理解しておられるか、これに疑義を思うわけであります。

そういう点で、私はもう1点お尋ねをしたいと思っておりますのは、そういう日程的なことは私が調べてまいりましたので、これはむしろ私のほうが確実だと思っております。

12月の最終議会で何か反対をされたら、否決をされたら困るということのようですが、確かに4月ということ限定すれば、そういうことになるかと思っておりますが、また疑義があるような、そういう人物を例えば推薦候補に上げられるということについても、これは問題があると私は思うんです。その点については市長はどのように考えておられるのか、お尋ねしたいと思います。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 佐藤議員から、人権擁護委員の候補者につきましての御意見をいただいております。真摯に受けとめ、今後の参考にするところは参考にしていきたいというふうに思っております。

最初に私のほうから申し上げましたとおり、平成18年の市議会の、これは拘束力があるないということはあるでしょうけれども、そのときに決められたルールといたしましては、1週間前に諮り、初日に議決をいただくというようなことで従来からやってまいりました。

今回、新たな人権擁護候補者でございますけれども、これは3年の任期でございます、3年前も同じようなことが、もし佐藤議員の御意見でしたら、そのときも、そういう形の中で諮っていただくべきだろうというふうにも思っているわけでございます、今回新たにどうしてというようなことがあるわけでございます。



また、日程的には3カ月ちょっとでございますけれども、少し余裕をいただきたいという形で思っております。市民の皆様、いわばボランティア的な活動という形の中でお仕事をさせていただくわけでございますので、全員一致の御承認をいただきたいというのが私の趣旨でございます、お願いでございます。そうしたことから、やもや否決をされたというようなことにつきましては考えておりませんので、御答弁させていただきます。よろしく願いいたします。

議長（佐藤高君） 佐藤博議員。

15番（佐藤 博君） そうというような考えであるならば、むしろ議会としてももう少し、いろいろの人権擁護委員の使命とか、そういうようなことも詳しく議論をしながら、そしてまた人物像、例えばどういう人が適任者であるのか、こういうこともきちっと議論をして決めていくことが、私は理想的だと思うんです。

私も、できればこういうような人事案件については、満場の賛成を得て進めるというのが基本だと思っております。ですから、私は以前にも申し上げたように、今るる申し上げましたように、反対なり、退席をしなきゃならんような人選方法はいかなものかと、こういうように思っております。

かつて、固定資産評価審査委員を市長のほうから提案されたのも、私は、これは不適切だということで反対をしました。ということは、こういう議会が同意議案に賛成するのは、いろいろの面で行動の中立性、あるいは経歴の中において、みんなが賛成できるような行動がされておるかどうかと、こういうことが大事だと思うんです。

そこで私は、適任者の要件について言うならば、人物、経歴はもちろんのこと、特に人権擁護委員という職務上、思想的な問題だとか、政党所属を初め、政治行為、選挙活動等について中立性、公平性がある人が望ましいと私は思うのであります。その点については、以前にも私は申し上げたとおりであります。市長はあえて今回もそういうようなことを、私どもとしては疑義に感じておる人を推薦してきたというのは、どういう意図からかということが、私は尋ねたいのであります。以上です。

議長（佐藤高君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 佐藤議員にお答え申し上げます。

今回こういう形の中で、私どもとしては候補者として推薦をさせていただいておるわけですが、議会の中で、先ほどの議会運営委員会の中でもお話があったわけですが、議会の中でもしっかりと御議論をいただくということも、私は必要な場合があるかなあというふうにも思っております。しかし、私どもとしても佐藤議員の御意見を真摯に受けとめ、今後の大いなる参考にしていきたいというふうに思っております。

また、人物像という形につきましては、最初にもお話ししましたように、現在は子育て支

援センターという形の中で、子供さんに対するさまざまなかわりをしていただいている。あるいは、今までは教育者という形の中で、学校教育の中でのことについてもたけてみえる、教育行政にもたけてみえるというような状況の中で、日の出小学校の開校に基づく、いわゆる適任な候補者であるというふうに私どもとしては思っておるわけでございます。

十分お考えをいただき、御承認を賜りたいというふうに思っております。

そして、最初にも申し上げましたように、ボランティア的な活動をしていただくわけでございますので、議会全員の皆様の御承認をいただきたいというふうに思っておるところでございます。

議長（佐藤高清君） 佐藤博議員。

15番（佐藤 博君） 今、るる述べてきましたが、私ども議会としても、議員はお互いに選挙というものをもって身を立てております。市長も同様であります。そうした中で、選挙活動とか、特に政治行為とか、中立性を保つ意味からも、こういうことをされた方を推薦するについては、やっぱり議員としては賛否両論が出てくると、こういうことを市長は考えられないかどうか、市長に尋ねます。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） その候補者が政治的な活動をしていたんじゃないかというふうにおっしゃるわけでございますが、私は、確かに県議会議員の後援会の会長をされたということは十分承知をしているところでございます。

しかしながら、直接的に政治にかかわっていただいているということではないというふうに思っております。それもまた、去年の段階でもう既におやめになっているというようなこともあるわけでございます。

ある意味では、これが正しい判断かどうかわかりませんが、政治にかかわるということの中においては、間接的なかわり合いの中においても、人の心ということ、政治にかかわる人については十分持ち合わせていただいているだろうというふうにも思うわけでございます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 佐藤博議員。

15番（佐藤 博君） 私が調査したところによりますと、この本年の5月8日に、今の県会議員、特に自民党公認候補者として選挙を戦った安藤正明氏の後援会長を、ことしの5月8日に退任されたということです。まだ半年前です。

恐らく、私はこういうようなことを考えていくと、服部市長とこの推薦候補者であります水谷さんとの出会いは、どこから始まったかということに疑義も感じずにはおられないのであります。ということは、まだことしの5月8日にその後援会長はやめられたと。しかも、これは候補者自身も政党名がきちっとしておるわけです。そして去年の秋ごろに、すなわ

ち1年前に、服部市長の後援会において、この水谷氏は安藤正明後援会長として、来賓として祝辞も述べておられます。

このときの祝辞の内容については、ある人が私のところへ、こういうことを述べたということで、テープを私のところへ持ってこられました。聞きました。一部議員という言い方ではありましたけれども、一部の議員の批判的な内容の言葉が述べられております。

まさにこれは、私ども議会に対する侮辱でもあります。そういうような方であったがために、当時公開質問状を出したらどうだという人もありましたけれども、私はよもや人権擁護委員に推薦されるとは思っておりませんでしたから、聞き流しておいたわけでありませぬ。

そういう方を、今の市長が推薦候補者として選任同意を求められるということについては、私はいささか中立性に欠けておるのではないかと。例えば国会等であれば、これは明確な与野党という形でこういうようなことが行われるでしょうけれども、弥富市議会においては、これはみんな二代表制であって、市民の信頼を得て出てきておるものでありますから、そういう批判的な言葉が、一部議員という言い方ではあったけれども、いささか私は疑義を感じずにはおられません。

そういうことを考えると、まさに今回市長が出されたのは、市長の倫理観、政治的節操、中立性、こういうものを疑わざるを得ない、こういうように私は感ずるわけでありませぬ。かといって、私は出された同意議案について反対をするということは避けたいと思っております。だから私は、こういうような今のルールづくり、例えば政治的には中立であるべきであると、あるいはまた、学区単位でこの人権擁護委員を推薦するということであるならば、従来のように、その学区の例えば議員とか、そういう人に、事前にこういう人を推薦したいと思うがどうであろうかということで、事前に調整をされて、そして皆さんの同意を得て、円滑に推薦同意ができるようなことを考えることが、私は市長の議会運営の技術だと思っております。そういう点については市長は考えられたことがあるかないか、尋ねたいと思っております。

議長（佐藤高次君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 佐藤議員にお答え申し上げます。

今までの人事案件、あるいはそういった形の中での同意、あるいは信任という形での御推薦をいただくというようなことについて、御協議をいただいておりますけれども、一定のルールづくりをという形でおっしゃるわけでございます。そして、議会の基本条例の中でそのような形をおっしゃるわけでございますので、一度議員の皆さんの中で、そのようなことの御協議をいただければというふうに思っております。

私どもといたしましては、議会のほうからそのような御提案をいただければ、これは真摯に受けとめて、私どもとしてもしっかりと協議をし、そしてお互いがすり合わせるというよ

うなことが必要だというふうに思っております。決して議会を軽視したり、あるいは議員の皆さんの考え方を無視したりというようなことは毛頭考えておりませんので、一定のルールづくりをしていただければ、それについて私どもとしても協議をさせていただくということでございます。

議長（佐藤高清君） 佐藤博議員。

15番（佐藤 博君） そうというような考え方であるならば、私は全員が賛成をして、そして、やはり選ばれた人も、議会全員の賛成を得たというのは誇りになるわけでありますから、これは大事なことだと思うんです。そういうことも考えながら、私はきょうは質問しております。

ですから、議会としてきょう即議決でなくて、そういう円満な、全員同意ができるような形をとるために、議会として今後どのような、例えば適応性というか、適任者はどのような人であるのか、そしてまた、学区選出ということであるならば、学区の議員と、こういう人たちがいる程度事前に賛成をして、むしろ学区から出るということであれば、その学区の議員が賛成討論ができるような仕組みをつくったらどうだというのが、私はきょうまで考えてきたことであります。

だから、あえて、きょうここで採決をするということではなくて、ルールづくりをして、別に水谷氏に反対をするつもりはありません、私は。そういうルールづくりをした上で、みんなが水谷氏の人物像、私は水谷氏の人物はよく知っていますから。議員の中では、水谷氏の人物像、あるいはまた実績、恐らく私が一番よく知っておると思うんです。だから、私は反対するつもりはないけれども、そういうようなことを今後やっていかないと、市長がただ提案したから、みんな何でも賛成していくんだというような、こういう議会の、議員としての使命、責任が果たされないようなやり方は好ましくないと、そういうように思うので、きょうここで同意、採決をするのではなくて、一度そういうルールづくりをやってから、そして、いつでもいいですから、会期中に全員の賛成を得られるように、議長は取り計らいをされることが望ましいんじゃないかと思いますが、議長の見解を求めたいと思います。

議長。

議長（佐藤高清君） 佐藤博議員からの質問であります。

私は議長としての気持ちを伝える前に、暫時休憩をとります。

~~~~~

午前10時45分 休憩

午前10時54分 再開

~~~~~

議長（佐藤高清君） それでは休憩を閉じ、会議を再開いたします。

先ほど、佐藤博議員のほうから、議長に対する質問ということがありました。

議長といたしまして、佐藤博議員の提案されております諮問に対するあり方について、全員協議会においてルールづくり等を含めた協議をするということをお願いしたい。そういう形で私のほうから報告させていただきまして、佐藤博議員の質疑を再開いたします。

佐藤博議員。

15番（佐藤 博君） 続けます。

今、私がるる申し上げたようなことが、これは真実であり、また今後、議会としてあるべき姿をきちっと明確にすることが非常に重要なことだと思っておるわけであります。

議会として、議会改革協議会の中でこういう問題のルールづくりをきちっとするというところをした上で、私は、この同意議案については同意をするようにしていきたいと、否決をするようなことがあったり、反対をしたり、あるいはまた退席をしたりということは好ましいことではありませんので、そういうような形をきちっとつくることを再度要求をして、質問を終わります。

議長（佐藤高君） ほかに質疑の方、ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（佐藤高君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方、ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（佐藤高君） 討論なしと認め、お諮りします。

本案は市長の推薦のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高君） 異議なしと認めます。

よって、本案は市長の推薦のとおり決しました。

~~~~~

日程第7 承認第1号 専決処分の承認について

議長（佐藤高君） 日程第7、承認第1号を議題とします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

市長（服部彰文君） 次に御提案申し上げ、御審議いただきます議案は、承認1件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

承認第1号、専決処分事項につきましては、去る平成24年11月16日に衆議院が解散され、衆議院議員総選挙の日程が平成24年12月16日と決定されましたため、急遽、衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に要する経費を予算化する必要を生じました。

このため、平成24年11月19日に、本補正予算を地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したいので、同条第3項の規定により御報告を申し上げ、承認を求めるものでございます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 議案は説明を省略させます。

これより、承認第1号の質疑に入ります。

質疑の方、ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方、ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（佐藤高清君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

~~~~~

日程第8 議案第49号 平成24年度弥富市一般会計補正予算（第5号）

議長（佐藤高清君） 日程第8、議案第49号を議題とします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

市長（服部彰文君） 次に御提案申し上げ、御審議いただきます議案は、予算関係議案1件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第49号平成24年度弥富市一般会計補正予算（第5号）につきましては、日の出小学校建設工事の設計変更に伴い、歳入歳出それぞれ1,770万円を追加し、歳入歳出予算の総額を154億3,405万5,000円とし、地方債の補正を計上するものであります。

よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長（佐藤高清君） 議案は説明を省略させます。

これより、議案第49号の質疑に入ります。

質疑の方、ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方、ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（佐藤高清君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第9 議案第50号 弥富市暴力団排除条例の一部改正について

日程第10 議案第51号 弥富市防災会議条例及び弥富市災害対策本部条例の一部改正について

日程第11 議案第52号 弥富市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

日程第12 議案第53号 弥富市出頭人等の実費弁償に関する条例の一部改正について

日程第13 議案第54号 弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について

日程第14 議案第55号 平成24年度弥富市一般会計補正予算（第6号）

日程第15 議案第56号 平成24年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第16 議案第57号 平成24年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第17 議案第58号 平成24年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議長（佐藤高清君） この際、日程第9、議案第50号から日程第17、議案第58号まで、以上9件を一括議題とします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

市長（服部彰文君） 次に御提案申し上げ、御審議いただきます議案は、条例議案5件、予算関係議案4件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第50号弥富市暴力団排除条例の一部改正につきましては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第51号弥富市防災会議条例及び弥富市災害対策本部条例の一部改正につきましては、災害対策基本法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第52号弥富市職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、非常勤職員について、仕事と育児の両立を図るため、育児休業及び部分休業をすることができるようにする必要があることから、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第53号弥富市出頭人等の実費弁償に関する条例の一部改正につきましては、地

方自治法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うため、条例の一部改正をするものであります。

次に、議案第54号弥富市児童クラブ施設条例の一部改正につきましては、弥富市立日の出小学校の設置に伴い、所要の規定の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第55号平成24年度弥富市一般会計補正予算（第6号）につきましては、歳入歳出それぞれ5,611万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を154億9,017万円とするものであります。

歳出の主な内容といたしましては、各款共通で、人件費につきましては、当初予算編成時において配属予定の職員に支給する給料等で積算した額と、実際に配置して職員に支給する給料等の額の差額を補正するものなど、総務費におきまして、コミュニティFM放送開局に伴う初期費用としての補助金908万1,000円、民生費におきましては、補充保育士等の臨時職員賃金1,920万円、臨時保育士派遣委託料315万円、生活保護費国庫負担金過年度分返還金1,953万6,000円、生活保護費県費負担金過年度分返還分259万5,000円、衛生費におきまして、住宅用太陽光発電システム設置費補助金120万円、農林水産業費におきましては、農業振興対策事業補助金720万円、土地改良事業工事請負費450万円、土木費におきまして、土地購入費800万円、教育費におきましては、通学保安帽購入費240万円、体育施設整備工事請負費574万5,000円であります。

これらに対する主な歳入といたしましては、財政調整基金繰入金2,949万5,000円、保育所運営費保護者負担金1,250万円、保育所受託事業収入550万円を増額計上するものであります。

次に、議案第56号平成24年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれ6,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を43億9,372万9,000円とするものであります。

歳出の主な内容といたしましては、一般被保険者療養給付費4,000万円、退職被保険者等療養給付費1,200万円であります。これらに対する歳入といたしましては、前期高齢者交付金6000万円を増額計上するものであります。

次に、議案第57号平成24年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、保険事業勘定において、介護保険事務処理システム改修委託料110万円を増額計上し、歳入歳出予算の総額を23億7,342万4,000円とするものであります。

次に、議案第58号平成24年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、人件費の補正を行い、歳入歳出予算の総額を9億9,571万1,000円とするものであります。

以上が提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては、関係部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

議長（佐藤高君） 議案は担当部長に説明させ、補正予算は説明を省略させます。

まず、伊藤総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） 議案第50号弥富市暴力団排除条例の一部改正について、御説明申し上げます。

2枚はねていただきまして、弥富市暴力団排除条例の一部を改正する条例の新旧対照表をごらんください。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律が改正されたことに伴いまして、条例の一部を改正するもので、第4条につきましては、引用条文に移動があることなどに伴い、所要の規定の整備を行い、第6条については、措置を講ずるよう努めるものから措置を講ずるものとしてより強化したものでございます。

附則につきましては、この条例の施行日を公布の日からとするものでございます。

次に、議案第51号弥富市防災会議条例及び弥富市災害対策本部条例の一部改正について、御説明申し上げます。

2枚はねていただきまして、弥富市防災会議条例の一部を改正する条例の新旧対照表をごらんください。

災害対策基本法の一部が改正され、条例の一部を改正するものでございまして、防災会議及び災害対策本部の役割が見直されたことに伴いまして、弥富市防災会議の所掌事務の第2条第2号を、市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議することに改め、第2条第3号として、前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べることを加え、委員構成の見直しといたしまして、第3条第5号中第8号を第9号とし、第8号に、自主防災組織を構成する者または学識経験のある者を加えるものであります。

1枚はねていただきまして、弥富市災害対策本部条例の一部を改正する条例の新旧対照表でございますが、災害対策基本条例の条項の整理をするものでございます。

附則につきましては、この条例の施行日を公布の日からとするものであります。

次に、議案第52号弥富市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、御説明を申し上げます。

3枚はねていただきまして、弥富市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表1ページをごらんください。

内容につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正され、従前認められていなかった非常勤職員に係る育児休業等についての規定を整理するものであります。

第2条は育児休業することができない職員を定めておりますが、第3号を追加いたしまして、同号アからウのいずれかに該当する非常勤職員については、育児休業を取得することができるものとし、それ以外の非常勤職員は育児休業をすることができない職員とするもので

あります。

アは、非常勤職員に育児休業を認めるための資格要件を定めておりまして、（ア）から（ウ）の要件全てに該当する場合が対象となります。（ア）は引き続き在職した期間が1年以上と規定しております。（イ）は、子の1歳到達日を超えて引き続き在職することが見込まれ、当該子の1歳到達日から1年を経過する日までの間に、任期を更新しないこと及び再び採用されないことが明らかでない場合と規定しております。（ウ）は、勤務日数等に係る要件を市長が規則で定めることとしております。イ及びウは、特定の事情により再度の育児休業をしようとする場合は、改めてアに規定する要件を必要としないことを規定するものでありまして、イは第2条の2第3号の規定により、子を1歳から1歳6カ月に達するまで養育するため育児休業をしようとする場合で、非常勤職員がこの1歳到達日に育児休業をしている場合が該当いたします。

2ページをお願いいたします。

ウは、任期の末日までに育児休業をしている場合で、任期の更新または引き続き採用されることに伴い、引き続き育児休業をしようとする場合が該当いたします。

新たに追加する第2条の2は、地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項で、非常勤職員の育児休業の期間については、子の養育の事情に応じて、子の1歳到達日から1歳6カ月に達する日の間で、条例で定める日を期日の末日としており、本条において条例で定める日を規定するために設けるものでございます。

第1号は、第2号及び第3号に該当しない場合は、その1歳到達日を非常勤職員の育児休業の期間の末日とするものであります。

第2号は、非常勤職員の配偶者が子の1歳到達日前に育児休業をしている場合につきましては、子の1歳2カ月に達する日を、非常勤職員の育児休業の期間の末日とするものであります。

3ページをお願いいたします。

第3号は、ア、イいずれの要件にも該当する非常勤職員は、子の1歳6カ月に達する日を育児休業の期間の末日とするもので、アは、非常勤職員またはその配偶者が子の1歳到達日に育児休業をしている場合。

4ページをお願いいたします。イは、子の1歳到達日後において、育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合とするものであります。

第2条の3は、第2条の2を育児休業法第2条第1項の条例で定める日の規定を追加するため、第2条の3として1条繰り下げるものであります。

第3条は、地方公務員の育児休業等に関する法律において、育児休業の取得は原則1回に

限られておりますが、条例で定める特別の事情があれば、再度の育児休業の取得が認められており、その特別の事情を規定するもので、非常勤職員における特別の事情として第6号と第7号を追加するものであります。第6号は、第2条の2第3号の規定により、1歳から1歳6カ月に達するまでの間、再度育児休業を取得する場合を定めるものであります。

第7号は、任期の末日までを育児休業をしている非常勤職員で、任期の更新または引き続き採用されることに伴い、引き続き育児休業をしようとする場合を定めるものであります。

5ページをお願いいたします。

第9条は、引用条文の移動に伴い規定の整理を行うものであります。

第19条は、部分休業することができない職員について定めておりますが、本条を号立ての構成とする改正に伴い、本文に規定されておりました職員を第1号に規定し、新たに第2号としまして、ア、イのいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員は部分休業することができない、すなわちア、イのいずれにも該当する非常勤職員は部分休業をすることができるものとするものであります。アは在職する期間を1年以上と定め、イは勤務日数及び勤務時間の要件を規則で定めるものとしております。

第20条は、部分休業の承認において定めておりますが、第1項は非常勤職員について部分休業することができることとしたことに伴い、規定を整理するものであります。

6ページをお願いいたします。

第2項は用語の改正、第3項は、非常勤職員の部分休業は、1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内とするものであります。

第21条は、部分休業をしている職員の給与の取り扱いについて定めるもので、非常勤職員についての規定を追加するものであります。

規則につきましては、この条例の施行日を平成25年4月1日とするものであります。

次に、議案第53号弥富市出頭人等の実費弁償に関する条例の一部改正について、御説明を申し上げます。

2枚はねていただきまして、弥富市出頭人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表をごらんください。

地方自治法の改正がされ、引用条文に移動があることなどに伴い、所要の規定の整備を行うとともに、この改正により、本会議の公聴会参加者及び参考人を実費弁償の対象に加えるものであります。

附則につきましては、この条例の施行日を地方自治法の一部を改正する法律、平成24年法律第72号、附則第1条ただし書きで規定する政令で定める日から施行するものであります。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 次に、民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） 議案第54号弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について御説明申し上げます。

新旧対照表をお願いいたします。

日の出小学校設置に伴い、日の出小学校区、桜小学校区に設置しております児童クラブを、それぞれ小学校の名称と同様に、「弥富市さくら児童クラブ」を「弥富市日の出児童クラブ」に、「弥富市さくら西児童クラブ」を「弥富市桜児童クラブ」に改正するものでございます。

この条例は平成25年4月1日から施行いたします。以上でございます。

議長（佐藤高清君） お諮りします。

本案9件は継続議会で審議したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案9件は継続議会で審議することに決しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了したので、本日の会議はこれにて散会いたします。

~~~~~

午前11時17分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐藤 高 清

同 議員 鈴 木 みどり

同 議員 那 須 英 二

平成24年12月10日  
午前10時00分開議  
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（18名）

|     |       |     |      |
|-----|-------|-----|------|
| 1番  | 伊藤勝巳  | 2番  | 川瀬知之 |
| 3番  | 鈴木みどり | 4番  | 那須英二 |
| 5番  | 三宮十五郎 | 6番  | 早川公二 |
| 7番  | 平野広行  | 8番  | 三浦義光 |
| 9番  | 横井昌明  | 10番 | 堀岡敏喜 |
| 11番 | 炭竈ふく代 | 12番 | 山口敏子 |
| 13番 | 小坂井実  | 14番 | 佐藤高清 |
| 15番 | 佐藤博   | 16番 | 武田正樹 |
| 17番 | 伊藤正信  | 18番 | 大原功  |

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

|    |       |    |      |
|----|-------|----|------|
| 5番 | 三宮十五郎 | 6番 | 早川公二 |
|----|-------|----|------|

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

|                  |       |                  |      |
|------------------|-------|------------------|------|
| 市長               | 服部彰文  | 副市長              | 大木博雄 |
| 教育長              | 下里博昭  | 総務部長             | 伊藤敏之 |
| 民生部長兼<br>福祉事務所長  | 平野雄二  | 開発部長             | 石川敏彦 |
| 教育部長             | 山田英夫  | 総務部次長兼<br>総務課長   | 村瀬美樹 |
| 総務部次長兼<br>財政課長   | 佐藤勝義  | 民生部次長兼<br>健康推進課長 | 服部誠  |
| 民生部次長兼<br>介護高齢課長 | 佐野隆   | 開発部次長兼<br>商工観光課長 | 服部保巳 |
| 開発部次長兼<br>土木課長   | 三輪真士  | 会計管理者兼<br>会計課長   | 渡辺安彦 |
| 教育部次長兼<br>学校教育課長 | 服部忠昭  | 監査委員<br>長        | 松川保博 |
| 秘書企画課長           | 山口精宏  | 防災安全課長           | 伊藤久幸 |
| 税務課長             | 伊藤好彦  | 収納課長             | 山守修  |
| 市民課長兼<br>鍋田支所長   | 加藤恵美子 | 十四山支所長           | 平野進  |
| 保険年金課長           | 平野宗治  | 環境課長             | 鈴木浩二 |

|        |      |                   |      |
|--------|------|-------------------|------|
| 福祉課長   | 前野幸代 | 総合福祉センター<br>所長    | 佐野隆  |
| 児童課長   | 渡辺秀樹 | 農政課長              | 半田安利 |
| 都市計画課長 | 竹川彰  | 下水道課長             | 橋村正則 |
| 生涯学習課長 | 八木春美 | 十四山スポーツ<br>センター館長 | 花井明弘 |
| 図書館長   | 奥田和彦 |                   |      |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |      |    |      |
|--------|------|----|------|
| 議会事務局長 | 伊藤邦夫 | 書記 | 佐野智雄 |
| 書記     | 岩田繁樹 |    |      |

6. 議事日程

|      |            |
|------|------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 一般質問       |

~~~~~  
午前10時00分 開議

議長（佐藤高清君） おはようございます。

会議に先立ちまして、報告をいたします。

伊藤正信議員が所用のためおくれるという報告がありましたので、報告します。

西尾張CATVより、本日及び明日の撮影と放映を許可されたい旨の申し出がありました。よって、弥富市議会傍聴規則第9条の規定により、これを許可することにいたしましたので、御了承をお願いいたします。

質問、答弁される皆さんは努めて簡潔・明瞭にされるようお願いをいたします。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤高清君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第81条の規定により、三宮十五郎議員と早川公二議員を指名いたします。

~~~~~  
日程第2 一般質問

議長（佐藤高清君） 日程第2、一般質問を行います。

なお、平野広行議員より、質問の資料として配っていただきたいという要望があり、これを許可し、各位のお手元に配付してありますので、よろしくをお願いいたします。

順次、発言を許します。

まず平野広行議員、お願いします。

7番（平野広行君） 7番 平野広行です。

おはようございます。私、3回目の一般質問ですが、初めて1番で質問させていただくことができまして、大変喜んでおります。

実は11月の末に、私、奈良のほうへ出かけまして、信貴山と橿原神宮を参拝しました。そのときにおみくじを引いたんです。そうしましたら、1番が出ました。そのみこさんも、1番はなかなか出ませんということでしたので、これはひょっとしたら今度の一般質問、1番が当たるんじゃないかなあと考えておりましたところ、本当に当たってしまいました。本当に今、大変爽やかな気持ちでおりますので、市側の答弁のほうも爽やかにお願いをいたしたいと思います。

それでは、通告に従いまして質問に入ります。

まず第1番目、プレミアムつき商品券の発行についてお伺いいたします。

古きよき昭和の時代、弥富町、そして十四山村時代、商店街はにぎわい、商店には活気が

みなぎっておりました。しかし、平成の時代に入り、各種の規制緩和が進み、大型店の進出、さらにはディスカウント店の進出によって、商店は衰退の一路をたどりました。20年前、4軒あった発展会も、現在は実際に活動しているところはなく、5軒あったシール会も現在2軒となっています。また、商工会の商業部員数も20年前は440名、10年前369名、そしてことしの9月30日の時点では282名となっています。長引くデフレによる消費者の可処分所得の減少により消費は冷え込み、また東日本大震災がもたらした経済への影響は、被災地はもとより、我が弥富市の企業にも直接、間接を問わずに及んでおります。自粛等により消費に対する停滞ムードが出ておりましたが、震災後1年半が経過し、自粛ムードも解け、ことしの夏も旅行を中心に消費の拡大が徐々に取り戻されつつありましたが、将来の消費増税やヨーロッパ不安、中国問題を前に、将来に対する不安により、消費者は本来の姿である動かない姿を取り戻しつつあります。この動かない消費者をどう動かすか、これが鍵であります。

このようなとき、弥富市では、緊急対策事業として消費者の生活支援を図り、地元での消費拡大を図ることで、地域経済の活性化に役立てることを目的としたプレミアムつき商品券の発売をしてはどうでしょうか。

他市でもよく行ってありますが、例えば1万円で1万1,000円の買い物ができる商品券であります。前段で述べましたように、弥富市内では小売店の発展会組織もなく、商工会を中心に活動するより方法がありません。また、いわゆる商業部としての小売店、大型店での利用だけではなくて、工業部の建築業、水道工事店、理容店、建具店、不動産、学習塾、あるいは自動車修理業等も幅広く利用できて、市民の皆様にも、どこでも何でも使えて、これは便利だと思われるような方法で行えばよいと思います。詳細については、市側と商工会、そして販売店の三者で話し合えばよいことでもあります。例えばきんちゃんプレミアムつき商品券として、地域経済の活性化を図ってはどうでしょうか。

弥富市近郊では一宮市、稲沢市などが行っていますが、一番近い稲沢市で実情を伺ってきました。市民からの評判もよく、1回目が1億円、2回目1億5,000万円、私が伺ったとき、ちょうど3回目の発売のときでしたが、2億円ということで販売をしておりました。このようなプレミアムつき商品券ですので、ぜひお願いをしたいと思います。

そして、これに関しまして、市議会のほうに愛知県商工会連合会及び弥富市商工会より陳情書が出ております。これは県内の62商工会の会長さんが一堂に会しまして、平成24年度商工会長会議において満場一致で決議した資料でございます。ちょっと読ませていただきます。

商工会を中心とした地域商工業振興に対する支援体制の拡充ということでもあります。

1点目、商工会事業運営に対する財政的支援の維持・拡充、2点目、中小企業の経営支援の強化、3点目、官公需発注における商工会員を優先した受注機会の確保、4点目、地域全体の事業者による地域貢献を推進するための条例制定、5点目、商工会組織存続に対する配

慮。この5点が陳情書として、私ども弥富市だけでなく、全ての市町に出ていると思います
が、愛知県商工会連合会から出ております。

こういったことを踏まえて、弥富市としては、プレミアムつき商品券の発売に対してどの
ように考えてみえるのか。これ、ぜひ市長からお伺いいたします。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） おはようございます。

平野議員の御質問にお答えする前に、議員にお許しをいただきまして、一言御挨拶をさせ
ていただきます。

きょうは朝早くから雪降りという大変な天気になっております。皆様方におかれましても、
また市民の皆様方におかれましても、お出かけの際、あるいは車の運転には十分気をつけて
いただきたいということをまずもって御挨拶がわりにお話をさせていただきます。

さて、平野議員の御質問に対してお答えを申し上げます。

議員のおっしゃるとおり、日本を取り巻く経済環境は、円高、デフレというような状況の
中で大変厳しい状況に置かれていることは、今私が申すまでもないわけでございます。

2008年のリーマンショック以降、消費不況というのは当たり前のようになってしまって、
前年の数値を割っているのが現状でございます。また、経済環境の厳しさという状況の中で、
個人所得も大幅に減額になっているわけでございます。

このような状況の中で、今、消費税増税ということも考えられているわけでございます。
2014年には8%、あるいは15年には10%という形の中で増税の計画が流れておるわけでござ
います。

こういう状況になって、ますます商店街を取り巻く環境は厳しくなるだろうということを
予測するわけでございます。また、消費者の消費マインドというのはさらに冷え込んでしま
うという状況を容易に想像することもできるわけでございます。

今、衆議院選挙が行われるわけでございますけれども、最大のテーマは景気対策というよ
うな状況でもあろうかと思っております。日本の経済をどのように取り戻すかというような
ことも含めて、景気対策がそれぞれの党から真剣に議論をされているところでございま
す。まずは景気対策を最優先に、国のほうにおきまして進めていただきたい、そんな思いで
ございます。

さて、市といたしましても、商工会の皆様方の事業運営については、さまざまな財政的な
支援をさせていただいているのが現状でございます。つい先日におきましても、商工会の会
長ほか役員の皆様方と来年度の商工会に対する行政のあり方ということについて協議を重ね
てまいりました。商店街の活性化、そして消費生活者の購買行動を活性化するということ
については、お互いの共通の認識でございます。そのような状況の中で、私のほうからプレミ

アム商品券というものを一度考えてみたらどうだろうということを提案させていただいたところでございます。

先ほど平野議員からもお話がございましたように、近隣の先進市町の中においてもこのようなプレミアム商品券を既に発行していただいております。そういう状況を、私たち行政、そして商工会の皆さんと一緒に研修をし、協議を重ね、できるだけ早い機会にこのプレミアム商品券の実行をしていきたいというふうに考えておるところでございます。議員の皆様におかれましても、この考え方に御協賛いただきますようお願い申し上げて、私の答弁といたします。

議長（佐藤高清君） 平野議員。

7番（平野広行君） 市長より本当に力強いお言葉をいただきました。本当にありがとうございました。

それでは、この具体的なことにつきましてお伺いしますが、まずその前に、担当課長のほうから、このプレミアムつき商品券についての認識、この度合いについてお伺いしたいと思います。

議長（佐藤高清君） 服部商工観光課長。

開発部次長兼商工観光課長（服部保巳君） おはようございます。

それでは、平野議員の御質問にお答えいたします。

プレミアムつき商品券事業、販売事業と申しますか、認識についてということでございますので、お答えさせていただきます。

プレミアムつき商品券販売事業などの事業を実施されている商工会議所、商工会などの商工団体は、地域経済の活性化、購買力の拡大、ひいては市民の生活費の一助にという思いのもと、この事業に取り組まれているものと思っております。

また、このプレミアムつき商品券の販売事業でございますが、先ほども市長が申されましたように、商工会の地域振興事業策の一つであるというふうに私どもも思っております。市といたしましても、引き続き商工会さんが取り組まれる事業の一つとして支援してまいりたいというふうに考えております。以上であります。

議長（佐藤高清君） 平野議員。

7番（平野広行君） それでは、私のほうから、少し他の市町、それとプレミアムの率がどの程度かということの御報告をさせていただきます。

まず、東京のほうですが、清瀬市というところでは、人口7万3,000人ですが、発行総額1億1,000万円、それから兵庫県養父市、人口2万6,000人で1億6,500万円、埼玉県鴻巣市11万8,000人で1億3,800万円、群馬の伊勢崎市20万人で3億円、埼玉県川越市34万6,000人で3億3,000万円、豊橋市37万6,000人で5億5,000万円、福岡県では県全体で取り組んでお

りまして、80億円ということになっております。

そして、プレミアム率ですが、大体が10%で行っております。ただ、15%、それから20%というのが最高でありまして、20%のところは熊本県の甲佐町、人口は少なくとも1万1,000人ほどですが、ここはプレミアム率が20%ということで行っております。

そして、こういった補助事業をやった上で、当然のことながら成果報告書、こういったものが必要であります。川越市の成果報告書がございますので、読ませていただきます。

まず市側としての成果報告です。商品券の発行事業は、消費創出効果、地域経済の活性化に一定の効果があった。商工会側としては、新規の顧客の獲得、顧客とのコミュニケーション強化、売り上げ増の回答が全体の4分の3を占め、商品券事業は小規模小売店への消費誘導効果等、顧客と商店のつながりの支援策としては一定の効果があったと思われる、このような報告がなされております。

昔は、商店に人がいっぱい集まって、いろんな話をして、いい意味での地域形成がなされておりました。しかし、商店が姿を消しつつある今、社会においてもいろんな問題が起きています。特に子供については、いじめの問題であります。昔は学校教育、家庭教育、そして地域教育というものがありませんでした。残念ながら、この地域教育がほとんどなされなくなったと思っております。商店を中心として、地域の目としていろんな問題を見つけ、それを提起して、地域をよりよいものにしていくことが大事であると思っております。そこで、小さい商店をとにかく大事にしてほしいと私は思っております。

そして、今回のこのプレミアムつき商品券は市民の皆さんにも買い物の大きなメリットがあり、商店にもメリットがあります。プレミアムつき商品券の検討をしていただくことをお願いして、次の質問に入らせていただきます。

次は湾岸地区の物流と弥富市の南北主要道路、つまり西尾張中央道、中央幹線、155号線についての質問をさせていただきます。

質問に入る前に、皆さんのお手元にこういった地図を配っていると思います。ございますでしょうか。ピンクで枠組みしてあるところが、今申し上げました西尾張中央道、中央幹線、155号であります。155号につきましては、点線部分が未着工ということで記してあります。

平成24年4月より鍋田ふ頭第3バースが供用を開始し、コンテナの取り扱い量が20%程度ふえる予想でありました。しかしながら、現状では、尖閣諸島問題に端を発し、対中国貿易が減少しております。鍋田ふ頭においては対中国貨物の取り扱い量は70%、台湾が13%、韓国17%となっており、中国貨物の取り扱いがほとんどであります。24年の9月末現在においてコンテナの取り扱い量は対前年比10%程度の伸びにとどまっておりますが、22年、23年度と100万TEUのコンテナ取り扱い量となっております。しかしながら、中国問題が解決すれば、約20%のコンテナ取り扱い量の増加が見込まれまして、年間120万TEUの取り扱い

となります。

鍋田ふ頭のコンテナは40フィートが主流でありまして、それを運ぶトレーラーも大型トレーラーであります。現状においては、トレーラーは鍋田ふ頭を出て、楠1丁目から右折、または直進して飛島地内に入って、302号へ出て、名四へ出るルート。そして、楠1丁目を左折して、西尾張中央道へ出るルートが主流であります。さらには中央幹線へ出るルートもあります。しかし、平成25年3月末には西尾張中央道が鍋田ふ頭まで一直線に行けるようになり、西尾張中央道の交通量がかなりふえることが予想されます。この地図でござんいただきますと、赤いペンで矢印してあります。これがトレーラーの現状の流れであります。

現在でも、名四との接合部において、右折、左折するレーンが1車線しかありません。時間帯によってはかなり渋滞することがあります。この渋滞を避けた車が広域農道、または県道境政成新田蟹江線に入り、栄南小学校を挟む形で大量の車の進入が予想され、小学生の通学に危険が伴います。

また、今後、中央幹線の整備が鍋田地内で行われる際には中央幹線が通行どめとなります。これによって、また西尾張中央道に車が集中し、大渋滞が予想されます。これを解決するには、西尾張中央道と名四国道の接合部における北進車線の1車線拡幅が必要と考えております。地元の住民の方からもこの問題が提起されまして、栄南学区の区長会としてもこの問題の解決を市側に要望すると伺っております。

こういった湾岸地区下の物流ルートに関して、市側のお考えをお伺いしたいと思います。ぜひ市長にお答えいただきたいと思っております。

議長（佐藤高次君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 平野議員にお答え申し上げます。

弥富市の道路網、道路ネットワークについての御質問でございます。

御承知のように、私ども弥富市の道路ネットワークは東西、そして南北という形の中でしっかりと考えていく必要があるだろうというふうに思っているところでございます。東西に関しては、高規格道路、いわゆる高速道路を中心として、北のほうから東名阪道路、そして国道1号線、国道23号線、最近では大変利用の多い伊勢湾岸道路、そういったような道路が東西に流れておるわけでございます。

そして、課題なのは、御承知のように南北の道路、平野議員おっしゃるとおりでございます。私どもといたしましても、南北の道路につきましても、東のほうから西尾張中央道、そして市道の中央幹線、そして名古屋第3環状線という状況があるわけでございます。それぞれの東西の高規格道路に対して、どのように接合していくかというのが、まさに道路のネットワークを構築する上において非常に重要な課題でもあろうというふうに思っております。

西尾張中央道におきましては、先ほど平野議員からもお話がございましたように、平成25年3月には臨海道路という形の中での接合が決まりました。25年3月の供用開始というふうに聞いておるわけでございます。

また、私どもの市道中央幹線につきましても、今着々と南進という形の中で工事を進めさせていただいております。平成24年度終了時点では全工程の5割以上が供用できるというふうに思っております。この道路につきましても、財政大変厳しい状況ではございますが、基本的には西部臨海工業地帯の接続ということも含めまして、しっかりと進めていきたいというふうに思っております。

また、名古屋第3環状につきましても、御承知のように境のところまでが供用開始になっております。そして、今、県のほうといたしましては、国道23号線、間崎公園のところまでを事業認可していただくという形の中で、それぞれの地域における買収計画が持ち上がり、そして来年度から買収に入らせていただくというような状況になっております。このような形で、西部臨海工業地帯をしっかりと支えていく道路網は我々としてもお願いするところでもあり、また市民の生活道路ということにおいても重要であろうというふうに思っております。

さらに詳細につきましては土木課長から答弁をさせますので、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

議長（佐藤高君） 平野議員。

7番（平野広行君） 今、市長さんから言われましたように、担当者、土木課長さんのほうから、現状における、まず交通量、それから道路の工事の進捗状況、それと今後の工事予定について伺いをいたします。

議長（佐藤高君） 三輪土木課長。

開発部次長兼土木課長（三輪眞士君） それでは、平野議員にお答えをさせていただきます。

まず最初に、交通量の御質問にお答えさせていただきます。

平成22年度の交通量調査のデータで、西尾張中央道に関しましては、昼の12時間におきましては1万3,707台で、1日あたりに換算いたしますと1万7,956台でございます。また、参考でございますけれど、国道302号の交通量につきましては、昼の12時間で2万3,015台、1日あたりにいたしますと3万1,273台でございます。

続きまして、工事等の進捗状況でございますけれど、先ほど市長がある程度お話しさせていただきましたけれども、西尾張中央道の南進の臨港道路につきましては、議員が配付されました資料の中で示されておりますように平成25年3月には暫定2車線の供用開始が予定になっております。また、当初に計画されております4車線化ですけれど、平成28年3月末に開通というお話をお聞きしております。

続きまして、名古屋第3環状線でございますが、伊勢湾岸自動車道から国道23号までの間、

約2.4キロでございますけれど、既に鍋田地区の約1キロは供用開始されているところでございます。その延伸であります境地区でございますけれど、現在、用地交渉が順次行われており、計画的には次の工事に着手していただけることになっております。

また、稻荷崎、中原、富島地区の3地区におきましても、説明会が終わりまして、現在用地測量が発注されているところでございます。それに伴い、来年度には用地を取得していきたいとお聞きしております。

最後になりますけれども、現在市が整備中でございます、市長が先ほど述べられましたように中央幹線道路でございますが、国道23号から伊勢湾岸自動車道区間が約3キロありますけれども、その半分、約50%が今年度には完了する予定になっております。引き続き未整備区間の早期完成を図ってまいりますので、御理解をお願いいたします。

議長（佐藤高清君） 平野議員。

7番（平野広行君） 交通量等、今お聞きしまして、わかりました。

私もちょっと調べましたところ、大型車、小型車の混入率というのがございまして、西尾張中央道におきましても、302号におきましても大体か50%ということで、本当に大型車が多い、そういった道路であります。そしてまた、混雑度につきましても、西尾張中央道は0.6ないし0.8、302号の名四接合部におきましては1.5から1.6ということで、大変高い数字になっております。これも、今は楠1丁目から飛島のほうへ抜ける、そういったルートを利用しているため、こういったように302号のほうが倍近い交通量があるということになっております。しかし、将来的に西尾張中央道が一直線に鍋田ふ頭まで行くようになれば、こういった車両が大量に西尾張中央道に流れ込んでくる心配がありまして、こういった質問をさせていただいております。

そして、コンテナの取り扱い量を先ほど言いましたが、ナクトという会社ですね。積みおろし、荷受けの会社ですが、先ほど言いましたように、大体100万TEU、TEUというのは、20フィートのコンテナに換算した貨物の取り扱い量の単位でございます。そして、100万TEUが一旦おりのわけですが、これ輸入と輸出を合わせた数字でありますので、北進する場合はこれの4割、輸入のほうですね。これの4割ですので40万TEUが1年間に運ばれるわけですね。そうしますと、大体稼働率300日としまして、1日1,300台から1,500台の大型トレーラーが北進するということになっております。それが今は飛島のほうへ行っております。そして、取り扱い量が20%ふえると1,500台から1,800台、こんなようなことになりまして、これも本当に西尾張地方道、考えないかんという一つの材料でございます。

そして次に、先ほど申されました中央幹線が工事中の場合の迂回の対策ですが、これについて担当課長よりお伺いいたします。

議長（佐藤高清君） 三輪土木課長。

開発部次長兼土木課長（三輪眞士君） 中央幹線の工事中による迂回対策といたしましては、これまでも中央幹線の工事は行ってきております。それに対して、通行どめ、迂回等の協議につきましては公安委員会と常時進めておりますけれど、大型車両が市道を通りしないように案内看板等で誘導するとともに、西尾張中央道へ大型車両の通行が集中するのを避けるために、市から名港管理組合へ依頼を行いまして、愛知県トラック協会との会議の場で他の広域幹線道路への通行のお願いの話をさせていただいているところでございます。

議長（佐藤高清君） 平野議員。

7番（平野広行君） ありがとうございます。

とにかく農道のほうに大型車が入らないように、そういう配慮をお願いしたいと思います。農道は大型車が入るようなふうにつくってありませんので、路肩なんかすぐ壊れますので、そのことについて、地域の方からも現状でも苦情が大変出ておりますので、ひとつよろしくお願いをいたします。

続きまして、今後の中央道の交通渋滞緩和対策につきまして、名四との接合部、私、先ほど言いましたが、接合部の右折、左折車線についての見解を土木課長よりお願いいたします。

議長（佐藤高清君） 三輪土木課長。

開発部次長兼土木課長（三輪眞士君） 西尾張中央道と国道23号線の交差点の部分につきましては、当初でございますけれど、今でも三重県方面の交通量が多いことから3車線、南側につきましては1車線で施行された経緯がありますけれど、北進の1車線では、時間帯によって渋滞を招く状況がありますので、車線数の増数は必要と考えているところでございます。

現在、他の路線においても道路事業が事業中であることから、将来的にはこれらの事業の進捗によって新たな交通の流れが生じ、交通動態が大きく変わる可能性があります。しかし、国道23号までの供用にはかなり時間を要すると思いますので、今後、臨港道路の供用開始により大型車両の交通量が増加して、渋滞が著しくなる状況になれば、県道のほうも優先順位が高くなり、整備することとなると思います。この件に関しましては、平野議員も県に足を運んでいただいて、交差点改良の事業化についての勉強をされたと県からお聞きしておりますけれど、市といたしましても、今後の交通状況を見ながら、今後、愛知県へ交差点改良の要望をしまいいりたいので、御理解をお願いいたします。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 平野議員。

7番（平野広行君） どうもありがとうございます。

おっしゃられたように私も県のほうへ出かけまして、いろいろ調査いたしまして、県側からの回答も一応得ております。なかなか進まないというんか、そういうのが現状でございますが、交通渋滞が本当に発生すれば優先順位が高くなりますので、ぜひ北進のレーンの増幅を市側と県と一緒に進めてもらいたいと思います。

これに関しまして、あと時間が少しございますので、関連質問をお願いしたいんですが、議長、よろしいですか。

議長（佐藤高清君） よろしいです。

7番（平野広行君） 関連質問させていただきます。

中央幹線、弥富の市道ですが、これを利用して防災対策をしたらどうかという提案であります。中央幹線は、鍋田地内から大藤地区、そして桜地区へと続く弥富市の市道であります。弥富市内を南北に縦断する重要な道路であります。この道路を利用して、各地区において必要であると思われる箇所に津波からの避難ができる歩道橋を設置してはどうかと思います。いわゆる歩道橋といえますと2本の歩道橋をイメージされると思いますが、4本足の歩道橋であります。上の部分が避難所になるものであります。現在、西尾張中央道に設置してある2本足の歩道橋でも高さは5メートルあります。津波からの避難は十分であると考えております。例えば栄南地区においては三好の交差点、大藤地区においては松名、あるいは芝井の交差点、桜地区においては平島地内の穂波通線と県道新政成弥富線の交差点、これを考えております。こういった避難できる歩道橋のパンフレットもございます。

こういった考え方について市側の見解を伺いたいと思います。総務部長、お願いいたします。

議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） 今、平野議員の考えてみえる歩道橋避難場所ということでございますが、防災側としましてはそこまで踏み込んだ考え方は持っておりません。ただ、津波対策といたしましては、栄南地区にも集会所を兼ねた1次避難施設を設けるといことと、他地区におきまして、市長が宣言しておりますが、十四山地区にも小・中学校に非常階段を設けて、津波対策に万全を期するという将来計画を持っております。道路の歩道橋にということまでは防災側としては考えておりません。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 平野議員。

7番（平野広行君） じゃあ同じ質問ですが、土木課長のほう、どのようにお考えでしょうか、道路として。

議長（佐藤高清君） 三輪土木課長。

開発部次長兼土木課長（三輪眞士君） 同じく道路サイドにつきましても、歩道橋にそういう施設自体をつくるということは、やはり土地買収の問題もありますし、今のところ考えておりませんので、御理解をお願いいたします。

議長（佐藤高清君） 平野議員。

7番（平野広行君） 今のところ考えていないという回答でございますが、ぜひ考えていただきたいと思います。

冒頭申し上げましたように大変爽やかな回答をいただきまして、本当にありがとうございました。これにて質問を終わらせていただきます。

議長（佐藤高清君） 次に那須英二議員、お願いします。

4番（那須英二君） 4番 那須英二、通告に従いまして御質問させていただきます。

まず1点目、保育所についてです。

長年の市民の要求であった産後の3カ月からの保育所の受け入れが来年度より可能になって、この弥富市で、より子育てしやすくなる環境が拡充したことは大変喜ばしいことだと思っております。

ただ、国のほうの派遣法の規制緩和などにより、ここ十数年間で壊されてきた雇用状況で非正規雇用が大幅に拡大している。正規職員でも所得が下がって、苛酷な残業、そして若者の多くが所得が低いため、苛酷な残業のために結婚もできない。もちろん結婚できなければ、子供がふえない。超少子・高齢化社会ということを加速させておるわけでございますけれども、この問題に関しましては、国政が変わって、サービス残業や長時間労働をやめさせ、正規職員が当たり前という社会をつくらなければ、根本的な解決はしない、そういった問題ではございますが、現状ではそういった非正規化や低所得化により共働きをしなきゃいけない。それはもちろんのこと、さらに再就職が困難ということではなかなか仕事をやめられない。だから、生後間もない子供を預けてでも働かざるを得ない状況がふえてきています。

その時期に、今回、弥生保育所で生後3カ月から預けられると。ひので保育所に至っては6カ月から受け入れが可能になったということで、本当に子育てするなら弥富と言われる評価に恥じない、より子供を産みやすい環境を整えられたことに関しては、本当に素晴らしいことだと私は思っています。

その点において、保育所について4点ほど質問させていただきます。

11月広報などに3カ月保育や6カ月保育が告知されたかと思いますが、この間、その申し込みというのはどれぐらいありましたでしょうか。

議長（佐藤高清君） 平野民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） 御答弁申し上げます。

詳細につきましては課長より答弁させていただきますが、私は、子育てに関する基本的な考え方をちょっと述べさせていただきます。

赤ちゃんは、誕生から離乳が完了する1歳半前後まで日常の全てのことを親に委ねています。そのときに十分に守られ、安心感を与えられると、親に対する信頼感、安心感が培われ、生涯を通じた人間形成がなされると言われております。赤ちゃんにとって、お母さんのだっこが一番であります。また、病気のときは、お母さんと一緒にいるだけで病気がよくなることもあります。このようなことを共通の認識として持っていただき、行政支援は2次的なも

のと考えていただくことが赤ちゃん本位の考えであると思っております。したがって、そうした子育ての大事な時期にお母さんの愛情をしっかりと注いでいただきたいとの考えから、本市では満8カ月からの入所を基本としてまいりました。しかしながら、一方では、就労との関係なども配慮し、昨年度から弥生保育所で満6カ月から受け入れをさせていただきました。また、来年度はひので保育所も満6カ月、弥生保育所においては満3カ月に引き下げたところでございます。

具体的な那須さんの質問については課長より答弁させていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

児童課長（渡辺秀樹君） お答えいたします。

11月30日までにお申し込みがあった方につきましては、弥生保育所がゼロ歳児で6人ございましたが、そのうち4月からの入所で満3カ月が2人あり、6月からの入所で満3カ月が1人ございます。ひので保育所につきましては、ゼロ歳児で6人の申し込みがございましたが、全て満8カ月以上の申し込みでございました。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） 先ほど部長からもありましたとおり、赤ちゃんはやはり親が見るのが本当にいい環境ではございますけれども、しかしながら、雇用の関係上、どうしてもそういう社会になっていないというところが、やっぱり国のほうへきっちりと自治体もこぞって上に上げていかなければ、国政を変えていかなければならない、そういう状況にあるということとは御承知のとおりで、2次的であるということでもありますけれども、まさにそのとおりだと私は思っておりますが、しかしながら、今の現状を踏まえると、どうしてもそのような状況で、お母さんにとっても心苦しい状況になっているということは間違いないと思います。

今、弥生のほうで今度は3人と。4月が2人で、6月から1人ということで、ひのでのほうは8カ月ということでございましたが、結構6人・6人と、割と人数はおるといふことだと思います。

とりあえずこのような3カ月とか6カ月という状況で、今度ひのでや弥生でどれくらい定数がありまして、あと現状はどれくらいの受け入れが可能なのか、その辺をお聞かせ願いますでしょうか。

議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

児童課長（渡辺秀樹君） 定員の関係につきましてお答えいたします。

定員数につきましては、満何カ月までの児童が何人という定めではございませんで、各保育所、2歳未満児と2歳以上児に分けてございます。2歳未満児につきましては、ひので保育所、弥生保育所とも定員30人でございます。その定数の中で入所の受け付けをさせていた

だきたいと思っております。

現在のお申し込みでございますが、まず弥生につきましては17人、ゼロ・1歳児でございます。ひのてにつきましては、ゼロ・1歳児で14人でございます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） ありがとうございます。

まだ受け入れがかなり可能ということで、本当に困っているお母さんに対して支援していくということは、行政にとって必要な力と思っておりますし、安心な子育てのサービスができるということはやはりすばらしいことだと思っております。

今回、生後3カ月から預けられる保育所は弥生保育所のみと。これは、弥富市の地形から、かなり北西の端っこのほうにあるということで、現実的に、例えば十四山や栄南など東南部に住んでいる方にとってはなかなか利用しづらい部分があるかと思えます。予算の問題とか、数カ月間限定という状況だもんですから、3カ月というのは、3カ月すれば6カ月になったりするわけだもんですから、期間限定ということで、全保育所で受け入れということはできないにしても、例えばひので保育所など、比較的東南部からも通いやすいところで受け入れを可能にするとか、もしくは東南部からも通いやすいもう1カ所、受け入れを可能になるといった、地域差をなくすために市のほうではどのようにお考えでしょうか、お答えください。

議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

児童課長（渡辺秀樹君） 出産間もない児童の受け入れにつきましてはリスクも伴いますので、弥生保育所には看護師も配置して対応しております。したがって、全ての保育所で対応するのは難しいと考えておりますが、御指摘の地域性ということもございますので、受け入れの保育所の拡大についても順次考えてまいりたいと存じます。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） ありがとうございます。今後、そのように地域差をなくしていく方向ということで、大変心強い御言葉をいただきました。

もう1点は、冒頭申し上げたとおり、劣悪な、苛酷な雇用状況のもと、本当に労働条件も悪化しておって、現実的にはなかなか仕事が休めないという親御さんもいらっしゃる、余り休んでしまうと会社のほうから嫌な顔をされたりということで、子供が病気のときでも預かってほしいといった願いがあったり、または突発的な所用のため、ふだんは保育所を利用していないけれども、一時的に子供を預かってほしいという声もあります。そういう親御さんはどういうところに行かれるかということ、三重県の桑名市なんですが、ウエルネス医療クリニックというところに病児保育や一時保育という施設がありますので、やむを得ずそこを利用していたという保護者の方からのお声をいただきました。市としては、今後このような一時保育や病児保育に対しての考え方はどのようなことをお考えでしょうか、お答えくださ

い。

議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

児童課長（渡辺秀樹君） 一時保育、病児保育につきましては、社会保障と税の一体改革の中で新たに制定されました子ども・子育て支援法にも規定が盛り込まれたところでございます。市町村は子ども・子育て支援事業計画を策定し、実施するものとされたところでございます。

本市におきましても、今後、市民のニーズを踏まえながら、子ども・子育て支援事業計画を策定し、その計画に基づいて事業を実施していきたいと考えております。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） 今、法改正により、今後事業計画ということでございましたが、たくさんの方から御意見を伺った上でこういった事業計画は進められるということで伺っておりますけれども、どのような方法で市民の声を集めていくか、今後どのようにしていくかというのをお答え願えますでしょうか。

議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

児童課長（渡辺秀樹君） 市民のニーズの関係でございますけれども、来年度にニーズ調査というのを予定しております。それで、子育て家庭の方の御意見を伺いたいと思っております。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） 今、ニーズ調査を行うということでございましたけれども、その集め方というのはやっぱりいろいろあると思うんですね。そういったものの現状はお考えでしたでしょうか。まだ決まっていない。

議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

児童課長（渡辺秀樹君） 調査の方法につきましては、21年のときに次世代支援計画を策定させていただいたときにやらせていただいた方法、就学前の児童、小学生を対象に前回は実施をしております。来年度におきますニーズ調査につきましては、今後そういったものを参考にしながら定めてまいりたいと思っております。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） そういった形で、本当に市民に積極的に市から声を聞く姿勢が見られるということで本当に素晴らしいと思いますので、市民の皆さんの御意見を聞きながら、子育てのほうも充実していくことがベストだと思いますので、よろしく願いいたします。

2点目、児童クラブにつきましてですが、前回の9月議会に児童クラブについて質問させていただきました。今、現状、児童クラブで定数がいっぱいのところは今後定数をふやしていくということで御回答がございましたが、現在、どのような計画で定数増を考えられてい

ますでしょうか、お答えください。

議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

児童課長（渡辺秀樹君） 現在、定員に余裕のない児童クラブや今後利用児童の増加が予定される児童クラブにつきましては、定員を増加させるための施設規模の拡充が必要となってまいります。将来の年齢拡大も視野に入れて考えていかなければならないと思っております。

実施時期につきましては、年齢拡大について国から示されたスケジュールによると、平成26年度に基準を条例で定め、27年4月から施行となっております。遅くともそれまでに整備していくという考え方をしております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） 今、国の法令のもと、27年度までには拡充していくということでしたが、同じく、先ほどの9月議会で4年生以上の受け入れも今後行っていくという回答でしたが、これについても、同様に27年度ということの理解でよかったですでしょうか、お答えください。

議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

児童課長（渡辺秀樹君） 学年の拡大につきましては、これも、先ほど申し上げましたように子ども・子育て支援法に規定が盛り込まれ、市町村は子ども・子育て支援事業計画を策定しまして、実施するものとされたところでございます。受け入れ時期につきましては、同様に平成27年4月からの施行となっておりますので、本市におきましてもそのようなスケジュールで進めてまいりたいと考えております。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） 国の法令を待ってということでしたが、やはり今、本当に雇用の関係上、子供を預けて働かなきゃいけないということと、児童クラブは、私、見学させていただいたんですが、本当に集団的に学ぶということで、成長する過程において大変すぐれていると思うんですね。特に今、時代の流れによって、なかなか兄弟が少ないというところで、家に帰ってもひとりぼっちでお留守番しなきゃいけないという状況をつくり出すと、どんな状況かという、家で一人でゲームをしていたりとか、そういう状況を見ていると、やっぱり子供の成長過程において余りいい環境とは言えないというところで、その点において、児童クラブは集団に学ぶところでございますので、他人とのコミュニケーションが図れるという点においても、成長の過程において大変いい影響があるんじゃないかと私は考えておるんですけれども、ですから、国の法令を待つんじゃなくて、定数に今現状余裕があるところも児童クラブの中にはございます。例えば十四山の西部の児童クラブなどは定数にかなりまだ余裕があったり、栄南の児童クラブに関しても余裕があると私は思っておりますけれ

ども、そういった本当に今すぐにでも受け入れ可能なところにおいては時期を早めていくことはできないのでしょうか、お願いします。

議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

児童課長（渡辺秀樹君） 確かに今、定員に余裕のあるところもございますが、来年度には、先ほども申しあげましたように、事業計画を策定する前のニーズ調査を実施する予定でございます。実際に拡大した場合にどのぐらいの方が希望されるのか。そういった結果からニーズをしっかりと把握してから考えていきたいと思っております。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） わかりました。ニーズ調査を踏まえてやっていただければいいかとは思いますが、現実に私の伺っている地域でも、市民の方から、今おじいちゃんが見ているんですけども、今、3年生で児童クラブを利用しているそうなんです、その方が、今度学年が上がりますので、4年生になるというところで、なかなかおじいちゃんも送り迎えはいいけれども、ずっと見ているわけにもいかんもんですから、ぜひともそういう拡充をできるなら早くしてほしいという声もありますので、早急にやっていただけていいと思いますし、早急にやるといいこともあるんです。例えば早く行くことによって、早く問題点がわかってくるということで、早く改善できると。例えば27年度に一斉にやることになるとしても、その前に試験的にやられている場合は、それまでに準備ができるわけですね。そういったことから、ニーズ調査をもちろん踏まえた上で、早急に行っていただくことが望ましいと思いますが、市長、そのあたりはいかがでしょうか。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 那須議員にお答え申し上げます。

今、私ども弥富市における児童クラブは、全体で8カ所開設をさせていただいております。先ほど児童課長のほうから答弁をしましたように、若干の余裕、350名程度の定数に対して100名ぐらいまで受け入れられるという状況ではございます。しかし、先ほども課長が答弁いたしましたように、しっかりとニーズを把握して、それに対する対応を考えていかなきゃならないというふうに思っております。

今回、初めて子育て支援という状況の中で子ども・子育て支援法というのが制定をされ、そして来年の8月を目途に、国民会議という状況の中で審査があるわけでございます。国のさまざまな要求ということに対しても、我々としてはどのように応えていかなきゃならないかということが新たな課題としても出てくるだろうというふうに思っております。そんなような状況も踏まえながら、しっかりと我々としては対応をさせていただきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） まさに、やはり今子育てしている方の声を伺って、進めていくことが一番ベストだと思っておりますので、その点においても早急に行っていくということでございますので、強くお願い申し上げまして、次の最後の質問に移らせていただきます。

3点目、学校の施設整備においてですが、来年度から日の出小学校が開校するという予定でございますが、災害時においても避難所となるということで、地域住民にとって心強いものとなっていることは本当にありがたいと思っておりますし、当然ながら、新しい学校なので、より充実した施設、環境が整っておるということでございます。ただ、その一方で、今現在、温水シャワーもない、職員用の洋式トイレは一つもなかったり、児童用の洋式トイレも高学年のところは全くない。もしくは数が少ない。女子トイレなんか、あるうちの1つしか洋式になっていない。そういった学校もあります。教育関係者のお話を伺う中で、この時代の流れの中で家庭に和式のトイレがほとんどないということで、1年生に上がってきたときにトイレの使い方から教育するというので、こういったケースもあるということで、全国的にはトイレを我慢することによって腹痛の原因になったり、残念ながら失禁されるということで、ややもすれば不登校の原因にもなってくるということも聞いております。

トイレだけに限らず、ほかにも、例えば大藤小学校ではグリーンサンドじゃないということで、運動場に石が多いからけがをしやすいと。取り除いても取り除いても、やっぱり下から石が出てきてしまうので、何とか改善してほしいという声も伺っていたり、十四山の東部小学校は体育館として今利用している公民館があるんですけども、この公民館は床に穴があいていたり、シロアリに食われて雨漏りもしているという状況で、やっぱり老朽化対策や環境の整備がおくれている学校も多いということで、その点において市側も努力されて、年々少しずつ改修していっている。例えばトイレの洋式化もかなり急いでいるところでございますけれども、徐々に徐々にしか行われていないものですから、なかなか格差が埋まっていけないということなので、この際、例えばトイレの洋式化や温水シャワー、先ほど申し上げた老朽化の部分に関して、早急に予算をつけて、来年度一気に行うということは考えられないでしょうか。

議長（佐藤高清君） 服部学校教育課長。

教育部次長兼学校教育課長（服部忠昭君） 那須議員の御質問にお答えさせていただきます。

現在の弥富中学校につきましては平成20年に建設されておりますが、その他の9つの小・中学校につきましては、半数以上の建物が1970年代に建設されたものでございます。この10年間ほどにつきましては、市の重要施策の一環としまして、大規模事業でございます校舎の耐震補強事業や弥富中学校、日の出小学校の新築工事が続きまして、既存の学校設備の改修がおくれていることは認識をしております。多くの校舎につきましては30年以上が経過しておりますので、建物自体の老朽化はもちろんのこと、先ほど那須議員が言われましたように、

トイレの洋式化のおくれなど、改修しなければならない箇所が多くあることも承知をしております。

しかしながら、既存の施設の適正な維持管理に努め、できる限り長期にわたり活用しなければならないことも重要でございます。

今年度で日の出小学校の建設工事が完了しますので、今後につきましては、トイレの洋式化を初め、小・中学校の改修に努めてまいりたいと考えております。

また、早急に改修を行うことは可能ではないかという御質問でございますが、限りある予算でございますので、文部科学省の施設の大規模改修等の補助事業も活用しながら、順次計画的に改修してまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） 限りある予算ということで、本当に厳しいと言われておりますけれども、なるべく無駄なところは削って、早急に急がれる部分に関して予算をつけていく方法はやっぱり市の努力によって改善されていくんじゃないかと私は思いますが、やはり現状、本当に、例えば職員用のトイレが一個もなかったりすると、職員が和式のトイレが利用できないような状況、例えば足をけがしたりとかになったら、どこでするんですかということになってきますし、本当に数が少なかったりすると、放課が短いこともありまして、本当にトイレに行けなくなっちゃうんじゃないかということもあるので、そういったところはぜひとも今後急いでいただきたいと。

予算に関しても、例えばトイレを一つ洋式化するのにどれくらいのお金が必要なのかということで考えてみますと、市の予算を考えていけば、そんなに大きな負担がかかるとは思えないんですが、その辺についてはどうなんでしょうか。

議長（佐藤高清君） 服部学校教育課長。

教育部次長兼学校教育課長（服部忠昭君） トイレ自体の、例えば和式を洋式便器にかえること自体はそんなに多額な費用は発生しないと思いますが、配管等の関係、それとトイレのブースの、これまで和式ですとスペースが多分1メートル真四角程度でございますので、そういったブースも変更等がございますので、これは参考でございますけど、他の市町のほうでございますと、当然男女別、例えば3階ですと、1階から3階まで男女別にトイレがございますので、そういったものをすべて洋式化した場合、1,000万単位の費用がかかるというふうに聞いております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） 全て改修するとそのようになるかもしれませんが、今、本当に数が少なかったり、全くなかったりする部分においては早急に急いでいただきたいということで、なるべく安くできるような方法で今後改善していただきたいと思っています。

続けます。もう1点は、学校の体育館の天井や照明器具の落下防止対策、これ防災の観点も踏まえた上でなんですけれども、もし地震が起こるといような、いざというときに避難所になるわけですね、体育館というのは。そういったところが地震によって天井が落下したり、照明器具が落下していたら、いざというときにも使えないということになります。この点において、天井の補強や落下防止対策は必要だと私は思っておりますが、市のほうではどのような見解でございましょうか。

議長（佐藤高清君） 服部学校教育課長。

教育部次長兼学校教育課長（服部忠昭君） 学校の施設につきましては、児童・生徒が一日の大半を過ごす場でございますとともに、先ほど議員言われましたように、災害時には地域住民の避難場所になる重要な施設でございます。学校施設の構造体の耐震化につきましては、弥富市の場合は基本的には終わっております。それに加えて、非構造部材の耐震化、先ほど議員が言われましたように、天井材、照明器具、外装材の落下防止、それとガラスの飛散防止、こういったものを早急に進めるように文科省は求めております。

現在、弥富市の学校教育施設の非構造部材の耐震化につきましては、ガラスの飛散防止フィルム以外は進んでいないのが現状でございます。特に避難所となります体育館につきましては、今後、専門家による建物調査、改修計画の提案を踏まえまして、先ほどの教育環境の質的变化、トイレの洋式化など、そういったものを含めて、今後計画的に財政状況を勘案し、進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） 今後調査してということではございますが、しっかりとその調査において、費用の部分も厳選した上で、本当に地域の安全のかなめとなる、そういった対策は、耐震対策等も含めて行っていかなきゃいけないと思います。

特に今、笹子トンネルが崩落したという事故もありますように、老朽化によって落下するというものにおいては、かなり市民の意識も防災に向いておりますので、そういった安心も含めてしっかりと調査し、しっかりと予算をつけ、早急に行っていくということが求められているんじゃないかと思っております。

今、本当に東海大震災がいつ来るかもわからない、そういった状況でございますので、防災においての観点からも施設の整備ということで、学校のほうは本当に地域の守り手となるように対策を急いでいただくことをお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきたいと思っております。どうもありがとうございます。

議長（佐藤高清君） ここで暫時休憩とします。再開を11時25分とします。

~~~~~

午前11時14分 休憩

午前11時25分 再開

~~~~~

議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に炭竈ふく代議員、お願いします。

1 1 番（炭竈ふく代君） 11番 炭竈ふく代でございます。

通告に従いまして、1点目に子育て3法の具体化について質問をいたします。

社会保障と税の一体改革の重要な柱の一つとして、本年8月、国会では子ども・子育て関連3法が成立しました。消費税の引き上げによる財源を活用し、市町村が主体となって、幼児教育や保育、地域の子育て支援の質・量といった子育て環境の充実を図ることで、総合的に推進することです。大切なことは、子育て分野に1兆円超の予算が増額されますが、この財源を活用して、地域で子育て支援策を実施する主体が自治体であるということです。

来年度予算編成の時期でもあり、子育て3法の具体化に向け、今後どのような取り組みで子ども・子育ての施策を充実、拡充していかれるかということは何点かお尋ねいたします。

1番目に、子ども・子育て支援事業計画についてでございます。

今回の子ども・子育て支援法の制定により、今後、各自治体が事業計画を策定しなければならないこととなっています。事業計画の期間は5年ですが、策定に当たっては、国の基本指針に基づき、子育て家庭の状況及びニーズをしっかりと調査し、把握することが求められています。都道府県も独自に計画を立てて、実施主体である市町村を後押しするとし、教育、保育施設の認可のほかに、保育士の人材確保など、市町村だけでは対応が難しい事業に取り組むとあります。

平成27年からの本格施行に向け、事業計画を策定するためには、ニーズ調査のための経費など、来年度予算において必要であると考えますが、本市における子ども・子育て支援事業計画作成の取り組みでございます。先ほど計画は立ち上げるということでお話ございましたけれども、再度、取り組みについて、どうお考えになられていらっしゃいますでしょうか、お伺いをいたします。

議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

児童課長（渡辺秀樹君） お答えいたします。

市町村子ども・子育て支援事業計画につきましては、社会保障と税の一体改革の中で新たに制定されました子ども・子育て支援法に盛り込まれたものでございます。その中で、市町村は、国の定めた基本指針に即して、教育、保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保などの円滑な実施に関する計画を定めるよう規定されたものでございます。

また、策定に当たっては、御指摘のように地域での子ども・子育てに係るニーズを把握した上で策定することになっておりますので、本市におきましては、来年度にニーズ調査を実

施し、新制度の給付や事業の需要見込み量を把握していきたいと考えております。来年度予算につきましても、ニーズ調査に係る経費を計上させていただき予定でございます。

議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

11番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。事業計画については予算も計上するというので、よろしく願いを申し上げます。

それでは2番目でございます。地方版子ども・子育て会議についてでございますが、計画立案には、認定こども園や幼稚園、保育所の事業者、また利用者など、現場の声を反映させる必要があるとされますが、時代の変化に伴い子育て支援に関するニーズも大きく変化してきています。

国においては平成25年4月に子ども・子育て会議が設置をされます。会議のメンバーとしては、有識者や地方公共団体、そして事業者代表や労働者代表、また子育て当事者や子育て支援当事者など、子育て支援の策定決定過程から、子育て家庭のニーズがしっかり反映できるような仕組みとなっており、関連法では、自治体に対して地方版子ども・子育て会議の設置が努力義務として定められていますが、今後、本格施行に向けて、この会議による早期の議論が重要であるかと考えます。

それで、本市におかれましても、子育て家庭のニーズがより一層反映できるよう、子育て当事者などメンバーとする合議体制を新たに設置する必要があると考えますが、いかがでしょうか、お伺いをいたします。

議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

児童課長（渡辺秀樹君） 地方版子ども・子育て会議につきましては、計画を策定するに当たり御意見を聞くために設置をいたします機関で、設置は義務づけられておりませんが、本市におきましては、子育て当事者等を含めた子ども・子育て会議の設置をお願いいたしまして、子ども・子育て支援事業計画を策定してまいりたいと考えております。

議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

11番（炭竈ふく代君） 本市は、努力義務だけれども設置をするという方向で考えていただいているという御答弁でございました。メンバーですけれども、特に子育ての当事者、また支援当事者の声は非常に大きいものがあると思いますので、ぜひそういう方たちの声が反映できるようにということを思いますので、よろしく願い申し上げます。

3点目でございます。認定こども園の拡充と地域型保育給付への取り組みについてお尋ねをいたします。

今回の改正では、認定こども園を単一の施設として扱い、認可・指導監督を内閣府に一本化するとともに、財政支援を強化し、幼稚園と保育所が連携をして、一体的な運営を行う幼保連携型の認定こども園を拡充していくということになりました。

また、全国で2万人を超す待機児童の解消に向け、国の認可基準に満たず、これまで十分な公的支援を得られなかった利用定員6人以上19人以下の小規模保育や、保育ママなどによる利用定員5人以下の家庭的保育や事業所内保育など、多様な保育を推進することになりました。さらに、今まで基準に適合しながら、自治体が財政難を理由に許可しない事例があることから、保育所の認可は基準を満たせば、原則として許可するよう改められました。あわせて、保育の担い手である保育士などの待遇改善、また復職支援による人材確保などが盛り込まれています。

これらの施策を実現するため、子育て予算が1兆円超増加され、その予算を活用して、新たな財政支援が創設をされます。具体的には、認定こども園、幼稚園、保育園といった施設型給付、そして小規模保育や保育ママなどの地域型保育給付が対象となります。

そこでお伺いをいたします。本市の保育所における待機児童の実態と、認定こども園への考え方、またあわせて地域型保育給付への取り組みについては今後どのようにお考えでいらっしゃいますでしょうか。よろしくお願いいいたします。

議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

児童課長（渡辺秀樹君） まず待機児童の件でございますが、現在、待機児童はございませんが、今年度は乳児の入所希望が非常に多く、御希望の保育所の定員に余裕がない場合は、一時的にお待ちいただくこともございました。

次に、認定こども園につきましては、従来の認定こども園法の改正によりまして、認可・指導監督等が一本化され、学校及び児童福祉施設としての法的な位置づけがなされたところでございます。

本市におきましては、移行への必要性を十分検討し、今後策定する子ども・子育て支援事業計画の中で方針を定めていきたいと考えております。

次に、地域型保育給付として位置づけられました小規模保育、家庭的保育などにつきましては、本市におきましては、従来の保育所による対応を基本としつつ、ニーズ調査により需要見込み量を把握しまして、方針を定めていきたいと考えております。

議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

11番（炭竈ふく代君） 新たな制度への移行に向けて、利用者の中には、具体的にはどのような制度になるのか、また保育料はどうなるんだろうかという不安の声が多く寄せられています。利用者に対しまして、新たな制度についての情報を提供するとともに、また地域子育て支援拠点などの身近な場所で、利用者の方の気軽な相談にも応じていただけるような体制を整えていくことが必要だと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。よろしくお願いいいたします。

議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

児童課長（渡辺秀樹君） 御質問の利用者支援につきましては、子ども・子育て支援法の中にも、地域子ども・子育て支援事業の一つとして、子供、または子供の保護者からの相談に応じ、必要な情報提供を行う事業など、規定が盛り込まれたところがございます。したがって、新たな制度についての情報提供はもとより、御指摘のように子育て支援センターなど、地域子育て支援拠点を活用した身近な場所での相談、情報提供につきましても念頭に置きながら計画を策定いたしまして、その計画に基づき、事業を前向きに検討してまいりたいと考えております。

議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

11番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。前向きに考えていただけるという御答弁でございました。よろしく願い申し上げます。

それでは次に、病児・病後児保育や放課後児童クラブ、また乳児家庭全戸訪問などの支援事業の拡充についてでございますが、病児・病後児保育の件、また児童クラブの学年拡大につきましては、さきの那須議員からの御質問にもございましたので省かせていただきます。

それでは、乳児家庭全戸訪問の支援事業についてお尋ねをいたします。

今回、子ども・子育て支援事業が拡大をされまして、乳児家庭全戸訪問事業が決定対象事業に位置づけられた意味も大きいと思います。児童虐待の件数が21年連続して過去最多を更新している中で、特徴的なのは、亡くなった子供の4割強はゼロ歳児であるという事実でございます。望まない妊娠をした母親が出産後すぐに虐待死させるケースが繰り返されています。出産までは無事でも、児童支援が不十分であれば虐待は防ぐことができないと思います。出産後の相談体制など、具体的な支援の強化が必要であると考えます。また、母子手帳ももらわず、妊婦健診を受けていないケースがあるともお聞きします。

本市におかれましては、平成19年より既にこにちは赤ちゃん事業で乳児家庭への訪問が推進をされております。子育てに不安や悩みを抱えるお母さんたちや、また家族にとって話を聞いてもらえる場所、また相談ができる人がいる、そういうことだけで大きな励みであり、安心して子育てに従事できるものと思います。

そこで、お伺いをいたします。本市におけるこにちは赤ちゃん事業の23年度の実績としまして、訪問件数と、またその内容について。それとあわせまして、今後の市の計画についてはどのようにお考えになっていらっしゃいますでしょうか、お尋ねをいたします。

議長（佐藤高清君） 服部健康推進課長。

民生部次長兼健康推進課長（服部 誠君） では、お答えさせていただきます。

まず23年度についての実績という前に、乳児家庭全戸訪問事業の概要ということで、平成22年度から5年間を対象とする弥富市次世代育成支援地域行動計画後期計画におきまして、子供や母親の健康確保のこにちは赤ちゃん事業を実施しております。目的といたしまして、

生後4カ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、乳児の健全な育成環境の確保を図ることとしております。

23年度についての実績、訪問件数ということで、23年度の実績といたしまして、家庭訪問対象全家庭数457件に対しまして、訪問数416件、率として91%でした。未訪問が40件ほどありますが、里帰り期間が長期にわたる場合や、訪問を拒否されるお母さん方も見られます。その方たちに対しまして、電話や訪問等により、少しでも多くの家庭を面談できるように努力しております。

また、訪問事業におきまして、相談体制など、さらなる取り組みへの具体策ということでの御質問です。訪問の同意が得られないケースや訪問ができなかったケース等、複数回の電話連絡や突然の訪問を行い、何とか接触する機会をふやすことに心がけております。また、関係機関との連絡をとり合いながら、適切な助言及びサービス提供等を行っています。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

11番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。

新制度への移行に当たり、事業計画や条例の策定など、関係部局の連携のもとで、かなり膨大な準備が必要だと思えます。関連法に基づく支援策の本格実施は2015年（平成27年）となります。本市といたしましても、国の動向を見きわめつつ、準備組織の立ち上げなど、円滑な対応をしていただきますことをお願い申し上げまして、次の質問に入らせていただきます。

大きく2点目に、子宮頸がんの予防対策について質問をいたします。

若い女性にふえている子宮頸がんは、発見がおくれれば、命や子宮を失うことにもなる疾患です。子宮頸がんの予防のために大切なのが検診とワクチンです。子宮頸がんは、検診無料クーポンにより検診受診率は向上いたしましたが、いまだ先進諸国に比べますと低く、受診率の向上が急がれるものと思えます。

厚生労働省は、平成21年10月にこの子宮頸がんの予防ワクチンを承認し、同じく12月に販売がスタートいたしました。子宮頸がんの主な原因は、ヒトパピローマウイルス、H16型と18型というウイルスによるもので、がん検診とのセットでほぼ100%が予防できるというものでございます。

子宮頸がんは予防できる唯一のがんということになります。そのため、ワクチンは世界中でも広く使われておりますが、接種費用が1回1万円以上で、6カ月間に3回の接種が必要とされることから、本市は高額な負担を軽減するため、平成23年1月より中学1年生から高校2年生の女子を対象に、1回の接種費用に対し5,000円の公費助成をいただいております。

ます。事業がスタートいたしまして約2年がたとうとしておりますけれども、23年度の接種率はどれくらいだったでしょうか、お聞かせいただきたいと思います。

議長（佐藤高清君） 服部健康推進課長。

民生部次長兼健康推進課長（服部 誠君） お答えさせていただきます。

23年度の接種率ということでございます。23年度の対象者1,084人に対しまして、接種者437人、接種率40.3%となっております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

11番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。

それでは、学年別の接種率についてもお聞かせいただけますでしょうか。

議長（佐藤高清君） 服部健康推進課長。

民生部次長兼健康推進課長（服部 誠君） 学年別接種率ということでございまして、対象者のほうが、中学1年生から高校2年生という対象になっております。中学1年生、13歳相当の対象者241人に対しまして、接種延べ者25人、率として10.4%でございます。また、中学2年生、14歳相当で対象者205人に対しまして、接種延べ者46人、22.4%、それから中学3年生、15歳相当で235人の対象者に対しまして、接種延べ者74人、率が31.5%です。また、高校1年生、16歳相当で202人の対象者に対しまして、接種延べ者171人、84.7%、高校2年生、17歳相当で201人の対象者に対しまして、接種延べ者121人の60.2%となっております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

11番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。

非常に高校生の受診率が高いということがわかります。しかし、全体においては、先ほども御答弁いただきました40%ということで、いまだ低いかなというふうに思います。例えば未接種の方へのリコール、呼びかけであったりとか、学校教育等でさらなる受診率の向上を目指す必要があると思うんですけれども、今後、市といたしまして、この接種率向上に向けての対策についてはどうお考えになられますでしょうか、お伺いをいたします。

議長（佐藤高清君） 服部健康推進課長。

民生部次長兼健康推進課長（服部 誠君） 接種率の向上に向けての対策ということでございますが、子宮頸がんにつきましては任意接種ということで、接種を受ける法律上の努力義務はありませんが、市といたしまして、市の広報紙、それから市の発行する母子保健予防接種事業の御案内、またはホームページ等で周知しております。これからもしてまいります、また新たに教育委員会のほうから各中学校へのPRもしていくことにしております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

11番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。

私、先月、子宮頸がんのセミナーに行かせていただきました。その中で、受診率の向上に向けての例といたしまして、接種率への最も影響があったのが、個別通知と、それに加えて学校通知のフォローが高接種率を導く結果であったということをお聞きしてまいりました。ぜひ、今御答弁にもございましたけれども、各中学校へのPRは非常に大切かと思っておりますので、この点につきましてよろしくお願いを申し上げます。

次に、子宮頸がん予防ワクチンへの公費助成拡充についてお尋ねをいたします。

最初にも申し上げましたけれども、予防接種の接種費用は1回1万円以上でございます。費用には多少差があるかとは思いますが、3回の接種が必要であるため、助成をしていただいておりますけれども、3万円くらいが個人の負担になります。今の社会状況の中で経済的には大きな負担でございますので、公費助成を拡大していただきたいという切実なる声が多く寄せられております。

それと、厚生労働省が制度の見直しで、来年度以降、定期接種化を目指して協議中であるという報道がされておりました。

そこで、来年度以降、公費での接種について、市としましてはどのようにお考えになりますでしょうか、お尋ねをいたします。

議長（佐藤高清君） 服部健康推進課長。

民生部次長兼健康推進課長（服部 誠君） 議員がおっしゃられました、平成25年度より厚生労働省のほうから定期接種ということの報道もなされているということでございますが、今、市といたしまして、公費助成につきましては、平成23年1月より公費として5,000円を助成しております。25年度、任意接種という形であれば、公費助成のほうを拡充していく考えでおります。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

11番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。

それでは、定期接種になった場合は市としてどのようにお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

議長（佐藤高清君） 服部健康推進課長。

民生部次長兼健康推進課長（服部 誠君） 25年度からの定期接種化ということでございますが、国のほうからまだ現在は何も情報は流れてきておりませんが、もし定期接種になった場合、国の動向を注視しながら検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

11番（炭竈ふく代君） 子宮頸がんは予防できる唯一のがんでございます。みんなが安心

して、また平等に接種ができるよう、今後とも御検討をお願いしたいと思います。

最後までございますけれども、子育て支援及び子宮頸がんを初めとする、こうした予防接種の充実について市長の御見解をお伺いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

市長、よろしく願いいたします。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 炭竈議員にお答え申し上げます。

先ほど来の御質問の子宮頸がんワクチンへの公費助成の問題でございますけれども、御質問の中にもありましたように、我が弥富市といたしましては、平成23年1月より公費として5,000円の助成を行っているところでございます。先ほど炭竈議員は1回の接種が1万円以上というふうにお話をされましたけれども、実際には平均的には1万7,000円ほどかかることになっております。そして、半年間で3回接種ということで、その額は5万2,000円を超える状況であるわけでございます。接種していただく方に対しても大変な御負担があるというふうにも思っております。今現在といたしましては、平成25年度より、私ども公費助成額といたしましては、接種費の半額を補助することに拡充していきたいというふうに思っております。

また、議員のほうでおっしゃいました、本年5月に厚生労働省からの予防接種部会におきます、来年、25年度からの定期接種化という問題でございますけれども、先ほど所管が述べたとおりでございます。国の動向ということに対しても注視しながら検討していきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いを申し上げます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

11番（炭竈ふく代君） 今、市長に御答弁いただきました中で、半額に拡充していただけるといってお話を伺いまして、本当に大変うれしく思っております。皆さんにも喜んでいただけたと思いますし、受診率の向上も大いに期待できるということを感じます。本当にありがとうございます。また、今後も国の動向を注視していただいて、皆さんが安心して接種ができるように要望いたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（佐藤高清君） ここで暫時休憩、昼休みとします。再開は1時から再開します。

~~~~~

午前11時53分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~

議長（佐藤高清君） 休憩前に続き会議を開きます。

次に三浦義光議員、お願いします。

8番（三浦義光君） 8番 三浦義光です。

通告に従いまして、質問を2点させていただきます。

まず弥富市の液状化対策についてです。

液状化現象とは、ご存じと思いますが、地震の際に地下水位の高い砂地盤が振動により液体状になる現象です。これにより比重の大きい構造物が埋もれ、倒れたり、地中の比重の軽い構造物、下水管などが浮き上がったりします。実際は地表付近の含水状態の砂質土が地震の振動により固体から液体の性質を示すことにより、上部の舗装や構造物などが揚圧力を受け、破壊、沈み込みを起こすものであり、流砂とも呼ばれていました。

発生する場所は砂丘地帯や三角州、港湾地域の埋立地などがほとんどであります。近年の研究では、旧河川跡や池跡、水田跡などでも発生しやすい地質であることがわかってきました。我が弥富市はまさにこれらに該当する地域であり、被害拡大の影響が懸念されております。

過去の発生例を見てみますと、1964年6月16日に発生した新潟地震の際、信濃川河畔や新潟空港などでこの現象が発生したことから国内でも知られるところとなりました。また、同年に発生したアラスカ地震でも液状化による被害が発生し、これ以降、土質力学の分野で活発に研究が行われるようになりました。

液状化のプロセスというものは、砂を多く含む砂質土や砂地盤は、砂の粒子同士の剪断応力による摩擦によって地盤は安定を保っています。このような地盤で地下水位の高い場所、もしくは地下水位に何かの要因で上昇した場所で地震や建設工事などの連続した振動が加わると、その繰り返し剪断によって体積が減少して間隙水圧が増加し、その結果、有効応力が減少します。これに伴い剪断応力が減少して、これがゼロになったとき液状化現象が起きると、専門的な土質力学では説明をしております。

私には、申しわけございませんが何のことやらさっぱりわかりませんが、波打ち際などで水が押し寄せるまでは足元がしっかりしていても、水が押し寄せた途端に足元が急にやわらかくなる状態に似ているそうです。また、雨上がりの地面を踏み続けると、地面に水が噴き出してくる状態も似ているとも言われております。

こうして、地震や建設工事などで連続した振動が砂地盤などに加わると、地盤は急激に支持力を失います。建物を地盤に固定する基礎やくいの種類は、地質や土地の形質に合わせて多種にわたり、瓦れき層や岩盤などの適当な支持層に打ち込む支持くいと異なる摩擦くいなどで建物を支えていた摩擦力を失い、建物が傾く浮動沈下が生じる場合があります。重心の高い建物や重心が極度に偏心した建物では顕著に浮動沈下が生じ、阪神・淡路大震災による中高層建物のように転倒、倒壊に至る場合があります。

また、下層の地盤が砂質土で、表層を粘土で覆った水田などで液状化が起きた場合、液状化を起こした砂が表層の粘土を突き破り、水と砂を同時に噴き上げる噴砂と呼ぶ現象を起こ

すこともあります。

弥富市は海拔ゼロメートル地帯にあり、広大な埋立地を持っております。1944年（昭和19年）の南海地震などで既に液状化を経験しております。その中、東日本大震災で土砂が地中から噴き出る被害が出た、面積の86%が埋立地であります千葉県浦安市との災害時の相互応援にかかわる協定を9月27日付で結ばれました。市長は、大震災後、浦安市を数回訪れ、被害や復興の状況を視察され、地盤の特徴が共通し、よく似た懸念や課題を抱える両市で連携をと、昨年末ごろから協定に向け調整されてこられました。

協定の意義に関しては、あってはならない災害が起きた際、遠隔地にある浦安市と同時に被害を受ける可能性は低く、液状化に対する知識や技術を学ぶということでございます。この協定では、災害時の食糧や飲料水など生活必需品の供給や被害者を一時的に受け入れる施設の提供、被災児童・生徒の教育機関への受け入れを盛り込んで、応援が円滑にできるよう、互いに必要な資料の提供や定期的な意見交換をしていく。これが中日新聞の紙面上で発表されたものですが、これ以外、具体的な内容、その後の進捗状況を踏まえて、お聞きいたします。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 三浦議員にお答え申し上げます。

浦安市との災害協定の問題でございますけれども、今、御質問の中にありましたように、私ども弥富市と千葉県の浦安市とは、その歴史的な過程の中で、埋立地、私どもといたしましては農業振興地域の拡大という状況の中で過去に干拓地を埋め立てしてきたわけでございます。また、浦安市におきましても、新しい都市計画の中で、住宅地域、あるいはリゾート地を中心とするさまざまな施設という形の中で埋め立てられたわけでございます。

今回、私が浦安市を何回もお訪ねさせていただき、一番の大きな災害協定の骨子は、いわゆる液状化現象で家屋・住宅が全壊・半壊した場合においては国の激甚災害の指定が受けられ、それに対する補償額が出るわけでございますけれども、液状化というのは、地面も一緒に揺られ、そして家も一緒に揺られるわけでございます。いずれ地震がおさまった場合に家が傾くというような状況が非常に多いわけでございます。そうした状況の中において、激甚災害には指定されないけれども、家屋の中で住居として使えないというような状況に対して、どのように国に対して申し上げていかなきゃならないか、要望をつけていかなきゃならないかということがあったわけでございます。激甚災害に指定される場合と指定されない場合においては、その住宅に対する補償額は大きく変わってくるわけでございます。

そうした状況の中で、今回、千葉県、そして浦安市さんの大変な御努力というのは、私は本当に敬意を表しておるわけでございますけれども、いまだにまだ生活できない多くの住宅もあるかもしれませんけれども、早急に復旧できているということにつきましては、国への

御努力が功を奏しているというふうに思っているところでございます。そういうことをまず基本的に教えていただきたい。そして、災害からの復旧・復興に対して、インフラ整備をどのようにしていくか。こういったことに対しても、我々は今後の一つの大きな教訓として浦安から学びたいという状況にあるわけでございます。

協定そのものは、皆さんも御承知のように総合的な協定の内容になっておりますけれども、一番の骨子というところについて、私はこれからも浦安市さんといろんな形で協議を重ね、いろんな知識を吸収していきたいというふうに思っております。

弥富市で心配されることが多々あるわけでございますが、そういった状況に対して、未然に考えていかなきゃならないもの、あってはなりませんけれども、いざ災害になったときのその対応という形の中での行政のあり方、こういうことをしっかり勉強していきたいというふうに思っているところでございます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） ほとんど答弁につきましては、今、市長が申したとおりでございます。

ただ、今後でございますけれども、意見交換会等、そういったものを行っていききたいなということを思っております。

また、日ごろの付き合いというものがございます。こういったところで、例えば9月30日の台風17号の折には、浦安市さんのほうから弥富市の被害はどうだと。何かお手伝いすることはないかというようなお電話をいただいたこともございます。そういったこともございますので、日ごろから連絡体制をとりながら、協調してやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（佐藤高清君） 三浦議員。

8番（三浦義光君） ありがとうございます。

私も議員は、協定書は拝見させていただいておるんですけども、こちらのほう、市民の皆様にも見ていただけますよう、ホームページのほうでまたアップしていただくということをお願いいたします。

いずれにいたしましても、実際に被災された浦安市には学ぶべき事柄が数多くあると思われれます。

次に、浦安市では、地盤特性の把握と液状化の要因分析、公共土木施設の被害状況と対策、建築物、宅地などの被害状況と対策、これらを織り込んだ浦安市液状化対策技術検討調査が4回にわたり委員会を開催、検討し、昨年11月28日に取りまとめとして整理したものがございます。

主な概要は、既存の地盤調査結果、震災後に実施した地盤調査結果及び建築物の被害状況

などを整理したところ、建築物などの液状化被害は埋め立てに用いた細粒分を多く含む埋立砂層が厚いほど、また地下水位が浅いほど被害が大きくなる傾向を示しております。また、観測された地震波形と地盤強度をもとにした数値計算の結果も、埋立砂層の液状化強度が最も小さくなっていることから、埋立砂層の中心に液状化現象が発生したものと考えられます。また、地盤底固め工法（サンドコンパクションパイル工法）、また過剰間隙水圧消散工法（グラベルドレーン工法）により液状化対策を実施したエリアでは、道路や歩道などに損傷はなく、敷地内での噴砂現象は確認されなかったということ。また、埋め立てに伴う地盤沈下促進対策として実施された圧密促進工法（サンドドレーン工法）施工箇所においても、同様に噴砂現象は確認されなかったという結果でした。

道路については、舗装部や歩車道境界部からの土砂噴出による通行障害が発生するとともに、ひび割れ、せり上がり、陥没などの路面に変化が生じたとの被害状況でありました。

対策としては、浦安市地域防災計画で定めている緊急輸送路のうち、特に重要な路線において、レベル2地震、これは陸地近傍で発生する大規模なプレート境界型地震や直下型地震のように大きな強さを有する最大級の地震のことでございます。これに対して、緊急車両の通行を確保するための液状化対策を実施しております。

下水道施設については、管路のたるみ、マンホールの浮上・沈下や附帯ずれなどの被害が発生するとともに、土砂の流入による管路閉鎖によって、最長約1カ月にわたり施設の使用が制限されるなど、市民生活に大きな支障が生じました。

これらの対策については、幹線、河川横断、防災拠点や避難所の下水を流下させた重要な管路については、管路、マンホールにレベル2地震に対して流下機能を確保するための液状化対策を実施しましたというような調査結果でございました。

我が弥富市としては、独自の公共土木施設に対して調査・対策を検討してございますか。お尋ねいたします。

議長（佐藤高清君） 橋村下水道課長。

下水道課長（橋村正則君） 弥富市における公共土木施設、特に浦安市において注目された下水道施設の液状化対策についてお答えをさせていただきます。

兵庫県南部地震（平成7年の阪神・淡路大震災）や東北地方太平洋沖地震（平成23年の東日本大震災）によりまして上下水道施設が被害を受けまして、住民の生活に大きな支障を与えました。この経験をもとに、上下水道のようなライフラインは、大規模災害の際であっても機能を最低限維持、保持する耐震対策が望まれているところでございます。

議員の御質問の中にもございました地震動レベル1、地震動レベル2といえますのは、構造物の耐震設計を行うときに耐えられる地震の大きさを2段階に分けたものでございます。

地震動レベル1とは、中規模の地震で、その構造物の耐用年数中に一度以上は受ける可能

性が高い地震動、震度5弱の地震動でございます。これを指しており、比較的頻繁に起きている地震であって、地震に対してほとんど無傷で耐えられることを目標として設計しております。

地震動レベル2とは、その構造物が受けるであろう過去、将来にわたって最強と考えられる地震動であって、最大規模の地震動、震度7の地震でございますが、これを指すもので、構造物が倒壊したり、外壁が脱落して、人命を奪うような被害を生じないように設計することを目的としております。

下水道の耐震指針において、管路対策として、レベル1は流下能力を確保、処理機能とか能力を保持するというものでございます。レベル2では、流下機能を確保、最低限の処理可能にするとされております。

また、下水道における重要幹線とは、一つに流域幹線管路、一つに緊急輸送路等に埋設されている管路、一つに防災拠点や避難所などの施設から排水を受けるなど、下水を流下・収集させる機能から見て重要な幹線とされております。下水管路の設計・施工時点において必要かつ十分な対策を実施するとされておまして、重要な幹線等に対しましてはレベル2対応とし、その他の幹線に対してはレベル1対応として耐震設計をすることとされております。

弥富市は、各地質調査から見ても全域が液状化層であり、地震に伴う地盤の液状化現象は起こるものとして考える必要がございます。

下水道管渠の現在の国の指針における液状化対策については、平成9年の耐震指針の改定により、管路、マンホール周辺を砕石により埋め戻すことにより、ドレーン能力（排水能力）を期待する方法と、締め固めを確実にすることにより対応する方法が上げられております。ただ、そのどちらにつきましてもここ10年ほどで行われたことであり、今回の東北地方太平洋沖地震でどの程度効果があったかということは今後の調査待ちとなっております。

しかしながら、同じように液状化被害が発生しました新潟県中越沖地震（平成19年）におきましては、その前の新潟中越地震（平成16年）において改定されました液状化対策を行ったものについては被害がほとんどなかったと、このような報告を受けております。

弥富市においては、兵庫県南部地震において改定された液状化対策は設計当初から行っております。また、先ほど申しました新潟中越地震において改定された液状化対策にも対応しておりますので、発生すると予想される地震の規模、発生源からの距離、地質状況の違いから100%大丈夫とは言えませんが、液状化に対応していると考えております。

また、道路においては、緊急輸送路に指定されている路線は国道、県道でございますが、一例としまして、国道155号では、一部区間ではございますが、液状化対策にもなるサンドパイル工法を採用しております。

なお、液状化対策ではございませんが、当市における30メートル以上の橋梁において、耐

震対策として落橋防止装置の工事を進めているところでございます。

また、浦安市において液状化対策の実証実験が行われておりまして、その一つに、大型土のう袋に砕石や改良土を詰め、これを面的に敷き詰めて地盤改良を行うことにより液状化防止効果を発揮させる工法も検討をされております。このような新しい工法なども浦安市と情報を共有しまして、液状化対策について、今後とも調査・研究をしてみたいと考えております。

しかしながら、地震等で被災した場合には、下水道を初めとしたライフラインの確保、復旧はもとより、一日でも早く通常の生活ができるように全力で対応してまいります。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 三浦議員。

8番（三浦義光君） ありがとうございます。

浦安市液状化対策技術検討調査の結果概要というのは確かに完璧な内容ではございました。東日本大震災で被災した教訓が生かされていると思われませんが、早急に短時間で対策を試みるには莫大な予算計上が必要でございます。弥富市も同様、想定内、想定外までも対策を講じるにはとてもではない無理がございます。市民の皆様の心配をあおるつもりは毛頭ございませんが、今でき得る最善の対策をお願いしたいと思います。

また、緊急輸送道路、重要幹線とされる下水道は最優先に対応していただいているということで、安心しております。

次に、市民の皆様個人個人が行われる液状化対策でございます。先ほど述べました浦安市液状化対策技術検討委員会では、戸建て住宅などの小規模建築物については、液状化による地盤沈下で浮動沈下を起こし、大きな被害になりました。一方、大・中規模建築物はそのほとんどが支持くい、摩擦くいで施工されていたことにより、建物本体には大きな被害が発生しなかったものの、建築物周辺の地盤沈下による出入り口の段差やライフラインの寸断などの被害が発生したということです。

また、戸建て住宅の傾斜被害の状況については、建物が隣接する場合には、両者の上部が近づく方向に傾斜が発生し、道路を挟んだ建物では、両者が離れ合う方向に傾斜する傾向があることが判明しております。この要因として、建物過重の重ね合わせ、道路側の噴砂、沈下が抑制されたことなどが考えられております。

一方、軟弱地盤の沈下対策として、柱状改良されている戸建て住宅の挙動については、液状化を起こした層の下部地盤まで地盤改良が届いていない場合には被害が発生したと考えられております。

道路と既存戸建て住宅との一体的な液状化防止・軽減工法については、技術開発の状況や住宅所有者の費用負担などの観点から、実現可能な工法として、地下水位低下工法が上げら

れております。しかしながら、この工法も、液状化防止・軽減効果に関する定量的な評価、地下水位の低下による地盤沈下、維持管理や施設更新のコストの検討などが課題に上げられております。このため、今後、実現可能性調査を実施し、事業に伴うリスクや費用負担については、慎重に判断する必要があります。また、調査結果によっては、地下水位低下工法の実施が困難になることも考えられることから、住宅建てかえ時に個々の所有者の実情に応じて柱状改良工法などを選択して実施することも現実的な対策と考えておく必要がございます。というのが、浦安市の戸建て住宅などの被害状況と分析の対策でございます。

弥富市の皆様に、既存住宅への対策、建てかえ時の推奨などを市として何かお考えですか。
議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 浦安市では、議員のお話のとおり、災害に対する各種の検証を行っております。その中で、建物の液状化対策についてもさまざまな工法が検証されております。いずれの工法にいたしましても、絶対的なものは現段階ではないようです。その土地の状況や費用などを考慮しなければなりません。専門家でなければ判断は難しいようですので、新築、改築時の際には設計士等に相談いただくようにお勧めしてまいります。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 三浦議員。

8番（三浦義光君） ありがとうございます。

これこそ9月議会でも質問させていただきました自助・共助・公助の中の自助に値する事柄だと思います。市民の皆様も個人個人の液状化対策に今まで以上の興味を持っていただき、専門家の設計士さんなどと予算の見合う範囲の中で相談をしていただきたいと思います。

この質問の最後に、弥富市も浦安市と同様な有識者を交えた対策技術検討調査を弥富市に見合った独自の委員会を開いていただくよう要望して、終わらせていただきます。

次にもう1点、弥富市の農業経営の現状について質問させていただきます。

農林水産省は、10月30日、2012年産米の作況指数、これは10月15日現在の指数なんですけれども、102のやや良と発表されております。また、12年産米の9月の総体取引価格、全銘柄平均で前年同期比10%高となっております。

弥富市内の今年度産米の作況指数を教えてくださいたいと思います。

議長（佐藤高清君） 半田農政課長。

農政課長（半田安利君） お答えさせていただきます。

24年産米の作況指数ということでございますけれども、議員言われますように全国では102ということになっておりまして、ちなみに愛知県では101、尾張地域では100となっておりますが、弥富市といたしますか、各市町ごとには算出されておられませんので、御理解いただきたいと思っております。

ただ、米の作況を示すものといたしまして、毎年、東海農政局で坪刈り調査を実施しておりますので、地域ごとの10アール当たりの平均収量については近々公表されるということですので、また出ましたらお示しさせていただきます。以上です。

議長（佐藤高清君） 三浦議員。

8番（三浦義光君） ありがとうございます。

この尾張地域では例年並みということなのですが、価格自体は、愛知県産米、大変人気でございまして、昨年と比べてもある程度上昇したと聞いております。ただし、現状の稲作経営からすれば、厳しいのには何ら変わりはありません。

そして、農業全体で見えますと、こちらも全国レベルなのですが、日本政策金融公庫、農林水産事業が7月に実施した2012年上半期農業景況調査で、農業全体の景況DIは改善傾向にある一方、生産コスト増加に対して、容易に販売価格に転嫁できない実態が明らかとなっております。農業景況調査とあわせて実施した生産コストに関する調査での、最近特に負担がふえたと感じる生産コストとして、重油、灯油といった燃料代、続いて肥料代が上位でございまして。この対策として実施していることについての調査では、対策がないとの回答が一番多く、続いて使用量の節約、そして安価なものへの変更などとなりました。また、回答で最も少なかったのは販売価格への転嫁で、農業者は生産コストが増加しても容易に販売価格に転嫁できない実態が明らかとなっております。

一方で、負担がふえた生産コストとして、燃料代、電気代、消耗資材費、農薬代を選択した人が実施している対策では、使用量の節約が最も多い回答となっていて、農作業の中で留意することで実行できるコスト対策として、積極的に節約に取り組んでいることもうかがえます。

弥富市の農業経営も例に漏れず非常に厳しい状態だと思われまして。市としてはどの程度把握しておりますか。また、どのような改善策を推奨してございますか。質問させていただきます。

議長（佐藤高清君） 半田農政課長。

農政課長（半田安利君） 農家の経営状況ということでございますけれども、市では調査を行っておりませんが、燃料代、肥料代等の増加で生産コストが上がって、農業経営も非常に厳しいということは承知しております。

対策の一つといたしまして、弥富市では、認定農業者が経営改善するために借り入れるスーパーL資金や農業近代資金に対する利子補給をさせていただいておりますが、今後も継続していきたいと考えております。以上です。

議長（佐藤高清君） 三浦議員。

8番（三浦義光君） ありがとうございます。

利子補給をしていただいているのは、以前からこちらも承知しておりました。また、それ以外に、活力あふれる農業を持続的に発展させるため、総合的に営農支援となる戦略を弥富市にも望みたいと思っております。

このように、非常に厳しい農業事情の中、愛知県には経営主に農業経営者の認定がございますように、女性には農村生活アドバイザー認定制度がございます。この目的は、産業としての魅力ある農業を確立するとともに、住みやすい農村社会を実現するには、農村女性がみずからの能力や役割を発揮して、積極的に社会参画することが重要なことから、このような女性の先導役としてすぐれた能力と豊かな人間性を持った女性を愛知県知事が認定してございます。

期待される役割には、若者や女性が魅力を感じる農家生活の実践をするとともに、地域への波及、農業経営に積極的に参加し、地域の先導役、地域や我が家の農業後継者の育成、農山漁村女性の組織の育成強化やネットワーク化の推進、女性起業グループによる起業活動や地域活動の先導役、経験を生かし、住みよい地域づくりや農業施策の方針決定の場に積極的に参画し、発言や提言をするなどがございます。

弥富市には現在何人のアドバイザーがおられますか。また、どのような活動をされておりますか。通告にはございませんが、関連がありますので質問させていただきます。

議長（佐藤高次郎君） 半田農政課長。

農政課長（半田安利君） 現在、県知事の認定を受けられたアドバイザーが弥富市には11名お見えになります。研修会、情報交換会や、また市役所前の花壇の植えかえ等のボランティア活動、それからまた今年度につきましては、人・農地プラン検討会のメンバーといたしましても参加していただいております。このように幅広く活動していただいております。以上です。

議長（佐藤高次郎君） 三浦議員。

8番（三浦義光君） ありがとうございます。

男女共同参画と言われて随分たちますが、農村生活アドバイザーの紹介の中でも触れました農村女性起業活動について質問させていただきます。

この活動は、農村などに在住している女性による地域産物を活用した特産加工品づくりや直売所での販売、農家レストランの経営などの農林漁業関連の起業活動を目指します。愛知県下では、平成24年3月31日現在165件、うち個人が91件、グループが74件となっております。起業内容としては、農産物直売などの流通販売、ジャム・漬物などの食品加工が上位を占めております。特徴としては、中小規模の起業が70%を占め、法人化している起業は6%と少ないのが現状でございます。

県が定める意義は、農村女性の能力発揮や経済的自立・社会的自立の向上、地域の活性化、

農村と都市の交流の促進でございます。また、県は、平成12年度から平成19年度まで、農村女性起業ネットワーク支援事業によりセミナーやコンサルティングを行ったり、農村女性起業ネットワーク化など、農村女性の起業活動に対する支援活動を実施していると聞いております。平成20年度からは農村女性起業育成事業により、農村女性起業及び施行者の課題解決のための情報交換や相互検査のための機会も提供するとともに、PR資料を作成し、農山漁村女性の起業活動に対する支援を実施しております。なお、この事業は平成21年度で終了しているそうです。

11月26日の中日新聞の社説で、農林水産省は農林漁業が加工や販売も手がける6次産業化を促すため、官民共同ファンドを設立するという記事がございました。

この6次産業化とは、1次産業の農業生産法人などが2次産業の食品加工や3次産業の流通・販売にも進出し、雇用増に結びつけることが狙いということです。来年2月には官民ファンド農林漁業成長産業化支援機構を設立し、1,000億円規模でスタートするという事です。

6次産業化の新会社は、農林漁業者を筆頭株主に据え、加工や流通、販売企業からの出資を募って、株式会社として発足させる。その新会社にファンドが地方自治体や民間と共同出資をするのが仕組みでございます。出資先の会社が事業に失敗すれば、公的資金である出資金は回収不能となり、農水省はリスク回避の責任を忘れてはならないというような記事がございました。

事業は、農産品ならば、収穫した枝豆などを冷凍製品として販売先を広げていく。海産物では、サバなどを切り身にし、傷まないよう真空パック詰めする。知恵を絞って輸出拡大の道も開けてくるということで、既に北海道では農家と農協が共同で長芋をすり、パック詰めに台湾向けに輸出し、年17億円稼ぎ出している年収1,000万以上の農家が相次ぎ、若い後継者や農業従事者も育ってきているそうです。

こうした事例もございますが、農地所有は農家と農業生産法人に限られ、生産法人になる場合でも、役員の過半数が常時農作業に従事するなどの厳しい条件を満たさなければならない。全国での農業従事者は250万人、平均年齢は66歳、放置すれば10年後には激減しかねないということで、この窮状を打破するためにも規制緩和の検討を進めるよう求めたいというのが抜粋した社説の内容でございました。

これらの第6次産業はまだまだ規模が大きく、現実的な6次産業化ということではないとは思いますが、私がお話したいのは、農村女性起業活動という6次産業は、中小規模で家族経営プラス・アルファという事例でございます。

そこで、弥富市での農村女性起業活動の実態と支援を教えてくださいたいと思います。
議長（佐藤高清君） 半田農政課長。

農政課長（半田安利君） 弥富市での女性起業件数でございますけれども、ことしの3月31日現在6件ございまして、内容としては、食品加工が4件、直接販売が2件でございます。

市として、女性起業活動への支援はただいまは行っておりませんが、女性が自立する活動の支援ということでは、先ほど御質問がありました農村生活アドバイザーに補助させていただいておるところでございます。以上です。

議長（佐藤高清君） 三浦議員。

8番（三浦義光君） ありがとうございます。

農村生活アドバイザーへの補助は大変ありがたいことだと思いますが、もう一步踏み込んだ農村女性起業にも支援をしていただくようお願いをいたします。

最後に、非常に厳しい農業経営の現状、経営主だけではなく、奥様も積極的に経営に参加される中、家族で取り組む経営方針や家族一人一人の役割、就業条件、就業環境について話し合いながら取り決める家族経営協定という制度がございます。

農業経営が、家族の話し合いと男女の共同参画によって充実、成長していくため、一人一人が尊重される家族関係をつくっていくため、次の世代にスムーズに引き継いでいくために結ぶ協定であるそうです。

家族経営協定を結ぶ手順としては、まず経営の現状や課題を整理し、今後の方針、家族の就業条件、生活の目標を話し合い、明らかにします。次に、その話し合いを踏まえ、経営課題の解決方法、経営方針や生活目標を実現するための具体的対策について、どのような取り組みが必要か検討し合い、項目を上げます。話し合った結果を文章にすると取り組む内容がより明確になりますので、まず協定書の試案をつくってみます。何から取り組むか、家族間で検討、普及指導センターや農業委員会などの指導機関からの意見も聞いて、協定を結ぶときは家族員だけではなく指導機関の立ち会いがあるとさらに確かなものになります。

最後に、結んだ内容が実行されているか見直し、必要があれば新たな項目を追加します。できれば定期的に見直しを更新するというものです。

協定に盛り込む内容としては、まずやりがいを持って働くために、ビジョン、目的、労働時間、休憩時間、休日・休暇、給料の収益配分、作業の役割分担が上げられます。次に、みんなで経営を充実させるため、短期・長期の経営計画、簿記記帳の担当、経営状況の把握、家族会議の開催、役割分担、戦略、法人化、後継者の養成・教育があります。また、ゆとりある暮らしのために家事・育児の担当、家計簿記帳、後継者夫婦との同居・別居、介護、生活費、年金、健康診断、そして旅行、レクリエーションなどがあります。最後に、これからも農業を続けていくために、後継者への譲り渡し、相続の対応というようなものが家族協定の中に盛り込まれております。

弥富市では現在この家族経営協定は何名の方が締結をされておりますか。また、この協定

はどのようなメリットがございますか。また、この弥富市では農業委員会が主催をされておると聞いておりますが、農業委員会独自のお考えもあわせて質問させていただきます。

議長（佐藤高清君） 半田農政課長。

農政課長（半田安利君） 現在、弥富市におきましては、今年度までに28戸の農家が家族経営協定を締結していただいております。作目別で見ますと、水稻農家が8戸、トマトが10戸、花卉が10戸で、協定の調印式では、市の農業委員長、県の農業改良普及課長が立会人となって実施しております。

家族経営協定については、今議員が詳しく言われましたが、この家族経営協定を締結しますと、家族全員の経営意識が向上するということや、役割分担や就業規則の取り決めを通じまして、経営の合理化が進む。後継者への経営移譲がスムーズにできるなどと言われております。

また、制度上のメリットといたしましては、認定農業者になることができることや、農業者年金保険料の助成が受けられるということでございます。

また、農業委員会としての考え方ということでございますので、農業委員会事務局長として答弁させていただきますけれども、農業委員会としても、女性や若者により多く農業経営に参画してもらいまして、将来にわたって安定的な農業経営を進めていただけるように市や県と連携して推進していきたいと考えております。以上です。

議長（佐藤高清君） 三浦議員。

8番（三浦義光君） ありがとうございます。

これからの農業経営、経営主だけではなく、奥様、若い後継者、それぞれの立場で考えていかなければなりません。後継者不足、高齢化、遊休農地の拡大など、農業を取り巻く状況は年々厳しくなっております。さまざまな問題・課題を抱えております。引き続きの弥富市の支援をよろしく願いいたします。

これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（佐藤高清君） ここで暫時休憩します。再開は1時55分からとします。

~~~~~

午後1時47分 休憩

午後1時55分 再開

~~~~~

議長（佐藤高清君） 休憩前に続き会議を開きます。

次に三宮十五郎議員、お願いします。

5番（三宮十五郎君） 私は、通告に基づきまして、まず最初のテーマは交通弱者支援の抜本的対策を求めるということについてお尋ねいたします。基本的なところは市長にお尋ねし

ながら、担当の方からも御答弁いただければいいと思いますが、今、高齢化の進行や、先ごろこの場でも出ておりましたが、まちの形が変わる中で、車に乗れたり、自由に動ける人にとってはまだそんなに不便は感じないかもしれませんが、いろんな事情で車に乗ることができない、そういう家族を持たない人たちにとっては本当に大変な状態。買い物も満足にできないとか、あるいは通院だとか、そういうこともできない。もともと国際的にも国の施策としましても、障害者の人たちも含めて、これから社会の中でそういう人たちが快適な生活も送れる。健常者の人と比べて、社会活動の面でも生活の面でもバリアフリー化をしていくということは国や地方自治体の義務ということで一定の施策が行われておりますが、なかなか現実はそのようなふうになっていない中で、弥富でもこの問題が非常に大きな問題になってきておるといふふうに思います。

最初に、市のバスの運行についてお尋ねをいたします。

まず、21年度までの福祉バスが果たしてきた役割でございますが、21年度の実績で、市の費用負担が4,755万円ほどございましたが、年間243日を営業いたしまして6万6,963人の方が利用されました。福祉センターや公共施設、買い物、通院、あるいは近鉄などの交通機関の利用等をそれぞれの方が目的としながら、巡回バスを無料運行してまいりました。したがって、1日当たりの利用者は276人、1人1回の乗車の費用は公費負担が710円ということで、公共的なこういうバスの一つの目安をクリアしたというぐらいのレベルに達して、市民の皆さんにも親しまれてきました。

22年度からコミュニティバスとして、国の補助金を想定しながら3年間の試行事業を行い、23年度は1億3,500万円余りの市からの委託費を負担して360日運行いたしましたが、便数も大幅に増加したにもかかわらず、利用者は6万6,242人で、1日当たりの利用者は184人と。

1回1人当たりの費用につきましては2,024円で、福祉バス時代の1回乗車に対する費用の2.85倍ということになりまして、市の財政負担の上でも、あるいは事業効果のいずれから見ても抜本的な見直しが必要となっていると思っておりますが、まずその認識をどう市当局が持っておられるか、お伺いいたします。

議長（佐藤高君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 三宮議員に、コミュニティバスの問題につきまして御答弁申し上げていきたいというふうに思っております。

結論から申し上げますと、大変大きな課題であるということをご認識しているところでございます。前期の私どもの第1次総合計画の中において見直しをしていかなきゃならないことが多々あるわけですけれども、このバスの運行につきましても、財政面からして、行財政改革という形の中で考えていかなきゃならないというふうに思っております。

議員の御質問の中にもございましたように、平成22年6月から、いわゆるコミュニティバ

スという形に移行して運行させていただいておるわけでございますけれども、2年6カ月が過ぎました。当初3年の運行期間というのを一つの目安にしていきたいというふうに思っております。もう2年6カ月が経過したわけでございます。

この間、議会の議員の皆様、そして市民の大勢の皆様からいろんな御意見をいただきました。また、私どもはその御意見に対し、アンケートをとりながら、改善に努めてきたわけでございます。2回のダイヤの改正、そして停留所の新設等々を含めて、その利用計画を見直してきたわけでございます。また、日曜日、あるいは祭日における運行をやめるという形で今現在も行ってまいりました。

そういう状態の中から、先ほど議員の御質問の中におきまして、いわゆる経費額が出ておりましたけれども、1億3,500万ほどから3,000万圧縮することができ、今は約1億円の運行経費ということになっております。

抜本的な見直しというお話でございますが、これもまた現在は道路運送法第4条の中でこのコミュニティバスは運行しておるわけでございます。いわゆる路線バスと同じ考え方でございます。一朝一夕にこの考え方を変えていくということにつきましては、また大きな労力を要するわけでございます。しかし、この適用につきましても、行財政改革という面からも考えていかなきゃならないというふうに思っております。

また、運行方法におきましては、以前から三宮議員のほうから御指摘もいただいておりますけれども、いわゆるデマンド方式、利用される方がきちっと予約をして乗っていただくという効率的な運行はできないかということをお聞きしているわけでございます。しかしながら、現在この予約制度についても、市民の皆様からいろんな御意見もあります。また、多くの停留所を回りながら、このデマンド方式ということもなかなか難しいわけでございます。

そして、今現在では、ある特定の場所まで徒歩、または自転車等で来ていただいて、そこから目的地に対して直結をしていく。仮にそれが病院であるとか、福祉センターであるとか、そういう一つの方式、基本的にはサイクル・アンド・ライドというような方式を今4カ所設定して運用しているわけでございますけれども、この運用方法について、少し今後は詰めていきたいというふうに思っているところでございます。

具体的なルートといたしましては、現在、弥富市のこのコミュニティバスは、北部ルート、東部ルート、南部ルートを有しているわけでございますけれども、南部ルートにつきましては、今までのアンケート調査、あるいは実態においても、多くの方に利用していただいているというふうに思っております。さらにこれを強化するためには、朝、そして夜の便数を少しふやしていかなきゃならないというふうにも思っているところでございます。利用されるところにバスの便を多くすることが常道であろうというふうにも思うわけでございます。

しかし、北部ルート、東部ルートの市民の皆様にはいろいろと御協力をしていただきたいということがこのサイクル・アンド・ライドの考え方でございます。すなわち特定の場所にお越しいただいて、そこから福祉センターであるとか、病院であるとかという形の中で、直結をして、いわゆる停留所等については削減をしていきたいという考え方をさらに進めていきたいというふうに思っております。

そしてもう一つは、これも少し横着な考え方かもしれませんが、抜本的な見直しとしては、平成21年度の福祉バスに戻すという考えも選択肢としてあるのではないかとこのふうにも思うわけでございます。

総額方式として、5,000万、6,000万という予算を立てさせていただいて、全ての料金については無料化していったら、平成21年まで運行しておいた、いわゆる福祉バスに戻して、市内を巡回して利用していただく、こういう方法もあるのではないかなというふうに思っております。

今、私ども職員の間でも、この問題についてしっかりと考え、検討委員会等で御提案申し上げていきたいというふうに思っているところでございます。

いずれにいたしましても、最初に申し上げたように行財政改革の一環としてしっかりと取り組まなければならない。1億円の経費がかかっているということに対する費用対効果が余りにも厳し過ぎるのではないかとこのふうにも思っておりますので、議会の議員の皆様への御支援、あるいは御協力、そんな考え方を今後もお聞かせいただきたいと思っております。以上でございます。

議長（佐藤高次郎） 三宮議員。

5番（三宮十五郎） 改善を進めていかなければということで、これまで市が取り組んでまいりました詳しい資料をいただいて読ませていただきましたが、23年度に比べて利用者がふえております24年度の1営業日当たりの4月から10月までの実績で見ましても、1営業日当たりの利用者は200人を割り込んでおります。便数が大幅にふえていることを考えたら、依然として、今、市長もおっしゃられましたが、このままではいい状態ではないということが言えると思います。

問題は、98あります停留所のうち、46カ所、46.9%が1日1人以下の利用者しかないというような状態の運行や停留所の状態です。23年度は98停留所のうち47停留所、47.5%がそうでしたが、利用者が多かった21年度でも99停留所のうち49停留所、ほぼ半分の49.5%が1営業日1人以下で、住民の皆さんの強い要望がある一方で、現在のような、以前の福祉バスの状態でも、南部ルートはかなり本当によく利用されておりましたが、やっぱり北部ルート、東部ルートというのは、そういう運行のあり方ではやはり市民のニーズに応えられないというか、かなり無駄なことが多い状況になっております。

また、現在の利用者の方のアンケートで、現状の変更については大変困るという意見がたくさん出されておりますのは、要するに今のバスで利用できるところに住んでいるか、ないしは今のバスを利用するために自分の生活を変えて、何とかそれで毎日というか、買い物なり、いろんな足を確保することができる立場の人なんですよ。結局どういうことかといいますと、特に北部ルートなんかで見ますと、ぐるっと回ってなんていうよりも、直接駅や役所へ出たいという人がほとんどで、ぐるっと回って何十分もかけてということだとか、あるいは今、本当にバスを望んでいる人は、500メートルも歩くのが大変、要するに自転車にも乗れない、車にも乗れない、高齢化も進んだ。そういう人たちが求めているわけで、なるべく近くに停留所がなければ、やっぱり利用することができない。だから、結局、せっかくあっても、例えば1キロ歩いていくということはなかなかできないというような状況の中で、さっき申しあげましたように福祉センターや弥富駅へ出る場合は、桜学区や弥生学区のかなりの人たちはそういう利用ができるわけですね。バスを利用しなければならない人というのは、やっぱり本当に体が弱かったり、車に乗ることができないという条件の人たちであることを考えると、今、市長が巡回バスに戻すということもおっしゃられましたが、巡回でもなかなかそういう人たちのニーズに応えられない。特に中心市街地から離れたところ、まだ桜学区だとか弥生学区はいろんなお店もあるんですが、十四山なり、栄南学区のほうに行くとほとんどお店がないというような状況の中で、日々の生活にも買い物ができなければというようなことで、そこをやっぱり皆さんを乗せてくるというのは、かなり対象から考えて難しいことだと思います。

そういうことを考えますと、今、市長がおっしゃられたもとの福祉バスに戻すというのも一つの選択の方法であると思いますが、それにしても、その場合も停留所だとかいろんな問題はよく考えなきゃいかんし、あるいは今の程度の便数や費用でそんなにいろんな多目的な利用というのはやはり限られてきますので、基本的には交通弱者への対応ということの基本にしたものにするのとあわせて、ぜひ一度私はやっぱり、取り入れるかどうかは別にしまして、今、玉城町なんかでやっているデマンド方式がどの程度弥富市の市民の方のニーズに応えられるかということについては、一度本格的な調査を専門家に協力していただいてして、そして、いろんな選択肢を市民の皆さんにも示しながら、弥富市としては、現在市ができる、あるいはしなければならぬ最良の選択として、こういう方法でという方向性を出しながら、市民の意見も聞いて、最終的に決めていくという手だてをとっていただきたい。

デマンド方式という予約方式は、一般的にいいますと非常に手間も暇もかかる、あるいは乗る人たちも不便だというような認識もあるわけでありましたが、私自身があそこへ行って見た限りでは、やっぱり最近のコンピューターやそういうものを使う時代のいろんな技術を活用する。しかも利用する人たちは、一部はスマホなんかを使っていますが、大部分は電話の

予約ですよ。それで、入力の方法はいろんな方法でそんなに不便じゃない方法でやれる仕組みを確立しておりますので、この仕組みについては、やはり最新の仕組みで、費用もどうも調査だけだったらかからんと思いますので、一度ここで大幅に動かすというのなら、選択肢の一つに加えていただいて、調査をしていただいて、市民に示していただくということも含めて、今、市長がおっしゃられた抜本改正の方向に向けて、ぜひ進んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 三宮議員にお答え申し上げます。

先ほども申し上げましたとおり、デマンド方式、あるいは一定の場所に来ていただいて、そこから市民の皆さんに御協力いただきながら直結していくというような方式も含めて、しっかりと時間をかけて協議をしていきたい、検討していきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（佐藤高清君） 三宮議員。

5番（三宮十五郎君） それでは、続きまして、障害者の、特に重度障害者の皆さんのタクシーチケットと自動車税の減免の重複利用という問題ですが、これにつきましては、さきに両方を使うというのは不合理ではないかというような市の判断もありまして、どちらかというふうにされたんですが、問題は、家族の運転に頼らざるを得ない重度の障害者の人たちですね。確かにこの人たちは、家族の運転で自動車税が減免されるというのはかなり重い障害に特定されておりますので、その場合ですと、確かに日常生活全体の中では、家族がうちにいる夕方なり休日でも家族の車を使うということがあるんですが、もう一方で、通院だとかというような、家族が働きに出たり、この時間帯というのは結局タクシーを使うとか、いろんなことが出てくるわけですよ。そうしますと、やはり重度の障害であることも考えますと、両方の併用がある程度合理的な方法でされないと、障害者の人たちが社会生活や日常生活に不便を来さないような支援を国や地方の責任でしていくという趣旨に合わせて考えてみますと、重度障害者の皆さんに対しては一定の双方が使える仕組みというのを、一定の条件は当然決めることになると思いますが、やる必要が、制度の趣旨からいって、また障害者に対する施策、バリアフリーや何かの考え方の基本からいっても必要ではないかと。以前も少し時間をかけて検討したいというようなお話もございましたが、この件についてはどのようにお考えでしょうか。

議長（佐藤高清君） 前野福祉課長。

福祉課長（前野幸代君） 三宮議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、心身障害者福祉タクシー料金助成事業でございますが、今年度より、今議員がおっしゃいましたように自動車税の減免を受けている方は対象外とさせていただきます。

理由でございますが、自動車税の減免は、身体障害者本人が運転、使用する場合や、障害者と生計を一にする方や、常時介護をする方が障害者の通勤・通学等に使用する場合、減免を受けることができるものでございます。したがって、自動車税の減免を受けておみえの方は、障害者の方の移動手段である自家用車を所有されておまして、障害をお持ちの方のために使用する目的で自動車税の減免を受けておみえであり、車での移動が可能かと思えます。しかし、車を持っていなかったり、車が家にあっても減免を受けていなければ、障害者のために使用される車ではないことから、障害者の主な移動手段としましてはタクシーやコミュニティバスになろうかと思えます。

障害者の方のために減免を受けている車がある方とない方を同じ位置づけにするのではなく、自動車税減免を受けられた車がない方への移動手段の支援ということで交付をさせていただき、減免を受けている方は対象外とさせていただきました。

ただ、自動車税の減免を受けてみえる方が、病気や出産等で一定の期間運転ができない場合には、障害者の送迎もできないということでございますので、平成25年度より特例といたしまして、運転できない期間につきまして、一月4枚のチケットを交付させていただきよう改正をいたします。

なお、先ほどから重度障害者ということでございますが、重度障害者であるという判定をする基準がございません。仮に手帳の等級の上の方を重度障害者と考えた場合、級が上でも車の運転ができる方、逆に級が下でも運転のできない方もございます。運転できるかできないかは、障害の等級ではなく、障害の区分により違ってまいりますので、身体障害者手帳等の等級で判断をすることは難しいと考えます。障害者手帳をお持ちの方で、現在交付対象となっている方皆さん一律の支援を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

議長（佐藤高清君） 三宮議員。

5番（三宮十五郎君） 自動車税の減免で対応しているからいいではないかというあれなんです。結局、今、私が申し上げましたように、この問題は、家族にもいろいろあって、常時介護できるような状態というんですか、父親なり母親と息子さんが住んでおるような状況を考えますと、そんなふうにはならないですね。だから、働かなきゃ暮らしが成り立ちませんので、そうしますと、今言ったような問題が絶えず発生してきますので、これはやはり、今おっしゃられた、とりあえず一定の期間だとか条件の中で一定枚数については新年度から対応するという事ですから、それはそれで私は一歩前進だと思いますが、やっぱり本当に障害を受けている、いろんなハンディを持っている人たちが、社会活動や、あるいは日常生活に可能な限り不便を来さない仕組みにしていくというか、全県的に見ましても、この海部地域にしましても、枚数は弥富がこの海部地域で幾らか多いかもしれませんが、併用という

のが主流ですよね、全体の中では。やはりそうした検討については今後もお考えいただくことを強く要請して、次の質問に移ります。

3つ目は、介護認定を受けている皆さんに対して、高齢者福祉タクシーということで24枚交付をして、これは介護高齢課のほうの事業となっていると思いますが、ところが、本来は身体障害者手帳をとれば、そちらで支援が受けられるわけですから、とればいいわけですが、残念ですが、ずっとこの税の障害者控除、要するに介護度の重い人たちで、税法上でいうと重度障害者になるような人たちに、障害者手帳を持っていない人たちに対して、毎年、恐らく200を超えるような税の控除の免除の認定証が必要ですかという案内を出して、発行していますよね。なぜそういうことが起こっておるかというのと、やっぱり医師不足だとか、医師の仕事が非常に今過重になっておる中で、実際にリハビリなんかをやる施設に入所してありますが、診断書がなかなか書いてもらえないとか、そういうことがあって、今みたいなことが起こっておるわけでありますので、せめて重度の介護認定を受けている人たちに対して、希望があれば、通院や日常生活に最小限必要なタクシーチケットについては障害者並みの給付をするというか、そういうことについてはできないか。どういうふうにお考えになっているか、御答弁いただきたいと思います。

議長（佐藤高君） 佐野介護高齢課長。

民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） それでは、三宮議員の御質問にお答えいたします。

高齢者等福祉タクシー料金助成制度でございますが、介護保険法の要介護認定、または要支援認定を受けた方で、介護老人福祉施設等に入所していない方はちょっと除外させていただいておりますが、この方々が医療機関に通院する場合、タクシー料金を助成するというところで、利用券1枚につき基本料金とお迎え料金を助成しているところであります。

本年度までは医療機関に通院するときに限定しておりましたが、平成25年度からはその制限をなくし、買い物等などにの用途にも利用できるように変更させていただくようにしております。

重度の要介護認定者の方の移動支援についてでございますが、サービスを拡大するかということは今後十分検討していく必要があるかと思っております。サービスを拡大すれば、また反対にやむを得ずサービスを縮小しなければならない場合も生じてくるやにも思っておりますので、もう少し慎重に考えなければならないと思っております。

なお、海部津島地域の周辺市町村の状況でございますが、要介護及び要支援に認定されている方々を対象としたタクシーチケットの助成につきましては、当弥富市と飛島村でございまして、あとの他の周辺市町につきましてはまだ実施前でございますので、このままの現状でいきたいと思っております。

なお、もう一つ、要介護度の高い方でございますが、このような重篤な方というのは、やはり外気の雑菌に対しての抵抗力も非常に弱い方が多くて、その移動については慎重に取り扱うべきだと考えております。重篤な方につきましては、訪問看護とか訪問リハビリ、あるいは往診等というのもございますので、そちらのほうも使っていただければと考えております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 三宮議員。

5番（三宮十五郎君） 今、高齢者の対応で弥富と飛島だけというお話があったんですが、愛西市は、一定の条件の高齢者の人に対して無関係にタクシー券を交付しておりますので、弥富よりもかなりその意味では進んでいると思いますが、いずれにしましても、通院だとか、そういうことで、2枚というと往復で終わりですよ。往復で終わりですから、要するに月1回ということですので、これはもう少し必要な人にはふやしていくという方向で、今、慎重に検討したいというふうにお話がありましたが、やっていくべきではないかというふうに思いますので、そのことも含めて御検討いただきたいと思います。

次の質問のほうでもう少し、これは福祉課と介護高齢課と双方にかかわってくる問題だと思いますが、中心市街地から離れた人たちですね。先日も相談がありましたが、結局2枚使っても、まだ自己負担が片道2,000円なり2,500円かかると。5,000円で、しかも月に2回通院をしなきゃいかんような病気の状態だということを考えると、やっぱり本当に中心市街地や通院できる条件の近くにある人たちにとっては、今の制度というのは非常にありがたいんですが、中心市街地から離れた弥富のほかの地域というのは、そんなに住んでいる人が多いわけではありませんが、この負担というのは相当なものですので、この面では、交通弱者に対する基本的な生活権の問題、それからバリアフリーでいいますと、ガイドヘルパーについては無料でそういう人には人はつくことになっておりますが、ところが、交通の手だてについては自己負担ということですので、そのことも含めて、もう少し実際にそういう障害だとか、いろんなハンディで日常生活や社会参加ができないような状態を可能な限りなくしていくという制度の趣旨からいうと、実際に効果のある方向に研究をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（佐藤高清君） 前野福祉課長。

福祉課長（前野幸代君） 御質問にお答えさせていただきます。

心身障害者福祉タクシー料金助成事業でございますが、心身障害児・者が日常生活を容易に行うためにタクシーを利用する場合、その料金の一部を助成することにより福祉の増進を図るのが目的であり、生活行動範囲の拡大、通院・通所及び社会参加を促すものでございます。

中心市街地から離れた地区ということでございますが、この事業は社会参加という目的か

らって、外に多く出ていただきたい。利用される方の利用目的は、海南病院への通院だけではなく、買い物や近くの医院への通院、趣味や事業に参加するための外出等、それぞれ違います。また、住んでいる地域によりまして交付枚数を変えることは、どこを基準とするかなど大変難しい面もございまして、他の市町村を見ても、一律で実施しておみえでございまして。現状の交付方法が適当であるというふうに考えております。

議長（佐藤高君） 三宮議員。

5番（三宮十五郎君） 今、課長がおっしゃられた、そういう社会参加や日常生活、別に私、海南病院の通院だけを問題にしておるわけではないです。だって、栄南学区にしたって、十四山にしたって、眼科なんかないでしょう。やっぱりここまで出てこなきゃいかん条件が結構そういう人たちの生活にはあるわけですね。その日常生活を改善するということだと、弥富市は非常に南北に長い。それから、中心市街地周辺にたくさんの方が住んでいるということで、その一定のエリアの人たちについていうと、今の100%か、あるいは50%ぐらいの負担でできるわけですが、そうでない人たちですね。そんなに多くはないんですが、それしか交通手段のない人たちにとっては、本当に通院するのに毎回4,000円、5,000円という自己負担というのは、これは本当に大変なことで、一度この弥富市の特徴、結局どういふことかという、今のバスなんか利用できないような人たちですね。そういう人たちが日常生活の安全や安心を確保するという意味でいうと、よそがやっていないからやらないという話じゃなくて、必要があるかどうかという御検討をしていただくことを強く求めて、ちょっと私もほかにたくさん質問したいことがありますので、そちらに移らせていただきますので、よく御研究いただきたいと思っております。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

次は、中・長期的な財政計画を確立することについてお尋ねをいたします。

まず最初に、弥富の福祉を後退させないという市長の、さきの私の質問に対しても、今もそれは変わらないというふうに御答弁がございましたが、現在の市の状況から見て、どういう決意や方向でそういうことを担保していくということなのかを最初にまずお尋ねしたいと思っております。

国と地方の借金の急増が放置できない深刻な問題となっております。弥富市の借金につきましては、長期借入金とは公債と申しておりますが、18年4月1日の合併前には114億7,600万円ほどでありましたが、6年後の23年度決算時では162億9,700万円ほどとなっております。1.42倍となりました。借金の性質によって、大きく3つに分けることができますが、まずその1つは、普通債と呼ばれる返済を基本的に市の責任と負担で行うというものであります。合併時47億7,600万円だったものが、23年度末決算で47億9,300万円、ほぼ横ばいで、ここは借金はふえてないんですね。もう1つは、本来国が地方交付税として負担すべき

ものですが、国の収入が非常に不足をしているということから、市町村の責任で借りておいて、返済の費用は、市町村の財政力に応じて国が負担をするというような仕組みになっております臨時財政対策債等の借金であります。合併時44億4,500万円ほどから、現在は23年度決算で62億1,900万円で1.4倍になっております。3つ目は、公共下水道と農村型下水道とも言われます集落排水事業の借金が合わせて合併時22億5,500万円だったものが、23年度決算時では52億8,400万円で2.3倍を超えております。特に公共下水道は今後大幅な借入金と返済額が増加することになっております。議会に配付されております資料でも、現在の計画が順調に進んでも、平成53年度には下水道だけで1年間の借金返還が6億7,000万円ほど、平成36年度から50年度の間は下水道料金で賄えない負担が年間一般会計で4億から5億円近いものをずっと負担しなければならない。当然その前後には、それに向かってふえていく分と、それからだんだん減っていく分がありますので、ずっとそういう負担が続きます。

既に大規模修繕が各地で発生する状態が予測されて、平成65年度まではその大規模改修等の費用の積み立て等は一切計画もないという市の下水道事業計画が現在のものであります。

先ごろの高速道路のトンネル事故をきっかけに、日本の公共事業は、つくるだけつくて、維持管理や改修のことを考えていないことが大きな問題となっておりますが、下水道事業は最もその傾向が強いものの一つであると思います。心配されている巨大災害対策への庁舎の改築のための40億円ほどの事業も進行しておりますが、その性質上、大部分を借金で賄うことになり、借入金の額も年ごとの償還金も大幅にふえることになります。

全国的に見ますと、弥富市を含む尾張地方の9市は大変地味で、借金も全国平均に比べると少ないほうであります。22年度決算ベースで見ますと、弥富市の一般会計の総支出に占める公債費、借金の返済額の割合は弥富市が一番低くて、6.8%、一番高いA市が11.5%となっております。弥富市が同じ割合で借金返済をするとして計算をしますと、これは全国の市町のやつが総務省で出ている資料を使いましたので、22年度の資料の数字を用いますが、弥富市は年間の返済額が元利を合わせて9億7,500万円ですから、それをもとに試算しますと、歳出全体を11.5%に直しますと16億5,100万円。弥富市の22年度に比べて6億7,600万円もの余分な負担となることとなります。防災や学校、保育所などの必要な施設整備のための事業は、現在の国の制度上、借金をしてでもやらなければなりません。可能な限り借金を少なくする特別な努力も求められております。子育て支援の充実で、働き盛り世代の定住人口がふえたりして、市税の安定をもたらしておりますし、人口や子供の減少防止も目立った結果が、この間、他の市町に比べても出てきております。

また、介護保険制度の導入以降は、それまでは扶養家族として保険料などの負担がなかった人が、全く無収入でも介護保険料だけで年間2万4,500円を超える。あるいは扶養家族になっている人だと、さらに大幅な負担があります。加入者の所得が減った中で、国保税収入

を確保するためには、皆さんの所得が減るたびに税率を上げるというようなことも既に限界に来ております。

つい先ごろも、この本会議場で、先ほども申し上げましたように弥富の福祉は後退させないという基本的立場に変化はないという御答弁をいただきましたが、今日の状況のもとで、どのような方法と決意でこの立場を貫かれるのか、まずお答えいただきたいと思います。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 三宮議員にお答え申し上げます。

大変重要な問題というふうに私自身も位置づけしておるわけでございます。弥富の福祉は後退させない、あるいは市のしっかりとした基本的な役割を果たしていくということを、私、日ごろから申し上げておるところでございます。

昨年度は第3次弥富障害者福祉計画、あるいは第5期の介護保険事業計画、高齢者福祉計画を策定させていただきました。この計画に沿いまして、市民の負託に応えるべく最善の努力をしているところでございます。

もちろん市民の皆様にも大きな御負担をいただいていることも事実でございますけれども、そういうような財源を含めまして、私はさまざまな福祉事業という形の中で、現在展開させていただいているというふうに思っておるところでございます。

その裏づけといたしまして、障害福祉関係の扶助費の推移を少し見てみますと、平成20年度は2億5,000万でございました。そして、平成21年度には2億9,000万円で、4,000万円の増でございます。そして、平成22年度には3億5,000万、6,700万円の増ということでございます。そして、平成23年度には3億9,000万と、毎年大きく伸びてきておるわけでございます。3年前に比較しても50%増というような状況の中で、福祉の扶助費が発生をしておるわけでございます。

そうした形の中で、我々としては毎年大きな予算が必要になるわけでございますが、厳しい財政状況ではありますけれども、しっかりと市の役割を果たしていかなきゃならないというふうに思っておることに変わりはありません。

そういうような状況の中で、中・長期的な財政計画はどうだということでございますが、今、弥富市の中期財政計画の中で、この手元にあります財政計画を平成25年度から29年度の5年間の財政中期計画を財政課を中心にいたしまして策定いたしました。

この問題につきましては、後ほど総務委員会、あるいは全員協議会の中で議員の皆様にもお示しをしていきたいというふうに思っているところでございます。

計画の目的は、いわゆる第1次総合計画に基づく財政の負担というか、補完をどのようにしていくかということが大きな骨子でございます。過去5年間の財政計画につきましては比較的順調に推移をしておりました。平成23年度税収は75億というような状況になって決算

を迎えたわけでございますけれども、平成24年、当年度につきましては、前から申し上げていきますように、いわゆる市民税の所得の減という形の中で個人市民税が大きく減退をしているところでございます。また、法人税につきましても、法人税率の変更等々で、これも減ってきているという状況でございます。しかし、私どもの基幹税として一番大きな構成比を占めております固定資産税につきましては、平成23年度までは順調に伸ばしていただきましたけれども、ことしは評価がえの年でもございます。そういうような状況の中で、1億数千万の大きな減少になるだろうというふうにも見ておるわけでございます。

そうした形の中で、今後5年間ににつきまして、どのような状況のことを考えていかなきゃならないかということで、少しお時間をいただきお話をさせていただくわけでございますけれども、まず個人市民税、あるいは法人税、固定資産税というのは、23年を一つの契機として大きく減退をするということを思っております。そして、これが中・長期にわたるだろうというふうにも思っております。いわゆる経済の復興ということが望まれるわけでございます。景気対策が望まれるわけでございますけれども、大変難しい状況にあるのが今の日本の経済ではなかろうかというふうに思っております。

あるいは地方交付税につきましては、私どもは旧弥富町、そして旧十四山村という形の中で、合併算定がえの特例を今現在いただいております。これが平成28年からだんだん減ってまいりまして、平成33年にはゼロになります。これは、今、臨時財政対策債の話もありましたけれども、合計で約6億円ほど地方交付税という形の中で交付をしていただいているところでございます。

また、市債につきましても、臨時財政対策債、あるいは合併推進債というものを一つの大きな投資的な経費として持ちながら、いろんな事業をこれからもやっていくわけでございます。そうした形の中で、大変市債においても膨らんでくる。あるいは元本の償還金においても大きくなっていくというような形で、公債費も膨れてくるわけでございます。こういうような状態だ平成25年度から続くぞということでございます。

そういう状況の中で、歳出の見直しをどうしてもやっていかなきゃならないというふうに思っております。一つは、人件費の見直しでございます。一つは、扶助費の見直しでございます。いわゆる義務的な経費と言われる医療、介護、福祉、あるいは生活保護費を含めたところの少子・高齢化時代における扶助費は、来年度、平成25年度から毎年2%弱ふえるというのが弥富の今の5カ年計画の大きな実態でございます。こういう実態に対して、我々はきちっと位置づけしていかなきゃならない。

そしてまた、公債費におきましても、先ほど述べたとおりでございます。いろんな事業をやっていくためには市債を発行し、公債費も伸びてくるわけでございます。

一つの大きなプロジェクト事業といたしましては、今計画をしております庁舎の建設でござ

ざいます。平成28年を目途として、新しく庁舎をやっていきたい。総額50億を超える大きなプロジェクト事業でございます。そして、平成25年、26年度の中で白鳥の保育所の改築を考えております。これも7億円前後の投資になってくると思います。そしてもう一つは、佐古木の駅前の南側でございますけれども、この整備計画を平成25年、26年の中で何とかやっていきたいという計画を持っております。そういうような状態で、これからの投資的な経費というのが必要になってくるわけです。

しかしながら、これだけでは実は財政という形の中では投資的な経費をおさめるわけにまいません。現在としての一般財源は6億という形の中でこれからはしっかりと組み、さまざまな整備計画を前に進めていきたいというふうに思っております。

そういう状況の中で、第1次総合計画を見直すということでございます。まず我々がしっかりと取り組まなきゃならないのは、歳入に対しては、いわゆる税の未収金対策でございます。しっかりとこれを計画的にお願いをしていかなきゃいかん。税の公平さという形の中で御負担をいただかなきゃならないというふうに思っておるわけでございます。そういった収納対策に対して、少し強化をさせていただかなきゃならないだろうというふうに思っておりますので、市民の皆様の御協力をお願いしたいというのが1点でございます。

それから、保育料の見直しにつきましても、先回は、皆様方の今の社会経済の状態から値上げすべきではないという御議論の結果、お話をいただきました。そういう状況の中で、午前中にもお話がありましたけれども、国のほうとしては、新子供システムという形の中で制度設計をされようとしております。この辺のところを私たちはしっかりと注視していきたい。そして、県レベルで保育料ということについても一度協議をさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

そして、歳出に対する取り組みと申しましては、第1次総合計画を来年度、平成25年度前期計画を見直すことになっております。そういう状況の中で、見直すべきところ、1つは、この事業を進めなければならないという形の中で、前に進める事業は進めます。そして2つ目は、事業としては進めなきゃならないだろうけど、少し時間的な余裕を持たせていただきたい。要するに進捗状況を先に延ばすというような状況もあり得るということでございます。もう一つの考え方は、大型プロジェクトにつきましては、やるかやらないか、凍結をするかという選択をしていかなきゃならない、そういうふうにも思っております。

そういう状況の中で、今、一つの考え方として持っているのは、凍結する事業といたしましては、JR及び名鉄の駅の整備計画につきましては凍結をさせていただきたい。これから2億ずつ積んで三十数億のお金がかかります。当面できる課題ではないというふうに思って、凍結をさせていただくということをあえてこの本会議の場でお願いをしていきたいというふうに思っております。

そのほか、取り組むべき行財政改革はたくさんありますけれども、我々職員も身を切る覚悟でこの行政改革をしていかなきゃならないということで、つい先日も、全ての職員に対して、いわゆる給与の減額を考えていくということを申し述べました。3%以上5%未満で全職員の給与を減額させていただきたいというふうに思っております。特例期間といたしましては、平成25年からの3年間、いわゆる給与の減額と率を実施していきたい。今後、職員組合としっかりと協議をし、来年の3月の議会に改定条例案として出させていただきますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

そのほか、地域公共交通の見直し、あるいは扶助費の見直し等々についてもしっかりと精査をしていかないと、中期の財政計画が全うできないというふうに思っております。大変厳しい状態でございます。御理解をいただきながら、この福祉政策についての財源を確保しなきゃならないというふうに思っておりますので、三宮議員にお答え申し上げます。

また、中期財政計画につきましては、総務委員会、そして全員協議会の場でしっかりと皆様方に御理解いただくように御説明させていただきます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 三宮議員。

5番（三宮十五郎君） 市長の答弁が大変長かったもので、時間がなくなりましたので、最後に一つだけ、特に今まで国に対していろんな要請をしていただいたんですが、なかなか国が財源不足を理由にして聞き入れていただけない。消費税の一部を回して財源確保をというふうに言っておりますが、問題は、この間、税収が1996年に比べて、2010年は90兆3,000億円から76兆2,000億円で、14兆円を超えてマイナスになった。この一番大きいのが法人税の減税なんですよ。法人税が21兆円から11兆3,000億円で、9兆7,000億円も減っている。どういう減り方をしておるかといいますと、例えばこれは政府の資料ですが、資本金1,000万円以下は所得の23%を税金、資本金1億円以下のところは25.9%、資本金10億円までは27.7%ですが、10億円を超えると19.6%しか税金を払わないだとか、それから大金持ちにつきましては、例えば申告所得100億円を超えると14.2%、300万、400万のサラリーマン並みの税金しか払わないような仕組みが横行しておりまして、結局消費税で国民が高齢化社会のためにとって納めた額が、この間、こういう減税でほとんどなくなっておるんですね。もうけておって払わないという仕組みが大企業や大金持ちの間に横行しております。原発と同じで、こういう税収と使い方の仕組みが本当に国民に納得いくような形で明らかにされずに、国民からどんどんどん負担を求めるやり方が横行するし、もう一つは雇用破壊ですね。このことが、あわせて本当に国民の皆さんの苦しみや市町村の財政をこういう窮地に追い込んでおります。高齢化が進行すれば、当然一定の費用はかかるわけでありまして。市長がおっしゃられたとおりです。

したがって、やっぱり国の言い方をウのみにして、それに対して、少し直してくださいじ

やなくて、こういう問題を本当に国民的にも考える。市長会やそういうところでも、本当に日本の現在の税負担や財政の方向というのはどうなっておるかということきちっと御議論もいただきながら、必要なことは国に要請していくという方向も含めて、今後いろいろ御尽力いただきたいと思います、いかがでしょうか。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 議員にお答え申し上げます。

大変厳しい地方財政でございます。そういう状況の中におきましても、国民生活、そして基礎自治体という形の中での運営をしっかりとやっていかなきゃならないわけでございます。そうした形の中におきましては、十分な財源を確保するということに対して、国のほうへ市長会等を通じて要望してまいりたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

5番（三宮十五郎君） これで質問を終わります。

議長（佐藤高清君） ここで暫時休憩とします。再開は3時5分とします。

~~~~~

午後2時54分 休憩

午後3時03分 再開

~~~~~

議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に大原功議員、お願いします。

18番（大原 功君） 弥富市に滞納が過去5年間幾ら金額があるかということ、それから、2年以内の滞納金額は幾ら、この2つをまず。総務部長がいいな、よう知っとるな。

議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） 過去5年間の市税の滞納状況ということでよろしいですね。

まず平成19年度でございますが、国民健康保険税、以下も一緒ですけれども……。

18番（大原 功君） 主なものだけでいいわ。

総務部長（伊藤敏之君） 国保税も含めた市税の総額で申し上げます。19年度につきましては2億1,600万円……。

18番（大原 功君） 合計でいいわ。過去の5年と、それから2年以内のものは幾らということ。

総務部長（伊藤敏之君） 5年間といたしますか、現在、繰り越しをした額の合計につきましては9億4,300万円でございます。

18番（大原 功君） それだけ滞納があるの。

総務部長（伊藤敏之君） 5年間といたしますか、5年過ぎても残っておる滞納額の合計、滞

納の累計が9億4,300万円でございます。24年度の現時点でございます。

それで、2年間とおっしゃられましたけれども、平成22年度1億9,500万円、収納率にしまして97.69%、23年度におきましては1億9,900万円、97.71%でございます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 大原議員。

18番（大原 功君） そうしたら、憲法30条に条文というのがあるけれども、これはどう書いてありますか。

議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） 憲法30条の条文ということでございまして、これは、国民は法律の定めるところにより納税の義務を負うという条文でございます。

議長（佐藤高清君） 大原議員。

18番（大原 功君） 2年間で滞納額が約3億8,000万ぐらいということであるんですけども、そうすると、滞納利息は2年以内は何%で、2年を超えたものは何%ですか。

議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） 今、議員がおっしゃられました2年を超えたら幾ら、2年以内は何%ということではございません。1カ月を超えたら、全て14.6%でございます。

議長（佐藤高清君） 大原議員。

18番（大原 功君） そうすると、国の法律とはちょっと違うんだね。2年以内は年4.3%、2年を超えたものは14.6%になっておるわけね。これ、私、調べてきましたから、こういうふうになっています。違いますか。

議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） 国の何%というのが、ちょっと議員、勘違いされてみえるんじゃないかなと思うんですが、1カ月以内が4.3%で、1カ月を超えたら14.3%。うちは14.6なんですけど、今、14.3と言われましたよね。

18番（大原 功君） 14.6だよ。

総務部長（伊藤敏之君） 14.6です。済みません。ということですので、きちっと確約はできませんが、それと間違えてみえるんじゃないかなと思います。

議長（佐藤高清君） 大原議員。

18番（大原 功君） この間、まだ1週間ぐらい前だったかなあ。今の現行金利が安いということで、この利息についても滞納者が多いので、利息の分をできるだけ緩和をすることで、この間新聞に載っておったわけですね。そうすると、2年間の滞納の延滞利息は幾らになっていますか。

議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） 延滞利息、先ほど言いました14.6%が延滞金の利率になります。

議長（佐藤高清君） 大原議員。

18番（大原 功君） 私が聞くのは、5年間の9億3,000万あれば、その中についての延滞利息というのはまた別でしょう。延滞利息も含めた金額が9億4,300万ということか。私は、延滞利息の分の利息分を聞いておるわけ。2年以内の今年4.3%というやつの延滞利息。延滞利息と延滞金とは違いますからね、そうでしょう。それを聞いておるわけ。それをプラスすると幾らになるかということを知りたい。わからな、わかる人でいいわ、まあ。

議長（佐藤高清君） 収納課長。

収納課長（山守 修君） 議員の御質問についてお答えします。

まず、延滞金……。

18番（大原 功君） できるだけ大きい声で言って。わしは耳が遠い、年とっておるから。

収納課長（山守 修君） 失礼しました。延滞金についてでございますが、本税が完納されないと延滞金の額が定まりませんので、納まるまで金額はわかりませんので、今、滞納繰り越しを含めた金額につきまして、先ほど部長のほうから、24年度に繰り越した、いわゆる滞納分ですね。今までの分と23年度の現年分を徴収しなかった未納の分を合わせて9億4,300万ということでございます。利息につきましては、延滞金につきましては、先ほどもお話ししたように、本税を払っていただいて初めて決まるものですから、ちょっと今幾らということは把握しておりませんので、御理解のほうをお願いしたいと思っています。

議長（佐藤高清君） 大原議員。

18番（大原 功君） そうしたら、私もいろんなところで調べてきましたんですけど、農家で資産を持ってあって、税金を払っていないところがあると思うんだけど、これ何件ぐらいありますか。

議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） 滞納者の、今、農家の方とか、どういう職業の方という仕分けについてはしておりません。ただ、農家の方で滞納ということではなくて、固定資産税を、土地、固定資産を持ってみえる納税者の方が滞納されてみえる人数というのはわかりませんが、農家の方が何人という数は把握し切れておりませんので、よろしく願いいたします。

議長（佐藤高清君） 大原議員。

18番（大原 功君） やっぱり中に聞くと、市民税だけは払うけれども、固定資産税は滞納というやつ。それから逆に、固定資産税は払うけど、市民税だけは滞納という、そういうのはあるかないか。

議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） その点についても、やはり議員のおっしゃられるように、一つの

税は納めて、違う税が納まっていないという例もございます。

議長（佐藤高君） 大原議員。

18番（大原 功君） やっぱり先ほど言ったように、憲法30条の納税の義務、こういふことがあるんだから、やっぱりこれだけの金額があれば、弥富市の今の税収の約1割以上ということになるわね。そうでしょう。これだけあって、先ほど三宮議員が言われたように、やっぱり景気が悪くて、市長なんかよく税に対してクリアをよくしてみえるけれども、3年前には国民生産は約530兆円あったわけね。今年度だと約480兆円。50兆円ぐらい減っておるわけね。市長の言われることはよくわかるんですね。だけど、本当に真面目に払っている人が、今のこれだけの金額があって、テレビなんかでこれ放映されておりゃあ、俺、払っておっても何だと。5年間過ぎたら、もう時効になっちゃうがやというふうになったら、払う意欲の人がなくなっちゃうと思うんだ。だから、やっぱり税収をきちっと取っていただくということが必要だから、極端に税金を取れといたって、ない人に課税をかけておいたって、これは消してやらないかんと思うんだわ、やっぱり。何にもない人に、もう一遍税金がおまえ残っておると言いたって、取るものがないわけだな。

それと、今、国のほうでも国民年金、これは国の制度ですね。国民年金で、今、16万人の方が差し押さえをされておると。それからもう一つ、携帯電話。携帯電話は175万人というふうな数字が出ております。だから、かなり生活がえらいという人が見えるわけですけども、私はやっぱり生活保護でも、今までいろんな会社におって、税金も払って、そうしたけど、解雇されたり、会社が倒産したりということがあるんですから、そういうのがあれば、もう何も取れんところは、この残高を残すんじゃなくて、やっぱり引いてやってほしい。これはやっぱり当然のことだと思う。だから、こういうことを含めて、今後、税金に対して、できるだけ検討してやってください。

次に入ります。TPPに参加したら、どんなデメリットが出るのか。開発部長はよく知ってみえると思うので、アメリカから1キロの米を日本が買ったとき、今、関税は778%かかっておりますから、これを引くと1キロ当たり幾らぐらいになりますか、お米の値段。

議長（佐藤高君） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君） それでは、大原議員の御質問にお答えさせていただきます。

米につきましては、米のほとんどが外国産米にかわるということで、日本では10%が残り、あと残りの90%がほとんど置きかわるということで、アメリカ産につきましてはキロ57円というふう聞いております。以上でございます。

議長（佐藤高君） 大原議員。

18番（大原 功君） 今、日本では平均価格が1キロ当たり308円、関税をかけておるアメリカの米では1キロ当たり318円というふうになっておるわけね。だけど、今、計算する

と、57円ということは、60キロで3,500円ぐらいから4,000円ぐらいになっちゃうな。日本だと1俵1万5,000円。そうすると1万1,000円ばかり安くなるわけやね。こういうのでデメリットになるということと言われると思うけれども、それからもう一つ、次に、今聞いたからいいにして、開発部長に、9月の一般質問で食料自給率はカロリー計算でという答弁があったね。このカロリー計算を私もちょっと計算したんですけれども、白米のときの100グラムのカロリー計算と御飯にしたときのカロリー計算は違うわけですね。これ何%になっていますか。

議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君） 申しわけございませんが、そのカロリーベースの数字しか把握しておりませんので、御飯にした場合についての何%ということはちょっとお答えできませんが、カロリーベースでいいますと13%ということで前回のときにも話をさせていただいておりますし、これは、済みません、愛知県でいいますと、カロリーベースで13%でございますが、全国的でいうと食料自給率が39%ということで掌握しておりますが、先ほど言いましたように御飯についての何%ということはちょっと掌握しておりませんので、申しわけございません。

議長（佐藤高清君） 大原議員。

18番（大原 功君） 白米の場合は100グラムで356キロカロリー、それから御飯にした場合は同じ100グラムで168キロカロリー。これを約800万トンで計算すると、2年前は米の生産量は約800万トンであったので、それで計算すると2兆8,480億キロカロリー、これが米の場合ね。米を今度御飯にした場合、これは1兆6,800億キロカロリーというふうなんですね。そうすると、この39%はどこから割り出したんだ。食料自給率というのはどういう計算で割り出すのか。

議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君） お答えします。食料自給率とは、国内の食料消費が国内の農業生産でどの程度賅えるかということで示しております。米だけの対象で申しますと正式には自給率ではございませんが、弥富市の例でいいますと、米の自給率、消費の、市内での米の生産量で賅える程度については、自給率となれば223%ということになります。これもあくまでも愛知県レベル、全国レベルで申し上げますと、都道府県の22年度のカロリーベースでございますが、愛知県では全国42番目の13%ということになっておりまして、農業生産算出額によりまして、耕地面積の1ヘクタール当たりの人口等を計算しまして、このカロリーの低い野菜とか、自給率の計算がされまして、カロリーベースが計算されるというふうにお聞きしております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 大原議員。

18番(大原 功君) そうしたら、今年度の米生産率がこの間発表されたけれども、これは何万トンになっておりますか。

それから、来年については米が2万トンの削減ということで発表されておるんですけど、そうなると、これについて、農家にとってはデメリットになるんですか、ならないのか。

議長(佐藤高次郎君) 石川開発部長。

開発部長(石川敏彦君) 農業面でのメリットでございますが、メリットにつきましては、良質な農産物をつくることや、地域でとれた野菜等につきまして消費する地産地消、加工品の開発とか、消費に対する視点に立ちまして、安心・安全な付加価値の高い農産物を産地一丸となって供給していくのが大切だというふうに思っております。これらのことから、今回の割り当てられましたトン数におきましては農家の方には打撃が起きるというふうには考えておりますが、外国産に負けない程度の農産物の太刀打ちできるような特色のあるブランド商品をつくっていく必要があるというふうに考えております。以上でございます。

議長(佐藤高次郎君) 大原議員。

18番(大原 功君) ことしの米の生産量は何トンでしたかということ。来年は2万トンの米が減反をしなければいけないということでもう政府が決めておるわけね。それはなぜ、自給率を39%というのを今言っておるのに、米が大事だと言っておるのに、今減らすということは農家にとってデメリットにならんのかということ。その2つ。

議長(佐藤高次郎君) 石川開発部長。

開発部長(石川敏彦君) 済みません。まだ発表された段階で、私のほうの試算をしておりますので、そういった結果につきましては、また決まり次第、御報告させていただくということですのでよろしくお願いいたします。

議長(佐藤高次郎君) 大原議員。

18番(大原 功君) 農業を担当しておったら、やっぱり新聞は、私は中卒だから一生懸命新聞を読んで、皆さんに負けんように一生懸命やっておるんだけど、あんなら、大学を出ておるんだから、私の聞いたぐらいのことはやっぱり答えないかんと思う。791万トンね。来年はこれまた2万トン減ってきますから、恐らく780万トンから70万トンぐらいになってしまうわけね。

そうしたら、次にもう一つ聞きますけれども、日本政府がアメリカから買い上げておる政府米、これは何トンぐらいありますか。

それからもう一つ、政府が備蓄しておる米、これは何トンぐらいですか。

議長(佐藤高次郎君) 石川開発部長。

開発部長(石川敏彦君) 備蓄につきましては76万トンというふうにお聞きしておりますが、今の政府の買い上げの面積につきましては、ちょっと申しわけございません、ここに今資料

として持っておりませんので、また後日報告させていただきたいと思っております。

議長（佐藤高君） 大原議員。

18番（大原 功君） 備蓄米は、この間調べてきましたら100トンあります。政府が備蓄してあるの。それから、アメリカから入ってくる輸入米、これについては、日本政府は75万トンを買ってあげておられるわけね。この75万トンを買ってあげておられるのはどうしてですか、開発部長。

議長（佐藤高君） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君） これにつきましては、今の不況とか災害で備蓄という形で買ってあげておられるというふうに思っております。対策として買ってあげておられるというふうに思いますが。

議長（佐藤高君） 大原議員。

18番（大原 功君） この75万トンというのは、1995年だったかなあ、たしかWTOに日本が入ったときに、果汁とか、例えばミカンとかリンゴとかサクランボ、こういうので農業政策で当時7兆5,000億というのが対策でやられたと思います。今、ミカンやリンゴなんかはもうかり過ぎておられるというぐらい、当時はいかんと言っておったけれども、でも、こういうので関税を引き下げることで、米だけは残すということで、75万トンというのが政府米として買ってあげ、米についてはみそとか、それからしょうゆ、あるいは菓子、あるいは家畜の餌とかいうふうに大体されておるんですけども、こういうことはやっぱり私が調べるんじゃないで、私は質問するほうだから、質問者が答弁者みたいになっちゃっておるから、この辺のところもやっぱりちょっと考えてもらわないかんということです。

それから、次に行きます。

戸別所得補償というのがありますけれども、これは農家一律について10アール当たり1万5,000円ですけれども、1万5,000円もらうというのには農業共済の加入をしなきゃいかんというんだ。この加入金というのは幾ら払うの。10アール当たり幾らか、100アールあっても幾らなのか、どういう。

議長（佐藤高君） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君） 共済につきましては、10アール当たりで計算されておられるというふうに聞いております。10アール当たり幾らということで計算をされておりますので。

18番（大原 功君） 金額は。

開発部長（石川敏彦君） 金額は20円か30円だというふうには思いますが、済みません、今ここにはちょっとデータがございませんので、確認をさせていただきます。

議長（佐藤高君） 大原議員。

18番（大原 功君） ちょっとこの農業共済というのは、政府機関であるのか、民の団体

であるのか。それと、どこにありますか、これは。この地域、海部地域は。

議長（佐藤高君） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君） 災害補償法に基づいて、こういった単価等をはじいております。

場所につきましては、海部土地改良会館の2階でございます。

議長（佐藤高君） 大原議員。

18番（大原 功君） そうすると、いわゆる農業共済というのは、どういうふうに金を使う団体なのか。ただ米を販売する証明をもらうための農業共済だと思っただけけれども、この金は一体どういうふうに使われておるのか。例えば対策として置いてあるのか。金額は大体どのくらいありますか、これ。

議長（佐藤高君） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君） これは台風、大雨等の災害が起きた場合について、坪刈りとしての単価をはじいて補償をされるというふうにお聞きしております。ただ、先ほどの件につきましては、数字的なものは私のほうちょっと資料がございませんので、一度確認をとってきます。

議長（佐藤高君） 大原議員。

18番（大原 功君） こういうのがありますね。知ってみえると思うがね。これ、あるんだけれども、私の場合だと、土地改良、8月請求ね。ここに土地改良協力金といって4,700円、全部ですと3万720円があるけど、この協力金って何の金だ、これ。

議長（佐藤高君） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君） それは、共済から出ておる4,700円という協力金でよろしいですかね。

18番（大原 功君） だから、これについてはわかるよ。見せるわ。

開発部長（石川敏彦君） はい。

議長（佐藤高君） 大原議員。

18番（大原 功君） ちょっとそれ、まだ読んどりやあ。

今の負担金とか、そういうのがあって、大体10アール当たり、1反300坪、1,000平米か、こういうふうにあるんだけれども、大体8,000円ぐらいで、固定資産税は1,500円か2,000円ぐらいだと思っただけけれども、1反当たりで1万円ぐらい払うわけだな、大体ね。そうすると、農家で、例えば1町、1万平米をやって、農家の収益というのはどれくらいありますか。わからなわからんでいいわ。

議長（佐藤高君） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君） 済みません。後ほどこれも、申しわけございませんが資料がございませんので、御報告させていただきます。

それと、先ほど4,790円の土地改良協力金の件でございますが、これにつきましては、地区の土地改良区で、多分土地等を持ってみえる方について、非農家、農家含めて、そういった協力金という形で徴収してみえるというふうに思っております。これは地区ですので、私ども市といたしましては、こういった金額についてはきょう初めてお聞きしましたので、もう一度確認をとらせていただきたいと思います。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 大原議員。

18番（大原 功君） 前、佐藤議員が聞いたときに、土地改良は公務員に準ずるというふうだった。公務員に準ずるところが協力金を取るということは違法的になるんじゃないかなあと思うんだけど、こういうのも含めて、一遍開発部長はどういうふうに思う。準ずる中で協力金というのはまずあり得んと思う。

議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君） 協力金の関係でございますが、先ほども申しましたように地区の土地改良区でございますが、愛知県なり市に準じて行うということではございませんので、それぞれの集落よっての土地改良区自体がこういった協力金を求めておりますので、今、議員が言われますように、準じてやるという中の協力金とは違いますので、御理解いただきたいと思えます。

議長（佐藤高清君） 大原議員。

18番（大原 功君） そうすると、鍋田土地に入るんだな、その金は恐らく。違いますか。地区というのは鍋田地区、私のところは森津のほうにもあり、鍋田のほうにもあるわけやね。その中のやつだから、それは鍋田土地に入るんじゃないの。3つあるでしょう、弥富土地と十四山土地と鍋田土地が。土地改良は公務員に準ずるという話があったから、私は聞くだけなんだ。公務員に準ずるところが協力金を取るということはおかしくないかなあということをおもっただけ。

議長（佐藤高清君） 開発部長。

開発部長（石川敏彦君） この協力金というのは、先ほども言いましたように農地を持ってみえる方についての平米幾らという形で計算して、多分協力金という形で出してみえると思えます。海部土地改良区にこれが入るかと言われますと、その地区によって分散されて、納めてみえるかもわかりませんが、海部土地改良区につきましては用水だけでございますので、私ども掌握しておるのは、2,400円が海部土地改良区の用水賦課金として払われます。あと、地元、鍋田土地改良区、今、議員からいただいておるのは、地元の土地改良区さんの明細でございますが、鍋田土地改良区に関係しますと、排水、用水の経費としてこれだけの金額が納めるということになっておりまして、全部が海部土地改良区に入るということではございません。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 大原議員。

18番（大原 功君） さっき聞く前に武田君に聞いたんだな。武田君は鍋田だから。武田君が知らんと言うんだわな。だから、武田君が知らんやつを俺が払っておるんだから、ちょっとおかしいんじゃないかということのを思ったわけね。まあ、それは後で調べてもらやあいわ。

それと、今さっき大きい紙があったでしょう。そこに分担金があるが、そこに入れなあかんわな、本当は。そうでしょう。それ、今、入っていないから、平均にすると8,000円だから、8,000円払うんかなあという節があった。その上にそれがあるから、私はその金は一体どういうものかということのを聞いたわけね。いつまで言っておっても時間がたつので、一遍考えてちょうだい。

それから次に、T P Pに参加するとメリット、利益、こういうのがありますけれども、私は、農業者の中では、作業服、あるいは車、ガソリン、電気、農業機械、それから畑・田んぼに肥料、これは大半が外国から輸入されるんですけれども、T P Pに参加すると、農家に利益が倍増すると思っておりますし、また農家の方、それから消費者の方、農業者、こういう方が勉強しないから、農業団体の発言だけを信用しているのではないかなあと思うんですけれども、本当にT P Pをやったら、農家の人は、今、全戸を調べると、大体40%ぐらいの農家の方がもうT P Pはいいんだという話もしております。今、農家は、今年の6月ですか、聞いたときには230万人、平均年齢が68.8歳。だから、大体今だと70歳を超えております。こういう方があつて、それから、農業の生産業者に農地を委託しておるところもようけありますね。こういう人は本当に農家の資格があるのか。

それからもう一つは、農家という人は、1年間に農業作業は何日以上やらないと農家の資格はないんですね。これ何日ですか。含めて。

議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君） これは農林業センサスの関係の統計で申し上げておりますが、農家というのは、耕作面積が10アール以上の方の農業を営む世帯の方を申しまして、統計上でも農産物の販売金額が15万円以上の方を農家というふうに申しております。

それと、先ほど委託されておる方の資格があるかという御質問でございますが、この方々につきましては全部認定農業者を受けておりますので、全員の方が資格があるということでございます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 大原議員。

18番（大原 功君） これも私は調べてきたけれども、農業資格というのは、20日以上農業をしてなきゃいかんということ。これ、海部事務所に聞いてきたらわかると思う、多分ね。農業者とは認めないよということがあるわけですね。だから、こういうのをやっぱり農家に

きちっと教えてない。ただいかにいかに言うだけで、いかにのは、何がいにかかということね。いかに問題も何も知ることなしに、いかにいかにと言っておる。だから、農業団体が本当にＴＰＰに入ると、米が危険だと、安全性が悪いというふうに言われておるんですけども、本当にあなたは外国から入る米は、ＴＰＰに入って本当に衛生上悪い米なのか、そこを一遍聞きます。

議長（佐藤高次郎） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦） 私、個人的な意見を申し上げさせていただきます。当然デフレということが起きるだろうという可能性が十分考えられます。それと、食品添加物と、それから残留農薬の基準が守られないということで、こういったことの規制緩和によりまして、食の安全・安心が脅かされるというふうに思っておりますし、またアメリカ、オーストラリアに比べますと、国土の面積が日本は小さいものですから、量より質ということで、日本は考えていかなければならないというふうに思っております。以上でございます。

議長（佐藤高次郎） 大原議員。

18番（大原 功） そうしたら、年末年始には日本の方が海外に約3,000万人旅行に行かれるわけね。この方が行かれて、前後だと20日ぐらいと計算しても、帰ってきて、腹が痛いとか、頭が痛いというのは聞いたことがないね。農業団体も海外へ行っておるわけね。それを食べておって、農業団体がこの米は危険ということはあり得るか。

議長（佐藤高次郎） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦） 御質問でございますが、あり得るかどうかわかると言われますと、その状況によってまた違うかと思うんですが、規制緩和がかけられると多くのものが入ってくるということで、そういった心配が受けられるということで、先ほど答弁させていただきましたので、御理解いただきたいと思います。以上でございます。

議長（佐藤高次郎） 大原議員。

18番（大原 功） 今、世界中がやっぱり米とか家畜、いろんなものに対して安全基準を設けておるわけね。だから、いわゆる食料の安全ということで、WTOに加盟して、安全対策を全部しておるわけね。そうしたら、今、あなたが言う、いわゆる米に残留とかいろんなものがあるとすると、この300万人という人は危なくて海外旅行に行けんわけだ。そういうふうにとられるわけだ。だから、こういうことを含めて、私は、先ほど言ったように農業団体が発言だけして、自分とこの団体が利益を上げないからというだけであって、農業者の本当の利益というのは考えてないんじゃないかなと思うんだね。本人も、農協なんかでも団体で旗を持って海外旅行に行っておるわけだ。危ないところだったら、本当はやめないかんわね。

産業についてもそうですけれども、今、中国なんかだと、大小ありますけれども、約2万

近くの事業者が来ておるわけね。世界中でいったら10万ぐらいあると思いますけれども、1人ずついても10万人おるわけですね。こういうのもあって、海外で生活したり、あるいは留学したり、いろんなことをやってみえるわけね。それを合わせると大体100万人ぐらいおるという計算になりますけれども、実際にこれからの時代は、やっぱり子供さん、お孫さん、次世代が安心して生活できる、あるいは仕事ができる、米仕事ができる、あるいは日本の米が世界に販売ができる。先回も言いましたけれども、弥富市の米に金魚コシヒカリというブランドをつけて、日本の米を、先ほど言ったように日本の米だと、この間行ったときは中国だと7,000円、日本円で約9万円です。こういうので、日本の米はいいから外国にして、外国の米を日本にするというふうにすれば、10キロで570円で食べられるわけね。今、消費者が食べておるのは、先ほど言ったように1キロ308円ですから、3,800円というふうになるわけね。だから、これだけ違う。T P Pに参加することは、これからの農業に本当に大事なことだということもあるんですけども、農業を基幹産業と同じように、日本の米を外国にしてということをしないと、アメリカなんかだと、余分なことかわかりませんが、油なんかだと、自分とこで掘るんじゃなくて、サウジとかイラクなんかで買ってしたほうが安いわけやね。だから、そうやってしておるわけね。

それから次には、T P Pに今参加しておる国は約11カ国というふうに聞いておりますが、やっぱりこれは自分自身がアジアの中、東南アジアの中でも悪いというのなら恐らく入らんわけね。だから、その中にはアメリカ主導だということも言われているんですけども、そうじゃなくて、やっぱり日本も参加のテーブルについて、そして日本の状況をきちっとして、こことこの部分だけは現在どおりに今の関税を認めてくださいと。この部分だけはやめてくださいよということで、この間調べましたら、韓国などだと、F T Aだと6,176、中国がこの中に入っておるわけね。だから、そのあとの残りの分についてはいけませんよというふうであって、T P Pをやるとかなりの利益にもなるし、それから国内の生産、発展についても、大企業の経営がよくなる。そうなれば、当然雇用もよくなる。原料が安くなったり、いろいろなことがある。だから、日本の1,000万の車がアメリカでは800万で売れるわけね。そのぐらい200万の関税をかけられると安くなるということですから、世界の車が日本に入っても同じような金額になりますけど、そういう中で、耕運機やいろんなものもあって、製造業が、本当に雇用が大事ということになると、やっぱり産業があって日本経済を支えておるわけ。農家があって日本ではないんだ。今は、先ほど言ったように国民生産のあれが480兆円ということでもありますから、国の借金は今1,085兆円ぐらいありますかね。ですから、もう生産量はかなり少ないということでもありますので、こういうのも含めて、やっぱりやっていただきたいということ。

それから、T P Pによって、生活保護者、あるいは母子家族、生活の苦しい人、こういう

人なんかは、高齢者が2013年に約3,300万人というふうになっているんです。それから認知症の方が約300万人ということですから、農業者も弥富に今1,500人かおるわけでしょう。そうすると、そこの中の大体1割ぐらいだから、150人ぐらいが痴呆症であるということ。農業が大事でも、農業をやれないというのが現実なんだ。だから、こういうことをしないと、やっぱり一定テーブルについてやること。そうでないと、国の借金でも、今言ったように誰が負担をして、誰が保障するということなんです。

今、選挙が始まっておりますけれども、選挙では、自分が当選したいために、TPP反対、原発反対と言っているけれども、国会議員になりたい人がその意味がわからんわけね。だから、部長、この辺のところはちょっと聞いといていただき結構ですけども、例えばアメリカとかカナダなんかはシェルターガス、シェルターガスしておると、1トン当たり向こうで6万円とします。そうすると、これがTPPに入ると1万円で買えるわけ。市長もよく御存じのように、知多半島なんかだとメタン何とかいうやつを今掘っているわけね。メタンハイドレートというやつね。これはドライアイスみたいなもんであるんですけども、これもTPPになると、今度これを世界に売ることができるわけ。関税かけるね。私が言うのは、なぜこういうTPPが、私も事業をやっているから、市長もよくわかってみえる。なぜかという、サウジアラビア、中東から油を買うと、船で来ると約20日間かかります。その中にはペルシャ湾を通ったり、黒海を通ったり、紅海を通ります。紅海って紅の海ね。黒海は黒い海。というふうでありますけれども、こういうところを通ってくる。途中でソマリアとか、海賊船にとられて、途中で日本でもかなりの自衛隊、それからアメリカから、中国も今守っていただいております。TPPを早くやらないと、アメリカから日本が買うことができない。

今、FTAについては、アメリカがFTAに加入したところについては、液化天然ガスの供給を認めておるわけ。日本は入っていないから買えんわけです。早くすると、あなたはまだ生まれておらんかもわかりませんが、昭和48年には石油危機がありましたね。このときには、あの石油危機はたった10日ばかりなんです。市長なんかは会社へ勤めてみえたでよくわかってみえるけど、たった10日で紙とか石けんが全部買い占められた。このくらい危険というのは、日本経済がこれから子供さん、孫さんを守っていくためには、このくらい必要ということやっぱり頭に入れておいていただかないと、ただ選挙に出たいから、原発は反対、それからTPPは反対。原発がどういうものでできておるかということ。

ただ原発というのは、加えて言いますけれども、これはプルトニウムの239、それからウランの238、これで核燃料を起こして蒸気をつくってやるわけですね。こういう中でしておるんですけども、ただかかるのね。電気は1キロワット大体7円から8円ぐらい。ただそれにする国民の負担が大体5円から7円ぐらいかかりますね。計算をすると大体火力と同じ

ぐらい。そういうことも含めてこれからしないと、米だけの産業で日本が、今の生活保護者、あるいは高齢者の3,300万人を守ることはなかなかできない。こういうことも含めてやっぱりやっていただかないと、日本の経済というのは本当に成り立たんじゃないかなというふうに思っております。

市長、この面について、最終的に弥富の米も海外のブランドの米というふうに一遍したらどうですか。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） まず最初に大原議員にお断り申し上げて、おわびしなきゃいかんわけでございますが、農政問題等につきまして、私どもの職員の知識の不足というようなことで議論がかみ合わないわけでございます。その点につきまして大変申しわけございません。

しかしながら、議論がかみ合うようにするにはどうしたらいいかということにつきまして、また議会運営委員会等で御指導もいただき、また協議もさせていただきたいなというふうに思っております。そうした形の中でおわびをするわけでございます。

T P P問題につきましては、大原議員おっしゃるとおりでございますして、今の衆議院選挙の中において大きな争点にもなっているというふうに私も自覚しているところでございます。私も、大原議員と基本的には一緒です。T P Pのテーブルにまずつくべきだということです。T P Pの分野においては、非常に大きな分野、たくさんの分野がございます。しかし、まずこのテーブルについて、どのような形の中で日本の主張をしていくかということは大変重要なことであろうというふうに思っております。

日本の内需の拡大ということにつきましても、もう今限界が来ている。そういうような状況の中で、アジアの経済ブロックの中に参加し、あるいはA S E A Nプラス3とかプラス6という形の、インド、オーストラリア、ニュージーランドというような状況の中での日本の産業の競争力のあり方というのは、私は大変大きなものがあるだろうというふうに思っております。しかしながら、農業問題につきましては、しっかりと精査をしていかなきゃならないというふうに思っております。

それは、先ほど開発部長が申しましたように、食の安全であるとか、あるいは日本の農業における競争力がまだまだ不足している。そういう状況の中で、アメリカ、オーストラリアの農業行政というのは大変なものがあるということを私たちは理解をしていかなきゃならないだろうというふうに思っております。しかしながら、しっかりとそういう場において、農政問題につきましても自分たちの意見を申し上げていくということが大事だろうというふうに思っております。

今、11カ国が参加し、来年の12月の末には基本的な交渉の妥結が見られるというような段階まで来ました。そういうようなところにおいて、農業問題につきましては、例外なき関税

の撤廃ということになりますと、これは大変厳しい問題があるということも私としては自覚しているところでございます。そんなことで、ＴＰＰの問題につきまして、私の意見を申し述べさせていただきます。

議長（佐藤高清君） 大原議員。

18番（大原 功君） 今、市長が言われたとおり、やっぱり菓子とかしょうゆとか、子供さんが食べる、そういうものに対してもアメリカの米を使っておるわけなんだ。危ないものなら、しょうゆとか、みそとか、お菓子とか、家畜に食べさせちゃだめなんですね。こういうのを含めて、これから、今、市長が言われましたから、やっぱり日本経済、それから次世代の子供さん、お孫さんが本当にこの日本に住んでよかった。日本で働きたいというものをつくるためには、やっぱり農業も大事ですけれども、農業の歯車というのは、やっぱり基幹産業、これが一番大事だと思いますので、これについては終わらせていただいて、3点目ですけれども、生活保護者ね。生活保護者は今何世帯で、それから母子家庭は何世帯ありますか、今。

議長（佐藤高清君） 平野民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） お答えいたします。

生活保護世帯でございますが、今年4月で170世帯256人でございます。12月現在で172世帯252人でございます。

扶養手当の受給をしてみえる方につきましては、本年4月1日現在で254名、11月1日現在で276名となっております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 大原議員。

18番（大原 功君） これだけおるということは、やっぱり弥富市の中でも本当に生活がえらいという方でしてみえるわけね。生活保護でも、全国的に見るとちょっと悪質な人が見えるわけだから、市側も、市長、やっぱり生活保護も国の制度で憲法25条に定めてありますから当然守ってあげないかんわけですけれども、できたら、職員ではなくて、職員ですと一般質問をやられると職員が困ってしまうから、警察官のOBとか、会社の委託、そういう方をお願いするというのも、これから生活保護を食いとめる一つのポイントになるので、それも検討してください。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

議長（佐藤高清君） 次に武田正樹議員、お願いします。

16番（武田正樹君） 16番 武田正樹です。

通告に従いまして、大きく1点について質問したいと思います。

最初に、議長のお許しを得ましたので、防災対策の現状とこれからの課題について質問したいと思います。

東日本大震災から1年9カ月が経過しましたが、つい最近も12月7日午後にも東北、関東地方でマグニチュード7.3の地震が発生しました。気象庁は、宮城県に津波警報、青森県太平洋沿岸、岩手県、福島県、茨城県に津波注意報を出し、宮城県石巻市鮎川では1メートルの津波を観測しました。青森、岩手、宮城各県の沿岸自治体は避難指示や勧告を出し、宮城県で約1万8,000人、岩手県では約5,500人が一時避難しました。全国の自治体が防災、減災に対する取り組みを行っているさなかの発生であります。

また、ことし、2012年3月に南海トラフ巨大地震モデル検討会の推計が公表され、考え得る最大規模の地震が引き起こす震度分布と津波の高さはこれまでの予測を大きく上回ったものです。特に津波については、東日本大震災を教訓に対策を強化しているやさきの想定の上積みであり、対応に苦慮されていると思います。

その中で、現在、防災対策としてどこまで取り組みが進んでいるのか、進捗状況と今後問題にすべき課題について質問したいと思います。

まず最初に、防潮堤、堤防の改修状況と今後の整備予定についてお伺いします。

ことし3月の一般質問の折、防波堤については整備後50年が経過し、劣化が進んでおり、国の第3次補正予算に高潮防潮堤の整備費1億2,000万円、GPS波浪計に3,000万円の予算がつき、早期着工に向けて要望していきますと答弁をいただきました。現在の状況はどうなっているのか、お伺いいたします。

さらに、次にもう1点、次に鍋田海岸堤についてお伺いします。

全長7キロのうち4.1キロの区間で液状化による崩壊の危険性があると指摘されていると聞いております。現在までの改修状況と今後の予定についてお伺いいたします。また、この改修が新たな想定にも対応できるのか、お伺いします。

議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） まずは防波堤とGPSの波浪計についてのお答えをしたいと思います。

10月30日の新聞報道でございましたけれども、国土交通省によれば、平成26年度完成を目指しまして、名古屋港の高潮防波堤の高さをNP8メートル これはTP、海拔換算で6.59メートルでございますけど にかさ上げして、最大級の津波に対しても海上部区間においては津波が越流せず、その他の区間においても、直背後の埋立地と一体になることにより津波が越流しないようになるように計画されております。

また、GPS波浪計につきましては、平成25年夏には運用開始になる予定となっております。

議長（佐藤高清君） 半田農政課長。

農政課長（半田安利君） 農政課のほうで、鍋田海岸堤の改修状況と今後の整備予定につい

て御答弁させていただきます。

鍋田海岸堤防につきましては、延長は約7キロとなっております。愛知県によりますと、地震に伴う液状化調査の結果、このうち4.1キロの区間で被害があるといたしまして、平成8年度から順次液状化の対策工事が実施されております。

工事につきましては、調査結果より被害が大きいと考えられる区間から順次採択及び施工がなされておりました、平成23年度までに2.9キロが完了したと聞いております。未完了区間につきましては、事業採択され、施工待ちの区間が約0.5キロ、事業採択待ちの区間が0.7キロとなっております。採択待ちとなっております区間は、日光川下流浄化センターの南東付近となります。工事も順次進んでおりますことから、市といたしましても、この区間の早期採択及び早期対策を県に要望していきたいと考えております。

また、東日本大震災の発生以降、耐震基準の見直しの話も聞こえてきております。見直し基準による検証の結果によりますと、今後、対象延長の変更などの可能性もあると聞いておりますので、今後とも県と連絡を密にしまして、情報収集に努めてまいりたいと思っております。以上です。

議長（佐藤高君） 武田議員。

16番（武田正樹君） 後半のほうについて、再度少し質問させていただきます。

先ほど2.9キロメートルについて改修が進んできているという話でしたが、その辺について少し細かく教えていただきたいと思っております。特に、たしかサンドパイル工法とかいう形のもので液状化防止工事に入っていると思っておりますけれども、この工事について、少し説明していただければありがたいなと思っております。よろしく願いいたします。

議長（佐藤高君） 半田農政課長。

農政課長（半田安君） 施工済みの2.9キロということでございますけれども、先ほど申しましたように施工主が愛知県ということでございまして、その辺の詳しい情報ですとか、工事内容についてはちょっと把握しておりませんので、また御連絡させていただきます。

議長（佐藤高君） 武田議員。

16番（武田正樹君） 私も鍋田地域に住んでおりますので、鍋田の海岸堤防というのは非常に重要なものだと思っております。まして、今、工事がこうやって進められておりますので非常にありがたいんですけれども、やっぱり工事区間が残っているというところと、それから未採択部分もあると伺っております。この未採択部分についてはどうされるおつもりなのか、それについても、もしわかればお伺いしたいと思います。

議長（佐藤高君） 半田農政課長。

農政課長（半田安君） 未採択部分についてでございますけれども、先ほど申しましたように、市といたしましてもこの区間の早期採択がされますように県に要望していくというこ

とでおりますので、よろしくお願ひいたします。

議長（佐藤高君） 武田議員。

16番（武田正樹君） くれぐれも県・国のほうに要望していただきますようお願いいたします。

次に、排水対策の現状と整備予定についてお伺ひしたいと思います。

この質問についても3月議会で質問させていただきました。その際、次のような答弁をいただいております。施設の改修事業といたしまして、県営の湛水防除事業におきましては、鍋田南部排水機場の更新及び大神場排水機場の更新、孫宝排水機場においては更新が終わり、場内整備に入っている。県営の緊急農地防災事業においては、稲元排水機場の整備を平成27年度の完成を目指して進めているという答弁をいただきました。

それに、この補助基準として、私も予算案から見せていただいたんですけど、鍋田2期地区、新孫宝地区については国・県で90%、市が10%、そして大神場地区については国・県が85%、市が15%、稲元地区では県85%、市15%だと聞いております。実際のところ、現在までのこの進捗状況、そして鍋田2期地区、新孫宝地区、大分終了予定も迫ってきていると思っておりますけれども、経過状況はどうなっているのか。

また、もう1点お伺ひしたいのは、市が15%、そして10%の負担をしていただいております。国・県についても負担をかなり、85%から90%の負担をしていただいております。これから先もこの状態が続いてほしいと私は思っているのですが、それもこれから先、先ほど市長のほうからもお話がありましたが、予算が厳しい状態になっております。その中で、これからも続けていただけるのか、その辺についてもお伺ひしたいと思います。

議長（佐藤高君） 半田農政課長。

農政課長（半田安利君） まず排水対策の現状と整備予定ということでございますが、現在、弥富市内では8つの排水機場にて大小合わせて25台のポンプで日々排水が行われております。

現在の排水機場の整備状況と完了予定でございますけれども、既に稼働しております新孫宝排水機場が本年度の完了となります。また、大神場の第1排水機場が平成25年度に、稲元排水機場及び鍋田南部排水機場が平成27年度に更新完了となります。

今後の整備予定としましては、平成25年度に末広第2排水機場、平成26年度に松名排水機場、それぞれの排水機場のポンプのオーバーホールを予定しております。

新たに更新されたものを含みますこれらの施設は、弥富市といたしましても、今後適切な管理による施設の長寿命化を図るとともに、適切な時期に更新が行えるよう関係機関と調整を行っていきたいと考えております。

また、補助率の関係でございますけれども、補助率についても、少なくとも今の現状が保たれますように、また県のほうにも要望していきたくて考えております。以上です。

議長（佐藤高清君） 武田議員。

16番（武田正樹君） 市の予算も厳しい、そして国・県も厳しい。その中で、ぜひともこれ、終了まで予算を続けていただきたいと思います。

そして次に、近年、短時間の豪雨とされる1時間降水量50ミリ以上の非常に激しい雨の発生回数が増加傾向を見せております。アメダスで見た短時間豪雨発生回数によると、1976年から86年では年間発生回数が平均で168回あります。1987年から98年では平均で195回、1999年から2010年では平均で226回となっております。増加傾向にあるということです。ゲリラ豪雨ばかりでなくて、温暖化の影響で猛烈な強さを持つスーパー台風の被害も懸念されております。豪雨や台風というのは、土砂災害、河川の氾濫、住宅や農地への浸水などの災害を引き起こします。この災害を未然に防ぐためにも排水対策は大変重要な課題であります。

3月議会において、排水路の機能としては、防災面からも大変重要な施設であり、排水路の改修、新設によって排水能力の増強を図り、湛水被害の発生を未然に防止し、市民が安全・安心に生活できるよう進めていきたいと答弁をいただいております。

現在取り組まれている改修状況、そして今後取り組まれる排水路の改修状況はどうなっているのか、お伺いしたいと思います。

議長（佐藤高清君） 半田農政課長。

農政課長（半田安利君） お答えさせていただきます。

先ほど答弁させていただきました排水機場と密接に関係します排水路の改修状況と今後の予定についてでございます。

まず、愛知県における工事といたしましては、湛水防除事業鍋田2期地区にて、西尾張中央道の西側にあります幹線排水路と末広川排水路の改修が行われておりまして、これは平成27年度に完了となります。

緊急農地防災事業八穂3期地区にて、境、鍋田の間にあります昔の海岸堤防の近くで排水路及び樋門の改修が行われております。現在の地区といたしましては、本年度が完了でございますけれども、工事としては、引き続き八穂4期地区にて引き継がれる予定でございます。

新規予定といたしましては、緊急農地防災事業鎌島地区にて芝井川の護岸改修の要望がされてありまして、平成25年の新規採択事業となるよう関係機関と調整しております。

次に、弥富市が行っております工事といたしましては、周辺対策事業におきまして、本年度狐地、操出、東末広、三稲地内におきまして排水路の改修が行われております。内容といたしましては、排水障害を改善するための既設水路の補修や底張りとなります。

続きまして、十四山土地改良区が行っております工事といたしましては、基盤整備事業にて六箇地内の排水路改修が行われてありまして、これは平成27年度の完了となっております。

御指摘をいただきましたように、地区の湛水被害を解消するためには、排水機場と排水路

が一体となりまして効率のよい排水を行う必要があります。弥富市といたしましても、防災、減災を念頭に、県、土地改良区と連携いたしまして、引き続き排水障害の解消に努めてまいりたいと考えております。以上です。

議長（佐藤高清君） 武田議員。

16番（武田正樹君） これから新規に採択される事業もあります。そして、今継続中の事業もありますので、くれぐれも今後とも継続事業として、また新規に採択していただく事業につきましては、ぜひとも最後の完成までよろしくお願いいたします。

次に、津波避難計画についてお伺いいたします。ついでに、緊急時避難場所と避難路の取り組みについてもお伺いしたいと思います。

先日、総務省の消防庁の調査によると、10月1日時点で東日本大震災後の津波からの避難手順を住民に示す津波避難計画を新たに作成、または修正して、対応済みなのは全国で11%の54市町村にとどまっており、計画の新規作成を検討している市町村が53%、修正を検討が22%、作成予定がないと回答したのが12%。震災前には計画がなかった市町村は全国で74%だったと新聞紙上にはあります。

そこで、弥富市の津波避難計画についてお伺いします。現在の津波避難計画はどうなっているのか、お伺いします。

議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 議員も御承知だと思いますけれども、本年8月29日に内閣府が発表した南海トラフの巨大地震では、弥富市では震度6強、最大津波高4メートル、津波の到達予定時間は最短で87分となっております。秋ごろには被害額などの想定が発表される予定でしたが、作業がおくれているため、今に発表されていないのが現状でございます。

その結果をもって、県が市町村単位の災害予想を立てることになっております。早くても25年6月に発表される予定となっております。

津波災害警戒区域等については県が公示することになっております。現在ではしっかりした津波避難計画は立てられないというような状況となっております。

市としましての避難計画は、県の想定が発表された後になりますが、御存じのように津波・高潮緊急避難場所の指定を進めており、現在38カ所を指定しております。

それとは別になりますけれども、消防庁が津波対策推進マニュアル検討会を設置しております。マニュアルの改定作業が行われております。その一環として、全国で徳島県の海陽町と弥富市の2地区がモデル地区となり、富士常葉大学の重川教授、名古屋气象台、名古屋港湾事務所、木曽川下流事務所や地元の各種団体などが構成員となり、4回のワークショップを開催しています。弥富市内の6カ所で避難経路などを検討して、避難訓練を行います。この結果がこの地方、弥富の避難計画の策定に大いに参考になると考えております。以上で

ございます。

議長（佐藤高清君） 武田議員。

16番（武田正樹君） 避難計画について、平成25年6月にならないと県のほうがはっきりした数字が出ないという話でしたが、想定では、弥富市において震度6強、そして津波の高さは4メートルという話です。実際これについて、私も3月議会においてもいろいろ質問させていただきました。そして、3月議会の折に、1地域に1カ所の避難所の設置を要望いたしました。そのときに、市全体としては不足しております。今後建設される公共施設に防災機能を持たせることも必要だと考えていると答弁をいただいております。

まず市として、緊急避難所というのは、市の防災上ではどのような位置づけにされているものなのか、お伺いしたいと思います。

議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 緊急避難所というところは1次避難所、とりあえず避難する。そこで、居住する場所ではないというふうに考えております。ですから、例えば津波が起こったときに、とにかくそこに逃げれば命が助かるといったものを想定しております。

それで、先ほどの想定の中で、津波4メートルという話もありました。それで、県のほうの数値が出ないことにははっきりした計画を立てにくいというお話をさせていただいております。これは、現実に今、南海トラフの関係の8月29日のものにしましても、非常に極端な例の想定がされております。全く堤防に支障がない場合については、ほとんど津波の被害はない。また、一番ひどい場合ですと、地震の3分後に全ての堤防が機能しなくなって、そこに水が入ってくるというような形になっています。水の到着につきましても、今、87分という話をさせていただきましたけれども、実際に陸上に上がる段階では、浸水するまでの時間としては数時間かかるといったような想定もございます。そういったものを見きわめながらやっていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 武田議員。

16番（武田正樹君） 先ほどのお話ですと、やっぱり緊急避難所というのは、防災上では非常に重要なものだというようなお話だと思います。私もそう思っております。

ただし、実際のところ、栄南地区においては建設中、集会所という形のものが建設されておりますし、十四山地区においても予定があると聞いております。ただし、大藤地区においては、緊急避難所というものが非常に少ないと思っております。そして、学区内には高速道路も通っておりません。どうかぜひとも大藤地区においても緊急避難所の設置をお願いしたいなと思っております。

そして、私、3月議会においては1集落に1カ所の緊急避難所を要望しておりました。予算の関係もあると思います。そこが無理だという形の返答もいただいておりますので、一步

譲歩いたしまして、2集落に1カ所の避難所という形の緊急避難所の設置をお願いしたいな
と思っております。どう考えてみえるかどうか、御返答をお願いいたします。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 武田議員にお答え申し上げます。

きょうで3・11の東日本大震災以来1年9カ月たつわけでございます。まさにきょうが、
3月11日からすると1年9カ月がたつわけです。この間、私たちは、防災、減災ということ
につきまして、議会の皆さん、そして市民の皆様から多くの御意見、こうあるべきではない
かというような御示唆もいただきながら、きょうまで来ているわけでございます。

いずれにいたしましても、人の命、財産を守るという形の中では、我々の環境は余りにも
厳し過ぎるということは今までの中でもお話をさせていただきました。そういう状況の中で、
やはり財政との兼ね合いがどうしても、申しわけございませんけれどもあるわけございま
す。優先順位としては非常に高く、私としては位置づけさせていただいておりますし、議会
の皆様方も同じ考えだというふうに思っております。今回は、平成24年度には栄南学区、そ
して25年には十四山地区というふうな形で順次拡大をしていきたいというふうに思ってお
ります。いま一度、それぞれの地域における共助、あるいは公助という形の中で、我々も精査
させていただきますので、どうぞよろしく御理解いただきたいと思います。

議長（佐藤高清君） 武田議員。

16番（武田正樹君） 予算上、大変厳しいことは私も重々承知しております。先ほど市長
のほうからお話がありましたこともわかります。ただし、大藤学区内においては範囲がある
程度あります。そして、一般の健常者ですと、避難するまでの時間もある程度少なくて済む
と思いますが、災害弱者と言われる障害者、それから高齢者の方にとっては、ある程度近い
ところに避難所というのはぜひとも欲しいなと思っております。今後、なるべく早い時期に
再度考えていただきたいと思いますので、ぜひともよろしくをお願いいたします。

そして次に、先ほど少しお話がありました緊急時の避難路についてお伺いいたします。

今取り組んでみえるという形が6カ所あるというお話でしたが、具体的にはどういう形の
ものがつくられているのか、少し説明ができれば、よろしくをお願いいたします。

議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 先ほど申し上げました津波対策推進マニュアル検討会のモデ
ル地区という形でございますけれども、4回のワークショップを予定しております。弥富市
内4回でございます。先週の金曜日に第2回が終わりまして、その段階でタウンウォッチ
ングということで、これは集落を各学区ごとに1カ所選定させていただいております。議員の
学区ですと、森津と大藤台が共同でという形で取り組んでいただいております。

それで、金曜日の段階ですと、弥富中学校を避難場所という形で設定して、そこまでの道

の点検ですね。ここが危ないとかというものをさせていただいて、地図上に落としていただくという作業を金曜日にやっていただきました。その結果をもちまして、今月の22日でございますけれども、実際の避難路というのを地図上に落として考えていく。問題点を洗い出すといったことをやる予定にしております。

そして、最後に1月19日になりますけど、そのときに実際に各集落の中の住民の方に集まらせていただいて、その方々に実際に歩いていただいて、その後、ワーキングのグループがありますので、そのグループの方たちと反省会をします。そして、実際の避難のことについて再度検討するといった形の4回になっております。

これは各学区それぞれやっておりまして、白鳥学区ですと前ヶ平地区、それから弥生学区ですと海老江地区、桜学区ですと前ヶ須地区、栄南地区ですと鍋田干拓ですね。それから十四山地区ですと鮫ヶ地の6地域でやっていただいておりますという形になっております。おのおの、今言いましたようなことをやっていただいて、1月19日には最終の避難訓練を行うといったことになっております。以上です。

議長（佐藤高清君） 武田議員。

16番（武田正樹君） 1月19日に完成予定ということですね。やがてそれは避難路マップという形のもので作成され、例えば弥富市全域に全戸配布されるとか、そういうことはあるのでしょうか。

議長（佐藤高清君） 防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） これは、あくまでもその地域の避難場所という形の考え方をしています。同じ大藤学区におきましても、例えば稲元と森津では全然避難経路等が違う話になります。ですから、まずそういったことを経験して、非常に参考になる話ではありますけれども、最終的に非常に低い地域での避難をどのようにするかという国の一つのマニュアルをつくるためのものという形で考えております。個々の作成した地図等につきましてはごらんいただくことはできますけど、それを各世帯に配るといったことは現在は考えておりません。

議長（佐藤高清君） 武田議員。

16番（武田正樹君） 各世帯に配らないという形になると、確かに6カ所の地域についてはそれは有効だと思っておりますけれども、例えば弥富市全域でつくっていただくという形というのはないものでしょうかね。実際に避難路というのは、確かに一番大事なものだと思っておりますけれども、緊急時避難場所というのは、それに向かって避難路をつくるということはぜひとも大事なものだと思っておりますけれども、今の回答ですと、6カ所の方のみのものである形の返答でしたので、それについて、どうされるつもりなのか、お伺いしたいと思います。

議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 今回のものにつきましては、先ほど言いましたけれども、国の事業のモデル地区という形になっております。そこで、いかにすれば避難路の策定ができるかというノウハウはこれでつかむことができました。それによって、例えば73地区ほどあると思いますけど、その地区おのおのものについて行うということは、市がつくるというのは非常に難しい話だと思います。ですから、現在でも、自主防災会の中におきましては、実際に自分たちで避難路を計画してやっていらっしゃる場所もあります。そういったところにつきまして、今後こういった形で避難経路というのをつくっていったほうがいいですよ。避難路というのは考えたほうがいいですよというような一つのノウハウの蓄積というような形の中で考えていただけたらと思います。

議長（佐藤高清君） 武田議員。

16番（武田正樹君） 一つ要望しておきますけれども、確かに国の形でそういう要望があって、それを作成している一種のマニュアルみたいなものだと思うんですけども、やっぱり津波避難計画というのは、本来はある程度まで避難する避難路についてが一番重要なことだと思うんですけども、そういうことについて、これから市としてある程度、私も先日、ある資料を見せていただいたのは高知市、この辺の地域とはちょっと違いますけれども、高知市の津波避難計画についてちょっと拝見させていただきました。それについて見ると、ほとんどの地域で各学区でそれぞれに避難路が全て設定され、この地域の障害者について、ある程度どこまで逃げたらいいか。ましてや災害弱者と言われている障害者、そして高齢者の方がどこへ避難するかということまで設定され、そのときに見せていただいたのが、通常の健常者で毎秒1メートル、普通障害者については毎秒50センチという話のところまで設定されておりました。これがある程度、市として組み立てられないものなのかなあと私は思うんですけども、これから先、津波避難計画をつくっていただくときに、ある程度こういうことも考えていただいて、つくっていただきたいなと思うんですけども、例えば各学区において、それをある程度やっていただくということも確かに重要かもしれません。全体として、市がある程度つくっていただくということも私はぜひとも必要だと思っておりますので、これはあくまで要望ですので、最後をお願いいたします。こういうこともお願いしたいと思います。

次に移りたいと思います。

次に、災害時における情報伝達の課題についてお伺いいたします。

同報無線、エリアメール、コミュニティFMの開局と、有効な伝達手段も整ってきましたが、この伝達手段をどのように活用されるのか、まずお伺いします。

議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 情報の伝達方法といたしましては、御存じのように平成19年、20年度に整備いたしました同報無線を初めといたしまして、現在、エリアメール、安心メール、ケーブルテレビのテロップ放送、市のホームページ、ツイッターで直接情報の伝達ができるようになっております。また、テレビ、ラジオの放送も、NHKを中心に、市から県に送る重要情報については、避難勧告、避難指示でございますけれども、そういったものについてはテロップが流れるようになっております。

10月の台風の折には、今言ったような情報網を全て使わせていただいて、マスメディアのほうは別になりますけど、今言いました直接知らせるものにつきましては、全て避難所の開設の案内をさせていただいております。

また、来年4月からになると思いますけれども、ミニFM、こういったものが開局される予定になっております。

情報の伝達というのは、やはり一つ一ついろいろなメリット・デメリットというか、長所短所があるかと思えます。そういったものをこのような形で、いろいろな形、複数のもので連絡をとれる状況をつくるといったことの中で、より多くの市民の方に情報が届くようにしてまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

議長（佐藤高次郎君） 武田議員。

16番（武田正樹君） 新たにコミュニティFM、特にかなり広範囲で設定されておりますので、これを有効に活用していただくということは大変重要なことだと思いますし、これから役に立つと思っております。特にこういう災害時における伝達方法としては一番いいんじゃないかなと思っております。同報無線についても、エリアメールについてもそれぞれあると思うんですけれども、やっぱりこれ新しい形で、これからぜひとも有効に活用していただきたいなと思っております。

最後に、次に、これは私が先日、あるシンポジウムで伺ったお話ですので、これについて、ちょっと皆さんにお聞かせしたいなと思って、お話ししたいと思います。

最後、「稲むらの火」についてお尋ねいたします。

多分ここに参加されている皆さんの中にも、この話を御存じの方がいると思います。この話は、昭和12年から昭和22年までの国定教科書である尋常小学校5年生用に掲載されたものです。私も、お恥ずかしい話ですが先日までこの話を知りませんでした。

こんな逸話もあります。2005年1月にインド洋大津波を受けてジャカルタで開催された東南アジア諸国連合緊急首脳会議で、シンガポールのリ・シェンロン首相が当時の小泉純一郎総理に、日本では小学校教科書に「稲むらの火」という話があって、子供のときから津波対策を教えているというが、それは事実かと尋ねられました。しかし、小泉総理は戦後世代なので、この話を知らなかった。後で文部科学省に照会したが、誰も知らなかったという話で

す。

最近、この「稲むらの火」が教科書に取り上げられたと聞いたのですが、事実でしょうか。
議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 「稲むらの火」につきましては、23年度より小学校5年生の国語の教科書に、「百年後のふるさとを守る」として、物語の一部と、そのモデルになりました浜口儀兵衛の伝記が載っております。こちらのほうがそのコピーになっております。

「稲むらの火」の物語自体は史実とはかなり違うところもあるんですけども、その両方が載っているということで、非常にわかりやすいものになっております。

図書館等にも「稲むらの火」についての資料がございますので、必要に応じて防災教育にも役立ててまいりたいと思っております。

議長（佐藤高清君） 武田議員。

16番（武田正樹君） 私が伺いしたのは、現在、小学校の教科書で取り上げられているかどうかということなんですけれども。

議長（佐藤高清君） 防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 先ほど申し上げましたように、23年より小学5年生の国語の教科書にということで取り上げられております。

議長（佐藤高清君） 武田議員。

16番（武田正樹君） ありがとうございます。

この話というのは、私も先日初めて知りました。先ほど防災安全課長のほうから少し説明がありましたけれども、私、この話について、今後、防災教育の面、わざわざ小学校の国語の教科書に取り上げるというわけではなくても、防災教育の場として、ぜひともこれから活用していただきたいなと思っておりますので、少しだけお話しさせていただきます。

「稲むらの火」というのは、先ほどお話がありましたように浜口儀兵衛の史実に基づいているものです。実際とは異なる部分もありますけれども、これはある程度著者である小泉八雲の誤解に基づくものだそうです。史実と物語の違いは、五兵衛の犠牲的精神という主題と、小泉八雲による文章表現の美しさから、安政南海地震津波の記録としての正確性よりも、教材としての感銘が優先されたようです。

この「稲むらの火」について描かれておりませんが、儀兵衛の偉業は、災害に際して迅速な避難に貢献したことばかりではなく、被災後も将来再び同様の災害が起こることをおもんばかり、私財を投じて、防潮堤を築造したという事実にもあります。これにより、和歌山県広川町の中心部では、昭和の東南海・南海地震による津波に際して、被害を免れた経緯もあります。

今後、発生が予想される東南海・南海地震などでの津波災害に対する防災意識を喚起する

防災の教材として、今後考えていただけないでしょうか。どうでしょうか。

議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 先ほど申し上げましたけれども、図書館等にも資料があるということがまず一つございます。それから、「稲むらの火」自体、これは県のホームページ等でも取り寄せることができますし、それに従った紙芝居というようなものも自由に取り出すことができるといったようなことになっておりますので、そういったものを使いながら、防災教育の一環という形で考えさせていただきたいと思います。

議長（佐藤高清君） 武田議員。

16番（武田正樹君） 最後に、この話を取り上げさせていただいたのには、一つには、理事者側にとっては公助ですが、実際この「稲むらの火」というのは、自助、共助の固まりみたいなものです。そして、情報伝達のあり方についてもある程度教えていただいているような話であります。もしこの中で興味がある方については、ぜひこの「稲むらの火」について、一度読んでいただくとありがたいなと思っております。

そして、今後とも、先ほど図書館の中でという話もありますけれども、防災の教材の一環として、こういうのも取り上げていただきたいなと思っております。ぜひとも今後とも、こういういろんな話を考えていただいて、そして、この弥富市の防災、自然災害に対する安全に対して、ぜひとも皆さんに協力していただいて、いろんな事業について、最後まで完成させていただきたいなと思っております。

これをもちまして、私の質問を終わります。

議長（佐藤高清君） ここで暫時休憩します。再開は4時45分とします。

~~~~~

午後4時40分 休憩

午後4時45分 再開

~~~~~

議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告に基づいて一般質問する予定でした。しかし、天気の都合等がありますので、本日はこの程度にとどめ、あす、継続議会を開き、本日に引き続き一般質問を行いたいと思いますので、本日の会議はこれにて散会いたします。

~~~~~

午後4時46分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐藤 高 清

同 議員 三 宮 十五郎

同 議員 早 川 公 二





平成24年12月11日  
午前10時00分開議  
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（18名）

|     |       |     |      |
|-----|-------|-----|------|
| 1番  | 伊藤勝巳  | 2番  | 川瀬知之 |
| 3番  | 鈴木みどり | 4番  | 那須英二 |
| 5番  | 三宮十五郎 | 6番  | 早川公二 |
| 7番  | 平野広行  | 8番  | 三浦義光 |
| 9番  | 横井昌明  | 10番 | 堀岡敏喜 |
| 11番 | 炭竈ふく代 | 12番 | 山口敏子 |
| 13番 | 小坂井実  | 14番 | 佐藤高清 |
| 15番 | 佐藤博   | 16番 | 武田正樹 |
| 17番 | 伊藤正信  | 18番 | 大原功  |

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

|    |      |    |      |
|----|------|----|------|
| 7番 | 平野広行 | 8番 | 三浦義光 |
|----|------|----|------|

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

|                  |       |                  |      |
|------------------|-------|------------------|------|
| 市 長              | 服部彰文  | 副 市 長            | 大木博雄 |
| 教 育 長            | 下里博昭  | 総 務 部 長          | 伊藤敏之 |
| 民生部長兼<br>福祉事務所長  | 平野雄二  | 開 発 部 長          | 石川敏彦 |
| 教 育 部 長          | 山田英夫  | 総務部次長兼<br>総務課長   | 村瀬美樹 |
| 総務部次長兼<br>財政課長   | 佐藤勝義  | 民生部次長兼<br>健康推進課長 | 服部 誠 |
| 民生部次長兼<br>介護高齢課長 | 佐野 隆  | 開発部次長兼<br>商工観光課長 | 服部保巳 |
| 開発部次長兼<br>土木課長   | 三輪真士  | 会計管理者兼<br>会計課長   | 渡辺安彦 |
| 教育部次長兼<br>学校教育課長 | 服部忠昭  | 監査委員<br>監事局長     | 松川保博 |
| 秘書企画課長           | 山口精宏  | 防災安全課長           | 伊藤久幸 |
| 税 務 課 長          | 伊藤好彦  | 収 納 課 長          | 山守 修 |
| 市民課長兼<br>鍋田支所長   | 加藤恵美子 | 十四山支所長           | 平野 進 |
| 保険年金課長           | 平野宗治  | 環 境 課 長          | 鈴木浩二 |
| 福 祉 課 長          | 前野幸代  | 総合福祉センター<br>所 長  | 佐野 隆 |

児童課長 渡辺 秀 樹  
都市計画課長 竹 川 彰  
生涯学習課長 八 木 春 美  
図書館長 奥 田 和 彦

農政課長 半 田 安 利  
下水道課長 橋 村 正 則  
十四山スポーツ  
センター館長 花 井 明 弘

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 伊 藤 邦 夫  
書 記 岩 田 繁 樹

書 記 佐 野 智 雄

6. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 一般質問

~~~~~  
午前10時00分 開議

議長（佐藤高清君） おはようございます。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤高清君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第81条の規定により、平野広行議員と三浦義光議員を指名いたします。

~~~~~  
日程第2 一般質問

議長（佐藤高清君） 日程第2、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

まず佐藤博議員、お願いします。

15番（佐藤博君） 質問内容は全て事前に文書をもって通告してありますので、要点質問をいたしますので、答弁も簡潔にかつ要点をしっかりと答弁していただくように要望をしておきます。

9月議会において、私の質問に対して服部市長は、来年3月に弥富市総合計画について市長出前講座を開催するとの答弁がありました。3月に予定されている市長出前講座がパフォーマンス、また総合計画が絵に描いた餅とのそしりを受けないように、弥富市のために有意義なものにするために、前もって総合計画の進捗状況と市長の政治姿勢を議論しておきたいと思うのであります。

弥富市総合計画は、平成18年9月から2年半かけてまとめ上げられたものであり、その序論あるいは基本構想は弥富市にとって将来の指針であり、まちづくりの目標として作成されたものであります。来年3月ともなれば、弥富市総合計画が公表されて満4年、また服部市長が就任されて6年を経過するのであります。服部市長は、常に挨拶の中で、弥富市総合計画を着実に実行していきますと述べておられます。総合計画重視の市長に対して、いろいろの質問、意見も聞いております。そうした点から、最初に、市長は総合計画の意義、重要性をどのように認識しておられるのか。今回の市長出前講座について、どのような形式、方法によって具体的にどのような課題等について議論される予定であるかをお尋ねをいたします。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） おはようございます。

佐藤議員の御質問に対して、お答えを申し上げます。

私は常々、その年度の施政方針におきましても、市民の皆さんとの協働のまちづくり、そ

して情報を共有化して一体感のあるまちづくりを進めていくということを御提案申し上げておるところであります。そのこと自身を、私のいわば政治姿勢という形の中で置いておるわけでございます。

9月の本会議におきまして、次の出前講座は平成25年の春に行いたいというふうにお約束をさせていただきました。その内容につきましては、御質問のように、第1次総合計画について市民の皆様と議論を進めていきたいと思っているところでございます。議員御質問の総合計画の意義、重要性につきましては、私はこのように考えておるところでございます。地方自治法に義務づけられた私ども基礎自治体の最上位計画であるというふうに思っております。そして、弥富市の第1次総合計画におきましては、6つの政策目標を掲げ、37の施策項目を持ち、それぞれの事業を展開させていただいております。

次の出前講座におきまして、御質問の内容といたしまして、形式、方法、その課題ということでございますが、第1回目の出前講座におきましては、東日本大震災の教訓を受け、現在の弥富市の防災、減災計画はこれからどうあるべきだということにつきまして、それぞれの学区、地域のコミュニティ推進協議会の代表の方にお集まりをいただき、協議を重ねたところでございます。次回の運営方法といたしましては、現在こうするというところにつきましては、少しまだ時間もありませんが考えておるわけでございますけれども、先回とは違い、代表の方だけにお集まりをいただくのではなく、各世代にわたり幅広く市民の皆様と協議ができればというふうに思っているところでございます。しかしながら、時間、場所等の設定の限定もございますので、形式的には先ほど議会の皆様が行われましたタウンミーティング、議会報告会を一つの参考にさせていただき、そんなことも視野に入れさせていただいております。私どもからの一方的な話ではなく、より理解を深めるために双方のコミュニケーションがとれる方法を考えていきたいと思っております。また、幹部職員と協議を重ねていきたいと思っております。

具体的な課題につきましては、市民の皆様に寄せられた第1次総合計画の立案計画の中で最重要課題についての優先順位を持っております。その課題につきまして、3点ほど申し上げます。

1つは、一つの10年という第1次総合計画における弥富市のまちづくりの中において、都市基盤整備事業、これからの公共下水道事業をどうする、あるいは道路計画をどうするというところにつきまして議論をさせていただきたい。

1つは、教育の分野について協議を重ねていきたいと思っております。子供たちの置かれた教育の環境、次の次代を担う子供たちをどう弥富市が育てていくか、このことは大変重要なことであろうというふうに思っておりますので、教育の分野について御協議をさせていただきたい。

もう1つは、行財政の分野でございます。昨日も申し上げましたけれども、平成25年度から29年度にかけて中期財政計画を立案いたしました。この立案計画に対して行財政改革が伴うわけでございますけれども、市民の皆さんと協議をし、市民の皆様にも御負担をいただかなきゃならないという点も含めまして、御理解をいただきたいというふうに思い、協議を重ねてまいりたい、そのような課題の内容とさせていただく予定でございます。以上でございます。

議長（佐藤高君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） 私が最も望んでおったような内容を今回の市長出前講座でやろうと、大変私は結構なことだと思っております。

そこで、私が一番提案を申し上げたいのは、総合計画が公表されてから4年を経過しているわけでありまして。この総合計画作成を委嘱された審議会委員の方々、あるいはまた公募された弥富市まちづくり会議の委員の方々に、まず総合計画の進捗状況を率直に説明をして意見を伺ったり、評価をしていただくことが重要ではないかと思うのであります。進捗状況の検証もなく、市民本位のまちづくりをするといっても、委員の方々にはなかなか理解がされにくいと思っておりますので、委員の方々に進捗状況を説明されたことがあるかどうか。また、おおむね10年の基本計画からして4年、その進捗状況は市長として何パーセントぐらいが具体的に実行、実現できたと分析しておられるのか、この点について伺いたいと思います。

議長（佐藤高君） 服部市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

この第1次弥富市総合計画を作成するに当たりまして、37名の市民の皆様に加わっていただきました。平成21年のスタートに、その総合計画が進められたわけでございますけれども、この37名の審議会のメンバーの方に説明しているかという御質問でございますが、反省するところでもございます。しかしながら、ここにございますように弥富市新時代の進路といたしまして、その年の年度のスタートに当たりまして、向こう3年の実施計画をどうしていくかということにつきまして、私どもはホームページにも掲載をさせていただいておるところでございます。

また、基本計画の進捗状況につきましても、決してひとりよがりの判断ではなく、各担当領域の課題に対して、毎年このように進捗状況を私どもと職員の間で確認をしているところでもございます。そして、その次の年に、この進捗状況、基本計画の進展について生かしていきたいというふうに思っておるところでございます。

また、総合計画の審議会につきましては、平成25年度、来年度、前期基本計画の進捗状況の評価に基づき、後期基本計画がどのように策定していくかということをご予定をしております。またそのときには、前の審議会のメンバーの皆様にも御案内申し上げ、加わっていただ

くかどうかということも検討をしていかなきゃならないだろうというふうにも思っております。

また、市民の皆様には、この前期の基本計画の達成状況を調査するアンケートをお願いいたしました。各課ヒアリングも実施させていただいているところでございます。ただいま市民の皆様の前期計画に対するアンケートは分析中でございます。次回の出前講座までにはしっかりと御報告できると思っております。

また、各課からのそれぞれの課題に対する進捗状況を私としては聞いておるわけですが、おおむね55%から60%の実施計画はできたと、基本計画の中におけるウエートでございますので、御理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

議長（佐藤高君） 佐藤議員。

15番（佐藤博君） 55%という実施状況、市長のほうでは考えておられるわけでありまして、市民の中にはいささか過剰な評価ではないかと思う人が多いと私は思うのであります。

今までも、特に155号線の問題だとか、土地改良団体の問題だとか、土地の有効活用の問題だとか、教育の問題、あるいはいろいろなものが議会でも出されてきておりますし、市民の要望も出されておりますけれども、なかなか一遍にできるもの、あるいはまた時間をかけなきゃできないもの、いろいろあるわけでありまして、この評価はいささか私は甘いような気がするわけでありまして。

そこで、私は、この総合計画を場当たりに実行するといってもなかなか難しいと思うわけでありまして。だから、特に重点的な計画をしっかりと立てられることが必要ではないかと思っております。やはり市民が感ずることは、将来のために豊かな弥富市、誇れるまちづくり、こういうことではなからうかと、そして、今弥富に住んで幸せだったというような実感ができるようなことでなければならぬと思うわけでありまして。一番私は考えなきゃならぬのは、そうしたものが一つずつ着実に進んでおるかどうかと、この点はしっかりとひとつ検証しておいていただきたいと思うわけでありまして。

そこで、特に今、国会の総選挙も行われておるわけでありましてけれども、国会議員が述べられるものは一つの指針であって、やっぱり地方自治体というのはそれを具現化していく、一つずつ着実に実行していく責任があるわけでありまして。そこで、大きな違いが私はあると思っております。ですから、やはり地方自治なら地方自治にふさわしい計画を立てて、むしろ弥富ではこういう素晴らしいことをやって、そして成果を上げておる、国会議員の皆さん方に示せるような誇れるまちづくりもぜひやっていただきたいというように思っておりますので、その点も十分考えてやっていただくようお願いしたいと思っております。

そこで、特に私は今回取り上げましたのは、前から何回も言っておりますように、今、日

本の国は教育の充実ということが最も大切な問題だと思っておるのであります。特に教育の充実と教育委員会の意義、使命について、きょうは一つ提案をし、また市長の考えも伺いたいと思うわけであります。

そこで、弥富市総合計画の中に青少年の健全育成、学校教育の充実、スポーツの振興ということがきちとうたわれておるわけであります。この点について、どのように取り組んでこられたのか、具体的な取り組みの状況について、事業展開をされた経過をひとつ述べていただいて、そして今後の議論の糧にしたいと思っておりますのでお願いをしたいと思います。

どのように取り組み、事業展開をされてきたかという点について。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 佐藤議員にお答え申し上げます。

教育の問題は、大変これからのまちづくりの中において子供たちの生活環境、あるいは教育環境等々、全て大変厳しい環境にあるわけでございますので、大変重要な課題というふうに思っておるところでございます。

健全な心を養う、そして礼儀を養う、そういうことに対して、しっかりとその教育内容につきましても、これから我々は教育委員会と話をしていかなきゃならないだろうというふうに思っております。

また、我々は教育委員会との一つの関係の中では中立的な立場をとらざるを得ないという部分もあるわけでございますが、弥富市として子供たちをこのような環境で育てていきたい、あるいは育てさせていただきたいということについては、その都度自分の意見を申し上げているところでございます。そういう重要な課題につきましても、教育委員会と協議をする場がございますので、そのような場を大変重要な場所として私としても認識をしているところでございます。今後具体的な問題が来るであろうかと思っておりますけれども、その都度答弁をさせていただきます。

議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） それでは、今申し上げた3点、特にきょうはその3点について申し上げたいと思うわけであります。

9月議会で、まず十四山中学校について協議をされていると答弁がありました。どのように協議をされているのか、時間をかけては手おくれになる心配があります。速やかな方向性が必要であり、私は再度議論をしたいと思うのであります。

現状のままでいくと、来年度も全校で6学級が続くようですが、数年後から1学年1学級に減少すると聞いております。教科担任制の中学校において、小規模学校で各教科の専任の先生が適正に配置されているかどうか、文部科学省は仮免許の教科担任は認めない方向を示しておると聞いております。この点、いつまで現状が維持されると考えておられるのか、ま

たそのためにその対応としてどのような方向性で議論されておるのか、市長に伺いたいと思います。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 十四山中学のあり方について御答弁を申し上げます。

この十四山中学の生徒のあり方につきましては、私のほうから教育委員会のほうに一度協議をしていただきたい、少子化の流れがやまない、そういう形の中で、今の現在の十四山中学の生徒の置かれている環境というのは、教育環境、あるいはスポーツの環境、さまざまな環境というのは、一度立ちどまってしっかりと協議をすべきだろうというふうに思ったから教育委員会に申し上げたわけでございます。

生徒の数が年々減り、自分がやりたいスポーツ、あるいは団体競技、そういったことが十分にできない。そして教育の環境という形についても大丈夫かということを経済委員会の方をお願いをしたわけでございます。しかしながら、十四山中学のあり方というのは、それぞれの長い伝統の中での地域性、しっかりと根差した十四山地区の文化、そういうものが学校の中に生まれているわけでございます。そういう大変難しい問題もあるから、時間をかけてしっかりと協議をしていただきたい、結論を焦ることはないというふうにも申し上げたところでございます。今回、教育委員会におきまして、教育長がしっかりとその辺のところについても協議を重ねてまいりました。新たな方向が見出されているというふうにも聞いておりますので、この具体的な内容につきましては教育長のほうから答弁をさせていただきます。

議長（佐藤高清君） 下里教育長。

教育長（下里博昭君） お答えをいたします。

まず小規模校の専門教科の教員の配置について、前段で御質問がございました。

現在、十四山中学校におきまして、免許教科外担任の申請をして指導している状況はございません。どのクラスでも専門教科を取得している教員が指導しておりますので、一部の教科、美術ということで、再任用の非常勤教諭が指導しております。適正に教員の配置しております。

続いて、十四山中学校の今後の対応と方向性についてお答えをいたします。

御承知のように、十四山中学校は現在1学年2クラスということで、将来的には1学年1クラスで推移をしております。そこで、十四山地区の小・中学校のPTA役員の方々に対しまして、本年5月に望ましい中学校のあり方検討会を開催いたしました。十四山地区の小・中学校の現状と児童・生徒数の将来推移の説明をさせていただきました。その結果、役員の方の意見は、小規模校でのマイナス面よりメリットの意見が大半ということで、十四山中学校はそのまま存続し、全中学校区の見直しを検討してほしいという意見が圧倒的に多くございました。その後、教育委員会におきまして、十四山中学校の望ましいあり方について

継続的に協議をしまいましたが、当面地域の意見を尊重いたしまして、現状のまま存続し、子供たちのより望ましい教育環境をつくるために、市内全小・中学校の通学区の再編成を含む学校適正配置計画を3年後をめどに策定していきたいと考えているところでございます。

なお、計画の策定手順といたしまして、来年、平成25年度に市民代表や有識者などによる小・中学校の適正規模検討委員会を立ち上げまして、住民アンケート調査などを実施をいたしまして、総合的に小・中学校の適正配置の検討を進めていきたいと考えております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） この問題は、今やろうとしておることでは遅いんですよ、これは。だから、中学校の再編をするということ、特に十四山中学校を存続させる形で学区の変更を考えるとということであるならば、これは中学校だけではだめなんです。私が前から言うように、小学校も中学校もあわせて適正配置をどうするかということを考えなきゃいけません。3年後をめどにして適正配置ができたなら、これはすばらしいことです。私は不可能だと思っています。だから、前から言うように、小学校、中学校を一緒にして適正配置はどうあるべきか、これを真剣に考えて結論を出すことだと思っています。3年後の結論を楽しみに待っておりますから、しっかりやってください。

続いて、服部市長は、私が市民憲章の重要性を昨年来述べてきておりますが、理解をされておると思っております。市民憲章を、せめて学校でも唱和させるように提案したことに対して、9月議会において、教育委員会や校長・教頭協議会で協議を重ねてきたが理解を得ていないとの教育長の答弁があったわけでありまして。議会だよりの中には少ししか書いてありませんでしたから、恐らく市民の方はそのようにしか理解しておらんとするんです。私は私なりに理解をしておるわけでありましてけれども、どのような理由でこうした教育委員会や校長・教頭協議会で理解が得られないのか、その点について教育長に尋ねたいと思います。

議長（佐藤高清君） 下里教育長。

教育長（下里博昭君） 学校における市民憲章の唱和が理解が得られていない理由といたしましては、市民憲章は一般市民向けということで大人向けの表記があることや、特に児童・生徒にかかわることにつきましては、学校教育の中で十分その内容を指導しているということで、学校での唱和の必要性はないのではないかという保護者の意見、教職員の意見が多くございまして、現在、学校側の理解が得られていないのが現状でございます。以上です。

議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） あの市民憲章が大人向けだ、これは弥富市民全員なんですよ。ところが内容が難しい文章であれば、わかりやすく説明をしながら子供たちに教えていく。健康

で教養豊かな人となりましょう。小学校の低学年には健康ということはわかると思いますけれども、具体的なことがわからないかもしれん。あるいは、教養という言葉がわからないかもしれん。これはかみ砕いてやることで、説明すれば子供たちはわかると思うんです。中学生なら、あの文章がわからんような中学生なら落第ですよ、はっきり申し上げて。そういうようなことで、昔から言うように三つ子の魂百までというように、子供のころに覚えたことは忘れないんです。だから、子供のころからこういう精神をきちっと養うことが大事だというのを私は力説していたはずなんです。

しかも、これは弥富市民の指針として市長も認めておられるわけでありますから、そうした弥富市の市民としての指針を示したこの市民憲章が、弥富市の学校に勤務しておられる先生が理解ができない、市民憲章を弥富市の児童・生徒に唱和させることはできないというような先生があるなら、これは弥富からかわってもらわないかん。はっきり申し上げて私はそう思うんです。そのくらいやっぱり毅然とした態度で教育には臨むことが大事だと私はそう思っておるんです。

そこで、私は、今これは教育長の答弁であったわけでありますが、いろいろの教育問題、特に学校の再編の問題、あるいは市民憲章等を初めとする教育の内容の問題等、きちっと整理する必要があると思っておりますので、教育問題等について対応とその責任を明確にするために、一度教育委員会の意義、使命等をどのように認識しておられるのかを尋ねたいと思うわけであります。

今、弥富の教育委員会事務局は市長部局と一緒にしておるわけでありまして、どちらが教育委員会部局であって、どちらが市長部局であるかも明確な区分がされていないところが多いと思うんです。そういう点で、特にこの教育委員会との関連において、教育委員会等の使命をひとつ尋ねたいと思いますので、市長並びに教育長に尋ねます。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 議員にお答え申し上げます。

市民憲章につきましても、この本会議の中で御質問いただくわけですが、私もこの市民憲章につきましては尊重申し上げ、そしてこの市民憲章を年間市の行事の中で、皆さんと一緒に唱和ができるというようなところにつきましては、唱和をしていきたいというふうに思っております。ただしかし、私が少し危惧をするのは、この平成18年の合併の際に、この市民憲章というのが合併協議会の中でしっかりと議論されたかどうか、これを少し危惧をするところがございます。しかし、前に戻ってそのような話を問いただすことはできませんから、私は尊重申し上げ、この市民憲章をこれからも市の大きな指針として大事にしていきたいというふうに思っております。

弥富市の市民憲章を小・中学校の児童・生徒に対して唱和させることのできない先生なら、

弥富から転勤していただいたほうがいいという御発言でございますが、この発言はいささか
いかなものかと思うところでございます。不適切な御質問でもあろうかとも思っております。

学校におきましては、校訓があり、学校教育の目的がしっかりとその小学校・中学校の中
に定められておるわけでございます。また、教育の中におけるさまざまな要領、綱領の中
もこの市民憲章と相交わるところが多々あるわけでございます。私は、学校教育の中ではそ
のことを十分児童・生徒に御指導いただきたいというふうに思っております。このような佐
藤議員の御発言に対しては、私ども行政、そして教育を取り巻くさまざまな関係者、ある
いは家庭の保護者に対して、時には摩擦になりかねない、そんなようなことを危惧すること
もございませう。どうか発言には十分御注意いただきたいというふうにも思っておりますので、
あえて申し上げておきます。

教育委員会と私ども行政のあり方でございますけれども、これはしっかりと文科省の中に
その定めとして決められておるわけでございます。私どもは、先ほども申し上げましたよう
に、行政といたしましては、教育に対しては政治的な中立の立場をとっていかなきゃなら
ない、あるいは学校の児童・生徒に対して継続的な安全・安心というものを確保していかな
きゃならない、そして地域住民の意向というものを反映していかなきゃならないというふう
に思っております。そういう関係を重視しながら、教育委員会ともども児童・
生徒に対する教育環境、あるいは教育の指導という形の中で立派な児童・生徒を育ててい
きたいと思っておりますのは常日ごろでございますので、御理解をいただきたいと思いま
す。

議長（佐藤高次郎） 下里教育長。

教育長（下里博昭） 教育委員会の意義と使命についてお答えをいたします。

教育委員会制度の今日における意義・役割につきましては、文科省が示しておる次の3点
が求められております。

まず1点目でございます。政治的中立性の確保でございます。教育は、個人の精神的な価
値の形成に直接影響を与える営みであり、その内容は中立公正であることが求められてお
ります。とりわけ、学校の基本的な運営方針や決定につきましては、教育に直接携わる教職員
の人事についての中立性の確保が強く求められておるところでございます。

次に2点目でございます。継続性、安定性の確保ということで、教育は子供の健全な成長
発達のため、学習期間を通じて一貫した方針のもとで安定的に行われることが必要となっ
ております。また教育は、結果が出るまで時間がかかり、その結果も把握しにくい特性がある
ということで、学校運営の方針変更などの改革・改善も斬新的なものであることが望まれて
おります。

次に3点目でございますが、地域住民の意向の反映でございます。教育は、地域住民にと

って身近で関心の高い行政分野でございます。特定の見方や教育理論の過度の重視など偏りが生じないようにする必要があるので、専門家のみが担うのではなく、広く地域住民の意向を踏まえて行われることが必要となります。

教育委員会の使命は、それぞれの分野で活躍する教育委員が市民の視点に立ってさまざまな課題に対応した基本的な教育の方針を示していくことにあると考えております。

次に、市長部局と教育委員会との関連についてお答えをいたします。

市長と教育委員会との関係は、相互に対等かつ独立に事務を執行しておりまして、市全体として調和のとれた適正な事務の管理、執行に努めることが必要であります。市長直轄のもとに相互の連携を図り、その権限について疑義が生じたときは、市長がこれを調整するものとされておりまして、これは、市長の総合調整権と言われております。以上でございます。

議長（佐藤高次郎） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） まず、市長に反論をさせていただきたいと思っております。

私は、この市民憲章を適切なものにするならして、新しい弥富の市民憲章をつくったらどうだということも一番初めに提案をした中で、私はこの市民憲章はどうだということで初めに質問したわけです。これでいいということだったから、これをしっかりと市民に徹底することではないかと、私はそういうように申し上げてきておるのであります。何も時代に沿った対応をしてもらえばいいと、私はそういうように初め言ったはずですが、間違えてもらっては困りますよ。だから、市長がいいということだったから、私はこの市民憲章を市民に徹底してもらおう。その今の十四山との合併のときに云々という問題ではないんです。十四山は弥富市に編入してきたんですから、だから、何もそれを一々旧十四山の意向をどうのこうのということであるならば、私は新しいものをつくりゃあいいといつでも言っておるんです。その点の一つ間違えんように解釈をしていただきたいと思います。

そして、一番私が、きょうこういうことを申し上げた原因は何であるか。例えば、今の適正配置の問題。こういう問題はやっぱり学校の設置問題なんです。学校の設置については、市長が責任を持たんといかんと思うんです。今度、運営については教育委員会が責任を持つことなんです。ここの点があはつきりしてないから、何か教育委員会にやってもらやあいい、あるいは市長部局がやるべきだ、こういうようなことになってはいかんから、私はきょう教育委員会の意義と市長部局のやるべきこととをはっきりしておきたいと思ったのであります。

時間がないですけれども、これは大事な問題だからちょっと言っておきます。

この教育委員会制度というのは、戦時中に日本の教育は戦争に利用されてきたというように、アメリカ軍はとって、戦後アメリカの方針によって政治から独立した制度として教育委員会制度ができたのであります。したがって、役所から独立した組織であり、地域住民とと

もに、まちの教育の監督機関としての役割が教育委員会組織であったというように私は理解をしておるわけでありませう。

そのため、当初は教育委員は立候補制で今の選挙によって選ばれてきたわけですが、この選挙こそが政治的に問題が起きましたので、まちの教育にとってふさわしいと考えられる適正な人を首長が選任し、議会の同意を得て教育委員が選任されることに変わってきたんです。

しかしながら、そういうふうになったけれども、教育委員会には予算権がない。だから予算権を持っておる市長部局と教育委員会がうまくすり合わせてやっていくというように考えられておるわけですが、本来の使命とは多少教育委員会が考え方を変えなきゃいかんと思っておるんです、今。私はそういうように考えておりますので、あと細かい点、例えば学校施設の統廃合問題はどうかあるべきか、いじめ問題の対応とか責任はどうかあるべきか、どちらがどう責任をとるべきか、社会教育、社会体育、青少年健全育成の問題はどのようにして対応すべきか、その推進部局、責任部局をきちっと整理して対応されることが必要であるので、今後その点については十分考えてやっていただくように、私は提案をしておきたいと思ひます。詳細については、厚生文教委員会でもた申し上げます。

続いて、私がきょう申し上げたいことがたくさんあるわけですがけれども、特に最近日本の国の総合的な教育の低下というのは目に余るものがあるんです。しかし、言われることは何であるか、政治が悪い、学校が悪い、教育が悪い、先生が悪い、日教組が悪い、こういうようにほとんど言われております。私は、そういうように言われたときに、その都度、子供のしつけができていない親が一番問題ですよ。しつけは家庭で、教育は学校であることが原則です。しかし、家庭でしっかりしたしつけができていないために、学校でしつけまでやらなければならないことが教育の低下につながっている、こういうように私はいつも論じておるんです。

そこで、細かいことはさておいて、こうした家庭でのしつけが今十分できない中で一度考えてみたいと思ひますのは、提案ですが、このような状況を考えてしつけ教育の一助として、保育所で徹底的なしつけ教育をするようにしたらどうかということをご提案したいのであります。

保育所は、単なる保育だけではなく、やっぱり3歳以上ぐらいの子供には、きちんとした挨拶から始まって、言葉遣い、姿勢や動作、対人関係のあり方など基礎的なしつけや行動をしっかりと身につけさせる、しつけ中心の保育機関にする。子供のころに身につけた言動は生涯守られると私は思うのであります。まさに三つ子の魂百までということでありませう。そうした点で、一度よく検討されたいと思ひますのは、しつけ専門の保育所も最近では出てきておるんです。それが大変好評を得ておるんです。ですから、保育士にもしつけのできる専門教

育を受けてもらうこと、当然保護者にも身につけていただく、保育所と家庭が一体的にしつけ教育に取り組み、誇れるまちづくりとして、弥富市はこういうようになっておると大きくPRされることも一つの考えではないかと思うので、一度検討されてはどうかと思いますが、市長の見解を伺いたいと思います。

議長（佐藤高君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 保育所におけるしつけ保育という形で検討したらどうかということでございますが、その前に、私も議員も教育の基本的な考え方はいろいろ御指導いただく中で大きく差はないと考えております。教育の大きな柱といたしましては、もちろん学校教育が大事でございます。そして、私たち行政、そして地域の社会の皆様にお手伝いをいただく社会教育、これも大事でございます。そしてまた、昨今では非常に重要視されているのが家庭での教育だろうというふうに思っております。そういう状況の中で、保育所に通う子供さんには幅広く年齢層があるわけでございます。ゼロ歳児から5歳児、6歳児という状況の中で、保育所の保育士あるいは所長という先生方も、毎日大変な勤務をさせていただいておるところでございます。しつけに対しましては、その中におきましても、保育の指針に基づいて実施をされているところでございますが、それは十分でないということは私も考えるところでございます。今議員の御提案のように、4歳以上のところで新たなカリキュラムが組めないかどうか、これを児童課あるいは保育所長と相談を申し上げ、外部から講師を招いて、いわゆる子供たちに対するしつけが保育所の一つの教育の中でカリキュラムを組めないかということを考えていきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（佐藤高君） 佐藤議員。

15番（佐藤博君） 大変結構なことだと思っております。ただ、そこで問題は、保育所でそういうしつけをやるということにすることは、家庭でのしつけの原点になるんです。親に理解をしてもらうこと、親も一緒になってやれるような体制づくりを一遍検討してみてください。これは非常にいいことだと思っております。

それから、先日、私はスポーツの問題についてちょっと考えたのであります。特に、私も孫にスポーツをやらせて心身を鍛えさせようと思っておるわけですが、実はスポーツ少年団などのスポーツ団体、ボランティアでやっていただいておりますところもたくさんありますけれども、一番気になったのは、特にリトルリーグ、今シニアのほうは半田農政課長が非常に成績を上げていただいておりますが、残念ながらこのリトルリーグ、シニアリーグ、弥富の子供が少ないということです。他の市町の子供が多いということです。これは非常に残念に思ったんです。特に、市長はリトルリーグの会長なんです。あるいはまた、体育協会の会長なんです。一遍、この弥富のスポーツを通しての青少年の健全育成に真剣に取り組んでいただけないだろうか、こういうことを一つ申し上げたいと思うんです。

今弥富では、なぎなたは全国的にも有名になった。これはなぜかということ、国体のなぎなた会場が弥富で行われるということになったときに、なぎなたの指導者を2人、市の職員として採用した。このことが結果的に今花を咲かせ、実を結んでおるんです。やっぱり指導者の育成、そして子供たちが喜んで参加できる体制、どうあるべきか、一遍市長も体育協会の会長としてしっかりと考えていただきたい。これは時間もありませんので要望にしておきます。また次の機会に申し上げます。

続いて、下水道事業についてちょっと申し上げたいと思うのであります。

下水道の整備は大変重要だということはわかっております。ところが今、なかなかこの下水道も公共下水道についての賛否もあります。あるいは、農村集落排水についてもいろいろあります。これは、一番私は問題は、今まで特に政府が中央集権のもとに利権構造とやゆされながらも、補助金中心の既得権益を守るための縦割り行政が大きな問題であったと思うんです。だから、弥富でも市街化調整区域は農業集落排水事業で、また市街化調整区域にある団地等は厚生労働省の予算によるコミュニティプラント、市街化区域は国土交通省予算による公共下水道事業と分割されてきたわけでありまして。しかし、今回政府が市街化調整区域にあっても、特定環境保全公共下水道事業として下水処理施設に直接つなぐことができるような施策に変わってきた。これは非常にありがたいことだと思っています。

弥富には、公共下水道の処理場が南部にあります。にもかかわらず、今の農村集落排水事業でやっておるがために、幾つかの処理場を持っておるんですね。非常に私は問題があると思っています。今回そういうようなことで、政府がこのような方向を示してくれたのでありますから、今、弥富の中でもまだ残っている市街化調整区域の東西中地、あるいは前ヶ平、鎌倉、又八や、また旧鍋田地区の農業集落排水事業での未整備地区のようなところについては、今後どのように対応される考えか伺いたいと思います。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 時間も迫ってまいりますので、時間を節約して答弁させていただきますけれども、議会あるいは地域の皆様の御理解のもとに、いわゆる下水道事業というのを進めさせていただいておるわけでございます。しかし、莫大な予算はかかることも一方では十分理解をしておるところでございます。農業集落排水事業と公共下水道事業それぞれの事業内容につきましては、私が申し上げるまでもなく、事にするものでございます。ある意味では、農業集落排水事業はそれぞれの市町村の単独事業であり、公共下水道事業というは、私どもといたしましては、日光川流域という形の中での4市2町という形の中での事業経営をやっておるわけでございます。そうした状況の中での維持管理コスト、あるいは接続するときの整備計画、あるいは流域の最終的な処分場における量の問題、こういったものを十分検討して接続していかなきゃならないだろうというふうに思っております。今後の事業展開に

つきましては、それぞれまだ農業集落排水事業から公共下水道事業へ転換する際には、十分コストを計算しながら、先進市町の中では議員がおっしゃるように接続をされているところも多々ございますので、先進市町の例を考えながら検討していきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） 時間がないので簡潔にいたします。

今まで農業集落排水事業によって実施してきた受益者と、これから特定環境保全公共下水道事業でやれるところとの受益者の格差、費用負担の格差は生じるのかどうか、この点について下水道課長の考えを伺いたいと思います。

議長（佐藤高清君） 橋村下水道課長。

下水道課長（橋村正則君） それでは、佐藤議員の御質問にお答えをさせていただきます。

農業集落排水事業と特定環境保全公共下水道事業における格差は生じるかというような問題でございますが、農業集落排水事業と公共下水道事業におきましては、確かに料金体系の違いや整備時期の違いがございます。しかし、下水道事業は、生活環境の改善とか公衆衛生の向上、公共用水域の保全というようなことが目的でございます。事業は違いますけれども、そういった意味では差はないと、そのように感じております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） 簡単に言います。

負担の度合いはどうか。事業費と受益者の負担。

議長（佐藤高清君） 橋村下水道課長。

下水道課長（橋村正則君） 事業費の負担でございますが、農業集落排水事業におきましては、やはり補助金体系というのが充実してございまして、どちらかといいますと農業集落排水のほうが補助金のほうが多いというようなことで、公共下水道事業につきましては事業費の50%、農業集落排水事業におきましては国費が50%、上乗せで県費が14%いただいておりますので、その違いはあるかと思っております。

また、受益者の負担等につきましては、使用料金とか受益者負担金、こういうものが農業集落排水と公共下水とは体系として違っておりますので、一概にこれが差があるかというようなこととは私どもは感じてございません。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） これは大事な問題だから真剣に考えて、できるだけ全員がきちっとできるようにやっていただきたいと思っています。

最後に、補助金受給団体と市長、議員等の関係改善についてという問題について通告はしておりますが、先回も時間がなくてできませんでした。3月議会で行いますので保留をさ

させていただきます。以上をもって終わります。

議長（佐藤高清君） ここで暫時休憩とします。再開は11時5分から行います。

~~~~~  
午前11時00分 休憩  
午前11時05分 再開  
~~~~~

議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に伊藤勝巳議員、お願いします。

1番（伊藤勝巳君） 議席ナンバー1番 伊藤勝巳、通告に従い質問いたします。

私は「市民の声を市政に届けます」ということでマニフェストに掲げております。

そこで、要望を3項目通告してありますが、質問させていただきます。

第1番目に、日の出小学校の進捗状況についてということで伺いますが、住民からの通報でお願いがありまして、平島地区と前ヶ須地区の住所で分けられているということをお聞きしますが、住民から学童の区割り線引きは155線の計画道の東地区より、小前ヶ須地区の住民の方が日の出小学校への通学は認められないでしょうかということでお伺いがありましたので、目と鼻の先に日の出小学校が見えるところにありながら、平島と前ヶ須の入り組んだところもありますが、155号線計画道東地区の学童の特例通学を認めてもらうことができませんでしょうかという要望があります。それについて区割り線引きの説明を、市側の答弁を求めます。

議長（佐藤高清君） 服部学校教育課長。

教育部次長兼学校教育課長（服部忠昭君） 伊藤議員の御質問にお答えします。

日の出小学校区の前ヶ須地区の155号線より東の特例通学が認められないかという御質問でございますけど、現在弥富市の小・中学校の通学区域につきましては、行政区単位で分かれております。日の出小学校区の学区につきましては、平島地区全域と車新田の行政区でございます。前ヶ須地区につきましては、したがって、全域が引き続き現在の桜小学校区となります。日の出小学校区の学区につきましては、これまで全体説明会や関係地区の説明会を開催し現在に至っておりますので、御理解願いたいと思います。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 伊藤勝巳議員。

1番（伊藤勝巳君） ただいまの説明で皆さんに報告させていただきます。

それでもって次の質問に移りますが、日の出小学校の北側、住民からちょっと要望がありまして、道路北側のフェンスの下、5メートルのつけかえをやられたところの南側に用水路があるんですが、その用水路をコンクリートの板で塞いで通学路に使用してもらえんかという近隣の住民から要望がございますが、市側としての考え方を説明をお願いします。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 伊藤議員にお答え申し上げます。

新しく日の出小学校、来年の春開校させていただくわけでございますが、今、子供たちの通学路につきましてはいろいろと整備をさせていただいておるところでございます。今御指摘の水路につきましても、その隣のところには通学路があるわけでございます。一応開校させていただきまして、よく様子を見させていただきまして、子供たちの安全ということがそぐわれるということであれば、これはまた検討させていただきなきゃいかんというふうに思っているところでございます。

議長（佐藤高清君） 伊藤勝巳議員。

1番（伊藤勝巳君） よくわかりました。また住民のほうにそんなふうで説明をさせていただきます。

第2番目に、向陽通線、穂波線の進捗状況についてお伺いしますが、10年ぐらい前に計画された2路線でございますが、地権者と何回話し合いが行われたか。現在の状況で話し合いが進んでいない原因はどんなことで進んでいないのかということで説明をお願いいたします。現在、駐車場として不法使用されているところもありますので、平島地区の住民からは1号線への開通を要望されております。向陽通りを今後の計画早期着工に向けて、地権者との交渉を要望いたします。

議長（佐藤高清君） 竹川都市計画課長。

都市計画課長（竹川 彰君） それでは、議員の質問にお答えさせていただきます。

向陽通線につきましては、平成12年度より用地買収をお願いしているところでございます。未買収となっています地権者との話し合いにつきましては、地権者それぞれ異なりますが、数回から十数回話し合いを行っているところでございます。

合意に至っていない原因としましては、国道1号の拡幅計画があり、取りつけ部のため、管理者である名古屋国道工事事務所や愛知県公安委員会との協議に伴い道路計画の見直しに数年を要し、その間、地権者との交渉が中断したことや、補償物件、建物とか池とかありますので、そういった地権者に対しての物件補償のお願いにちょっと時間がかかったことなどが主な要因と考えられております。以上であります。

議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

1番（伊藤勝巳君） 今後、前向きに進めていただきたいと思います。できるだけ早期着工に向けての地権者との話し合いに努力していただきたいと思います。

3番目に、日光川西線の進捗状況についてお伺いします。

穂波線東側の行きどまり箇所から十四山の大山地区間のセブンイレブンの信号機までの用地買収及び建物等の立ち退き所有者との話し合いはどこまで進んでいるのか、お伺いいたし

ます。

議長（佐藤高清君） 三輪土木課長。

開発部次長兼土木課長（三輪眞士君） それでは、伊藤議員にお答えいたします。

御質問の鍋平四丁目から六條町の210メートル区間につきましては、平成19年度に愛知県に合併支援事業として事業に着手していただいております。また、21年と22年度に一部物件移転と用地買収が実施されたところでございます。その後、引き続いて用地買収を進めていただけるという状況でありましたけれど、やはり予算確保が大変難しいということで、用地を進めることができなかつたというのが現状で、地権者の方々には大変御迷惑をかけているところでございます。

しかしながら、今年度より国庫補助事業に切りかえることができましたため、予算の確保をしていただいております。現在、その残りの関係地権者との用地交渉を現在進めていただいておりますが、まだ契約までは至っていない状況でございますが、なるべく今年度中に契約を進めたいなという考えで県に交渉を進めていただいております。

また、今年度の予算の状況でございますけれど、県といたしましては、地質調査、管渠等の詳細設計を発注したいとの考えがあります。順調にいけば平成26年度ぐらいから物件移転がありますので、工事の予定を考えていきたいとの意見でございます。当区間が整備されることにより、日光川西線から名古屋までが2車線で道路がつながるということで、交流機能が一層強化されますので、愛知県と協力して早期完成を進めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

1番（伊藤勝巳君） ただいまの御説明の中で、26年に着工の予定をされておりますが、完成見込みはいつごろを予定されておるのでしょうか、お伺いします。

議長（佐藤高清君） 三輪土木課長。

開発部次長兼土木課長（三輪眞士君） 完成見込みといたしますと、やはり財政の問題がありますので、順調よくいけば3年ぐらいで工事は完了したいという段取りで県は考えておりますけれど、やはり財政面が一番問題になりますので、何年ということはちょっとお答えしがたいところでありますので、よろしくお祈いします。

議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

1番（伊藤勝巳君） 十四山地区から、早いところこの道路を開通してほしいという要望がございますので、できるだけ早く交渉をしていただき、予算もつけていただくように市側としても努力をお願いいたします。

この3点で要望ということでお願いしておきます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 次に鈴木みどり議員、お祈いします。

3番（鈴木みどり君） 3番 鈴木みどり、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、消費者の被害防止についてですが、私たち消費者を取り巻く環境は大きく変わってきています。コンビニでの公共料金の支払いを初め、さまざまな手続きができるようになりました。また、インターネットでの買い物など、便利で豊かになっています。しかし、その一方では、高齢者や若い人を標的とした消費者トラブルも増加しています。携帯電話やパソコンによるサービスを利用した過給請求や不当請求が後を絶たないと聞いています。

平成23年10月に、愛知県の8カ所の県民プラザに寄せられた相談の件数は1,476件で、平成23年4月から10月までに寄せられた相談件数は1万303件と22年度の同期に比べて204件もふえています。

海部地域では、昨年10月に83件、4月から10月までには604件もありました。相談の中でも最も多いのが通信販売によるもの、次に訪問販売、電話勧誘販売の順番となっています。高齢者からの相談では、リフォーム工事や不当販売等の訪問販売などのトラブルです。若年層では、携帯電話やパソコンによる不当請求やキャッチセールスなどのトラブル、また障害者から会員を紹介すればもうかると誘われ、安易に応じて契約をしてしまい、多額の負債を抱えてしまうなど、悪質業者の標的になっています。

そこでお聞きしたいのですが、弥富市において、過去1年間の相談件数はどのくらいありましたか。相談に来られた方の相談内容にもよると思いますが、これは解決されているのでしょうか、お願いします。

議長（佐藤高清君） 服部商工観光課長。

開発部次長兼商工観光課長（服部保巳君） 鈴木議員の御質問にお答えいたします。

弥富市において過去1年間の相談件数はどのくらいありますかということと、相談者の相談内容にもよると思うが、解決はされましたかという御意見でございますが、過去1年間の相談件数であります。平成23年度に弥富市役所での消費生活相談に寄せられた相談件数22件、愛知県県民生活プラザに寄せられた弥富市分の相談件数は149件、合わせて171件ございました。市役所での消費生活相談日に寄せられた相談件数22件について年代別で見ますと、50代が7件と最も多く、全体の31%を占め、次いで40代が6件、27.3%、70代以上が3件、13.6%、60代、30代、20代がそれぞれ2件、それぞれ9.1%でありました。

商品別に見てみますと、フリーローン、サラ金等の金融保険サービスが7件で最も多く、全体の31.8%を占めておりました。次いでエコキュート、太陽光パネルなどの住居品が5件、22.7%、書籍・印刷物等の教養娯楽品が2件で9.1%の順となっております。

また、愛知県県民生活プラザに寄せられた弥富市分の相談件数149件について、県民生活プラザにお聞きしましたところ、年代別では30代が29件で最も多く、全体の19.5%を占めて、次いで40代が27件、18.2%でございます。50代が22件、14.8%、70代以上が21件の14.1%、

60代が19件で12.8%、20代が14件で9.4%、10代が9件で6.1%、不明が8件ということでありました。

同じく商品別では、携帯電話やインターネットによるアダルト情報サイト、出会い系サイト利用料の請求等の運輸・通信サービスが41件で最も多く、全体の27.6%を占めております。次いでフリーローン、サラ金等の金融保険サービスが25件ということで16.8%、書籍・印刷物等の教養娯楽品が16件で10.7%の順となっております。

続きまして、内容にもよるが解決がされているかとの御質問でございますが、悪質商法による被害の未然防止や食の安心・安全に関する話題、行事のお知らせなど、消費生活全般に関する暮らしの情報を提供し、季節ごとに発行している消費生活情報誌「あいち暮らしっく」という情報誌でございますが、愛知県が発行しているものであります。県内8カ所の県民生活プラザ、県関係施設、市町村、公立図書館、金融機関、農協などで配布提供により周知に努めているところでございます。

市の役割といたしまして、消費生活相談日に消費生活専門相談員を配置することにより、身近な窓口で気軽に相談ができ、トラブルの早期解決、被害の拡大防止につながっていくものというふうに考えております。また、相談員は市民の消費生活に関する悩みや疑問などの相談を受け、助言、必要があれば消費者と業者間のあっせんをし、トラブルの解決に努めているところでございます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

3番（鈴木みどり君） ありがとうございます。

今お聞きして、弥富市の住民の方で相談に見える方が意外と私は多いなと思えました。でも、まだまだ市役所にも市で相談できることを知っていらっしやらない方もおるかと思うんですね。そういうことで、もっとたくさんの方がいろんな被害に遭っているのではないかと思います。消費者団体訴訟制度もありますので、消費者の皆さんが泣き寝入りすることのないよう財産を守っていただきたいし、高齢者のひとり住まいの方もふえてきていますので、高齢者の方が悪質な業者にだまされないように、地域包括センターや民生委員の皆さんの協力も得て、早期発見が高齢者の場合必要と思われれます。

次に、消費生活の相談窓口についてですけれども、今と重複するところもあるかもしれませんが、市民にとって一番身近な市町村に相談できる窓口が求められています。もし消費トラブルに遭ってしまったとき、どこに相談すればいいのかわからない、そういう方が多いのではないかと思います。弥富市の場合、商工観光課が担当しているとのことですが、月に3回、アドバイザーの方が見えて指導しているとお聞きしました。それを知らない方も多いかと思います。それ以外にもし相談に見えたときはどう対処されていますか。また、今度新しく庁舎を建てかえるわけですが、その案内として商工観光課に消費相談窓口は

ここですよとか、相談日はこの日にしますよということを明記されてはどうかと思うのですが、どうでしょうか。

議長（佐藤高清君） 服部商工観光課長。

開発部次長兼商工観光課長（服部保巳君） 鈴木議員の御質問にお答えいたします。

相談日以外に見えたとき、どう対処するか。新しく庁舎を建てかえる新庁舎での消費相談窓口の案内表記について明記されてはということですが、相談日以外に対処についてでございますが、先ほども議員おっしゃられましたように、本市では相談日を毎月第2、第3、第4木曜日の1時半より4時半とし、市役所の1階の相談室にて、消費生活専門相談員により相談窓口を開催しております。また、相談窓口の開催につきましては、毎月の広報にてお知らせをしておるところでございます。また、相談日以外の相談についてということですが、一日も早く相談したい方には、県民生活プラザ、県下8カ所ございますが、この地域では海部県民プラザ開催の月曜日から金曜日ということで9時より開催しておりますので、そちらのほうへの御案内ということではいたしております。

また、新しく建てかえる新庁舎での消費生活相談窓口の案内表記についてでございますが、消費生活の相談日については、現在と同様に考えておりますので、相談室を相談開催時にあわせて案内表記させていただくものというふうに考えております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

3番（鈴木みどり君） ありがとうございます。

市民の皆様が困ったとき、被害に遭ってしまったときに相談できるよう、ぜひわかりやすい窓口の開設をお願いしたいと思います。

続いて、消費者の教育の推進についてお聞きしたいんですけども、最近は消費者の選択範囲が広くなり、消費者の自己責任が重視されてきました。消費者がみずから進んで消費生活に関する必要な知識を得ることが大切ではないかと思えます。そのためには、学校や地域で学習することができるようにしていかなければならないと思えます。市として、今までに消費者教育として何か取り組んできたことはありますか。

また愛知県では、小学生向け消費者教育資料の提供や消費者教育DVD、パネルなどの貸し出しをしていますが、これを利用したことはあるでしょうか、お願いします。

議長（佐藤高清君） 服部商工観光課長。

開発部次長兼商工観光課長（服部保巳君） 御質問にお答えいたします。

今までに消費者教育として何か取り組んだことはということと、小学生向けなどの消費者教育資料等を利用したことがあるかということですが、全国的な相談概要では、高齢者では健康食品や布団、新聞などの次々販売や高配当や高金利をうたう金融商品の販売トラブル、社会経験の十分でない若者では、携帯電話やネット関連トラブル、マルチ商法によ

る被害、このような消費トラブルの防止に対しまして、また高齢者や子供に起こりやすい危害、危険情報に対する注意喚起などの情報提供は大変重要であるというふうに考えております。窓口では、高齢者向け消費者被害未然防止号などの消費生活情報誌であります「あいち暮らしっく」などを配布提供しておりますこととともに、広報への悪質商法に対する注意喚起を掲載し、関係機関と連携を図り、被害防止に努めているところでございます。過去には、消費生活相談員によります出前講座を開催いたしました。

また、小学生向けの消費者教育資料などを利用してという御質問でございますが、本市では、それらを使い、小学生を対象としたような消費者教育の実績はございません。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

3番（鈴木みどり君） ありがとうございます。

消費者教育は、若い人から高齢者まで対象になります。被害に遭ってからでは遅いので、自立した消費者を育成するために、ぜひ利用できるものは何でも利用していただき、高齢者や障害者などの的を絞った効果的な学習機会を提供していただきたいと希望しておきます。

続いて、次の質問に移らせていただきます。

続いてですが、三ツ又池公園についてお伺いしたいと思います。

三ツ又池公園の管理について、先日とても天気がよかったので、お友達と三ツ又池公園を1周歩いてきました。平日だったせいもあり、人は余りいませんでした。以前に比べると、とても公園もきれいになり、整備され、美しい景色の空間を見ることができました。

各ボランティア団体の協力により、一昨年、昨年、ことしと3年かがりでシバザクラを植えてきました。このシバザクラが来年きれいに敷地にいっぱい咲くときれいだなと願いを込めながらみんなで植えるわけですが、残念なことに、たしか3カ所くらいだったか、シバザクラがかりかりに枯れていたんですね。それも植えた一角というのか、かなりの量で枯れていて、ちょっとびっくりしてしまっただけですけども、このままで来年の芝桜まつりはちゃんどできるのかなって思うくらい枯れていました。どうしてあんなに枯れてしまったのか、原因はわかっていますか。また、どのくらいの数のシバザクラの数が枯れてしまったのか、わかりますでしょうか、お願いします。

議長（佐藤高清君） 半田農政課長。

農政課長（半田安利君） お答えさせていただきます。

三ツ又池公園のシバザクラでございますけれども、御指摘のように、昨年までに3年間で植えたところで約220平米ほど枯れておりました。前の生産農家の方に原因を調査してもらいましたが、確たる原因はわからないということでした。引き続き調査はしたいと思っております。なお、枯れた部分につきましては、年内に3,500株補植する予定しております。

議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

3番（鈴木みどり君） 原因がわかっていないと、また同じことの繰り返しになってしまうのではないかとちょっと心配です。ことしも1万2,000株、多くのボランティア団体の方で植えました。せっかく植えたシバザクラがまたこのように枯れてしまっただけでは本当にかたじけなくて、シバザクラもかなりの量なのでとてももったいないと思います。ぜひ原因究明して、せっかく植えたシバザクラが無駄にならないよう、よろしく願いいたします。

それから、公園の奥のほうですが、ベンチの汚れがとても気になりました。これはずうっと気になっていたんですけども、黄色いさびなのか、カビなのか、コケなのか、とにかくベンチいっぱい汚れています。前に掃除に行ったときにたわしでこすってみましたが、全然色は落ちません。一見、木でできているように見えるんですが、材質は何でできているのでしょうか。

議長（佐藤高清君） 半田農政課長。

農政課長（半田安利君） 一見、木材のように見えますけれども、実は擬木でコンクリート製でございます。

議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

3番（鈴木みどり君） コンクリートと言われると、さびかもしれませんけれども、あれではとても腰をおろす気にはなりません。要するに、ベンチがあっても全くベンチの機能を果たしていない状態です。市のほうでは、こういうベンチだということを知っていらっしゃいましたか、お願いします。

議長（佐藤高清君） 半田農政課長。

農政課長（半田安利君） お答えさせていただきます。

ベンチが汚れているということでございますけれども、実は現在、平常時におきまして3名の臨時職員の方に週3日から4日、芝や花壇の管理、草取り、川の中のごみ収集等、お願いしておりますけれども、御承知のように、この三ツ又池公園でございますが、15ヘクタールという広大な公園でございます。申しわけございません。なかなか目が行き届いていないというのが現状でございます。ベンチにつきましては、現在清掃をさせていただいておりますが、また何かお気づきの点がございましたら、農政課まで御連絡いただければと思っております。

議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

3番（鈴木みどり君） ぜひ全てのベンチが気持ちよく使えるよう工夫していただきたいと思っております。

それから、あずまやの1カ所の屋根の裏側部分が剥がれています。それは見ていただきましたか。あれ、ベニヤ板で天井がやっただけですから、雨、風が当たるとすぐ剥がれて

きてしまうということになってしまうと思いますので、もし直される場合は、ベニヤじゃなく木で直していただくと、何回もお金を使わなくても済むんじゃないかなと思いますので、改善していただきたいと思います。

もう1点ですが、やはりこれも奥のほうのことなんですが、ショウブ園と称してあるのに、私、一度もあそこでショウブを見たことがないんですね。あそのショウブ園にショウブはありますか。もしあるなら、どのくらいあるのか教えていただきたいのですが。

議長（佐藤高君） 半田農政課長。

農政課長（半田安君） まず、あずまやでございますけれども、中之島にあるあずまやだと思っておりますが、これは確認して修理させていただきました。材質についても、これは一度検討させていただきたいと思っております。

また、ショウブについてでございますけれども、平成21年度に県から移管されたときに、当初ショウブが1万株、それからヨシが578平米植えられておりました。一緒のところに植えてありますので、ヨシの繁殖力が強いということで、現在は数株程度しか残っていないというのが現状でございます。

議長（佐藤高君） 鈴木議員。

3番（鈴木みどり君） あそこは湿原地というのか、水が本来ならたくさんあるようなところだと思うんですけれども、みんなはあそこに水がないもんだから、そんな水のないところにショウブなんか咲かないよと言っている人もいますので、ぜひショウブ園と書いてあるのなら、ショウブが咲くようにしていただきたいと思います。

また、湿地原に木の歩道がありますよね。あそのところが、木が腐食してやたら穴があいているんですね。これはとても危険だと思うんです。ショウブもなく、奥のほうには訪れる人もいないから、どうしても手が抜かれてしまっているのだと思いますけれども、またシバザクラでたくさんの方が見えますので、今の状態ではとても危険だと思います。その点についてはどうお考えでしょうか。

議長（佐藤高君） 半田農政課長。

農政課長（半田安君） その場所につきましては、以前から御指摘いただいている場所でございますので、定期的に点検して、その都度修理をさせていただいております。

また、この三ツ又池公園でございますけれども、事業完了後の5年が経過する平成25年度が事後評価の年となっております。この評価が終わるまでは、公園内の大幅な形状変更だとか、用途変更制限がございますので、ショウブ園を含めまして、評価後において検討していきたいと考えております。

議長（佐藤高君） 鈴木議員。

3番（鈴木みどり君） 評価後というのを期待するんですけれども、公園全体の整備も必要

だと思ひます。ぜひ私たちが市民は、三ツ又池に咲くショウブも見たいと思ひていますので、看板の偽りのないよう期待します。

これはちょっと聞いた話なんですけど、今の寒い時期はいいんですけども、温かくなると蜂の巣がとてもしばいできるそうで、蜂に刺されてしまった方もいると聞いています。これも大変危険ですので、ぜひ調べて駆除していただきたいと思ひます。

今後シバザクラをきっかけにたくさんの方がこの三ツ又池公園にいらっしゃると思ひます。四季を通しての花が見られるよう、この水郷公園の期待を裏切らないよう、行政のほうでもしっかりとした管理をしていただきたいと要望します。

続いて、三ツ又池公園の環境についてお伺ひしたいと思ひます。

弥富市の三ツ又池は、水郷地帯として市のシンボリック的存在となっています。三ツ又池は、宝川の入水池で安らぎの場として、また動植物が育成する場所としても提供しています。そして、自然、生態系をつくり出すことにより環境を保全する役割、地域内の枯渇被害の防止としての役割もあります。

愛知県が水・環境整備事業の一環として公園を整備し、平成21年4月にオープンしました。それ以降、多くの市民のボランティア団体がこの公園を守ってきています。池を見てみると、たくさんの亀がいます。池には、水鳥が気持ちよさそうに泳いでいます。三ツ又池にはたくさんの生き物が生育しているわけですが、あちこちで見かけるたくさんの亀は、もしかしたら外来種ではないかと思ひます。この外来種はどんどんふえて、生態系を崩してしまうおそれがあります。在来種であるニホンイシガメやクサカメへの影響も心配です。もし外来種の亀がいるのなら、駆除が必要だと思ひますが、この三ツ又池にどのぐらいの外来種が生息しているのか、わかりますか。

議長（佐藤高次君） 半田農政課長。

農政課長（半田安次君） 外来生物の種類だとか数については、現在把握しておりません。今後、関係機関から情報収集に努めたいと思ひています。

議長（佐藤高次君） 鈴木議員。

3番（鈴木みどり君） 前、三ツ又池のできたときのパンフレットの中に、いろんなすむ魚の中にもソウギョというのが書いてあったんですね。ソウギョも中国の魚で、これも外来種なんですけれども、一度専門の方に調べていただひてはどうかと思ひます。今のところ、そのようなお考えはないですかね。どのぐらいの外来種がいて、このまま放っておけば、三ツ又池の生態系がどうなっていくのかということですが、専門の方に見ていただけるような考えはありますか。

議長（佐藤高次君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 鈴木議員にお答え申し上げます。

三ツ又池公園というのは、議員御指摘のように、今後ますます私どもといたしましては、あの環境を守っていかなきゃならないというふうに思っているところでございます。三ツ又池公園のみならず、今、外来種というのが弥富市内の中で方々に存在するのが私は実態ではないかなというふうに思っております。しかし、三ツ又池公園そのものにつきましては、その生態系だとか、あるいは外来種そのものに対する駆除とかというようなことについて、一度しっかりと所管で考えていきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思えます。

議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

3番（鈴木みどり君） ぜひ、本当に環境を重視した公園として、COP10のとき、あそこがため池フォーラムというところのため池で選ばれているという池ですので、ぜひ環境のことを重視していただきたいと思えます。

もう1つお聞きしたいのですが、ボランティアの方が一生懸命にあそこのごみを拾ってくださるにもかかわらず、池の隅とか、ああいうところにはペットボトルや発泡スチロールの容器、薬のカプセルから、ごみがいっぱいたまっているんですね、縁のほうに。恐らくこれは、心ない人がどこかで捨てたものが、川の流れによって流されてきているのだと思いますが、先日行ったときはミカンが浮いているわけですね、池に。ごみが三ツ又池公園に流れる前に、網などでごみだけをせきとめるということはできないでしょうか、お聞きしたいと思います。

議長（佐藤高清君） 半田農政課長。

農政課長（半田安利君） 川のごみをとめるために網を張れないかという御指摘でございませうけれども、御存じのように、宝川は主に排水用河川でございまして、流域内の基幹的役割を果たしております。川の流れを阻害するおそれもありますので、今のところは考えておりません。御理解いただきたいと思えます。

議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

3番（鈴木みどり君） せっかくここまできれいになった公園ですから、いつ訪れてもごみのない弥富市の誇れる水郷公園に、市民と行政とでつくっていかれたらと思えますので、なるべくごみを、縁のほうを見ていただいたことはありますか。本当にせっかく掃除していただいているのに残念だなと思うのがありますので、ぜひごみを取るように、川の流れをせきとめるのではなく、ごみをせきとめるという形をお願いしたいと思えます。

続いて最後ですが、芝桜まつりの開催イベントについてお聞きしたいと思います。

昨年、新聞にシバザクラが本当にきれいに咲いているところが掲載されまして、思わぬたくさんの方がおいでになりました。ことしの4月21日、芝桜まつりが開催されたのですが、それに私も行きました。テントが幾つか並んでいたものの、無料配布のコーナーが多くて、

何か買いたいなと思ってもなかなかそういう場所もなく、当時震災後ということもありまして、被災地のお土産物が唯一購入するところだったんです。子供連れの方も多く見えたのですが、子供さんたちは、何か買えたり、遊べるようなところはなく、とても退屈そうでした。今回初めての試みだったと思うのですが、今後、商工会や実行委員会などがありますし、市側としてもお願いしていただきたいと思います。

一つの提案なんですけど、地元でとれた野菜を販売するのもいいのではないかなと、主婦の立場から思うのですが、各種団体にも協力していただけるよう要請してみてもいいと思いますが、そういうお考えはありますか。

議長（佐藤高清君） 服部商工観光課長。

開発部次長兼商工観光課長（服部保巳君） 鈴木議員の御質問にお答えいたします。

いろんな諸団体について、イベントについて要望してはという御意見でございますが、芝桜まつりのイベントにつきましては、今、観光協会と実行委員会のほうで来年度の予定ということで詰めている最中でございます。また、そのような会議においていろいろと要望していきたいというふうに考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

3番（鈴木みどり君） 芝桜まつりが4月20日ぐらいですよ。春まつりが4月の初めということで、同じ4月で祭りというものが2回もありますから、本当に大変だと思いますけれども、弥富2大桜祭りとして盛り上げていけたらと思っていますので、ぜひ市民の皆さんが楽しんでいただけるようなお祭りに盛り上げていけたらと希望します。

私の質問は以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（佐藤高清君） ここで暫時休憩といたします。12時45分から再開をさせていただきますので、御協力をお願いします。

~~~~~

午前11時53分 休憩

午後0時45分 再開

~~~~~

議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に伊藤正信議員、お願いします。

17番（伊藤正信君） 17番 伊藤です。

私は、あらかじめ通告をさせていただいた内容について質問をいたします。

特に弥富市の総合計画、それぞれ指針について私も今日までいろんな形で議論してまいりました。そして、きょうもまた質問もありましたし、昨日もありました。それで、私はこの間、20年以降3年経過して、日本の経済も低迷をしている、そして震災も起きた、そうい

う状況の中で弥富市の財政そのものについて、所得は減ったが、法人税、固定資産税等通しながら、やはり1対1という状況が今日まで続いてきた。そのことの内容について、私ども議会での議論は、一定というよりも、市長が2期目を迎えられて、私は災害等対策を考えて、学校の耐震、そして土地改良問題、水路の問題、そしてさらには排水機等の問題もそれぞれよく頑張ってきていただいた、そんな気持ちでありましたし、その状況も見届けました。

しかし、やはり多くの課題の中に、私たちが今この指針に対して、市長のほうからも答弁がありました27項目なり28項目の課題を通した指針、それぞれの中で3点に絞りながら質問をまずはしていきたいと思っています。

その前に、市長はみずから指針の方向性の評価を55%だとおっしゃいました。私は冒頭申し上げましたように、この苦しい中で、市民と議会と行政とが一体になってきたことの中で一定の評価としながらも、今突然55%、また今後のことについてのお話し、説明があったことについても、驚きと同時に認識をせざるを得ないということ。そのことについては、これから質問をしながら、市長の答弁内容等含みながら、また答弁者について質問していきたいと思っています。

まず3点として、持続可能な財政のあり方についてまず1点目、2点目としては、市民参画と協働、それぞれ市政がどうあったかということ、それから資源を利用した弥富市がいかにあるべきか、今後の開発はあるかと、この問題について簡潔に総括をお願いしたいと思います。今日までの経過を。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 伊藤正信議員の御質問でございます。

第1次弥富市総合計画という形の中で、平成21年から向こう10年のまちづくりをどうしていくかということに対して、多くの市民の皆様と協力いただきながら策定し、それを前期計画という形の中で進めさせていただいているところでございます。

すなわち全部が、昨日も申し上げましたように、財政的な裏づけというものが一つの形としてないと、なかなか大変厳しい状況の中ではしっかりと進めることができない問題等々もあるわけでございます。そうした形の中で、一つ一つの問題につきましても、持続可能な財政運営という形の中で、いわゆる歳入、あるいは歳出という状況の中でのバランス、そういうものをしっかりと考えながら、これは事業計画を組んでいかなきゃならないということ等を常に頭の中に置きながら考えてきたわけでございます。また、市民参画、あるいは協働で施策ということにつきましても、私が平成19年にこの立場にさせていただいてからは、常に私の施政方針として持っているところでございます。市民の皆様と協働の精神、あるいは市民の皆様と情報提供し続ける、そういう形の中で開かれた行政ということ等を常に考えているところでございます。

そして同時にまた、資源を生かすという形の中では、人・物・金ということがいかに重要かということを再認識しながら続けさせていただいているところでございます。各項目のまちづくりにつきましては、市民の皆様の御協力をいただきながら事を進めるということを前提にしていかなるを得ないということも多々あるわけでございます。また、各項目につきましては、その後の御質問の中でお答えをさせていただきたいと思っております。以上でございます。

議長（佐藤高君） 伊藤正信議員。

17番（伊藤正信君） 今、市長から、根本的には、やはり市民と行政が一体になった、それぞれまちづくりをしてきたと、その状況で御説明がありました。私は、持続可能な財政という形において、新しい指針の中で出てきたことは、特に特徴的なことは、弥富市のまちづくりの、また地域的な状況の中で、いわゆる港湾整備と南部地域の開発が大きな課題であった。そのために、いつ農地の転用、市街化、それぞれ港湾との結びつきのまちづくりをする、ここの計画がどうあったのか、今日まで。私ども説明を受けたときには、その課題が1点あったはずですね。農地と市街化と連動します地域開発、その問題が今日の弥富市が名古屋市近郊における都市化の中と同時に港湾整備と道路整備、幾つか課題はありますが、特に一番問題なのは農地転用、この課題が市街化づくりの私は課題だと、南部地域の。この指定がないまま都市計画はできない、この課題はどうなっているのかということが1つ。

2点目に、市民との協働づくりの中で、地域活性化資金、昨年450万というお金が使われて、75団体、それぞれそういう団体が生まれています。しかし、出しっ放しじゃないのかなと。やっぱり地域と市民との物事をやる成果は、団体はできたが、防犯もそうです。それらに対する総括、検証、このことがどうあったのか、そしてどうしていくかと、この問題が課題ではないのかと思っています。

3点目の資源を生かすかわりにつきましては、後で農業問題等で御質問いたしますので、まず2点、どの状況にあるのか。特に総括と検証、さらには今後のあり方、御説明を願いたいと思います。

議長（佐藤高君） 竹川都市計画課長。

都市計画課長（竹川 彰君） それでは、伊藤議員の質問にお答えさせていただきます。

弥富市の土地利用につきましては、都市計画マスタープランの中で方針が示されております。市街化区域につきましては、北部の市街地は、住居系市街地の形成を基本に居住機能と商業業務を初めとする日常生活を支えるさまざまな機能を配置した土地利用形成を図ることとしております。また、南部の臨海部に位置する市街地は、既存の物流機能やものづくり機能の集積の維持、強化による産業中心の地区形成を基本に工業系の土地利用を維持することとしております。また、市街化調整区域につきましては、人々の生活や地域コミュニティーの維

持、並びに都市づくりの目標を踏まえ、都市的土地利用と農地などの自然的土地利用の明確化を図り、無秩序な開発の抑制を基本としつつ保全する区域、開発を許容する区域など各地域の立地条件等に配慮し取り組むとしております。特に臨海部の工業系市街地に接する地区で幹線道路沿線については、市街地の近郊として、既存の集落等の住環境、生活機能に配慮すべき地区及び農地に分け、無秩序な開発を防止するとともに、地域の生活利便性向上や産業活性化に向けて、土地利用の規制、誘導に努めることとしています。とりわけ名古屋港の背後地となります鍋田地区や末広地区につきましては、鍋田埠頭の機能拡張、拡充を踏まえた物流拠点、あるいは既存の工業集積と近年における航空産業の動向を生かしたものづくり拠点として発展が期待される地域であり、都市計画マスタープランの中でのものづくり産業地として位置づけられています。

愛知県においては、昨年10月より、都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例が施行され、地域振興のための工場などの立地の推進を図るための規制緩和が図られました。しかし、この両地区とも市街化調整区域の農振農用地区域の優良農地であることや、海拔ゼロメートル以下であることから、高潮、津波対策が必要となることなどが企業立地を促進する上で大きな課題となっています。今後も事業化を進めるため、愛知県などの関係機関と課題の整理を行うとともに、名古屋港の背後地となる立地条件を生かした企業立地を推進し、持続可能な財源の確保を図っていきたくと考えております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 伊藤正信議員。

17番（伊藤正信君） 御説明いただいたんだけど、その内容というのは私も市民も知っている。なぜその対応の中で、市は市として独自の指定をしながらどう努力していくかということが一番肝心なんですね。私どもも、知事、それぞれ通達、そのこともわかっている。しかし、指針は定めたんだ。市は市なりに持続可能な財産をつくっていくということは、そのことを推進していくことによって、持続可能な市民の協力を得た財産収入、いわゆる所得税がいただけるし、雇用が確保できる、その踏み切り方をきっちり受けとめていただきたい。今これ以上質問してもお答えにならないと思いますが、一番肝心なのは、その指針を定めたときに弥富市としてどう総合的に議論をしていくかと、そのことをきっちりしていただきたいとは思っています。

市長が手を挙げてみえますが、ちょっと待ってください。個々に質問を変えていきますから、その状況だということ。だから私ども議会も、それぞれその状況の認識をしつつ、最初に示される状況の中でのことは、やっぱりそのことを受けとめていく。

2点目に、まちづくりの関係、協働の関係の説明を、議長、お願いしたいと思います。

議長（佐藤高清君） 山口秘書企画課長。

秘書企画課長（山口精宏君） まちづくりについての御質問でございます。御答弁いたしま

す。

地域づくりの団体の活動につきましては、市民協働のまちづくりとして大変ありがたいこととでございます。この団体に対しまして、市といたしましては、平成20年度より補助制度を設けたところでございます。この団体における活動として、地域安全、福祉保健、環境保全・美化、子供の健全育成、文化芸術、スポーツ振興、生涯学習など多岐に活動していただいております。今後も市民協働してのまちづくりに協力していただきまして、市といたしましても協働の精神のもと積極的に協力してまいります。

また、今までの先ほど申しました地域安全とか環境美化につきましては特に件数が多いものでございますので、それぞれの直接の担当と今後とも検討したいと思います、中身につきましては、よろしく願いいたします。

議長（佐藤高清君） 伊藤正信議員。

17番（伊藤正信君） 先ほどからくどいように言っておりますけれども、簡潔に総括をしたのかしないのかということ、一番肝心なことは、私が聞いておることはね。いわゆる目的はもうわかっているんです。そのことを答弁者はきちっとしてください。お願いしておきたいと思います。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 伊藤議員にお答え申し上げます。

私どもとしては、この地域活性化のまちづくり補助金というものにつきましては継続的な事業でございますので、その都度その都度、よく議員としては「総括」という言葉が使われるわけでございますが、しっかりとした申請用紙につきまして、私も全ての申請用紙に対して目を通させていただいております。そして、所管のところでは会計報告等々していただきまして、その事業に対してしっかりとした内容が記載されておりますので、私としては、この地域まちづくり補助金につきましては、継続事業という形の中で考えているところでございます。一年一年総括するというのも大事でしょうけれども、基本的に大きな問題は発生していないということを感じているわけでございます。

議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

17番（伊藤正信君） 私は、問題の提起として、問題が起きているんじゃなくして、いわゆる市民との幾つか重なる部分が見受けられる部分等あるわけで、そういう部分を、言葉は総括というか、運営のあり方、それぞれ縦と横とのつながり方をどうしていくか。そして、今私たちのきずなが市民と行政とのつながりが大切だというふうな受けとめて質問申し上げまして、市長からは目を通して。そのことは私は理解をしますが、やっぱりお金を使っていく上での立場から、その状況をきちっとしていただく。総合計画の中で、そういう状況を通して特に申し上げておきたいことは、港湾整備と都市化とのつながりの中で持続可能

な財政計画、3年を経過したときにはその方向性を明確にしていこうという内容もございました。昨日の三宮議員の答弁もございました。私は、市の負債なり、国から出てくる臨時財政の今日の国のあり方からも、地方自治の難しさ、その使い方、交付金等々、私は私なりに理解をしていますけれども、市民として非常に不明瞭な状況等も生まれてくるのではないかとということと、突然市長から、きのう、残念ですけれども、職員の賃金の問題とか、それぞれ財政見直しの内容などについて幾つかの課題がなされました。

私は、やはり議会もそれなりに説明責任を果たしてきているつもりであります。そういう状況ですから、突然ああして、今の財政上の中から中・長期の展望を通してそれぞれああいう発言をされたことについては少し驚きが隠せない。市長としての立場は立場かもしれませんが、市民との関係からすると、そんなことも中・長期展望の財政のあり方については、私はもう少しなすべきことをいろんな形で議論を深めながら、新たな中・長期展望をつくっていただきたい、このことを申し上げておきたいと思います。

続きまして、課題は変えますが、都市づくりの整備の問題。これは個別の問題になりますけれども、良好な住宅、宅地供給の促進、防災をつくるという課題があります。弥富市として、昨日も市長のほうから少し出ていますが、弥富駅付近の駅の整備については見送りというお話がありました。これは、今なぜ弥富のまちの中に空洞化ができていいのか、商店がないのか。今、八百屋さんがなくなっちゃったと。それで、団地の皆さん方は買い物にすら行けない。いわゆる高齢化の団地が多く、それはそれ。しかし、発展の基本であるべき姿をしていくときに、弥富市が良好な住宅、宅地供給の促進と防災をしていく、こういうふうな課題が出ています。防災は防災として、それぞれ震災以降、それなりの対応があるかもしれませんが、それは総合的に都市づくりの中で、今日までの状況について、さらにはこの状況の中で市として空き家等を含みながらどう対策をしていくのか、まちづくりをしていくのか、お伺いをしたいと思います。

議長（佐藤高次郎） 竹川都市計画課長。

都市計画課長（竹川 彰君） お答えします。

優良宅地、供給ということもございます。弥富市の場合ですと、平島など土地区画整理事業等におきまして、優良宅地の供給ということで事業の推進を進めております。また、民間住宅供給といたしまして、宅地開発指導要綱の見直しを図りまして、宅地の分譲、土地分譲についての要綱改正を行いまして、優良な宅地の供給ということで進めております。

また、空き家対策ということでございますけれども、これにつきましては、やはり全国的に見まして、条例等を踏まえた対策ということで進められております。そういったことにつきましても、今後空き家対策の方針等考えながら、参考として情報収集を進めながらしていきたいと考えております。以上でございます。

議長（佐藤高君） 伊藤議員。

17番（伊藤正信君） 今、弥富市の地価は特に下がっているんですね、3・11以降。だとすると、優良宅地が土地改良だけの問題じゃないんですね。やはり弥富市の地盤が低いということから考えれば、そういう地域を例えばどう指定しながらも、バランス問題もありますけれども、海拔から1メートルぐらい高いようなところなどを含みながら、住宅供給を皆さん方に提供できる、そういう施策も1つは地主さんたちと相談しながらも、地域指定をしながらも、そのことを求めなければ弥富市の評価は上がらないわけですよ、現実。そういう点をきちんと私は受けとめながら議論をしていただきたいなと。これは施策の問題として申し上げて、そのことが防災にもつながり、私が申し上げたから全てできるわけじゃないですよ。しかし、なぜ地盤沈下の状況の中でこの弥富市が交通の便のいい名古屋の衛星都市でありながら地価が下がっているか。ただ、防災を含む、そしてそれらの供給を含んだことは、やはり区画整理でそのままでは評価は上がらないし、鑑定で。だから、そういうことも1つは御議論願いたいなと思っています。

今お答えいただきましたので次にまいります。道路整備問題として、狭隘道路、そして市側としての整備計画の中で平成6年に出されています弥富市の土地収用の方法、狭隘道路のあり方。私は、特に狭隘道路は、防災問題を含みながら、それぞれ重要な課題だと思っています。物流から、避難から、そして生活環境から、そして2年ほど前に国土交通省の指導によりまして、登記に係る部分、測量に係る部分は、国がそれぞれ補填をしながら狭隘道路の解消をということを言われているわけですが、まずこの狭隘道路は、なぜ解消に向けた国の特別な施策方針が出されたか、その目的を御説明願いたいと思います。

議長（佐藤高君） 三輪土木課長。

開発部次長兼土木課長（三輪眞士君） 伊藤議員の御質問にお答えいたします。

国が平成21年に議員が言われましたとおり、狭隘道路等の整備促進事業の創設をされましたのは、幅員4メートル未満の狭隘道路を解消するために、建築基準法第42条の第2項に規定する道路、また当該道路以外の道路のセットバック用地の整備費用に補助するために創設されたところでございます。目的といたしましては、やはり市民の理解と協力のもとに狭隘道路の拡幅整備を促進いたしまして、安全で良好な住環境の確保並びに災害に強いまちづくりを図っていくことを目的としております。以上でございます。

議長（佐藤高君） 伊藤正信議員。

17番（伊藤正信君） 住環境整備の中に、狭隘道路をする、あわせて今日の状況の中で幾つかの課題があるわけですね。簡単に今、課長はおっしゃいましたが、消防自動車だったら、一体今1.8メートルのところは何トンの車が通れるのか。ちょっとお答えしていただけますか。

議長（佐藤高清君） 三輪土木課長。

開発部次長兼土木課長（三輪眞士君） 議員のおっしゃる1.8メートルで何トンの車が通るかという御質問でございますけれど、やはり道路の構造的に申しますと、やはり路床とか、そういういろいろな要因がありまして、1.8だったら何トンの車が通れるとか、そういうあれはちょっとこの場での返答は難しいところがありますけれど、やはり1.8の幅員だと、消防自動車は無理だと思います。以上です。

議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

17番（伊藤正信君） やはりお答えをいただく部分、それはそれで、例えば石ばっかりのところだったら1.8でも通るだろうと、路肩から転がっていかなかったら、こういうことだと思う。しかしながら、救急車、介護車、消防車、そして生活環境を4メートルを確保するために、それぞれ狭隘道路として、早くそういう道路を解消して、それぞれの市民の安全・安心のためにというのがきっちりした目的じゃないんですか。そういう立場だと私は思っています。だから、聞いたのは、今小さな消防車2.3トンだとか、例えば市の中の消防自動車、各分団が持っているでしょう。それすら入れないような道路では困るわけですよ、基本は。確かに消火栓の整備は120から150メートルの間隔でもってそれらを補うべき、いわゆる住宅地域の狭隘の部分、狭いところは対応する施策は整っています。しかし、消防自動車だとか救急車が入って、前進はしたがバックができない、前進も不可能に近いようなことが起きているのが、今の弥富市の中に道路としてあるわけでしょう。ですから、私たちもはっきり言って21年度の方針の中のことは協力をしなきゃいけないと思っていますし、それは私が思うだけかもしれないが、市民の皆さんに訴えもしました。しかし、一番問題なのは、やはりそのときに一番困るのは、入り口のところの地主が、全くそこに日ごろ生活として関係ない農家だけだと、こういう場合、ここはどうにもならないんですよ、願いをしても。だとするならば、市として最低4メートルの道路を方針の中でつくっていくということになれば、狭隘道路に係る市の目的、今日の生活環境維持、防災等を含みながらするならば、私は平成6年の用地買収というか、その要綱と、今度の狭隘道路とを含んだそれぞれのものをもう一度、市として、本当に最低4メートルは何とかしていこう、そのための理解を得るために、地主さんに協力をいただく形の中身を一つはつくっていただきたいなど。地域で話し合いました、あるところも。そうしましたら、なぜ市役所は出てこんのか、なぜ説明を受けんのかと、こんな質問もあります。しかし、私どもも地域の皆さん方には、基準という部分について説明していくと、例えばある一定の距離のところ、それは5メートル以上ならば買い上げましようだとか、いろんな制度がある、そのこともわかるわけですが、狭隘道路という部分、本当に日常生活の中で必要な部分について、もうこの辺は個人的な1件当たりの狭隘とかいうことについては、それはいろんな形のこともあります。しかし、複数、例えば5

件も6件も重なっておるようなところについての考え方についての整備の仕方について、市側として今後検討していただけるかどうか、質問いたします。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 伊藤正信議員にお答え申し上げます。

道路の整備につきましては、市民の要望から非常に強い要望という形の中で、全ての生活道路、あるいは都市計画道路等についてあるわけでございます。私どもとしては、その限られた財産の中で道路整備をどのようにしていくかということにつきましては、やはり優先順位をつけざるを得ないというふうに思っているところでございます。仮にそれが児童・生徒における通学道路ということに対しては、やはりその安全性を重視していかなきゃならない、あるいはA地点からB地点という形において、人・物、さまざまな動きということに対して、これは幅員計画を考えたほうがいい、整備をしていったほうがいいということにつきましては、まずそちらを優先せざるを得ないというふうに思っております。そういう状況の中で、狭隘道路に関する整備要綱というのを、正信議員は21年とおっしゃいましたけれども、平成22年4月1日に私どもとしては定めさせていただいたところでございます。これも議会の議員の皆様にご理解をいただいているところでございます。部分的な道路の狭隘に対しては、それに関するところの地主の皆様にご協力をいただいて、まずそれがありきということを常に思っているところでございます。

弥富市におきまして、そういった生活道路はたくさんあるわけでございます。順次そういう計画に対しても我々は着手していきたいわけでございますが、先ほども言いましたように、都市計画道路、あるいは生活道路という形の中でも、やはりA地点からB地点に対する幅員計画を考えたほうがいいという状況の中においては、そちらを優先せざるを得ないということも御理解いただきたい。狭隘道路につきましては、その地域の中でしっかりと御議論をいただき、そして我々としてもそのお話の内容において検討していきたいというふうに思っているところでございます。

また、市役所はなぜ出てこないかという御質問でございますけれども、この狭隘道路に対する要綱は、議員の皆様も御承知でございます。地域の中で御説明もいただきたいと思えますし、出てこいと言われれば、私どもは説明に上がることはやぶさかではございませんので、上がりますので、また日時等を御連絡いただければと思っております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

17番（伊藤正信君） 間違いが1つあるようです、私が21年と。課長は21年と言わなんだかね。だから、私も21年と言って、間違っておれば訂正いたしますが、あわせて市長に説明を受けました。

しかし、A地点からB地点という部分で私は質問をさせていただいておりますので、今、

市長は、それぞれそういう状況について、その状況は検討させていただくというお話をいただいたわけですが、それは確認してよろしいか。

私は、もう少し具体的にいいますと、家の建っている人たちは、4件、5件あれしておいたらセットバックしますというんだ、事実。4メートルに協力しますと。しかし、それにつながる部分の入り口がどうにもならん、そういうことの中でA地点からB地点というような状況のものについて、本当に市として精査し、検討し、このことが将来またその地域のためになるということに御検討いただけるということ、今うんうんとうなずいていただきましたので、この問題については終わっていきたいと思っています。

次に、行政と市民の信頼関係の問題であります。

なぜ私がこの質問をするかということです。市長は就任以来、市民の窓口、行政の窓口について広くそれぞれ親しまれる市政、そして行政運営、組織運営のあり方も、リーダー式だとか、いろんな形でお話がありました。そして、着実に信頼性を得ようとしてきた、行政の中で。残念ですけれども、過日、私どもとして、それぞれ市の中に、ことし5月、袋の問題が出ました。残念です。ですから、私はこの問題について、市長にもう一度、今後そのようなことのないように努力をするとおっしゃられましたが、まず1つは、はじめとして、この場で今後のあり方について御説明がいただけたらありがたいなと思います。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 伊藤議員からは、9月の本会議の中でも、このごみ袋問題につきまして御質問をいただき、そのときも御答弁をさせていただいております。そしてまた、今回12月議会という形の中で、はじめをという形での答弁を求められるわけですが、はじめをつけるということはなかなかできないというふうに思っております。また、その間におきます特別委員会の調査報告につきまして、私どもは真摯に受けとめ、また調査委員会におきまして、私ども特別職、あるいは担当するそれぞれの職員に対する管理責任という状況の中で、今現在、その管理責任を継続しているところでございます。

今回の問題は、不適切な事務処理が起きてしまったということに対して、市民の信頼を大きく損ねたということに対しては、何度謝っても謝れるものではないというふうに思うわけでございます。二度とこのようなことは起こらないように、職員に対して、公金の使用ということに対してしっかり基本に立ち戻り、職務を遂行するように徹底をしているところでございます。

特にごみ袋問題につきましては、副市長を中心にして、今後もしっかりと精査をしていきたいと思っておりますので、御理解と御協力をお願いしたいと思っております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

17番（伊藤正信君） 市長から、今日まで、また今日の状況等説明がありました。

私はなぜこのことを、一つの信頼関係ということを申し上げたかということ、条例の中の、失礼けれども、職員の身を引き締めて、それぞれで精励に業務に携わっていただいていると思っています。しかし、事の重大さは、今社会環境の中に、行政のそれぞれ懲戒処分規定、この問題があるかと思っています。ですから、私どもの弥富市の条例の中に定められた懲戒処分規定、ここの部分については、解雇をすれば何でもいいというものではないと。職員の身分、生活、それぞれがあるかと思っています。しかし、事はやはり重大、公務員として。そして、市民の財政を預かる、税金を預かる立場として、もう少し内容的に身を引き締める部分を含みながら御検討をしていくべきではないかと。この辺の部分について私は提起をします。なぜかといいますと、それぞれ議会も基本条例を踏まえながらも、さらには特別委員会を議論として行いながらも、そのことの中で、やはり二度と起きてはいけません。弥富市としても、伊勢湾台風前でしたか、いろんなことがありましたね。それから今日まで50年もたっているんじゃないかなと。こんなことが二度と起きてはいけません。そういう意味合いから通して、この規定、条例を少し検討されるべきではないかなと思いましたが、その点についてお答えをいただきたい。

議長（佐藤高次郎君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 具体的にそういったような項目について質問項目をいただいておりますけれども、例えば懲戒免職であるとか、解雇であるとかということについては、私どもの今現在の管理規定の中では、よほど真剣に慎重に扱わざるを得ないということは重々承知しているわけでございます。今現在の懲罰規定であるとか、あるいは処分規定ということについて見直すものではありません。今回の問題につきましては、やはりあくまでもこれは行政に携わる職員の完全なる基本的なミスという形の中でのことでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（佐藤高次郎君） 伊藤議員。

17番（伊藤正信君） 市長が見直すべきことでないというお話をされると、私も元サラリーマンをやっていました。サラリーマンというサラリーマンじゃないかもしれませんが、そういう懲罰規定等含んで、もっと細部になっているところは幾らでもあるんですよ。今回の問題に、市長、副市長がそれぞれ責任課題として受けとめられたことは私は知っています。しかし、もっと職員として、細かく細部にわたる部分をどうすべきか。この問題、私、原稿の中に書いておいたつもりだけれども、市長が御存じないということなら、これは仕方ありません。見直すべきじゃないかと、これは文書を出してあります。それは、今、市長と反論しておたつてしょうがない。私、原稿は出したんだから。そういうふうなら次の機会にもう一度やりますから、細部にわたって。

じゃあ、次の項目に行きます。

教育環境の整備についてであります。この教育環境の整備についても、私は、大変驚いていることが1つあります。いつか市長は、学校の統廃合というお話がありました。私のほうは、やっぱり学校の問題の環境というのは、統廃合の問題もあるし、通学区分の問題もあるし、それぞれきのうもきょうもやられる老朽化の問題もある。そういうことについて長期にわたる学校に対しての課題を申し上げて、そのことと同時に、教育環境というのは通学問題があるわけですね。口頭でしたけれども、教育関係の人には、国の国土交通省を通し、文科省かもしれませんが、道路の安全問題、通学の安全問題、こちらについて調査が出ている。調査が出ているその資料を通して、いわゆる市民と共有のできる通学区分をきっちりと、どうして私どもとしても受けとめ方の中で議論をできないのか。議会としても、やはりそのことが、やはり市民としてもそこに御理解をいただいていく課題だろうということで申し上げておきましたが、調査内容などについて、例えば説明をされることがあるのかなのか。

議長（佐藤高清君） 山田教育部長。

教育部長（山田英夫君） 通学路の点検のことでございます。今回の点検でございますが、本年4月以降、全国でそれぞれ登下校中に児童が巻き込まれる車の事故が相次いだわけでございます。そういったことも踏まえまして、文部科学省等の通知を踏まえまして、児童の登下校中の安全確保を目的に7月19日から8月7日までの間におきまして、学校、道路管理者、それから警察署の合同で、市内の小学校の通学路の安全点検を実施いたしました。やり方としては小学校単位でございますが、点検グループを編制いたしまして、見通しの悪い交差点、それから車の交通量の多い場所など現地の通学路を歩きまして、現状を確認いたしました。点検では7小学校区で51カ所の危険箇所を確認し、報告をいたしました。

今後につきましては、対策が必要な箇所を精査するとともに、各管理者において対策の優先順位等を検討し、必要性の高いところから順次対策を進めていくということになると思っております。

点検の結果でございますが、51カ所のうち分類をさせていただきましたが、まず横断歩道の設置が8カ所、要望がありました。それから、ガードレールとかガードパイプ、交通安全施設の設置ということで7カ所、街灯の設置3カ所、警察による取り締まりの強化3カ所、信号機を設置してほしいということで8カ所、注意喚起をしてほしいということで8カ所、それから通学時間帯の通行規制が1カ所、道路標識の標識等の補修が3カ所、あと歩道の整備4カ所、その他が6で合計で51カ所の危険箇所を確認したところでございます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

17番（伊藤正信君） 箇所は51カ所と聞きました。ここも、共有をしていく部分をきちっ

と管理者と協議するというお話が今教育課からありました。これはどういう管理者ですか。

議長（佐藤高清君） 山田教育部長。

教育部長（山田英夫君） それぞれ管理者といいますと、道路面については道路管理者、市長になると思うんですが、それから交通規制等の標識については公安委員会となりますので、当然警察署ということと、あと一般的な啓発につきましては、教育委員会も関係して対応していくということでございます。

議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

17番（伊藤正信君） それは道路施設管理者、市道の場合は全て市長だ、包括的には。だとするなら、土木、例えば教育委員会、そして総合的な議論があってこそ管理者会だと思うんですね。私が先ほど申し上げたのは、共有をすべきことを、地域の防犯パトロールをやっ
ていただいている人だとか、そういうところも含みながら、学校の父兄、そして地域の皆さんと共有していくと。全てが予算を通してやりにくい部分もあるでしょうし、さらに今国のほうから、特別通学部分の予算がおりておるんですよ、まだ来ておらんのかしら。そのときに、本来順番を決めないかんところもあるんでしょう。そのために国土交通省がやったわけです。行政としてのあるべき姿というのは、その部分を含みながら、その流れを承知しながら、報告をしていくことについて、総体的に縦横共有をして議論をされるべきだと思いますが、そんなことと同時に、ここで通学区分等、市長、教育長から先ほど答弁がありましたので、私は改めてこの環境問題にはお伺いしませんが、しかし、一番肝心なことは、市長、さきに私どもにこの話が、例えば統廃合の問題だと言われたときには私はびっくりしました。近い話を前にされた。だから、本来ならば教育委員会が、例えばそういう環境の問題を議論されて、市長の命令に基づいて、審議に基づいた方向性の中で今後はこういう課題をするんだよという話をいただければ、私たちも地域に入ったときに、今市側が過疎、過密問題を含んで、この地域にこの問題がこうなっておるぞということは言わなくて済むと思っていますが、その状況の中でのあり方というのは、少し御検討を願っておきたい。要望しておきます。

あわせて農業問題、防災等、水路問題等を含んで、多くの予算がここ3年間使われてきた。このことは、農業基盤づくりに大変ありがたい話だと思っています。

〔「答弁させてください、先に」の声あり〕

17番（伊藤正信君） 私は要望しておきますので、おたくのほうも何かわからんこともあるということです。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 先ほど通学路に対する安全策という形の中で、国のほうからそういう指針ができておるだろうという形でございます。確かに私も新聞の見出しは見ました。先月の11月のことでございます。そういう状況の中で、たしか41億という金額だと思っています

けれども、そういうことに対して、子供の安心・安全を確保していきたいというのが国の施策でございます。我々も全く同じでございます。そういうことに対する、地方に対して手厚い予算をいただければ、我々としては地域の皆さんと一緒に考えていかなきゃならないというふうに思っております。予算はまだ来ておりません。はっきりと申し上げておきます。そういった形の中で一つ一つ議論を重ねていかないと、一方的なお話だけだと、市民の皆さんも誤解をされますので、あえて答弁をさせていただきました。

議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

17番（伊藤正信君） 41億という金が来るときに、それぞれの状況の中で調査をした結果、共有をしながら、その順番を私は議論をすべきだという質問をしておるんで、市長、その受けとめ方は少し違って受けとめられていることだと私は思っています。だから、決定を国がしていくことの中では、弥富市として何がこの箇所が1番か2番かということ早期に教育委員会と通学等安全問題を議論していくことなんでしょう、違いますか。私はそのことを質問しておるんですよ、どう受けとめられたかわかりませんが。はっきりその点について。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 先ほども教育長のほうから道路に対する子供たちの安心・安全という形に対して、いろいろと心配のところもあるということにつきましては、私も受け取るところでございますので、そういったことにつきましては計画的に整備をしていかなきゃならないというふうに思っていることは事実でございます。

議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

17番（伊藤正信君） だから、それなら早急にそういう形の議論をすと言っていたら私は何も言うことはない。しかし、今本当に肝心なことは、子供さんが安全に通学できるそれぞれの対応をしていくことが議会も行政も急務だということに感じ、そして環境づくりをお願いしていきたいと思えます。

農業問題、先ほど言いましたように、水路等整備に3年間でどのくらい予算を使ったのか。また、生産高はきのうから聞いておると、わかりませんという話が多いです。しかし、この一番問題なのは、弥富市は72%の耕地を持ち、農業の資源づくりというのは、一番大きな課題なんですよね。組織団体が幾つか、例えば何々団体、何々団体とつくられています。そのことも評価もできます。しかし、今本当にまちおこしを弥富市としての特徴ある農業基盤づくりをしていくためには、それぞれが農地転用等を含みながら転用されていく部分、そして確保しなげなければならない、そして特産物をつくっていく、そういう指針を、それは市役所だけでできるものではないかもしれない。そういう形の中に3年間を、これから新しいまちづくりをしていく、農業問題も大きな柱だというふうに市長は考えてみえるだろうけど、きょうの佐藤議員の質問には3点ほどございました。教育、道路、まちづくり。だから、農

業問題は、私どもとして一番大きな課題だという、この耕地面積の割合からすると。だから、そういう点について、本当にどんな状況だったか。予算執行状況、どこかお答えできますか、ここ数年の。

議長（佐藤高清君） 半田農政課長。

農政課長（半田安利君） お答えさせていただきます。

まず、水路の整備状況ということでございますけれども、弥富市における排水路の整備状況につきましては、県営の湛水防除事業、緊急農地防災事業、基盤整備促進事業、また市の事業、それから各土地改良区の事業として進められているところでございます。平成21年度から23年度までの3年間、弥富市内で整備された排水路については2万4,150メートル、事業費にして約22億7,700万円、そのうち県の補助金が19億8,000万円でございます。以上です。

議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

17番（伊藤正信君） 数字は聞きました。

なぜ私がそういうことを申し上げるかということ、防災等を含みながら、ここ数年、弥富市は大変力を入れて、農業問題、農水路をやられてきた。あわせて裏返しを考えると、いわゆる活性化をしていく農地の活用の問題、転用もある。そういうところにおける指針を、例えばこの地域であれば、県の農地試験センターだとか、あわせて企業の漁業、水産関係の試験センターとあるわけですね。ここは地域の設備として。しかし、そんなことを通しながら、弥富市が活性化をしていくための農業基盤づくり、どうなのかと。先ほど大原議員にTPPのところでは570円という話があったね、10キロ。ちょっとその570円って何なんだ、説明を一遍聞いておこう。答えられる。大原さんに説明した中身だよ、10キロの。

議長（佐藤高清君） 半田農政課長。

農政課長（半田安利君） ちょっと資料がありませんので、また後日、回答させていただきます。

議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

17番（伊藤正信君） なぜ私も聞いたかということ、そういう金額で事が進んだり、物事を受けとめていくと、農業問題施策としてきちっとした整備の議論ができていかなので少し聞いたんで、後でということなら後で結構ですが、本当に農業基盤整備のあり方、残念だけど、農業問題で、例えば80歳過ぎの人たちが農地を耕すこともできないよと。しかし一方では放置をしていくよと、そんなような状況などを通して、地域のあり方、農業のあり方が今問われている。集約農業も一つだ。だから、格差ができちゃってある。これは私どもの目だけなのかどうなのか。例えば行政としてどう判断されるのか、農業問題の中で、例えば集約農業を受けたところの補償金とか、いろんな関係等、そして地主さんとの関係、まだこの質問の中にも出しておきましたが、今回の小作地主の関係はどんな形で進められますか。

議長（佐藤高清君） 半田農政課長。

農政課長（半田安利君） 小作の解約ということでお聞きしておるんですが、農地法第18条により、農業委員会に届けられた小作の解約面積と件数でございます。平成21年度につきましては12件で1万1,961平米、平成22年度が19件で1万9,515平米、23年度が2,445平米で6件、合計で37件、3万3,921平米でございます。

17番（伊藤正信君） 小作料は。

農政課長（半田安利君） 小作料といいますか、今小作料という言い方はしてございません。賃借料ということで、この賃借料につきましては、農用地利用集積円滑化事業によりまして、賃貸借調整会議において、JAだとか市、受託者代表、それから生産者代表によって設定されておりますが、23年度につきましては、鍋田地区で10アール当たり9,000円、それからその他の地区につきましては10アール当たり6,000円、24年度につきましては、鍋田地区におきましては1万2,100円、その他地区においては1万円ということ聞いております。

なお、鍋田地区におきましては、前年度の仮渡金額が本年度の賃借料ということでございまして、その他地区におきましては、前年度の作柄によって見直しされ、毎年支部長会が決定されているということで聞いております。以上です。

議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

17番（伊藤正信君） 時間が来ましたが、昨年見直しをするというお話でしたから、ここは聞きました。

それで、転用が余りにもそういう状況というのは多い。やっぱりそれぞれの農業維持をしていくのはどうあるべきかという議論を1つはしてある。

もう1つ、市長に、例えば私も役をもらっていた農業推進団体と充て職だった議長、この部分と農業委員会の委員長という任命権の問題、一つの審議をしていくときにおいて、できれば審議過程の長というのは、私は改めていく方向性のほうがいいのではないかとすることをまず思います。この分だけ答えてください。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 伊藤正信議員の御意見として承っておきます。

17番（伊藤正信君） 時間が来ましたので、幾つかの課題を提起していますけれども、これも次の機会にさせていただきます。

簡単に申します。市長さんは、やはり市民の代表でありますので、それぞれの立場を通して、私ども、市民に信頼されているこの気持ちを十分酌んでいただきまして、それぞれ今後の行政運営に当たっていただきますことを要望し、最後に終わります。以上。

議長（佐藤高清君） ここで暫時休憩します。再開を1時50分とします。

~~~~~

午後 1 時45分 休憩

午後 1 時52分 再開

~~~~~

議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に山口敏子議員、お願いします。

1 2 番（山口敏子君） 12番 山口敏子でございます。

通告に従いまして、2点質問させていただきます。

特定健診の受診率を高め、市民の健康保持、生活習慣の改善について質問させていただきます。

昨年の12月議会にも特定健診の質問をさせていただきました。前回は、慢性腎臓病、それから透析にならないためには、クレアチニンの検査が大切だということを質問いたしました。今回は、特定健診をより多くの方に受けていただくためには何をすべきか。ことしの健康フェスタ2012は、10月28日日曜日に十四山スポーツセンターで開催されました。雨にもかかわらず、多くの市民の皆さんが参加されました。会場内には、健康に関するコーナーは行列ができるところもありました。それだけ健康に対して関心が多いと、そのあらわれだと思いました。今年度は、国保の加入者の中で特定健診の対象の方は何名ほど見えるのでしょうか、お願いいたします。

議長（佐藤高清君） 平野保険年金課長。

保険年金課長（平野宗治君） 山口議員の御質問にお答えいたします。

国民健康保険被保険者は1万1,811名見えます。そのうち年齢が40歳から74歳以下の方が特定健康診査の対象者で、8,137名がお見えになります。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 山口議員。

1 2 番（山口敏子君） ありがとうございます。

これだけの方が見えるということですね。23年度に送られてきました特定健診のリーフレット、こういうのがございますね、いろいろ。この記事の中に、21年度の県内の国保の関係で特定健診を受けられたのは3人に1人です。40代、50代の男性は5人に1人しか受けていませんとありました。この健康フェスタの会場に、もし特定健診の大切さ、もっとPRするコーナーがあれば、受診される方が増加するのではと思います。

でも残念なことに、現在この特定健診の案内の封筒は5月中旬に発送されます。6月1日から9月30日までの4カ月間、それが受診期間になっております。残念ながら健康フェスタのときには、10月で既に終了しております。この受診期間の4カ月をせめて6カ月間、11月末までに延ばすことはできないでしょうか、お願いいたします。

議長（佐藤高清君） 平野保険年金課長。

保険年金課長（平野宗治君） 議員の質問にお答えいたします。

議員の御指摘の6月から9月までの健診は、海部津島医師会指定医療機関での健診期間でございます。この健診期間につきましては、海部地区、津島地区の医師会との調整が必要になりますので、医師会のほうへ要望を伝えさせていただきます。ほかにでございますが、海南病院での健診は5月から11月末まで、集団方式による健診につきましては、7月から翌年2月までの間で期間を設けさせていただいております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 山口議員。

12番（山口敏子君） ありがとうございます。

やはり海南病院だけだとか、そうじゃなくて、特定健診で健診を受けられる方は、近くの家庭医、要するに自分が受診されているところとか、近くのお医者さんで受けたいという方もあると思いますので、これからも御配慮をお願いいたしたいと思います。

それから次にまいります。

他市には、結局、1年を通してやられているというところもございます。健康フェスタでPR、それは受診率を上げますし、そうすれば、病気も早期発見、医療費も抑えられるということになります。特定健診には、メタボ状態の結果が知らされます。数値が高い、保健指導を受けられます。先ほど申しましたように、特に40代、50代の男性は、3人に1人が指導を受ける対象になっております。その中で、実際指導を受けられた方はわずか12%ということで、昨年のリーフレットには書かれております。この結果をととても残念な数字だと思います。

次に、特定健診の内容の充実として、がん検診の追加をと思いました。特定健診は、現在、問診票、問診票の中には身体測定とか体重測定がございます。それから血液検査、血圧検査、それから尿検査、それに心電図とかいろいろ入っております。ここに、国民病の一つであるがん検診も入れてはどうでしょうかと思ひまして、質問させていただきます。

現在、市の保健センターで行われています検診以外についてですが、保健センターでは、バリウムによるエックス線検査が行われております。近年、血液検査で胃がんの検査ができております。それがペプシノゲン法という方法でございます。これは、血液を少し余分にとるだけで時間もかかりませんし、それに一番のメリットは、エックス線を使わないことです。体に負担がございます、やはりエックス線は。幾らレントゲンが少ないからといっても、受けないほうがいいに違いありません。中には、バリウムを飲むということで抵抗されて、検査をちゅうちょされる方もあると思います。この特定健診のときに一緒に少し血液をとるだけで胃がんの検査を受けられるペプシノゲン法というのを市のほうのがん検診でも取り入れられたら、もっと検査を受けられる方が多くなり、先には早期発見につながると思います。このペプシノゲン法を市の胃がん検診のほうに取り入れられたらどうでしょうかと思います。

議長（佐藤高君） 服部健康推進課長。

民生部次長兼健康推進課長（服部 誠君） お答えさせていただきます。

まず最初、がん検査を入れてはという質問に対しまして、特定健康診査の検査項目は、問診、身長、体重、BMI、腹囲、身体診察、血圧、尿検査、心電図、血液検査、該当者のみ眼底検査としております。特定健康診査時にごん検診を同時に行つてはということご、ごん検診は、年齢、性別等により受診できる検診が異なるために、健康診査受診券の送付時にごん検診の案内チラシを同封させていただいております。また、ペプシノゲン法ということで、胃がん検診にそのペプシノゲン法検査を取り入れてはという御質問でございますけれども、この検査方法は、血液検査により胃の粘膜の萎縮の程度を判定する方法であり、慢性萎縮性胃炎を的確に診断することができるということごでございます。この慢性萎縮性胃炎と胃がんの発生との密接な関係はありますが、胃がんの死亡率減少効果の有無を判断する証拠が不十分と、また集団健診での実施は不向きとされております。また、人間ドック等については、死亡率、検証効果が不明であることを適切に説明しなければなりません。以前、弥富市のほうでも海南病院のほうで胃の検診ということご実施いたしておりますし、今海南病院のほうでも胃の検診ということごペプシノゲン法ということごやっておりますが、がん検診ということになりますと、精密検査に該当される方、今の慢性萎縮性胃炎という判断をされる方が結構いますので、そこら辺、胃がんということが適切に判断はできないということごでございます。

また、国のがん検診の実施のための指針においても、胃部エックス線検査、バリウム検査でございますけれども、これについて指針で示されております。このようなことから、死亡率減少効果を示す証拠があるバリウム検査による検診が最適であると考えております。以上でございます。

議長（佐藤高君） 山口議員。

12番（山口敏子君） ありがとうございます。

それから、それは個人的に私は楽なほうがいいかなと思ひまして、そのペプシノゲン法を使つておりますけれども、もしこれで見つければ、ダイレクトに胃カメラだということはお聞きしております。体の負担とか、本当に時間のロスがありませんので、これもいい方法かなと思ひまして、御提案させていただきました。

次に、最初に検査の結果の送付を慎重にお願いしたいということご御提案させていただきました。

先日、福祉センターでお会ひした方より、検査の結果がなかなか来なかつたと。その間、毎日毎日心配で、郵便局にも問い合わせたりしましたけれども、結局、現実に郵便物としては来なかつたということごを言つてみえまして、どういふふうになつたかはわかりませんけれ

ども、最終的には受診した医療機関で直接確認して結果を知りましたということでした。大切な個人情報ですから、慎重にお願いしたい。これは要望といたします。どういう状況だったかわかりませんが、その方は余り詳しくは言われませんでしたけれども、いろいろな個人情報に関しては慎重に取り扱っていただきたいなと思います。それは医療機関にも言えることだと思います。

議長（佐藤高君） 服部健康推進課長。

民生部次長兼健康推進課長（服部 誠君） 今のがん検査の結果送付ということでの御質問でございますが、がん検診の検査結果につきまして、がん検診の種類、または受診した医療機関により、結果通知の送付元なり、また機関のほうが異なっております。受診案内等で結果通知期間が記載してあります。その中で説明はさせていただきますけれども、漏れがないように申し込みや検査時にも説明をさせていただきます、結果を心配されないようにということでやらさせていただきます。乳がんの検診の結果につきましては、検査後1カ月ほどの結果送付ということになります。今後は議員の御指摘のことが起こらないように医療機関等指導してまいりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

議長（佐藤高君） 山口議員。

12番（山口敏子君） ありがとうございます。

先ほどいい結果を、これから慎重にするということでした。

それから、検査結果と一緒に、このようなチェックシート、こういうものなんですけれども、これを同封されたらどうでしょうかと思ひまして、御案内させていただきます。これは健康雑誌に掲載されておりましたもので、健康結果チャートというものでございます。ここに自分の送られてきた数値をここの中に自分で記入しますと、御自分自身の健康がどういふふうになっているかと思ひまして、これからはこんなようなものも一緒に入れますと、御自身がどのような病気になりやすいかとか、今はどういう状況かということがわかりますので、御提案させていただきます。これは、健康雑誌に載ってましたものですから、コピーしても大丈夫なものだと思います。何ら支障がないものだと思いますので、こういうものもありますので、ちょっと御提案させていただきます。

特定健診により健康な生活を取り戻せる絶好なチャンスです。面倒だ、自分には必要ないと思わず、市全体で健康寿命を延ばすためにも、市民の皆さんに特定健診は重要だということもこれからはPRしていただきたいと思ひます。お願いいたします。

議長（佐藤高君） 平野保険年金課長。

保険年金課長（平野宗治君） 特定健康診査は、議員が申されますように、健康寿命の延伸、医療費の適正化等への重要な鍵でございます。総合的な生活習慣病対策と考えております。国の指針におきましても、受診率が60%に設定されています。現在でございますけれども、

平成25年から29年度までの特定健康診査・特定健康保健指導実施計画を作成しております。その中で1人でも多くの方に受診していただくため、策定委員からの御意見、またパブリックコメントを行い、受診率向上につなげる計画を策定し、実践してまいります。よろしくお願いいたします。

議長（佐藤高清君） 山口議員。

12番（山口敏子君） 先ほど健康フェスタのほうに特定健診を受けたらどうかというブースを設けたらどうかということで、そういうPR活動はどうでしょうか。健康フェスタのところにブースを設けたらどうでしょうかということもちょっとお願いできませんでしょうか。

議長（佐藤高清君） 服部健康推進課長。

民生部次長兼健康推進課長（服部 誠君） 健康フェスタでのブースということで、来年度以降で、ブースの制約等もありますので、その中で今後検討していきたいと思っております。以上です。

議長（佐藤高清君） 山口議員。

12番（山口敏子君） ありがとうございます。

来年度の健康フェスタには、特定健診をみんなで受けようと、そういうブースができることを期待しております。

次に、弥富の特産、名物の新製品の商品化、それに援助、協力をしたらどうかということで質問させていただきます。

現在、弥富の名産といえば金魚と言われております。これは生き物のため、なかなかお土産というわけには無理なものでございます。弥富では農産物、特にトマトとかイチジク、もちろんお米もございますが、市民の皆さんの手土産として活用されているのは、お菓子などがあると思います。現在販売されている金魚をモチーフとしたお菓子は、日もちがするものがなかなかございません。何かほかに日もちのするものはないかなとよく聞かれます。

市のキャラクターの「きんちゃん」、この地方では西尾張地方、特に稲沢の「いなッピー」に次いで、弥富の「きんちゃん」は2番目、大関にランクされていたと新聞で報道されて、何か自分は弥富の市民としてうれしいなと思った次第でございます。

この「きんちゃん」を使った商品で、現在市の商工観光課で販売されている縫いぐるみ、携帯ストラップ、バッジの3点がございます。

先月、社教センターで行われました講座の一つで、それに参加させていただきました。最終日の講座で、講師の先生から参加者30人ほどおりました全員に配られたのが、ちょっと見えませんが、稲沢の「いなッピー」が入ったあめなんです。このあめを1つずつ配られました。大事に食べられませんでした、これは。

実は、この「いなッピー」のあめは、講師の先生が携わられました稲沢にあります女子短

大がイベントのために、このあめを女子大生が企画してつくられたそうです。それに稲沢市のほうは、このあめに対して、何かのイベントのときも、稲沢市の市長さんもこれに賛同されて、結構使われているということをお聞きしました。

実は、弥富市でも「きんちゃん」というとてもかわいいキャラクターです。今、お菓子屋さんなんかでも張られておりますので、弥富を何とかアピールしたいなって、「きんちゃん」のシールを張ってお菓子屋さんでもつくられておりますので、あめもできるんじゃないかと、そう思いまして、こういうものはどうでしょうかと思ひまして、ちょっと提案させていただきますけど、御返答はどうでしょうか。

議長（佐藤高君） 服部商工観光課長。

開発部次長兼商工観光課長（服部保巳君） 山口議員の御質問にお答えいたします。

新しいお土産として、「きんちゃん」の顔を入れた商品をつくられてはということでございますが、平成8年10月3日の弥富の日を記念して市のシンボルとなり、市民に広く愛され、市内はもとより、全国へ向けて弥富市をPRするためのコミュニケーションツールとして制作いたしました「きんちゃん」のキャラクターマークを皆様にも有効的な御活用をいただければというふうに思っております。

御提案をいただきました「きんちゃん」を活用した商品につきましては、弥富市観光協会で作成しておりますPR用品に参考とさせていただきます、イベント等で活用してまいりたいというふうに考えております。御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（佐藤高君） 山口議員。

12番（山口敏子君） 我が市も年に何度か、市を挙げたイベントがたくさんあります。4月の桜祭り、春まつり、昨年からはじめた芝桜まつり、秋の健康フェスタ、芸能祭などたくさんあります。まず手始めに、そのイベントで、市民の皆さんに、こういうあめをつくったものをお配りするというのはおかしいんですけれども、本当にただのものには皆さんすぐく行行列をされて、これに「きんちゃん」のあめを入れられたらどうかと思ひまして、それが行く行くは弥富のお土産の一つ、「きんちゃん」のあめがあるんだよということで、それが弥富の新しいお土産の一つになったらいいなあと思ひます。

それから、名古屋とか春日井市では、こういうあめをつくれる業者さんがあるそうです。結構安くつくられる、安いとか高いとか、ちょっとわかりませんが、10円が高いのか安いのか、ちょっとわかりませんが、それぐらいの値段でつくられるようなことをお聞きしました。これからは弥富市の観光、新しい商品をつくって、弥富市の商店の活性化になったりするといいなあと思ひまして質問させていただきました。御返答はよろしくごさいますので、つくっていただけそうな雰囲気がありましたので、これを来年の春には、桜祭りとか、芝桜まつりにはこのあめがたくさん皆さんに配られて、おお、あめができたかとい

うことになることを期待しまして。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 何か尻切れトンぼになるといけませんので出てまいりましたけれども、私どもはいろんな形の中で、市長会という形の中で他の市町へお邪魔するわけでございます。必ずゆるキャラというキャラクターと同時に、その地域の特産物が展示されて、またお土産等でもいただくわけでございます。そういった形の中で、我が弥富市もいろいろと商工会の皆様において作成をしていただいているものもたくさんあるわけでございますけれども、もう少し私たちが考案をして、先ほどキャンディーというか、そういうものもございましたけれども、いろんな形のものを考案して、広く市をPRするということは大変重要なことだろうというふうに思っておりますので、また商工観光課、あるいは商工会の皆様といろいろと協議を重ねていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。キャンディーにつきましては、前向きに検討させていただきます。

議長（佐藤高清君） 山口議員。

12番（山口敏子君） すばらしい御返答をいただきまして、ありがとうございます。来年は、皆さん、このあめをもらうためにたくさんの行列ができることを期待いたしまして、今後とも商店、だんだんと活性化がなくなって、じり貧になっている商店が、またこれで復活するようなことで、商工課とか、皆さんと新しい商品の企画を援助していただくことをお願いしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（佐藤高清君） 次に横井昌明議員、お願いします。

9番（横井昌明君） 9番 横井昌明でございます。

私は、大きく分けて3点の質問をいたしたいと思います。

まず1点目は、弥富市の財政について質問させていただきます。

先月、国会の解散直前に特例公債法案が国会で審議、可決されました。そこで私は、国会の財政状況の中身を調べてみました。平成24年の一般会計の歳入は、税収等で約42億3,400億円、公債費収入は44兆2,400億円、その他が3兆7,400億円であります。また支出につきましては、社会保障費が26兆3,900億円、国債費が21兆9,400億円、地方交付税が16兆5,900億円、文教及び科学振興費が5兆4,000億円、防衛費が4兆7,100億円、公共事業費が4兆5,700億円、その他で10兆円ほどであります。まさに国は借金の返済、国債費に支出の4分の1に当たる約22兆円を使い、田舎への仕送り、これは地方交付税でございますけれども、16.5兆円必要であり、不足分約44兆円を新たに借金をすることになります。年々借金がふえ続け、残高はことしの9月末現在で983兆円になっております。その長期金利が、例えば1%上昇すれば、国債費の利払いが9.8兆円ほどふえる試算になります。これは大変な事態でございます。

さて、弥富市23年の決算でございますけれども、一般会計、特別会計合計で226億4,400万円でありました。一般会計は145億8,500万円で、歳入は市税が75億2,700万円等で、自主財源率は63.5%でありました。弥富市の借入金は、普通債、これは学校とか、そういうものがございますけれども、これが52億5,900万円、臨時財政対策債、これは要するに小泉内閣のときに出てきました地方交付税を交付するかわりに地方債を借りさせるという方法で、これが65億9,200万円、特別会計で53億6,300万円ということで、計172億1,500万円でございます。特別会計につきましては、下水等の事業でございます。22年度より14億8,400万円ふえました。これは、臨時対策債にしても、交付税で償還だけ見てくれると言いながらも、基準財政需要額の1項目につけ加えて交付税を計算する方法で、現在の弥富市の現状では余り見込めません。23年度の決算で、要するに公債費として元金が8億3,900万円、利息が16億6,000万円ということで、計10億500万円ほどの支出で、支出額全体の7.2%でありました。

現在の弥富市の財政状況は、財政の健全化の目安である実質公債費比率が7.0%であり、現在のところは健全財政であると言えます。今後の財政は、社会資本の整備等での下水道事業や合併事業推進債を使つての弥富市庁舎建設事業があり、大型事業により財政を圧迫するようになります。基金につきましては、これは一般家庭の貯金でございますけれども、それにしても、財政調整基金が21億5,000万円、公共整備基金が6億3,000万円ということで、大変将来的に不安があります。弥富市総合計画にもいろいろ構想が検討されていると思いますが、今後の弥富市の中・長期的な財政見通しについて、大型事業を入れた財政実施計画はなされているかどうか、お尋ねします。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 横井議員に御答弁申し上げます。

ちょうど昨年12月の議会、もしくは9月の議会だと思います。三宮議員から弥富市の財政について大変心配をしているというような状況の中で、財政課ということに対して強烈な、職員も含めてフォローアップすべきだというようなお話を伺ったことがございます。そういう状況を受けまして、私どもといたしましては、中・長期な財政計画ということが必要だろうということで、愛知県の職員をこの4月から受け入れさせていただいたわけでございます。請井次長と申し上げます。今回、その請井次長を中心といたしまして、財政課長ともども財政課が5カ年の中期計画を策定させていただいたわけでございます。きのうの三宮議員の答弁にもお話をさせていただきました。そして、このことにつきましては、今後、総務委員会であるとか、あるいは全員協議会の場で議会の皆様にも御案内申し上げていきたいというふうに思っております。

今、横井議員からも、くしくも同じような形での質問をいただいているわけでございますが、これは平成24年から29年という形の中での中期財政計画、これは過去5年間を一つの柱

にして、その指標のもとに組み立てていったものでございます。そして、日本経済は大変厳しい、あるいは日本経済そのものがどのような形でこれから進捗していくんだらうというようなことも含めて、そういう見方も含めて財政計画を立てたわけでございます。

まず、歳入におきましては、基幹税である市民税、あるいは法人税、固定資産税というのが平成23年度が一つの大きなピークであろうと。先ほど横井議員も75億という形の中での市税収入というふうにおっしゃいまして、そのとおりでございまして、今後平成24年、25年以降につきましては、その数字に対してマイナス2億、ないしは3億というような状況で推移をしていこうということ、市税としては大きく減収が続くというふうに思っているところでございます。また、国、あるいは県の補助制度につきましても、現在の状態からいえば大きな変更はないというふうに思っておるところでございます。

私ども我がまち弥富市も、平成23年度の過去3年間という形で、21年、22年、23年度の財政力指数は1.03という形で、いわゆる不交付団体でございました。しかし、本年度から来年度以降につきましては、交付団体になるということがあるわけでございます。これは、過去3年間の歳入・歳出という形の中での数字合わせでございますけれども、これから25年以降、いわゆる大型プロジェクトを中心とする歳出計画がたくさんあるわけでございます。そういう状態から交付団体になるということを申し上げるわけでございますが、税収が減った場合におきましては、現在の制度におきましては、普通交付税、あるいは臨時財政対策債という形の中での発行額がふえるわけでございます。また、税収がふえたらこの逆でございまして、普通交付税、あるいは臨時財政対策債というのが減ってくるわけでございます。そういう形の中で、税収そのものに対して、これは増、あるいは減ということに対しては、国の施策の中での制度の中での補填があるわけでございます。わかりやすい話をいたしますと、1億税がふえれば、75%の普通交付税が給付されるわけでございます。そういう状況の中で、税収そのものについては大きく変わらないわけですが、問題は、いかに歳出を抑えていくかということが非常に大事なわけでございます。そうした形の中で、さまざまなことについてこれからやっていかなきゃいかんということで歳出の話をしていただくわけでございますけれども、その前に地方交付税という項目がございまして、これは平成18年、私どもは弥富町と旧十四山村という形の中で、合併算定がえの特例があるわけでございます。これは平成28年度を目途にして今現在もいただいているわけでございますが、この合併の恩恵を今は受けているということでございます。そして、平成28年度からは、年度ごとに減少してまいりまして、平成33年にはゼロになるというところでございます。この額は、何と6億6,000万という形の中での臨時財政対策債を含めたところでの交付金という形になっておるわけでございます。

このような形で大幅な減収が今後は見込まれるという形の中で、さらに我々といたしまし

ては、行財政改革を進めていかなきゃならないというのが今回の中期財政計画の大きなポイントでございます。そして、歳出計画につきましては、昨日も申し上げましたように、大型プロジェクトである新庁舎建設事業、あるいは白鳥保育所の事業、あるいは佐古木駅前の整備計画、あるいは公共下水道事業等々、幅広く、そして多くの大型の事業をやっていかなきゃならないというふうに思っております。

いずれにいたしましても、このような投資的な経費にいたしましては、市債というものを発行してやらざるを得ないという状況でございます。そして、今、横井議員が御指摘のように、元金の償還金、そういったことに充てられる公債費、これも当然市債を発行する上においてはふえてくるわけでございます。そうした形の中で、今現在7.0、7.5の数字でございますけれども、よく言われるのは、財政が硬直化している、あるいは財政の健全化が図られていないというのが公債費の比率として15%というふうに言われております。そういう状況の形に絶対陥ってはならないというのが私自身の考えでもありますし、弥富市を預かる者といましてやっていかなきゃならないというふうに思っております。

一方、扶助費が、昨日も話をしましたように、年率でこれから2%前後は伸びていくだろうと。医療、介護、福祉、あるいは子育て支援という状況の中で、やはり扶助費が義務的な経費がふえていく。少子・高齢化時代がますます到来してくるわけでございます。また、大型プロジェクトにつきましても、先ほど申しましたとおりでございますので、これらはいずれも不可欠な事業だろうというふうにも思っております。

このような歳入・歳出の状況からして、平成25年から28年、そして29年から後半の5年間の34年、そういった形の中には、財源不足が生じてくるということが我々の今現在のシミュレーションでございます。そういう状況の中において、来年度は2億5,000万ぐらいの財源不足になるということでございますので、行財政改革は必要であるということをご改めて申し上げておきます。以上でございます。

議長（佐藤高次郎君） 横井議員。

9番（横井昌明君） 次の質問の答えも市長さんからいただいたので、それは省略させていただきます。健全財政を維持するにつきましては、これは当たり前のことかわかりませんが、歳入・歳出の関係であります。歳入を増加させるか、歳出を抑制する方法しかございません。ですので、歳入の財源確保云々というのは、今、市長さんから答えがございましたので、省略させていただきます。

次に歳出面でございます。これにつきましては、各種事業がございます。今やっておる事業及び施設管理、補助金等がございますけれども、いろいろな見直しということが出てくると思います。歳出面の見直しは、行財政改革を伴うと思われま。行政の健全化には行財政改革が必ずセットであります。今までどのような行財政改革を行い、今後どのような行財政

改革を推進され健全財政を保たれるか、お伺いしたいと思います。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 過去における行財政改革につきましては、所管の財政課長のほうから御答弁申し上げ、そして今後どのような形で行財政改革を進めていくかということにつきましては、後ほど私のほうから答弁をさせていただきます。

議長（佐藤高清君） 佐藤財政課長。

総務部次長兼財政課長（佐藤勝義君） それでは、合併後実施した行財政改革についてお答えいたします。

まず歳入面につきましては、未利用地の売却、また飲料用自動販売機設置事業者の入札等におきまして1億245万5,000円の歳入確保をいたしました。また、パナー広告等の有料広告事業におきまして198万9,000円、収入金対策の充実促進6,589万円などによりまして、歳入におきまして、小計2億3,249万8,000円の歳入を確保したということでございます。

次に歳出面におきましては、委託事業の見直しによりまして5,466万6,000円、予算枠配分方式の導入におきまして4億7,500万円、行政視察の検討におきまして378万円、物品調達の効率化186万、民間委託等の推進におきまして8,270万、給与体系の見直しにおきまして1億3,018万円、定員管理の適正化におきまして5億2,390万円、消防団分団の統廃合におきまして1,049万円などで、小計13億5,775万円の歳出の削減を行いまして、歳入・歳出の効果額の累計は、平成18年度から平成23年度までの6年間で15億9,024万円となっております。今まで実施いたしました行財政改革につきましては、以上のとおりでございます。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 今後の行財政改革の一端につきまして、私のほうから御答弁申し上げていきたいと思っております。

先ほど大型プロジェクトがめじろ押しであるという形の中で、財政調整基金を取り崩してやざるを得ないという状況もあるわけでございます。横井議員、先ほど申し上げられましたように、21億の財政調整基金があるわけでございますが、私は今のシミュレーションにおきますと、新庁舎が建設された以降につきましては、10億強の財政調整基金が減額になってしまうということを考えておるところでございます。

そういう状況の中で大変厳しい状況でございます。いろんな災害環境等も考えていかなきゃならないという状況の中で、これ以上、財政調整基金を減らすわけにはまいらないというふうにも思っておるところでございます。

1つにつきましては、身を切る改革を進めていかなきゃならないということの中で、昨日も申し上げましたが、全職員に対して給与の削減をお願いをしていきたいというふうに思っております。これは、組合とも協議を重ね、来年の3月に条例として提案をさせていただきます。

たいというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。めどといたしましては、その削減の率は3%から5%以内というふうにさせていただき、そして特例期間として3年を考えさせていただいておるところでございます。

もう1つは、保育料につきましては16年間改正せずにやってまいりました。いわゆる「子育てするなら弥富」というような一つのキャッチフレーズの中で、子育て支援という形の中でさせていただいたわけですが、平成25年8月を目途に新しい子供の子育てシステムというものができ上がってまいります。新たな社会保障と税の一体改革の中での新しい項目でございます。この辺に注視をしながら、私どもといたしましては、保育料について考えざるを得ないというような状況でございます。考え方としては、愛知県の平均値という形までお願いできないかということをおもっているところでございます。

3つ目は、きのうもお話ございましたように、コミュニティバスの見直しということでございます。現在、その運用といたしまして1億のお金が必要となっております。いわゆる費用対効果ということに対して、我々はこの問題に対して避けて通れないという状況に来ておりますので、この点につきましても議員各位の御意見もいただきながら、市民の皆様の御意見もいただきながら改正をしていくというふうに思っております。

そして、社会保障と税の一体改革ということがあるわけですが、今は国民健康保険の特別会計の中に法定外の繰り入れをさせていただいております。これは、現在2億円という形の中で、国保運営がスムーズにいくようにという形でございます。もちろんそれぞれの市民の皆様に健康管理をしていただくということが大前提ではございますけれども、要るものは要る、それはよくわかります。しかしながら、医療財政の問題につきましても、我々としては大変大きな問題としてあるわけでございます。いま一度、この特別会計への法定外の繰り入れについて検討をさせていただきたいというふうに思っております。また、さまざまな補助金、あるいは補助経費というものについて、その補助率というような形についても見直さざるを得ないだろうというふうに思っているところでございます。

こういったことが将来にかけての行財政改革の大きな骨子でございます。議会の皆様の御理解と市民の皆様の御理解をお願いするように努力してまいりますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

議長（佐藤高君） 横井議員。

9番（横井昌明君） ありがとうございます。

行財政改革実施により、中・長期的な財源不足は解消されると思いますが、今後の市債発行により実施する庁舎建設事業は、合併推進債を事業費の9割算入でございます。公共事業等の大規模事業の市債の償還につきまして、先ほど市長が少し述べられたんですけれども、

償還は可能なのでしょうか。可能なことにして、さらなる行財政改革をやっていただかなきゃいけないと思いますけれども、再度答弁をお願いします。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 先ほども財政の中期計画の中で財源不足というような状況につきましても少しお話をさせていただきました。平成25年度から29年度に関しましては、今のシミュレーションの中では2億5,000万から3億5,000万ぐらいの財政不足が生じてくるだろうというふうに思っているところでございます。

さらに、市庁舎建設計画が全て完了した場合におきましては、その財源不足はさらに大きくなるだろうというふうに思っております。そういう状況の中では、しっかりとしたさらに行財政改革を進めていかなきゃならないというのをあえて言わざるを得ないというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

議長（佐藤高清君） 横井議員。

9番（横井昌明君） どうもありがとうございました。

今の市長さんのお話を聞きまして、私は大阪府のある市、これは関西空港の財源を当てにして大型建設事業を行い、現在財源不足に陥っている市を思い浮かべたのでございます。これにつきましては、財政力指数につきましても0.981ということで、財政規模につきましても、この市につきましても195億8,000万ほどで、収入が188億でございます。なぜ陥ったかということ、関空の税収を当てにして、箱物と称するものを1,800億ほど公共投資を行われたということで、現在償還に非常に苦しんでみえるということでございます。ここの公債費比率につきましては24.8ということで大変苦しんでみえるということでございます。今後とも健全財政を維持するためにも、さらなる行財政改革の推進を要望させていただきます。

2点目でございます。弥富市の土地利用計画についてお伺いしたいと思います。

弥富市の土地利用計画関連は、弥富市総合計画、弥富市都市計画マスタープラン、弥富市農業振興地域整備計画等がございます。弥富市の土地につきましては、面積が4,818ヘクタール、市街化区域が1,012ヘクタールであります。その内訳は、住居区域が386ヘクタール、商業区域が13ヘクタール、工業区域が613ヘクタールであります。また、市街化調整区域は3,806ヘクタールで、調整区域内の農用地区域が1,707ヘクタール、その他の区域、これは白地区域及び木曾岬干拓でございますけれども、その面積が2,099ヘクタールであります。

まず、市街化区域から質問させていただきたいと思えます。市街化区域の田・畑遊休地がまだたくさん残っているの、新たな市街化区域編入は難しいという説明でありました。では、市街化区域内の農地はどのくらい残っておるのでしょうか、お尋ねしたいと思います。

議長（佐藤高清君） 竹川都市計画課長。

都市計画課長（竹川 彰君） それではお答えします。

市街化区域内の農地、田・畑の面積でございますけど、約65.2ヘクタールとなっております。

議長（佐藤高清君） 横井議員。

9番（横井昌明君） ありがとうございます。

弥富町と十四山村が合併し新たな市になったことにより、市街化区域の農地は5年以内に宅地化する農地と保全する農地、生産緑地でございますけれども、区分することになりました。では、その農地のうち、宅地化する農地と生産緑地の面積はどうでしょうか、お尋ねしたいと思います。

議長（佐藤高清君） 竹川都市計画課長。

都市計画課長（竹川 彰君） お答えします。

市街化区域内の農地のうち、宅地化する農地におきましては61.4ヘクタール、保全する農地、すなわち生産緑地においては3.8ヘクタールとなっています。

議長（佐藤高清君） 横井議員。

9番（横井昌明君） ありがとうございます。

市街化区域の農地で、特に水田、養魚池等は、集中豪雨等が発生した場合、防災用のため池としてなり得ると思います。このような農地が確保できない場合は強制排水が間に合わず、洪水が発生する可能性が高くなると思われれます。過去にも名古屋市の都市部で発生する洪水は、一時貯留場所がないので、集中豪雨が発生した場合、水の行き場所がなく、洪水が発生したケースがあると言われております。

弥富市の例をとれば、市街化区域内の排水路は狭く、集中豪雨時の排水に時間がかかり、どうしても水田等の一時貯留する場所が必要であると思います。今後もある程度の水田の確保は必要であると思われれます。弥富市は、防災上の観点から市街化区域内の田、養魚池の保全をどのように考えておみえになるでしょうか、お尋ねしたいと思います。

議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 防災の担当の立場からお答えさせていただきます。

集中豪雨等が発生した場合に、議員が御指摘のとおり、水田や養魚池はため池の役割を果たし、一時的に水がたまり、内水氾濫を防ぐ効果があると思われれます。しかしながら、市街化区域は市街地を形成するための土地であり、防災の観点のみから水田等の保全をお願いすることは難しいと考えております。

議長（佐藤高清君） 横井議員。

9番（横井昌明君） 今、相矛盾するようなことでございますけれども、しかしながら、保全ということは考えなくてはならないと思います。ぜひとも何らかの措置をお願いしたいと思う次第でございます。

では次に、市街化調整区域の土地利用に移らせていただきたいと思います。

この間もある農家から、市街化調整区域内の土地の売買のお話を聞きました。農地の売買を考えると、農地法の3条、これは農地から農地でございますけれども、農地売買は非常に単価が安いということでございます。同じ農地でも4条、5条、要するに転用して賃貸借売買が行われたほうが付加価値がつき、大変有利であるということを考えています。

では、市街化調整区域の市街化編入が大変難しい現状ですが、市街化調整区域の大規模な開発及び開発条件についてお伺いしたいと思います。

議長（佐藤高次君） 竹川都市計画課長。

都市計画課長（竹川 彰君） それではお答えします。

市街化調整区域の大規模開発行為等の条件ですが、平成18年に都市計画法が改正されました。それによりまして、開発許可制度が大きく見直されております。この開発許可制度の見直しによりまして、市街化調整区域における相当程度の開発行為 原則としましては1ヘクタール以上ですけれども に対する開発許可等は地区計画に定められた内容に適合する場合に許可できる基準によることとなり、愛知県において市街化調整区域内地区計画ガイドラインを制定しておりまして、それに基づき進めることとなります。以上でございます。

議長（佐藤高次君） 横井議員。

9番（横井昌明君） もっと詳しいのは後で聞かせてください。よろしくお伺いしたいと思います。

次に行きます。

昨年、市街化調整区域の開発規制を緩和することを可能にする県条例が施行されました。その条件は、市街化区域に隣接している、50戸以上の建物が密集する、その次は下水道処理区、これは市街化区域の隣に隣接している弥富地区については、大抵これでひっかかってだめになります。4番目に、農用地区域でない白地区域、これは佐古木駅に隣接している十四山区域がだめになると思います。ほとんどが農用地区域ですので、白地区域でなければだめということでございます。そのような開発規制を緩和するどころか、大変ハードルが高く、このような条件を満たすような地域は弥富市にあったのでしょうか、お伺いします。

議長（佐藤高次君） 竹川都市計画課長。

都市計画課長（竹川 彰君） お答えします。

都市計画法に基づきまして、開発行為等の許可の基準に関する条例が愛知県において昨年の10月より施行されております。

市としましては、この基本的な条件となります。今議員おっしゃられましたように、農振農用地区域でない区域、また汚水処理区域となる下水道処理区域、農業集落排水区域、コミプラ区域等のある区域、道路要件としましては、6メートル以上道路を含む区域というよう

な3要件を満たす区域について、抽出作業をまず進めました。その結果、数カ所が今の3要件を満たす区域となったわけなんですけれども、さらに検討する事項としましては、公共施設の整備水準ということで、特に道路ですけれども、補助的な道路については4メートル以上を基本とするということで、新たに道路整備をする区域は行わない。また、下水道処理区域におきましては能力がありますので、その能力を超えるような区域については組まない。それと、議員もおっしゃられましたように、建物の集積度ということで50戸以上の建物が敷地面積50メートル以上で連擔している区域と。あと、指定区域内ごとに建築物の敷地の面積が40%以上を超える区域ということでさらに検討を加えました結果、弥富市の中ではそういった区域は該当するところはないということでした。

参考としまして、愛知県下ではどうかということで調べてみましたところ、平成24年11月30日現在なんですけれども、愛知県内では、平成24年4月に新城市で0.7ヘクタールということで、この1カ所のみが住宅地の開発における指定区域ということでされている状況でございます。以上でございます。

議長（佐藤高君） 横井議員。

9番（横井昌明君） どうもありがとうございました。

やっぱりこれだけの開発規制緩和のハードルが高いと余りないと私は思いました。案の定愛知県で1カ所だということでありますので、これは規制緩和じゃないと僕は思います。

私も農業を行っております。私は青色申告を行って収支を計算し、申告を行っております。水田10アール当たりの収支は、年によって多少違いますが、毎年自分の人件費を除いたものでも1万から2万円の赤字になります。それを農業外収入で補っております。市街化調整区域での開発規制が緩和されれば、農家も大変生活が裕福になると思いますので、ぜひとも県・国に開発規制が緩和されるよう働きかけていただきたいと思います。

続きまして、3点目でございます。3点目は、中学校の武道についてでございます。

平成24年から中学校で武道が必修化されました。武道とは、柔道、剣道、相撲、空手道、なぎなた等であり、中学校の1・2年生を対象に体育の授業で8から10時間学ぶべきものです。武道の授業は、これらの中から学校側が選択するものであります。

では、市内の3中学校は何の武道を取り入れているのでしょうか、教育長にお尋ねしたいと思います。

議長（佐藤高君） 下里教育長。

教育長（下里博昭君） お答えをいたします。

市内3中学校の武道につきましては、今年度、弥富中学校は、男女ともに相撲、弥富北中学校につきましては、男女ともに柔道、十四山中学校につきましては、男子は柔道、女子は合気道を選択しております。以上です。

議長（佐藤高清君） 横井議員。

9番（横井昌明君） 弥富では、平成6年に愛知県で第49回の国民体育大会（わかしゃち国体）が開催され、なぎなた競技が弥富町で開催されました。

そこで、平成元年より、先ほども佐藤議員のほうから話がありましたように、弥富の小・中学校内になぎなた部をつくり、本格的な競技としてのなぎなたが始まりました。その指導者として、弥富町になぎなた指導員2名が採用され、その指導に当たりました。また、弥富町で開催されたなぎなたは、なぎなたの監督、選手の宿舍がなく、弥富町民挙げ、民泊が行われました。これらの町民の皆様、弥富町、弥富町教育委員会等の努力の力があって、愛知県がなぎなた競技で団体優勝いたしました。成功裏に終わった国体以降も弥富に根づいたなぎなたは、なぎなたのまち弥富として弥富を代表するスポーツに引き継いでいると弥富市民も認識していることだと思います。また、今年も第20回全国中学校なぎなた大会で男女ともに優秀な成績をおさめられたということが弥富広報に記載されておりました。また、市のイベントでも、中学生によるリズムなぎなたが実演されており、市民の感動を呼んでおり、新たな伝統になっております。

参考に、兵庫県の伊丹市でなぎなたを、武道の必修化を受け伝統を引き継ごうと、市内8校のうち、女子が8校、男子が3校で導入された。各校の体育教諭は、なぎなたの専門の市教諭から指導を受け実施していると新聞報道がなされております。

そこで教育長に訪ねたいと思います。このような弥富市のなぎなたの伝承を含めた武道を教育委員会としてどのように考慮されているか、お伺いしたいと思います。

議長（佐藤高清君） 下里教育長。

教育長（下里博昭君） 平成6年のわかしゃち国体以降、弥富市がなぎなた会場となって以来、本市においてなぎなたが盛んとなりました。現在、弥富中学校と弥富北中学校には、部活動としてなぎなた部がございます。参考に、部員は51名です。さらに、弥生、桜、白鳥各小学校でもなぎなたということで部活動を取り入れておりまして、男女ともに69名ございます。

教育委員会としても、今後この伝統的ななぎなたをできる限り続けていければと思っております。現在、なぎなたを武道の選択肢の一つとして、中学校の体育の授業に実施できるかどうか、またなぎなたの用具や指導者の体制のこともございまして、来年度に向けて検討を深めているところでございます。以上です。

議長（佐藤高清君） 横井議員。

9番（横井昌明君） これだけ弥富に根づいたなぎなたを教育委員会として中学校側に説明し、理解をしていただくことを強く要望して、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（佐藤高清君） 次に早川公二議員、お願いします。

6番（早川公二君） 6番 早川公二です。簡潔に、シンプルに、元気よくいきたいと思えます。

十四山地区の公園についてであります。東公園、西公園の現状を把握しておるのでしょうか。子供たちが安心して安全に遊べる状態であるのか、また少人数でも遊びに行けるのか、お願いいたします。

議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

児童課長（渡辺秀樹君） 十四山東公園、西公園につきましてお答えいたします。

十四山東公園、西公園につきましては、児童福祉法上の児童遊園に位置づけられておまして、地域における児童を対象として、児童に健全な遊び場を与え、健康を増進し、または情操を豊かにすることを目的に設置されております。日ごろの管理につきましては、遊具の点検、樹木管理、トイレの清掃を行っております。したがって、安心して遊んでいただけたらと思いますし、少人数でも遊びに来ていただけるものと考えております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 早川議員。

6番（早川公二君） 安心して遊んでいただける、少人数でも遊びに来ていただけるものと考えておるとあるんですが、正直言って私の子供たちも、近所に西公園があるんですが、とてもじゃないけど遊びに行きたくないというわけなんですよ。何でかと聞くと、怖いというイメージがあるんですね。不審者が出るんじゃないとか。私自身も、じゃあ娘たちが、少人数で西公園に行ってきますと言った場合に、正直言ってあそこは行くなと言ってしまいますね。現状で言うと、このように見渡せないですよ、公園が全然。道路から全く見えない状態です。最近も不審者情報が結構入っておりますよね。そういった意味でも、とてもじゃないけど安心して遊べるような状態じゃないんです。これ、東公園もそうなんですけど、本当に何も見えせん状態なんですよ。犯罪とか起きて、全く気づかない状態であるわけなんです。そういった子供たちの公園に対するイメージとか、暗くて怖い、不審者が出そう、余り遊ぶ遊具がない等々、子供たちのリアルな声を聞いたことがあるのかどうか、お聞きします。

議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

児童課長（渡辺秀樹君） 平成21年に次世代育成支援地域行動計画の策定のため、子育て支援ニーズ調査を実施いたしました。その中での御意見では、安心して遊べる公園の整備などの要望もございました。それは保護者の御意見でございまして、直接子供たちの声を聞いたわけではございません。

そこで、来年度実施予定の子供・子育て支援事業策定計画前のニーズ調査の中におきまし

ては、実際に子供さんたちがどのように思っているのか反映されるような調査項目も盛り込みたいと考えております。

議長（佐藤高清君） 早川議員。

6番（早川公二君） さっきも言ったように、防犯の面から考えて、もっともっと明るくて、安心して安全に遊べるような公園にぜひとも変えていただきたいんですが、その辺はどうでしょうか。

議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

児童課長（渡辺秀樹君） 御指摘のように、本市におきましても、不審者の情報が年々増加しております。公園におきましても、防犯の視点から配慮していくことが必要なことと考えております。したがって、今後は外からある程度公園が見渡せる視界の確保という観点で公園内を整備し、安心・安全な公園を目指してまいりたいと考えております。

議長（佐藤高清君） 早川議員。

6番（早川公二君） あと、遊具の老朽化についてでありますけれども、結構、西公園は老朽化しておると思うんですが、滑り台もあるんですが、あの滑り台なんかは改修するよりもかえたほうがいいんじゃないかと。滑り台を取っ払って別の遊具をふやすとか、そこら辺は考えてはいないでしょうか。

議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

児童課長（渡辺秀樹君） 遊具が老朽化しているのではないかと御質問でございます。

現在、遊具につきましては定期点検を行っております。適宜そこで悪いところは修繕をし、管理しておりますが、御指摘のように、老朽化が目立つ遊具もございます。したがって、今後は遊具の更新も考えていきたいと思っております。

議長（佐藤高清君） 早川議員。

6番（早川公二君） 遊具の更新もしていただきたいですし、ぜひとも安心して安全に遊びに行ける公園を目指してやっていただきたいと思います。

それと最後に、市内防災公園というのは何カ所あるんでしょうか。防災施設を備えた公園という意味で。

議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 現在、弥富市におきましては、1カ所は大藤の防災広場ということで、こちらはかさ上げしてあって、高さがあるということで防災的な広場となっております。もう1カ所はひので公園の2カ所でございます。

議長（佐藤高清君） 早川議員。

6番（早川公二君） ひので公園は、こういった防災施設とか、防災に関するものがついておるんでしょうか。

議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） こちらにつきましては、かまどとして使えるベンチでありますとか、マンホール型のトイレといったものがございます。

議長（佐藤高清君） 早川議員。

6番（早川公二君） 今後十四山地区の公園で、そんなような防災設備を備えた公園に変えていっていただくということは考えてはいないのでしょうか。

議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 現在、弥富市内には約30カ所の公園というものがございます。その中には、都市公園、児童公園とございます。この中に、そういった機能を持たせるというのは今後の課題かと思っております。

議長（佐藤高清君） 早川議員。

6番（早川公二君） じゃあ、今後十四山地区のほうでも防災機能を持った公園を早急につくっていただくことを強く訴えます。

最初の質問の、安心して安全に遊べる公園を早急に考えていただくということを強く訴えて、以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（佐藤高清君） ここで暫時休憩といたします。再開につきましては3時13分をお願いします。

~~~~~

午後3時07分 休憩

午後3時13分 再開

~~~~~

議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に川瀬知之議員、お願いします。

2番（川瀬知之君） 2番 川瀬知之。通告どおり質問させていただきます。

弥富市議会基本条例によると、弥富市議会は、時代の潮流に対応した行政基盤の強化、地域特性を生かした安心かつ安全で魅力あるまちづくりの実現を目指し、弥富市長及び議会の二元代表制のもと、ともに市民の信託を受けて活動し、議会は多人数による合議制の機関として、また市長は独任制の機関として、それぞれ異なる特性を生かして、市民の意思を市政に的確に反映させるために競い合い、競合し合いながら弥富市としての最良の意思決定を導く共通の使命が課せられています。これは、皆さんで決められたと思います。

それで、行政の透明性の向上、行政サービスの効率化を図っていくためには、我々は事業承認しかしていないんじゃないかなと思っているんですけど、以外に議会議員にも新たな責任と役割を持たせ、談合なく協調する必要があると思われれます。さらに、パブリックコメン

ト等の住民の意見を真摯に聴取し、その中から専門的知識を有する住民を把握し、行政の問題や課題克服に反映させ、役立たせる機会を拡大していくことが重要であります。

したがって、行政、議会と専門地域を持った住民とが対等のパートナーとして、連携、協働の関係に立つようになり、協働できれば、市政のさまざまな課題や問題を効率よく改善することや、議会の行政チェックの制度の向上につながると思います。

過去の予算化された各事業例に基づいて御質問いたします。過去の事例ですから、説明してもよろしいと思いますので、お願いします。

1. 海南病院事業施設整備事業補助金決定について。 a. 事業目的と総事業費、予算編成期間についてお聞かせください。

議長（佐藤高君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 川瀬議員にお答えを申し上げます。

海南病院、今現在、整備計画が進められておるわけでございますが、その主な目的といたしましては、御承知のように、海部医療圏に対する中核病院でもあります海南病院でございます。そうした形の中で、今救急搬送が非常に多くなってきているわけでございます。そうした形の中で大きな事業目的といたしましては、救命救急センター構想といったことでございます。多くの救急車を受け入れて、救急患者に対してきちっと措置をしていくということが大きな目的の一つでもございます。

それから、今診療科目は32ほどございますけれども、さらなる医療の質的な向上、機能強化というようなことが求められるわけでございます。そうした形の中における医療の高度化でございます。

もう一つは、災害からいろんなことが心配されるわけでございますが、災害の拠点病院構想が大きくあるわけでございます。今現在といたしましても、ドクターカーが共用されておるわけでございますけれども、さらにドクターヘリ等々も含めて、2次病院から3次病院という形の中で総合的な病院を目指してみえるわけでございます。それが大きな事業目的でございます。

続きまして、総事業費でございますが、今の整備計画といたしましては114億3,900万円となっているところでございます。予算編成期間は、海南病院に確認をいたしましたところ平成21年7月から平成21年12月の6カ月間でございます。以上でございます。

議長（佐藤高君） 川瀬議員。

2番（川瀬知之君） 海南病院は、平成22年度末から6年計画で大規模な施設整備を進めておられますが、多分平成25年度半ばまでには、最大の責務とされる大型高度救急センターと救急専用病棟が完成します。この整備が整うと、救急車を同時に5台ほど受け入れ可能となり、年間延べ8,000台の救急車を受け入れるハードが整うそうです。これは今より相当の、

海南病院に24時間、かなりの救急車が入ってくると思われます。後でまた質問しますので、認識しておいてください。

b. 行政担当者、海南病院側の担当者はどなたですか。これは補助金を出されたと思うんですけど、検討委員等の第三者がおられるのであれば教えてください。

議長（佐藤高君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 今、補助金の負担総額につきましては、先ほど申し上げませんでしたけれども、弥富市といたしましては7億9,420万円拠出をさせていただいておるわけでございます。そうした形の中での行政側の担当者という形の中には、行政側の窓口は民生部の健康推進課というところでございます。また、海南病院側の窓口は企画室でございます。検討委員会等の第三者が見えるかどうかの御質問でございますが、施設の整備計画は、海南病院単独での策定ではなく、愛知県厚生連本会が策定し、上部組織である経営管理委員会において承認をされております。経営管理委員会のメンバーは、出資者であります愛知県下20の農業協同組合（JA）のうち13の農業協同組合（JA）の代表理事、組合長で構成されておるといってございます。以上でございます。

議長（佐藤高君） 川瀬議員。

2番（川瀬知之君） それと、補助金等を出されたと思うんですが、多分、高度医療について設備が整うことでの資本を入れられると思うんですけど、ほかに海南病院の地域の経済効果について、どのように認識しておりますか、お尋ねします。海南病院が拡大することによってどのような経済効果があるか、もしわかればお願いします。

議長（佐藤高君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 私どもといたしましては、弥富市に来ていただく患者さんではございますけれども、そういった形の中での健康事業であるとか、医療関連の事業ということが望まれるかというふうに思いますけれども、そういった形の中での関連事業というようなところが、我々としては、経済効果として上がるかなというふうに思っております。

また、さまざまな運行上の問題といたしましては、タクシー業界であるとか、そういったようなことについても経済的な効果が上がるというふうに思っております。

また、その辺のところにつきましては精査をしていきたいというふうに思っております。

議長（佐藤高君） 川瀬議員。

2番（川瀬知之君） 前に処方薬局もあるし、相当のスタッフ等が、ここら辺のアパート等もたくさんあると思うんですが、住んでおられたり、かなりの経済効果はあると思いますので、分析していただくとありがたいと思いますので、よろしくをお願いします。

2番目、新庁舎改築事業について、今までさんざん説明しておられると思いますけど、ちょっとお聞かせください。事業目的、総事業費、総敷地面積、予算編成期間についてお聞か

してください。

議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 川瀬議員の新庁舎建設事業についてお答えをさせていただきます。

まず、この庁舎の建てかえの必要性について述べさせていただきます。現在の庁舎は、昭和41年に新築、一部昭和60年に増築をしております。築46年が経過しておりまして、そのために耐震性に問題があり、耐震補強工事を行っても耐用年数の長期延伸は望めないことや、給排水や冷暖房などの設備の老朽化が著しく、建物設備の補修及び改修に毎年多くの費用が必要となっています。また、エレベーターやスロープなどのバリアフリーへの対応不足、行政需要が増大したことなどによりまして、よりよい行政サービスの提供や効率的な業務の推進が困難となっていることから、現在の庁舎の建てかえを計画いたしました。

こうした背景のもと、新庁舎建設の構想では、強い庁舎、これは地震に備えた耐震性、津波対策や地盤の液状化対策をし、本市の防災拠点としての役割を十分果たす庁舎といたします。

2番目に、優しい庁舎。これは、市民どなたにもわかりやすく、使いやすく、さらに子供から高齢者まで誰にでも優しい庁舎とさせていただきます。

3番目に、開かれた庁舎。市民主体の地域活動の拠点として利用できるスペースや市民ギャラリーを確保するなど、市民が気楽に立ち寄り、交流を育む庁舎といたします。

4番目といたしまして、親しみのある庁舎。これは、庁舎のデザインの工夫、展示、情報発信スペースの確保などによりまして、弥富の魅力をアピールすることができる庁舎といたします。また、省エネルギー、地球環境問題に対応した環境に優しい庁舎といたします。

これらを基本理念といたしまして、目標とする新庁舎の将来像は、安心・安全・便利、市民に愛され、市民が誇れる庁舎づくりの実現に向けて現在取り組んでおります。

次の質問の総事業費につきましては、新庁舎の建設費は、液状化対策や外構工事を含めまして44億4,000万円になると見込んでおります。また、各種調査費、設計監理委託料、用地補償費、物件補償費、備品購入費等々を含めまして10億円ほどかかろうかと思っております。総事業費におきましては、55億円を見込んでおります。

なお、今述べました総事業費につきましては、現在、パブコメを募集しておる状況、また今後公聴会の開催、建築確認申請が済んでいない状況にあること、入札等が行われておりませんので、請負率を考慮したものでないこと、事業費は現在の5%の消費税での算出をしておりますので、御理解がいただきたいと思っております。

次に、敷地面積につきましては1万750平方メートル、予算編成期間につきましては、弥富市庁舎改築等検討委員会を設置し、本格的検討に入った平成22年から建設事業完了予定の

平成28年度と考えております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

2番（川瀬知之君） 議会等で、市民の協働についての目的で質問しますので、その点をお願いします。

弥富市庁舎改築検討委員会というのがあると思うんですが、どのような趣旨で委員を選出されたのか、それと、会議とか、常に常駐してお話をしながらなのか、それとも説明だけだったのか、御説明できますか。会議とか委員会があれば。

市長（服部彰文君） 村瀬総務課長。

総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） ただいま弥富市庁舎改築等検討委員会についての御質問を頂戴いたしました。この検討委員会につきましては、現市庁舎の耐震診断の結果による耐震補強等による対策が必要と診断されたことに伴いまして、防災・災害対策の拠点としての機能保全や庁舎の狭隘化、市民サービスの低下など多くの問題を抱えていることから、庁舎改築等の整備計画策定に向けて、市民の意見、提案を反映するために、市内の公共的団体の代表や広報委員10名で構成する庁舎改築等検討委員会を設置し、さまざまな角度から検討、協議を行っていただきまして、弥富市新庁舎建設基本構想を取りまとめ、市長に提出いただいたものでございます。

議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

2番（川瀬知之君） 我々議会は、全協とかで話を聞いていると、大体話が決まっていて、説明するだけが結構多いんですけど、例えば10名のプロジェクトがあって、いろんな意見を聞いて、順番にどういうことになるのかとか、話し合いをしながら順次いろいろやってみて、いろんなことを外に説明したりして、いろいろ変わってくると思うんですけど、どうも設計士とかコンサルと話を聞いて、その意見がそのまま説明されているような気がするんですけど、その点どうでしょうか。

市長（服部彰文君） 村瀬総務課長。

総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 庁舎改築等検討委員会におきましては、皆様がさまざまな角度から積極的にいろいろな意見を出し合っていました。それをまとめたものがこの基本構想でございますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

2番（川瀬知之君） 通常の庁舎を使われるという意味もあるんですけど、やっぱり先ほども財政とかをよくすると言っているんですけど、歳入を考えて、この庁舎をどのように、この地域の経済効果を考えたことがあるんでしょうか、運営の仕方を。

市長（服部彰文君） 村瀬総務課長。

総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 私ども新庁舎建設に関して、経済効果を考えたこと

はございませんが、中心市街地の活性化という面におきましては、新庁舎が市の中心部にございまして、利便性の高い現在地に建設すること、市民の多数の方々が集う施設としてつくりますので、にぎわいの創出などの中心市街地活性化には十分に寄与するものと考えております。

議長（佐藤高君） 川瀬議員。

2番（川瀬知之君） 例えば庁舎の職員はかなりおられると思うんですけど、その駐車場なんかがこの近くに確保する必要があるんですけど、駐車場ってかなり混雑しているんですけど、その点考えておられるんでしょうか。要は経済効果ですよ。例えば駐車場を建てれば大丈夫なんだけど、その分お金がかかりますわね、そういうことも考えているんでしょうか。経済効果を考えているんでしょうかということ。

市長（服部彰文君） 村瀬総務課長。

総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 現在の市庁舎におきましては、駐車場の台数が91台ほどしかなく、市民の皆様にも確定申告、それから市民ホールで催し物があるときなど、非常に御迷惑をかけている状況でございます。こういうことを解消するために、新庁舎では立体駐車場化をさせていただきまして、現在の市民の皆様がとめられる駐車場の台数を2倍にする方針であります。このようなことから、市民の皆様使いやすい庁舎を目指しております。御理解をいただきたいと思っております。

議長（佐藤高君） 川瀬議員。

2番（川瀬知之君） 決まったことなんで、撤回するつもりはないから気をつけてお願いします。

さっきの経済効果ですけど、それをうまく使えば、日曜日とか、やっていない時間だとか、そういうのはお金になると思うんですけど、そういうことを言っているんです。例えば月曜日から金曜日は市庁舎はやっているけど、土・日はあいていたりしますよね、そういうことを言っているんですけど、そういうことは考えているんでしょうか。

市長（服部彰文君） 村瀬総務課長。

総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 私どもこの庁舎には、図書館棟もあり、市民ホールもございまして。そうした方々に新庁舎の駐車場を使っていただくわけでございます。また、その方々とそれ以外の方と区分けすることに関してはなかなか難しいこと、それから、料金を徴収する方を常駐させると非常に賃金がかかってまいります。そのようなことを含めまして、新庁舎においても料金は取らない方針であります。

議長（佐藤高君） 川瀬議員。

2番（川瀬知之君） また後で統合してお話をしますので、お願いします。

3番目、日の出小学校について、事業目的、総事業費、総敷地面積、予算編成期間について

てお聞かせください。済みませんが、何回も言っていると思うんですけど。

議長（佐藤高清君） 服部教育課長。

教育部次長兼学校教育課長（服部忠昭君） 日の出小学校につきましては、現在、契約金額は18億3,750万円でございます。面積につきましては、校舎の合計の面積でございますけど、校舎棟につきましては、延べで7,959平米でございます。体育館につきましては1,487平米でございます。その他屋外施設等ございますので、合計が9,824平米でございます。敷地面積については、一部武道場がございまして、今手元に資料はございませんけど、おおむね2万8,000弱でございます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

2番（川瀬知之君） それ、前、弥富中学校だと思うんだけど、敷地面積は3万6,000のうち2万7,000なんですよね。

市長（服部彰文君） 教育課長。

教育部次長兼学校教育課長（服部忠昭君） 過去にも説明はしておりますけど、旧弥富中学校はおよそ3万6,000平米ございました。それで、向陽通線の延長のところから西側が現在の日の出小学校でございますので、そちらがおよそ2万8,000平米ということでございます。向陽通りから東側、森津橋につきましては、現在、おみよしの松とか、おみよしテニスコート等でございます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

2番（川瀬知之君） お金の面からちょっといろんなことを考えたほうがいいと思うんですけど、庁舎の場所にしても、もし他人に売買したら固定資産税も入ってくることもあるだろうし、例えば中学校でも3万6,000で少しあいていますよね。もしそれが、例えばどこかに売買すれば金額になりますよね。大体どのくらいになるのでしょうか、そのあいた部分は、中学校のところでもよろしいです。大体坪20万くらいですかね。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 旧弥富中学校の跡地でございますけれども、広大な面積があることは事実でございます。しかし、今はテニスコート、あるいは憩いの場という形の中でおみよしの松があります。また、その東側にはさまざまなイベントしていただけるような広場もあるわけでございますので、今現在、市といたしましては、売却の予定を考えておりません。そういう形の中で、具体的な仮説という状況の中でもお答えしかねますので、よろしく願いいたします。

議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

2番（川瀬知之君） 売却する必要はないんだと思うんですけど、そういう資本とか資産を利用しているという感覚ですかね。我々だと、会社を運営したりなんかすると、自分の土地

を買って運営しているんですね。もともとあるわけじゃないです。自分らで利益を出して、お金を出して買って、それで運営しているんですね。そのかわり、行政の場合は自己財産というか、買ったわけじゃないんで、もともとあったものなので、そういう感覚を少し取り入れれば、もう少し財政でも考えて、皆さん職員でも考えて仕事ができるんじゃないかと思っ
て言っているだけです。

日の出小学校区は、平島、車新田、桜小学校区は小島、前ヶ須、中六であるようです。しかし、今後海南病院が大型高度救急センターとなり、庁舎、桜小学校区近辺には緊急車両がかなりふえると思います。この緊急車両が通学路と交差することはできるだけ避けるべきと思います。したがって、どうして西の平和通から庁舎を通る桜小学校への通学路を閉鎖できるような日の出小学校区にしないのですか、御質問します。こちらからも来られるんですね、日の出小学校ができて。

議長（佐藤高清君） 服部教育課長。

教育部次長兼学校教育課長（服部忠昭君） 通告外の質問でございますけど、御承知のように、桜小学校区は前ヶ須は全域通学校区でございます。それで、庁舎の東側に前ヶ須はございますので、庁舎前のところにも信号機がございますので、通学路の安全は確保されると思っております。北側及び南側につきましては、一部歩道はございますけど、今現在の市役所の前の信号のある通学路が安全と考えております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

2番（川瀬知之君） 私が言いたいのは、一つの予算に対して一つの事業という考え方、一つの使用という考え方じゃなくて、今3つ同時にかなりの大型事業をされると思うんです。ですから、合計するとかなりの金額ですよ、この数年間の間に。その数年間の間に、この地域だけに投資されるんですよ。資本を出すということになるんですけど、そういうことを考えると、いろんな交通の面だとか、ここにもショッピングセンターもあるんです。いろんな問題が出てくると思うんです。ですから、僕らは事業をやっていると、一つの予算で3つも4つも使うことを考えるんですけど、どうも一つの事業に対して一つの予算、一つの使用、そんな感覚の仕事をしているとどんどん予算がかかってくるんで、例えば庁舎にしても、今の庁舎の使用しか考えていないんですけど、もし防災、要は災害が起きたときに、病院が一番使われると思うんです。庁舎はクラウド化されているもんですから、外から遠隔操作もできるだろうし、例えば十四山支所に救急センターができるみたいなんですけど、そういうことがあれば、そちらへ移動することもできるから、例えば津波が来ても、遠くにあっても庁舎機能はできると思うんです。だけど、実際災害が起きたときは、病人だとか、かなり出ると思うだろうし、緊急を要する病人もたくさん出ると思うんです。ですから、高度救急医療センターができると思うんで、そこが一番ここら辺の中核の命になると思うんです。例え

ばほかの病院よりここが一番すぐれた設備を持っていると思うんで、これを生かすのが一番正しい方向性だと思うんですよね。ですから、例えば庁舎をつくるのであれば、隣に小学校のプールがあるだろうし、そのプールの水を利用して、何とか災害時に利用して真水に変えるだとか、そういう機能が庁舎にも少しあれば、急な災害が起きたときにそれが利用できるんじゃないかと。だから、地域全体で防災を守るようなことを考えたほうがよろしいんじゃないかと思うんです。話を聞いていると、常に一つの予算にして一つの使用、そんな感じを受けるんですけど、どうでしょうか。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 川瀬議員にお答え申し上げます。

それぞれ公の施設というのは、それぞれの目的を持って資するということが原則でございます。それが補助の対象になり、あるいはさまざまな国との連携でもございます。そういった状況の中で、一つの公の事業に対して、たくさんの目的をそこに入れるということは、甚だ不透明なところもあるわけでございます。そういうことをまず原則として御理解もいただきたいというふうに思っております。

川瀬議員のおっしゃることはよく理解できますけれども、そういう原理原則ということも御理解をいただきたいと思います。

議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

2番（川瀬知之君） 原理原則とか、ルールとあると思うんで、だからといって、少しずつ規制を取り外して、そうやってやらないとどんどんお金はかかってきますので、常に規制をつくってから物事を予算を立ててやっているんで、どんどんふえますよね。

まちづくりとか、いろんなことをやっていると思うんですが、まず教科書として、海南病院を考えていることはかなり正しいことをやっているんじゃないかと思しますので、ちょっと紹介します。

海南病院は、海部医療圏において公的な医療機関の役割を担い、また周産期、子供を初めとした重篤な救急疾患に関しては、桑名市から、県外からも多くの救急患者が搬送され、海部医療圏を基点として名古屋西部から三重県北部、北西地域の一部にまたがる広域の医療圏として機能しています。海南病院の役割は、回復期については地域にたくさん病院ができていますので、地域連携パスを用いれば、医療の質を担保しながら、連続した医療を提供でき、既に周辺連携も始まり、急性期から回復への転院はスムーズに行われています。

これは何を意味するかというと、一回経済的に考えると何でもそうなんですが、顧客を自分でコントロールすることができるんですよね。海南病院がこれだけ高機能になると、例えば津島市民病院に患者を渡そうとすると、海南病院が決めることになるんです。それはかなりの経済効果がありまして、どこの病院に入れるか決められるんですよ。そういう病院が

できるんですから、要は経済発展することに関して、そういうことをもう少し考えたほうがよしいんじゃないかと思うんです。

もう1つ、考え方として、弥富の中の中心ではなくて、この地域の中心だということ考えたまちづくりをされたほうがよしいかと思うんです。経費についてはかからないようにするんですけど、経済効果としては、周りのことを考えてまちづくりをされたほうがよしいんじゃないかと思います。

例えば東京なんかでは昼間の人口が多いんですよ。それで、経済のパイはふえるんですけど、いかにせん人が住むよりは昼間のほうが財政が豊かになるんです、来ていただいたほうが。だから、言葉足らずで申しわけないんだけど、弥富市を海部圏の交通、防災、医療、医療教育、経済の中心と発想を変え、日の出小学校建設、新庁舎改築、海南病院施設整備事業の3事業が既に予算化されているので、海南病院の経済効果を考慮に入れ、庁舎、社協センター駐車場、歴史民俗資料館、産業会館、桜小学校、海南病院駐車場、ショッピングセンターパディーの駐車場、庁舎エリアを統合したまちづくりにすべく、専門知識のある市民の方々に入ってもらいながら、今の考えも少し入れて改善して、協働してみたらどうかと思うんですけど、どうでしょうか。

議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） 経済効果の3つの事業に対して、それぞれ波及することを絡めて考えたかどうかという御質問だと思うんですが、やはり先ほど市長が言いましたように、それぞれの事業については、やっぱり原理原則に基づいて執行しております。したがって、議員がおっしゃられるのは、今すぐにそれを反映することはできませんので、そういうことでよろしくをお願いします。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 川瀬議員に追加の答弁をさせていただきわけでございますけれども、新たな時代にも入ってまいります。おっしゃることに対しては、さまざまな規制ということに対する緩和策を考えながら私たちとしては考えていかなきゃならない。費用対効果というものが最大限発揮できるような、それぞれの事業が連携をとり合うということは非常に重要なことだと思っております。しかしながら、先ほど総務部長が答弁しましたように、いろいろと規制もあるということでございます。また、私たちは庁舎のことについてこれからお願いをしていくわけでございますけれども、その経済効果につきましても、もう一度しっかり考えていきたいというふうに思っております。それは、市民の皆さんに負担をかけていただくということの経済効果じゃなくて、その庁舎における価値観という形の中でその効果が高まれば、さらにそういったことにつきましても、また大きな経済効果だろうというふうにも思っておりますので、いろいろと検討してまいります。

議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

2番（川瀬知之君） 唐突な意見で申しわけないですけど、ルールがあると思うんで、私もルールに沿ってやるべきだと思いますが、一応そういう考え方も少しずつ時代とともに必要になってきますので、よろしくをお願いします。

次の質問にまいります。

ごみ袋問題調査特別委員会報告書で、弥富市のごみ袋、契約者であった佐藤化学工業が平成24年4月25日をもって事業停止、倒産したことに端を発し、平成23年度までに既に発注し、保管されていたはずの可燃及び不燃ごみ袋、金額にして1,276万相当が受け取れない事態になりましたとありますが、行政は単年度会計のため、棚卸しや在庫調べ等の概念がなく、会計上、事故処理をしていないため、すなわち会計上、損害がない状態であり、今後佐藤化学の管財人からもし配当があっても、その時点で雑収入になるとのことです。

上記のことから、もし佐藤化学が倒産という事件がなければ、行政内で納品確認されていなかった事実を議会側は知ることがなく、チェックできなかったと思われま。

そこで、平成23年度歳入歳出決算書の成果物が曖昧と思われる各業務委託料について、内容と予算根拠、またどのような成果物及び効果を確認し検収されたのか、御質問します。

次に、我々もそうなんですけど、注文してみても、だめだったら大体リコールしたり、買わなかったりするんですけど、そういうことがあり得るといふことがあるんだしたら説明してもらいたいんですが、もし不都合があった場合、どんな経理処理をされるのですか、御答弁ください。ごみ袋の場合は、経理処理しなかったもんですから。

1. 電気計算機処理等業務委託料、お願いします。

議長（佐藤高清君） 佐藤財政課長。

総務部次長兼財政課長（佐藤勝義君） それでは、電子計算機処理等業務委託料につきまして、こちらの仕様どおりじゃなかった場合にどう処理するかというような質問の趣旨だと思いますが、この電子計算機処理委託料の中には、機械の保守とか、例えば納税通知書の作成等いろんな要素があるわけですが、何かサービスを提供してもらうような業務につきまして、例えば機械の保守ですけど、保守点検した後に、例えば機械が故障したとかというような場合は直ちに点検のし直しと命じるということでありまして、さらに物の納品につきまして不備がありましたら取りかえ等を命じるということで、こちらの当初予定しておりました仕様書と合致しない部分は直させるという方針でやっております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

2番（川瀬知之君） それで、1年たっても直らなかった場合はどうなんですか、単年度処理なもんですから。

議長（佐藤高清君） 財政課長。

総務部次長兼財政課長（佐藤勝義君） 現実問題、1年たって直らなかつたような事例はございませんので、今までの例としてはないですが、そのような状況であったら、その部分は支払いができないという形になるかと思えます。

議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

2番（川瀬知之君） それは予算があつて、決算のときに払ってないよということになっているんですね。

議長（佐藤高清君） 財政課長。

総務部次長兼財政課長（佐藤勝義君） 私のところも当初に仕様書をつくつて、それに基づいた仕様書のとおりになっておるかどうかの検査を行います。ですから、1年たって直らなかつたというようなケースは今までないんですけど、そういった事例がある場合は、検査に不合格という形になりますので、当然支払いも発生しません。ですから、決算書には支払わなかつたという形の決算になるという形でございます。

議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

2番（川瀬知之君） 人事評価制度構築業務委託料についてお願いします。

議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） それでは、人事評価制度構築についての御質問をいただきましたので、このことについて御説明をさせていただきます。

まず、人事評価制度導入に向けてでございますけれども、これは人事評価制度を私ども弥富市としましても構築をしていこうということの目的でございますけれども、現在、地方自治体の果たすべき役割や機能が大きく変わろうとしている中、従来の勤務評定制にかえて、目標設定、評価、フィードバック及び査定を一体の流れとしたトータルな人事制度をつくり、職員個々の能力や実績等を的確に把握して、適材適所の人材配置やめり張りのある給与処遇を実現し、職務遂行意欲を向上させ、公務能率の一層の増進を図るために、この人事評価制度を構築しようということで始めたものでございます。

この内容につきましては、まず人事評価制度導入に向けての職員の基礎調査の実施を行い、次にはトップヒアリング、これは市長、副市長、教育長のヒアリングを実施しまして、課題と新たに構築する人事評価制度の基本的な方向性を把握したものでございます。

また、人事評価制度検討委員会の運営支援をしていただきまして、弥富市が求める人材、職員の将来像の策定、それから人事評価制度の構築支援、それから人事評価制度研修の実施等を行っていただきました予算がこの人事評価制度の委託料でございます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

2番（川瀬知之君） この人事評価制度構築業務委託料なんですけど、恐らく業者が決まっているんだと思うんですが、例えば隣接地のほかの自治体も弥富市とさほど組織的に変わらないと思いますが、人材や人事制度も一緒に考えてみたらどうかなと思うんですけど、どうでしょうか。一部事務組合とか、ほかの組合は海部地区全部で考えたりしているし、どうなんでしょうか。そうすると、費用は1つで2つできますよね、どうでしょうか。

議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 議員おっしゃるとおり、1つのものを2つ分けることができれば半額で済むのかもわかりませんが、それぞれ市には特色があり、またこのような評価制度を考えていない市もございます。この海部地域で私どもが委託した業者には、海部地域では行っていない状況でございました。

議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

2番（川瀬知之君） そういう意味で言ったわけじゃないんですけど、基本的に人材も隣の町もほかの町もたくさんおられて、やっぱり競争していかれたら、弥富だけで仕事をするんじゃないかと、もっと転勤とか、そういうことがあったほうがもっといろんな仕事ができるんじゃないかと思って言っただけで、申しわけないけど、2社ぐらいね。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 川瀬議員にお答え申し上げますけれども、基礎自治体のそれぞれの市町村の単位体行政というのは、独立してそれぞれのお仕事をさせていただいているということでございます。しかしながら、御承知のように、一部事務組合という状況の中においては、海部地区環境事務組合であるとか、海部南部水道事業組合であるとか、消防という形の中では、それぞれが一部事務組合という形の中でお金を出し合いながら、そういったような構成もさせていただいておりますが、自治体間の中でなかなか人事の異動であるとか、そういったことについては短期間という形の中ではあり得るかもしれませんが、基本的にはないというふうに思っております。よろしく申し上げます。

議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

2番（川瀬知之君） やり方もあるんだと思うんですけど、例えば人事自体を全部業務委託してしまえば可能かもしれないし、それは極端ですけどね。

やはりそういうことも少しずつ時代とともにそういうふうになってくると思いますので、そういう規制が外れればお願いします。

そういうことから、自治体では予算を一旦獲得したら、年度末までに何としても使い切るという考え方が恒例となっているのではないのでしょうか。これを単年度主義といいまして、予算は毎年度作成し、その都度議会で審議、議決しなければなりません。これは予算に対する民主主義的なチェックを確保するのが狙いで、自治体財政も国の財政と同様に単年度主義

をとり、年度を越して財源を使用するには制約があります。ただ、これが予算の無駄遣いにつながっているとの批判も根強いようです。翌年度予算が削られないように余らせるくらいなら年度内に使い切ってしまうという判断を生みかねないからです。この使い切るという発想が自治体の無駄な支出の原因にもなっています。年度末近くになると公共工事がふえると言われる背景にも、この単年度主義があります。多くの都道府県や市町村では、そんな考え方が常識化しているようにも思えます。何か改善策はありますか。

議長（佐藤高清君） 佐藤財政課長。

総務部次長兼財政課長（佐藤勝義君） 今の質問でございますが、国とか県等で、予算単年度主義といって、使い切りというような方針を聞いたことはありますが、私ども弥富市におきましては、何もそういう単年度主義、使い切り主義という形じゃなくて、余ればそれは繰越金となって明くる年の財源となりますので、基本的にそういった方針で財政運営しております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

2番（川瀬知之君） メリットシステムを横浜市が導入しているんですけど、御存じでしょうか。

議長（佐藤高清君） 財政課長。

総務部次長兼財政課長（佐藤勝義君） 私、今その横浜のメリットシステムというのは直接理解していない部分があるわけですが、こういうことでしょうか。例えば何か行政改革とかやったとか、予算が削減できたようなものを、次年度の予算編成においてこの部分を考慮して、その部署に対しては多くの予算をつけるというようなニュアンスでございますでしょうか。

議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

2番（川瀬知之君） それでは、ちょっと説明しますけど、横浜市の予算におけるメリットシステムは、平成15年度の予算執行から導入してきたみたいです。これは、事業を行う際の工夫や新たな財源の確保により予算が認められた場合に、その取り組み内容に対する評価に応じた配分額を節減の工夫を行った局、事業本部の翌々年度の予算に上乘せするシステムだそうです。これにより職員のコスト意識が向上するため、使い切り予算を自制する効果が期待できます。

そういうような単年度の悪いところは、やっているとか、やっていないということじゃなくて、そういう一般企業と同じような仕組みにすれば、先ほどのごみの問題でも、事故がその場である程度人間が把握できれば未然に防ぐこともできるんで、そういうことで言っているだけで、追及しているわけじゃないんですけど、大体我々が会社をやっていると、棚卸しで何かがないとなるとすぐ手だてを打てるんですけど、それが社員全体に把握できるように

大体なるんですが、経理士を含めて。だけど、行政の場合、ごみ袋でわかったんですけど、それがその場でいろんな人たちに把握できれば、例えば経理上に出てくるだとか、棚卸しに出てくるだとか、それがわかっておれば未然に防げたかもしれないだろうし、防げた確率は上がるんじゃないかと思っていて、説明しまして、この横浜のメリットシステムが有効じゃないかと思って、ぜひ調べていただいて検討していただけると、弥富市の行政の中が活性化するんじゃないかと思しますので、よろしくお願いします。検討してもらえますでしょうか。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 川瀬議員にお答え申し上げます。

その横浜のメリットシステムということにつきましても、私も理解をしているものではございませんけれども、議員御承知のように、私どもとしては年度年度に対しては当初予算という形の中で、しっかりと精査した予算を皆様の前の議会のほうにお示しをさせていただき、それぞれの予算内容につきましても御説明申し上げ、そして決定をさせていただいておるわけでございます。そういう状況の中で執行していくわけでございますが、先ほど財政課長が申しあげましたように、そうした形の中で年度末に繰越金として残ると、いわゆる不用額という形の中で残るといような状況につきましてもあるわけでございますので、それについては、その次の年度に利用していくという形でございます。基本的には予算主義という形の中での会計を準じていきたいというふうに思っております。

議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

2番（川瀬知之君） そうすると、既に一、二年前の単価だとか、時代背景はどんどん変わってくるんですけど、1年前のサービスとか、そういうことになりかねないんで、リアルタイムにいろんなサービスを受けたり、いろんなことを発注することができる、本当は予算を繰り越したら評価が出るというような仕組みができてくれば、繰り越すということじゃなくて、その人たちの能力が発揮できたという評価ができれば、先ほどの人事制度じゃないですけど、もっと予算が有効利用されて、結果的にはお金を使わずに次に繰り越して、次の予算に組み込むことができれば、さっき財政が逼迫していると言われたから言っているだけであって、そういうことを常にやっていけば、財政も歳出が減るのかな。常に毎年歳出が減って、職員の方々の給料も上がれば変わってくるんじゃないかと思うんで、そのことも考えてもらいたいんですけど、だめでしょうか、理解できませんでしょうか。

議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） 議員のおっしゃられる横浜市の例で申し上げますと、役所の仕事に対する予算額というのは、いろんな事業に対してあるわけですね。全部が全部同じレベルに達した仕事ではないという、まず難点があるわけです。

したがいまして、現在、市長がおっしゃいました財政計画に基づいて、今月は長期の財源も出ますが、それに基づいて当初予算をしっかりとやっていくのがベストかなと考えております。

議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

2番（川瀬知之君） 最後ですけど、言っていることもわかるし、ルールもあたりするんですけど、世間もそうですんで、いろんな条件は変わっていますので、ワンパターンの仕事なんかみんなやっていないだろうから、皆さんそうです。いろんなルールがあって、条件があって、コンプライアンスがあって、それに沿ってやっています。ISOだって、かなり複雑なことをやっています。もっと複雑です。それも理解して、少しずつ外がどんなことをやっているか、要は効率よく考えてもらったほうがよしいんじゃないかと思いますので、私、ちょっと説明不足で申しわけないですけど、もっと理解できる言葉にすることができるようにやっていきますので、今後ともよろしくお願いします。ありがとうございました。

議長（佐藤高清君） ここで暫時休憩とします。再開は4時15分とします。

~~~~~  
午後4時10分 休憩  
午後4時17分 再開  
~~~~~

議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に堀岡敏喜議員、お願いします。

10番（堀岡敏喜君） こんにちは。10番 堀岡敏喜でございます。最後でございますので、もう一頑張りお願いをいたします。簡潔にさせていただきます。

それでは、通告に従いまして、質問させていただきます。質問は大きく3点でございます。

初めに環境関連で、レアメタル等の回収、リサイクル等の取り組みについてでございます。

携帯電話やデジタルカメラなどの使用済みの小型家電に含まれておりますアルミニウム、貴金属、レアメタルなどの回収を進める小型家電リサイクル法が本年8月に成立をし、来年の4月に施行となります。環境省の推計によりますと、使用済み小型家電96品目は、年間76.1万トン、この中には有用な資源が28.4万トンも含まれており、金額ベースで874億円にも達しまして、すごい金額です。これだけの資源が再利用をされず、放置をされてきたことは、まさに大きな社会的損失と言えます。特に、リチウム、マンガン、インジウムなどのレアメタルは、我が国の経済成長に不可欠な資源であるのに、レアアースなどの一部の鋼種は、2009年のリサイクル率がゼロ％という驚くべき推計結果も出されております。レアメタルの確保は、新興国の需要急増や埋蔵国の偏在といった制約もあるだけに、今回のリサイクル制度の検討は大変重要であると言えます。本制度の目的は大きく3つあります。

1つ目に、鉱物資源であるベースメタル、レアメタルなどの確保、2つ目に、鉛などの有害物質の環境リスクの管理、3つ目に、最終処分場への埋め立ての減量化であります。

現在、小型家電に含まれるレアメタルや貴金属は、多くを輸入に依存をし、その大半はリサイクルされず、ごみとして埋立処分をされておりますが、同法により市町村が使用済み小型家電を回収し、国の認定を受けた業者が引き取って、レアメタルなどを取り出すリサイクル制度が創設されることとなります。

新制度では、消費者や事業者に新たな負担や業務を課すこれまでの各種リサイクル法とは異なり、自治体とリサイクル事業者が柔軟に連携をして、地域の実態に合わせた形でリサイクルを推進することが狙いとなっております。制度導入は市町村の任意であり、回収業務の中心的役割を担う市町村がどれだけ参加ができるかがリサイクル推進の鍵となります。

弥富市の循環型社会の構築に向けた環境政策が問われます。市としての積極的な取り組みを期待し、以下お伺いをしてまいります。

小型家電リサイクル法は、地域の実態に合わせた形でリサイクルを実施することになっております。2008年の6月議会、12月議会には、携帯電話のリサイクルについての質問をいたしました。現在の弥富市としての取り組みは、ホームページや広報による啓発にとどまっております。また、海部地区環境事務組合におきまして、昨年の9月より試験的に小型家電の分別回収を行っておりますが、来年の本格実施に向け、本市の認識と対応をまずお伺いしたいと思います。

議長（佐藤高君） 鈴木環境課長。

環境課長（鈴木浩二君） 堀岡議員にお答えします。

議員が言われたとおり、使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律が今年8月に成立し、25年4月より実施されます。制度の概要としましては、市町村等が回収した使用済み小型電子機器等について確実に認定業者へ引き渡し、リサイクルをするという制度です。

現在市では、使用済み小型電子機器は、家電リサイクル法の対象品目を除き、不燃ごみ、または粗大ごみとして回収しています。使用済み小型電子機器は、少量かつ多種のレアメタルからなる複合素材でできており、将来枯渇が懸念されるレアメタル資源の確保上、回収し、リサイクルすることが重要であるため、海部地区環境事務組合では、昨年8月より、八穂クリーンセンターにおいて、一般家庭から排出された不燃ごみ、不燃性粗大ごみに含まれている使用済み小型電子機器を現状の受け入れ態勢で、破碎機にかける前に異物除去装置等により選別して、有用資源として回収業者に売却しています。

市としましては、実施にかかる費用と、その効果など不明確な点が少なくないため、実施の方向性などを研究してまいります。以上です。

議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

10番（堀岡敏喜君） 今、環境課長の御答弁では、研究をしていくということで、来年の本格実施に向けて検討を前向きにやっていただけるという認識でよかったですか。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 私のほうから御答弁申し上げますけれども、環境課長、所管とも、御質問いただいた件につきまして検討したところでございます。市としての取り組みといたしましては、このレアメタルの再利用化ということは非常に重要な仕事であろうと思っております。今までは、使い終わった水銀だとか、あるいは乾電池をコミュニティーの中でボックスを設けて回収をさせていただいておりました。こういったようなことについて、今後レアメタルの回収方法ができないかということで、新たに携帯電話等を入れていただくような回収ボックスを一度検討していきたいというふうにも思っております。そうした形の中で、資源の再利用化ということについて考えていきたい。

また、従来、環境事務組合のほうで単独でそういうことも行っていたわけでございますけれども、私どもが構成する自治体は他にもございますので、そういった形の中においても、一度市としての検討をしているということでお話をさせていただこうというふうに思っております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

10番（堀岡敏喜君） 市長のほうから、副企業長という立場であると思っておりますけれども、半田市が23年4月から24年2月まで、実証実験をされておりまして、ここは分別回収を市民の方々にしっかり啓発をして、理解をしてもらって回収をして、ある認定業者にそのまま渡してしまう。出た結果が44トンあったと。それを入札方式で1キロ20円ぐらいで売却をしたと。要は捨てるごみから44トンですから、4,400キロ掛ける20円の収益を得たという話です。それだと大した金額にもならないけれども、ゼロからプラスになるということではいいかなと。あと、来年の実施に向けての予算の財政力指数、いわゆるイニシャルコストというんですか。その辺の国のことも出ておりますので、ぜひ前向きに検討していただきたいなと思っております。

それにあわせて、名古屋市と津島市、22年度に小型家電のリサイクルというのを先駆けて行って、何とか出てきた家電リサイクルのレアメタルを細かく売って、キロでは一んと売ってしまうと、手間がかかるもんですから、安く買い取られちゃうと。これをもう1つ細かくやると、大体電話だけに分けてやると、1キロで1,000円の買い取り価格に上がるわけです。さらに電話の解体を早くして、細かく分けて、せめて貴金属の基盤ごとに分けますと、1台の電話が100円から150円の買い取り価格になります。ですから、そこに雇用のチャンスもあるんじゃないかということで、次の質問をもう一度、繰り返しになりますけれども、やらせ

ていただきます。

先行事例や実証実験を行っている自治体で、リサイクル業者へは主に入札方式をとり、1キログラム10円から20円で売却をされております。先ほど申し上げたとおりでございます。また、先進市事例では、リサイクルシステムを構築して、福祉事業と連携をとり、障害のある方々や高齢者の方々の雇用にもつなげておられます。これは、回収した小型家電を手解体によってより分別を進めると、携帯電話を例にとれば、1キログラム当たり1,000円の買い取り相場になっており、さらに金属片別に至りますと、1台100円から150円と買い取り価格が上がるようになっております。

従来埋め立てられていたものをリサイクルするため、回収率を高めることが主でありますけれども、新たなビジネスの創出にもつなげると考えております。先ほど市長のほうで前向きに検討していただけたということでしたので、ぜひその辺のことも実証実験している先進事例も含めまして、より検討していただいて、これは国家行事でございますので、市民の方により啓発をしていただきたい。去年の9月から得られた分別というのは、ほとんど市民の方は御存じないですね。出てきたごみをただ分けただけみたいな話だと思いますので、そうじゃなくて、今回の事業はこういう目的でやるんだ。先ほど3点の観点を申し上げましたけど、そしてこんだけのものがあるって、こんだけの回収ができてというところをしっかりと市民にも報告していくことが大事なんじゃないかなと。ぜひ前向きな検討をよろしくお願いいたします。

次の質問に移らせていただきます。

次の質問、公共施設、特に学校施設の老朽化についてであります。

今年の3月議会でも同様の質問をしております。先日の中央自動車道笹子トンネルの崩落事故で、橋や道路など社会資本の老朽化問題がさらに重要視をされております。特に学校施設は子供たちの学習や生活の場であり、地震などの災害時には避難所ともなる重要な拠点であります。安全対策として学校の耐震化が進められる一方、新たな課題として深刻な老朽化問題が浮かび上がっております。学校施設は築20年を過ぎるころから老朽化が進行するようになり、外壁や窓枠の落下、天井の雨漏り、配管の破損などのふぐあいが生じ始めます。文部科学省によれば、老朽化が原因で発生をした学校施設の安全面のふぐあいは、2011年度だけで約1万4,000件、雨漏りなどの機能面のふぐあいも約3万件に上っております。実際、老朽化で剥がれ落ちた外壁で児童がけがをしたり、校舎の2階の手すりが壊れて、生徒が転落するといった被害も報告されており、人命に係る事故が危惧をされております。まして、災害時に老朽化した学校施設の危険性が高まることは想像にかたくありません。こうした老朽化の波は全国各地の学校施設に忍び寄っており、弥富市も例外ではありません。公立小・中学校の多くは、第2次ベビーブーム世代が学齢期を迎えた1970年から80年代に一斉に整備

をされており、建築後25年以上が経過した建物は全体の約7割を占めると言われております。

今、改修や建てかえが必要な時期を迎えております。ことし4月、文部科学省は、学校施設のあり方に関する調査研究協力者会議のもとに、老朽化対策検討特別部会を設置し、老朽化した学校施設の再生整備のあり方や推進方策等について検討を進め、8月30日、学校施設老朽化対策ビジョンの中間的な取りまとめを発表いたしました。この中間取りまとめでは、従来のように施設整備にふぐあいがあった際に保全を行う事後保全型の管理から計画的に施設整備の点検、修繕等を行い、ふぐあいを未然に防止する予防保全型の管理へと転換を目指すことを求めています。

さらに、予防保全型の管理で長寿命化を図ることにより、全国の公立小・中学校の学校施設整備に今後30年間で約38兆円かかるところを約30兆円まで圧縮できると試算をしております。現在計画的に予防保全管理を行っている地方公共団体は約1割にとどまり、建物の劣化診断や中・長期計画の策定は3割にも達していないのが実情であります。学校施設の耐震化が進んできた中、子供たちのさらなる教育環境の向上、地域の防災拠点としての安全性を高めるためにも、老朽化対策の積極的な取り組みが必要であります。そのためには、まず建物の償却年限やこれまでの改修履歴だけではなく、建物の劣化状況や教育内容、方法に応じた施設の適用状況など、現状を的確に把握することが必要であります。その際、対象施設がどの程度の状態であるかを客観的かつ総合的に把握することが重要であります。それに基づいて整理をした優先順位を踏まえ、整備対象の重点化を図り、目標耐用年数やライフサイクルコストの算定も考慮に入れた実施計画を策定し、教職員や保護者、地域住民、関係する行政部局の参画により、幅広く関係者の見解、合意を得ながら施設のマネジメントを行うことが重要であります。

しかし、きのうからの市長の答弁にもありますけど、この厳しい財政状況の中で、今後予測される公共施設やインフラの更新、新規事業も予定をされ、資金を調達することも大切になり、新たな視点に立った財源確保策が必要であると考えます。住民参加型公募債や、飯田市では市民ファンド等の市場から調達した資金で太陽光発電事業を展開しており、また浜松市でも5月議会において自然エネルギーの導入促進に向けて市民ファンドの創設を目指す方針を明らかにしております。また東郷町では、学校施設の増築、維持管理等を公費削減にPFIなどの活用も行っております。そのほか、アメリカで普及をしている事業の目的別に発行されるレベニュー債などの活用も必要だと考えます。

このような観点から、以下3点を一括で質問させていただきます。

1つ目に公共施設、特にその4割を占める学校施設の劣化診断と現状をどのように把握しているのか。2つ目に、長寿命化のための中・長期的な計画策定、並びに推進体制の整備について。3つ目に、かなり財政的な負担がかかってくると思われそうですが、先ほど御紹介しま

した手法も踏まえまして、新たな視点に立った財源確保についてどのようにお考えなのか、お伺いをしたいと思います。

議長（佐藤高清君） 佐藤財政課長。

総務部次長兼財政課長（佐藤勝義君） それでは、堀岡議員の質問にお答えいたします。

まず、現状把握について等でございますが、本市におきましては、小・中学校の約27%が昭和40年代以前、約49%が昭和50年代に建築されておりまして、安全面や機能面で多くの課題を抱えており、また今後の更新時期を一斉に迎えることが予想されております。しかしながら、建築後50年と言われております耐用年数を経過した建物から順次更新していくことは、財政面から見て非常に困難であります。

その対策として、まず私も財政課と学校教育課が共同で建物の劣化状況などの各種調査を行い、その調査結果をもとに各学校施設の整備計画を策定し、長寿命化を図っていく必要があると考えております。また、建物を長寿命化するためには、大規模改修を行う必要があります。その財源確保策についてでございますが、先ほど議員の質問の中で触れられておりました住民参加型の公募債というのが地方債制度の中にあります。この住民参加型市場公募地方債というのはどういったものかと申しますと、あくまでも現在の地方債制度の枠内での資金調達の一つということで、これを採用するからといって、今まで起債の発行額を超えた一般財源の部分がさらに追加して発行されるというものではございません。あくまでも地方債の枠内での資金調達という形でございます。ですから、こういったものを発行した場合には、元金・利子の償還によりまして、実質公債費比率にも影響いたします。そして、この住民参加型市場公募債については、発行年限は、発行している先進市町の事例ですと5年が主流でありまして、さらに利率につきましては、国債の利率に若干上乗せして金利を決定する事例が多いと認識しております。

本市といたしましては、資金計画上、償還年限は10年以上の起債を望んでおりまして、また利率につきましても、過去入札いたしまして、ほぼ国債金利と同等の金利で借り入れできている状況でございますので、あえて住民参加型の市場公募債を起こして資金を調達するメリットが乏しいものと考えておりまして、今のところ導入は考えておりません。

したがいまして、財源といたしましては、補助金の活用、市債の発行で対処し、なお補助の対象外とか起債の充当率以外の一般財源負担分につきましては、さまざまな行政改革を実施していくことにより捻出していこうと考えております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

10番（堀岡敏喜君） 新たな財源方法を御紹介はしましたけれども、行財政改革によって資金を捻出できるというのであれば、別にあえて債権をする必要もないわけですので、その方法でやっていただいてもいいと思う。ただ、今回は市庁舎を最初償還するんで、PFIと

というのが一つの方法として上がっていらっしまったと思うんですけど、今回は特例債を使うということで初期投資にそんなに負担がかからないということで、PFIはやめたということとであります。先ほど川瀬さんの質問でもありましたけど、要は民間事業が委託して、維持管理もしていくと。これは借金とはまた違って、行政サービス、要は市の方が要らぬ仕事に捉われずに本来の職務に集中できるという利点があるとかでPFIを考えられたと思うんですけども、これから公共事業に財源が必要になってくる部分があって、日本は法制度化をされていないので、どういうふうに行財政改革で捻出をする。それでできればいいんだけど、それができないような、まだまだ不景気が続いた中で、税収がない中で、やらなければならない事業があって、そのときにいかにコストを下げるかというところを市民にもわかるように公開していくということも大事ですので、今回の庁舎のものはネットからもとれますよね。こういう段取りで、こういう一つの方法をとったとわかりましたもんですから、ちゃんと弥富市は考えているんだな、さすが弥富市の財政はすごいなと関心をした次第です。ぜひ今後もいろんな方法があると思いますので、研究もしていただいて、やっていただきたいなと思います。

それじゃあ、次の質問に移らせていただきます。

次の質問は、防災・防犯と地域コミュニティの活性化についてであります。

きょうで東日本大震災から1年と9カ月、来月で阪神・淡路大震災から18年目を迎えます。このほかにも、甚大な被害をもたらしたさまざまな災害がありましたが、大切なことは、それらを踏まえ、いかに教訓として生かしているか、備えているかということとあります。「天災は忘れたころにやってくる」「災害は正しく怖がる」と寺田寅彦氏は警鐘を鳴らしております。正しく怖がるとは、過剰に怖がることではなく、生き残るためにはどうすればいいのかということを考え続けること、そして行動することであると言います。一番陥ってはならないのは、知識や情報をうのみにして単一的な観念に捉われることと、根拠なく楽観的に捉える心理、いわゆる正常化の偏見に捉われることとあります。

とかく現代人は、災害など不確定な不安に対しては答えを見つけようとしみます。不確定なことに対して的確な答えなどなく、唯一有効なのは、群馬大学の片田教授が示された避難の3原則に代表される行動原理であります。個人として、家族として、地域として、最悪を想定しながら最善を尽くし、備え行動すること。そして行政は、ハード、ソフトの両面ででき得る限りの対策をとることが減災の一步と考えます。

1つ目の質問でございますが、避難のあり方についてであります。

ことしの6月の台風4号、9月末の台風17号が東海地方に接近した際、市は自主避難の受け入れをいたしました。自主避難受け入れの場合の避難先と避難勧告、避難指示が発令された場合の避難先はどこを指しておられますか。また、その認識は市民の方々と共有をされ

ておりますか。まずお伺いをしたいと思います。

議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 御質問でございますが、まず自主避難の場合でございますが、こちらにつきましては、各コミュニティ単位で1カ所ずつの設定をさせていただいております。場所につきましては、白鳥学区については白鳥コミュニティセンター、弥生学区については総合福祉センター、桜学区については総合社会教育センター、大藤学区については農村環境改善センター、栄南学区については南部コミュニティセンター、それから十四山地区については十四山スポーツセンターといった場所で6カ所になっております。その中で、自主避難の場合は今の6カ所を優先的に開くといったことになっております。そこでの入れる許容範囲というのがございます。そういったものでそれをオーバーする場合には、2次開設の避難場所といったものを開設するといった形で考えております。

実際に市民の方がそれを御存じかどうかといったことでございますけれども、いろんな機会を捉えまして、広報等も含めまして、そういった形のPRをさせていただいておるわけなんですけれども、なかなかそれが全てにつながるかといったことになると、伝達についてはいろいろ難しい問題もあると思っております。以上です。

10番（堀岡敏喜君） 避難指示と勧告の場合の避難先というのは。

防災安全課長（伊藤久幸君） こちらのほうは、全体で……。ちょっと済みません。

議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

10番（堀岡敏喜君） 質問を変えます。

今私が言った質問の意味というのは、自主避難の場合は、今言ったコミュニティの単位だということは存じ上げておりますし、知らない方には、そういうふうにお伝えはしております。ただ、市が判断をした避難勧告を出した場合、避難指示を発令された場合の避難先というのは、その34カ所の避難所ということなのか、それともそうじゃなくて、市民が個人が知り得る安全な場所に避難をしてくれという意味なのかということです。

議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） まず基本的には、市のほうの指定させていただいた場所に避難していただくというのが原則かと思っております。ただ、現実には各集落の中で、この場所を自分たちの避難場所にしようといったようなことに取り組んでいらっしゃる場所も現実にあります。そこにつきましては、その場所に避難させていただいて結構でございます。

それから、これは当然の話でありますけれども、非常に頑強なマンション等にお住まいの方がわざわざ避難場所に行くということは逆に危険性が高いということもありますので、そういったところにつきましては、各個人の判断といったことも入っているかと思っております。

議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

10番（堀岡敏喜君） 今、防災課長が言われたことを、市民の方が共有をしているかというところなんですよ。避難しろと言われたら避難所に避難することなんだと思込んでいらっしゃる方がたくさんいらっしゃる。ここに、先ほど一番最初に申し上げた単一的なものに捉われているんじゃないかと。これは自助という部分では欠落をしている考え方だと思います。ここをやっぱり啓発していかないと、本当の減災にはつながっていかないと僕は思います。今後、また次の質問でも出てきますけど、弥富市の中の避難所だけでは到底全ての市民の方が、4万4,000人がずうっとここにおるとということもないでしょうし、実際にその方が避難しても受け入れることができないわけですよ。そういうところをまず市民皆さんが共有されているのかということなんです。そうしたらどうするのかということをお自身で考えていかなきゃならないし、地域で考えていかなきゃならないし、その上で本当の公助の一つの支援が要るんであれば、そこで初めて公助の考え方というのを示される部分があると思います。次の質問でまた質問してまいります。

災害が起こってからの避難と、災害に備えての避難とは違います。地震や風水害が起こって避難所に来られる方々は、自宅での生活が困難になったり、単身で不安になったり、さまざまです。現在の弥富市で、指定避難所の収容人数には限りがあります。避難が必要な災害が起こった場合、健常者の方ほど早く避難所に到達をし、高齢者の方や子供連れの方、障害等をお持ちの方ほど遅くなると考えられます。受け入れには優先順位を明確にして、しっかりルールをつくっておかないと大変なことになると思います。この辺、市側としてはどういうふうに認識をされているのか、お伺いをしたいと思います。

議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 現実といたしまして、議員の言われたようなことは考えられます。それで、基本的にまだ弥富市としては避難勧告、避難指示ということを出したことがないというのが1つございます。ただ、それを出す前に自主避難をしてくださいというような形のものを呼びかけるということを行わなきゃいけないことだと思っています。その段階で避難準備情報という形になりますけれども、その場合には、要援護者の方々に先に逃げていただくというのが原則になっております。ただ、その方々がどのようにして逃げるかという話になってくると、いわゆる公のほうで全てのことを賄うことは非常に難しいとなります。そういったことを考えますと、現在つくっております自主防災会、そういったようなものをお願いするという形になってしまうと思います。そういったことも含めて、自主防災の方にはお願いしてまいりたいと思っています。

議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

10番（堀岡敏喜君） 質問の主題がそれでございますので、そっちに引導するように質問

をさせていただいておるんですけれども、今、課長が答弁されたことが、実際に市民の方にお伺いして、こんな災害があったとき、あなたはどこに逃げると聞いたときに、答えが返ってこないと思いますよ、避難所に行くのよと。ぎょうさん来ていたらどうしようと言ったら、それは困ったなと言われますよね。その辺がどう地域で解決をしていくのかということを考えていかなければならないんじゃないかなと、そういう意味で質問をしております。

続けます。

市民の方お一人一人に現状の認識をしていただき、正しい啓発と理解を求めなければ、本当の意味での減災にはつながりません。お願いをしたいのは、突発的にいつ起こるかわからない地震災害とは別に、気象情報等で予測のつく台風などの風水害に際しては、できるだけ早い決断が必要ということです。

9月の台風17号が接近をした際、自主避難の受け入れを開始したのは午後3時ですね。暴風雨が一番激しさを増したところです。実際、避難所に訪れた方は少数ではありましたが、あの暴風雨の中を避難するのは大変危険を伴います。

昨年の2月に群馬大学の片田教授が震災の約1月弱前に弥富で「スーパー伊勢湾台風による弥富市での災害犠牲者ゼロを目指して」という講演をさせていただいています。その中で、より安全に避難するには、台風が来るぞとわかった段階で、接近11時間前に避難を開始するとあります。もちろんこれは市民の防災意識が改善をされていることが前提にはなっておりますが、先ほど申し上げましたとおり、御高齢の方や女性や子供、要支援者の方々がより安全に避難をするためには、それくらいの時間の余裕が必要です。雨風がぼうぼう吹いているときに、まして医療器具をつけて避難しなければならない人であるとか、車椅子であるとか、ベッドであるとか、また赤ちゃんであるとか、そういう方を連れていくなんてまず不可能ですね。まだ雨もぱらぱら降っていて、ほんまに台風が来るのかと言えるくらい穏やかなときにこそ避難はすべきと片田教授はこの講演の中でおっしゃっていたんじゃないかなと思います。

それで、もし避難を出されたけど、これは避難指示を出せと言っているんじゃないんです。自主避難をもっと早くしてほしい。それを市民の方に理解をしてほしいということをお願いするんですけど、何もなければ何もなくてよかったねで済むじゃないですか。何もないのに避難せいといって、あんたらどうということだと怒られて済むんだったらまだいいですけど、何でもっと言ってくれなかったの、それじゃあ助かったのによって言われることよりも、まだまだ文句を言われるのでも全然違うと。そういうところで、もう少し自主避難の時間を早くしていただきたい、そういうふうに思います。

また、そういうことを繰り返す中で地域で取り組めば、先ほども課長の答弁にもありました、より地域でのきずなも深まると考えますが、市側のこの辺の認識をお伺いをしたいと思

います。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 堀岡議員にお答え申し上げます。

議員、一貫して防災・減災ということについて、毎回の本会議の中で御質問いただくわけでございます。また、みずからがそういう資格を取っていただきまして、災害に対して備えていこうという気概に対して敬意を表するわけでございますけれども、台風17号のときにもさまざまな形で御心配をいただきました。この場をかりて厚く御礼を申し上げる次第でございます。

あのとき私どもは、災害対策本部という形の中で1時に開設をさせていただきました。そして、3時の段階で、議員おっしゃるとおりに自主避難という形の中で、そういったツールを通じて連絡をさせていただきました。そして、職員をそれぞれの学区、地域に張りつかせたわけでございます。今までいろんな形の中で避難勧告、あるいは避難指示ということはまだ弥富市としては出ておりませんが、議員御心配のように、この辺のところはそういう形で行政区で出しても避難をしていただかないということがあられるわけですね。ほとんどの人が避難されないというのが現状でございます。先回でも、名古屋市であるとか、いろんな地域のところで避難指示、避難勧告が出ておるわけでございますけれども、それが住民の方が徹して行動できない。これは行政のほうにも大いに責任があるだろうというふうに思っております。そうした形の中で、もう少し訓練のあり方、あるいはそれぞれの自治会の中で、こういったときには避難をしていただくということに対して、自治会の中での話題にさせていただきたいというふうに思っております。そうした形の中で、それぞれの学区の区長さん、区長会長さんという形の中でお願いするわけでございますが、我々行政のほうも出向いていって、そういうお話をさせていただくということが必要であろうというふうに思っております。避難指示、避難勧告が今後出るようなことがあってはなりませんけれども、速やかに住民の皆さんは反応していただけるというか、行動していただけるということがいかに大切な段階だと思います。

そうした形の中での1次避難場所、あるいは2次避難場所ということにつきましては、電柱広告であるとか、あるいは私ども市が新たにそういう避難場所の指定という形の中で看板等を利用させていただきたい、つくらせていただきたいというふうに思っております。来年の3月までにはおおむね完成するというふうに思っておりますので、そういうことも含めまして、避難のあり方について今後も検証していきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

10番（堀岡敏喜君） 市長に、十分に市としてもその辺は認識をしている、打てる手を打

っていくと。次の質問にもつながっていきますので、続けさせていただきます。

ここで、現在弥富市における自主防災組織の現状、これは毎回聞いておるんですけど、もし変更があればお願いします。

議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 自主防災組織につきましては、現在49カ所が設置されております。一番新しいものにつきましては、駒野が設立しております。未設置のところは約23カ所ぐらいになるのかなと思っております。また、現在前ヶ須地区で設立の動きがあります。ほとんど設立されるだろうという段階まで行っておりますけれども、これが設立されますと、世帯数で言わせていただきますと、全体の86%程度が結成された結成率ということになるかと思っております。

議長（佐藤高清君） 本日の会議時間は、一般質問を続けるため延長しますので、よろしくお願いたします。

堀岡議員。

10番（堀岡敏喜君） 1つふえたんですね、前回より。

続けて御質問させていただきます。

防災組織の立ち上げには、市民お一人一人の意識の向上が不可欠であります。これは先ほどから申し上げておりますとおりでございます。

この夏、市長の出前講座は、防災を一つのテーマに、各地が行っていただきました。その中で市長は、防災におけるリーダーの育成に力を入れていく、そのようにお話をされたと思います。具体的な取り組み、また狙い、規模についてお伺いをしたいと思います。

議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） まだ今年度の段階におきましては、市としてそういったような講座を開設するといったことは予定していないのが現実でございます。例年でございますけれども、海部地方全体でボランティアコーディネーターの養成講座、それから防災リーダーの養成講座、ことしボランティアコーディネーターにつきましてはフォローアップになっておりますので、新しい方の募集はございませんけれども、そういった形での取り組みをしております。現在までにボランティアコーディネーターにつきましては47名、防災リーダーについては42名の方が受講されていらっしゃいます。なかなか弥富市で開催したこともあるんですけども、その場合でも1つの講座をやるための20人、30人という方はなかなか集まっていただけなかったというのが現状でございます。その辺のところをどのようにやっていくかということは今後の課題になるかと思っております。

議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

10番（堀岡敏喜君） 課長、それは広報の仕方だと思いますよ。いろんな愛知県の市町で

も、先ほど言われました防災コーディネーターであるとか、また私がお受けした防災士であるとか、そういう資格といっても、結局は防災リーダーですよ。それをしっかり勉強していただける、地域で一つの知識の宝庫になっていただけるそういう方を各地域地域でお1人でもお2人でもつくっていく。そのようなことを前議会では、市長の御答弁の中からもありました。あとは、受けたら受けたで、ああ自助は大切だと、共助が大切だということがしっかりわかっていただける。あとはこれを地域にどう生かしていくかというところが、ここまでが今の現在での一番の課題である。次の質問につながっていくんですけど、ぜひ検討していただきたいと思います。

次に、訓練のあり方について伺いをします。

防災の基本となるのは、先ほども申し上げました自助であり、そして共助であります。災害発生時、誰に助けられたか調査したデータがありますので、御紹介をいたします。これは前の議会でもお伝えしたので聞き覚えがあるかもしれませんが、日本火災学会の1995年、阪神・淡路大震災での火災に関する報告書でございます。生き埋めや閉じ込められた際に自力や家族によって助かった自助が66.8%と3分の2を占め、友人や隣人、通行人に助けられた共助が30.7%、自助と共助を合わせて9割以上も占めておりました。救助隊に助けられた公助は、何とわずかに1.7%、したがって、日ごろから自分の身の回りで防災の備えをしていくことが非常に大切です。ふだんやっていないことは、いざというときにはできません。その自助能力が自分と家族を守るために必要なのであります。

食料や水の確保をして、災害発生から3日間は自助で過ごす心構えが必要です。同時に、近隣による共助もいざというときの頼りであり、ふだんから御近所との交流を通じてきずなをつくっておくことが大切です。この自助・共助・公助を踏まえて、訓練である以上、従来の単一的な訓練も必要ではありますが、個人世帯、地域においてそれぞれが課題を見つけられるような訓練が必要です。

先ほどの自主避難を早目にして、オーバーではあるけれども、開設を早くして、避難を促すという行動、邪魔くさいかもしれませんが、それが避難が必要な人にとっては訓練になりますので、ぜひ実施をしていただきたいと思います。

今現在、自主防災組織での訓練の実施には、開催すること自体が大変で、いわゆるセミナー化して、内容の充実までは現在至っておりません。至っているところがあります。私の地域では、夏、ある地域では、避難所まで徒歩で向かうという訓練とありますが、楽しくやりました。8月の終わりには、木曽川で公民館に置いてあるボートで6人乗って橋桁まで1周してくるということをやりました。もう大変です。みんなやる予定だったんですけど、3人で終わったというのは、それだけ実際避難者を乗せて地域までこいでいくなんてことは、相当経験しないとわからないんです。しんどかったけど、楽しいんですよ。そういう実際の

訓練をすることが大事です。

防災訓練の定義としましては、疑似的な災害環境のもとで、疑似的な防災活動、実技と実働、意思決定を行うとあります。実技、実働の実施は毎年行われておりますが、意思決定の速さ、正確さを養う訓練では、以前にも御紹介をいたしました。課長も御体験をされているHUG（ハグ）などに代表される避難所の運営シミュレーションがあります。この運営シミュレーションというのは、避難所の運営だけではなくて、地域の方のコミュニケーションを深めることにもつながりますので、ぜひこういったことを題材として、市としては提供していただきたい。また、防災会が立ち上がれば、連絡協議会を立ち上げ、市側は提供するだけでいいんです。あとは自主性に任せて、情報の提供、共有の場をつくることを提案いたしますが、この辺は市の見解としてはいかがでしょうか。

議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 訓練のあり方等でございますけれども、やはり画一的なものが結構多いというのが現実であります。先ほど議員の言われましたように、下之割地区におきましては、かなりユニークな訓練もしていただいているというは確かだと思います。また、こういったことをやるためには、やはり役員の方の意識と頑張りというのは非常に大きいものだなということを常々感じております。御存じのように、防災訓練につきましては、学区単位のもの、それから防災会単位のものという2つがございます。災害を想定した訓練は理想的なものだと思っております。具体的には、先ほど議員も言われましたけれども、避難経路を通過して実際に避難してみるといったこと、これにつきましては、ほかの地域でもことしに入ってやられたというような例がございます。何力所かあるということがございます。そういったことの中で、実戦的な訓練、それからもう1つお願いしたいのは安否確認訓練ですね。これが災害時には一番重要なことだと思います。そういったようなことも訓練内容として考えていただけたらなということをおもっています。

あと、やはり地域のつながりというのは非常に大切なものかなと思っております。これは愛知県の例ではないようではございますけれども、防災をテーマとして、住民の方が皆さんで参加できる、そういったイベントのようなことを行って、連携を深めて、防災意識を高めるといったことのお話も伺っております。そういったような方法があるかと思っております。また、訓練等も含めて、防災会の方から御相談があれば、いろんな事例はこちらのほうで用意しておりますので、対応できるようにさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 少し追加答弁をさせていただきますけれども、大変大きな犠牲になってしまった陸前高田市の戸羽市長とお会いして、話を聞く機会がございました。御本人も奥さんを亡くされ、子供さんも亡くされという形の中で大変な思いをされて、その地域の市民

の皆さんを安全という形に対して御努力いただいた方でございます。

そのときに、戸羽市長のお話として一番私が印象に残ったのは、本当に助かったのは自衛隊の皆さんだということにおっしゃいました。やはり実戦訓練を積み重ねてきている、あるいはそういったような場面に対して出くわしているというようなことに対して、本当に身を粉にして仕事をしていただいたということを大変感謝をしてみえました。

そういう形の中において、いろんな形の中で避難をする実戦訓練を積んでみえるのは、私は自衛隊の組織だろうというふうに思っております。私どもの近隣の自治体におきましても、自衛隊の関連OBの者が臨時職員、あるいは嘱託職員という形の中で、今入っていただいております。我々弥富市もそういうようなことを想定しながら、避難のあり方、実戦訓練のあり方というのが今後ますます必要になってくるだろうというふうに思っております。

議会の皆様の御理解もいただきながら、そういう方を私としては一度嘱託職員という形の中で検討もしていきたいというふうに思っておりますので、追加答弁とさせていただきます。
議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

10番（堀岡敏喜君） ぜひそういう方がいらっしゃるのであれば、どんな話を聞いても全て糧になると思いますので、一番心配なのは、先ほど冒頭に申し上げました1ついいことを聞いたのと、それに固持してしまうことが一番危ないことですので、そういったことも踏まえて、防災の考え方というのを、本当に個人個人の方にお伝えをすると、勝手に自助が向上していくと共助につながるんですよ。ここまで持っていくまでが僕は行政の役割だと思っております。また、クローバーテレビを使って、これが海部地域で流れているのであれば、しっかり防災の特集でも組んでくれたらいいですね。

次の質問に移らせていただきます。

これは防災も防犯も、何よりも自主組織を立ち上げるための一つの御提案ですので、最後に自主的な防犯組織の立ち上げ、先ほどまでは防災だったんですけども、運営に対する市側の支援についてお伺いをしたいと思います。

最近、不審者の情報が、先ほどどなたかもありましたけれども、頻発をしております。子供たちの安全な登下校と健全な生活が送れるよう、またそれだけでなく、地域の安全のため、防犯への取り組みの必要性が高まっております。防災組織と同じことが言えるかと思いますが、必要性を持たれる方はおられます。おられますが、それらをつないで組織化する方法、活動の規模や範囲、予算など地域だけでは解決できない多々問題がございます。

最初の質問ですが、現在弥富市での防犯組織を立ち上げるに当たって、現状市の支援としてはどういったものがあるのでしょうか、お聞きをしたいと思います。

議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） まず、市の立ち上げの段階でございますけれども、申しわけ

ございませんけれども、現段階では市としてのものはございません。現実に今使っていただいているのは、愛知県自主防犯団体設立支援事業というのがございまして、こちらのほうを使っているのが現状となっております。これは、5人以上の団体を県のほうで認定していただくという作業が必要なわけなんですけれども、その段階で500点という点数制となっております。例えば防犯パトロール用のベストですと10点、帽子ですと10点というような形の積算となっております。ですから、例えば始めるためにベストと帽子をそろえられるということになると25人分のもはそろろうと。ただ、帽子に関しましては、弥富市の歩くほうのきんちゃんパトロール隊がございまして、そちらのほうで帽子と腕章と名札の3つをお渡しするといった形になっております。

それで、今のは徒歩の場合でございまして、車を使ったパトロールについては、1台当たり2万円の年間補助と。これは市の防犯協会を通してでございまして、上限が10万円という形の補助になっております。

10番（堀岡敏喜君） 市で5台ですか。

防災安全課長（伊藤久幸君） 1つの防犯団体で5台までだと10万円までですね。現実的に今行っているのは、五明地区、平島西、平島東、十四山、白鳥、建設業協力会の6団体が車を使ったパトロールをしていただいております。

議長（佐藤高次郎君） 堀岡議員。

10番（堀岡敏喜君） ちょっと知らないこともあったんで、ありがとうございます。

大切なことは、防犯組織ができて、継続ができるということだと思います。東京の防犯ネットワークというグループがあるんですけども、アンケートの結果を一部御紹介します。

防犯団体の参加の目的は、1位が91%で地域の治安の向上だそうです。しかし、活動を受けての実感アンケートでは、治安の向上は少し下がるんです。何が台頭するか。知人、友人ができた、地域住民との親睦が深まった。これが1番に急上昇します。ここが重要であります。防災・防犯、それぞれ目的がありますが、意識、情報を共有し、個人としての取り組み、先ほど言いました自助がある程度のレベルになれば、次に近隣同士で抱える課題、いわゆる共助に気づくことができます。人間関係の希薄化が進む現代で、市民の皆さんが御自身の日常のライフワークの時間を割いて、地域のために尽力をしてくださることに最大限の感謝を申し上げますとともに、できる限りの支援を考えるべきだと考えます。

まず、立ち上げに向けての手引き、これは活動の規模によって違いますが、先ほど課長が言った徒歩でやる場合、車でやる場合、また青パトなどの自動車のパトカーで取り組む場合、こういう手引きを簡素化したものをつくっていただくことがまず大事だと思います。車を使う場合に、できましたら事故の備えとしての保険の周知、任意保険制度の創設、そして財政が厳しいと言われているんであれなんですけど、自動車税の減免など支援も必要ではないで

しょうか。また、新たによし自分もやってみようと思えるような市民への啓発を目的とした防犯、または防災セミナーの、先ほど市長から自衛隊のOBの方の講座の考えられるとありまけど、ぜひ周期的に開催をしていただいて、自己啓発を促しながら、その場で防犯、防災、各自治体での新しい人員を募集する御案内を通しながら、地域のつながりが大事なんだということを伝えていただくような啓発が必要だと思いますが、今の御提案、市としてはどうでしょうか。

議長（佐藤高君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） まず、防犯組織というところに絞らせていただきたいと思えます。

こちらにつきましては、本年度から徒歩による分ですけれども、かおるヶ丘が設立されております。そのほかの徒歩では、五之三と鎌島の2カ所が現在設立されているというのが現状です。

それから、現在なんですけれども、栄南地区ですと、この一月ぐらいの間に2回説明に伺っております。その中で、設立に向けて今動いていただいている。それから、議員の住まいの下之割地区につきましては、今月13日に説明に伺うということになっております。そういったことの中で、かなり防犯に対しても市民の方の意識は高くなっているのかなということを感じております。いずれにいたしましても、市民の方たちがいかに長く継続できるかといったことが課題になってくるかと思えます。その中で、市も、住民の方も、それから自治体の方々も含めた形の中でそういったものが組織化できるといいなというふうには感じております。

議長（佐藤高君） 堀岡議員。

10番（堀岡敏喜君） もう時間がございませんので、最後に要望をして終わりますが、せっかく純真な気持ちで地域のために働きたいと思った方が自主防災、防災・防犯組織を立ち上げ、入りたいというところで、手続とか、そういったことがあっちへ行って、こっちへ行ってとなってしまうと、もうそれだけで疲れちゃうんですね。その純真な気持ちが薄れていって、先ほどの防災訓練でもありました。組織の継続が主になってしまって、おかしな状況になってしまう。リーダーとなる人というのは、本当に熱意が要りますし、実際に先ほど防災の話もさせていただきましたけど、ちゃんとした正しい知識を入れていただく中で組織をつくるのもリーダーとして光ってくるんだと思います。ただ、行政としてお願いしたいのは、そういう立ち上がる方々を決して消してほしくないし、つなげていくことの努力ということを今後も実際にやっていただきたい。

先ほどさらっと課長は流されたけど、保険の適用であるとか、あと頭が痛いことですけど、任意保険の制度であるとか、車を使う以上は、市民のため、地域のために働くわけですよ、

地域のために。そういうことをなるべく軽減してあげるような工夫、市でできること、また県でできることは県でできることとしてしっかり私たちも訴えていきますし、考えていただいて、なるべくすうっと、やりたいなと思ったらすうっとできるような体制を整えていただくことを強く要望して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（佐藤高君） 以上で一般質問を終わります。

以上をもちまして本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会をいたします。御苦労さまでした。

~~~~~

午後5時15分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐藤高君

同 議員 平野広行

同 議員 三浦義光





平成24年12月12日  
午前10時00分開議  
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（18名）

|     |       |     |      |
|-----|-------|-----|------|
| 1番  | 伊藤勝巳  | 2番  | 川瀬知之 |
| 3番  | 鈴木みどり | 4番  | 那須英二 |
| 5番  | 三宮十五郎 | 6番  | 早川公二 |
| 7番  | 平野広行  | 8番  | 三浦義光 |
| 9番  | 横井昌明  | 10番 | 堀岡敏喜 |
| 11番 | 炭竈ふく代 | 12番 | 山口敏子 |
| 13番 | 小坂井実  | 14番 | 佐藤高清 |
| 15番 | 佐藤博   | 16番 | 武田正樹 |
| 17番 | 伊藤正信  | 18番 | 大原功  |

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

|    |      |     |      |
|----|------|-----|------|
| 9番 | 横井昌明 | 10番 | 堀岡敏喜 |
|----|------|-----|------|

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

|                  |       |                   |      |
|------------------|-------|-------------------|------|
| 市 長              | 服部彰文  | 副 市 長             | 大木博雄 |
| 教 育 長            | 下里博昭  | 総 務 部 長           | 伊藤敏之 |
| 民生部長兼<br>福祉事務所長  | 平野雄二  | 開 発 部 長           | 石川敏彦 |
| 教 育 部 長          | 山田英夫  | 総務部次長兼<br>総務課長    | 村瀬美樹 |
| 総務部次長兼<br>財政課長   | 佐藤勝義  | 民生部次長兼<br>健康推進課長  | 服部誠  |
| 民生部次長兼<br>介護高齢課長 | 佐野隆   | 開発部次長兼<br>商工観光課長  | 服部保巳 |
| 開発部次長兼<br>土木課長   | 三輪真士  | 会計管理者兼<br>会計課長    | 渡辺安彦 |
| 教育部次長兼<br>学校教育課長 | 服部忠昭  | 監 査 委 員 長<br>事務局長 | 松川保博 |
| 秘書企画課長           | 山口精宏  | 防災安全課長            | 伊藤久幸 |
| 税 務 課 長          | 伊藤好彦  | 収 納 課 長           | 山守修  |
| 市民課長兼<br>鍋田支所長   | 加藤恵美子 | 十四山支所長            | 平野進  |
| 保険年金課長           | 平野宗治  | 環 境 課 長           | 鈴木浩二 |

|        |      |                   |      |
|--------|------|-------------------|------|
| 福祉課長   | 前野幸代 | 総合福祉センター<br>所長    | 佐野隆  |
| 児童課長   | 渡辺秀樹 | 農政課長              | 半田安利 |
| 都市計画課長 | 竹川彰  | 下水道課長             | 橋村正則 |
| 生涯学習課長 | 八木春美 | 十四山スポーツ<br>センター館長 | 花井明弘 |
| 図書館長   | 奥田和彦 |                   |      |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |      |    |      |
|--------|------|----|------|
| 議会議務局長 | 伊藤邦夫 | 書記 | 佐野智雄 |
| 書記     | 岩田繁樹 |    |      |

6. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第50号 弥富市暴力団排除条例の一部改正について
- 日程第3 議案第51号 弥富市防災会議条例及び弥富市災害対策本部条例の一部改正について
- 日程第4 議案第52号 弥富市職員の育児休暇業に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第53号 弥富市出頭人等の実費弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第54号 弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について
- 日程第7 議案第55号 平成24年度弥富市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第8 議案第56号 平成24年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第57号 平成24年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第58号 平成24年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- （追加議案）
- 日程第11 議案第59号 工事請負契約の変更について

~~~~~  
午前10時00分 開議

議長（佐藤高清君） おはようございます。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤高清君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第81条の規定により、横井昌明議員と堀岡敏喜議員を指名いたします。

~~~~~  
日程第2 議案第50号 弥富市暴力団排除条例の一部改正について

日程第3 議案第51号 弥富市防災会議条例及び弥富市災害対策本部条例の一部改正について

日程第4 議案第52号 弥富市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

日程第5 議案第53号 弥富市出頭人等の実費弁償に関する条例の一部改正について

日程第6 議案第54号 弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について

日程第7 議案第55号 平成24年度弥富市一般会計補正予算（第6号）

日程第8 議案第56号 平成24年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第9 議案第57号 平成24年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第10 議案第58号 平成24年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議長（佐藤高清君） この際、日程第2、議案第50号から日程第10、議案第58号まで、以上9件を一括議題とします。

本案9件は既に提案されていますので、これより質疑に入ります。

まず那須英二議員、お願いします。

4番（那須英二君） 4番 那須英二、通告に従いまして質疑させていただきます。

私が質問させていただくのは、議案第52号弥富市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてです。

今回、臨時職員対象ということなので、まず我が弥富市において現在どれぐらいの臨時職員がいらっしゃいますでしょうか。お答えください。

議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 臨時職員の数についての御質問をいただきました。

約250名の臨時職員に勤務をしていただいております。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） かなり大半の部分が臨時職員さんということで、市役所の中にも、そ

して保育所の中にもその外郭のところにもいらっしゃるということだと思っています。

現在、我が国において官民合わせておよそ4割というところが非正規労働者、臨時職員等という状況です。私は、かねてより臨時職員の待遇改善に対して強い思いを持ってまいりました。3月議会では、臨時保育士の待遇改善について御質問させていただいたこともございます。今回、この案件に関して言えば、大まかに言えば社会保険対象者の常勤的非常勤並のかなりの日数・時間を働いている臨時職員に対して、育児休業、もしくは部分休暇をとることができるということで、この間はもちろん給料は出ないということですが、臨時職員が育児のためにやめることなく継続することができるという処遇待遇改善ということに関して言えば、これは本当に私も望んでいることで、これは大いに賛成の立場ということで発言させていただいております。

しかしながら、臨時職員というのは、正規職員にあるように、産前産後の休暇というのは、いわゆる産休というものはないと思いますけれども、現実この産休をとる臨時職員というのはあるという見込みなんではないでしょうか。もしとるならば、こういったケースが考えられるのでしょうか。お願いします。

議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） まず、産前産後の休暇につきましては、私ども非常勤職員に対しましては無給の休暇を与えております。

また、この非常勤職員が育児休業の条例に基づきまして、とることができる者はどんな方かという部分につきましては、引き続き在職した期間が1年以上の場合、2つ目に、この1歳到達日を超えて引き続き在職することが見込まれ、当該この1歳到達日から1年を経過するまでの間に任期を更新しないこと及び再び採用されないことが明らかでない場合、それから3つ目としまして1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員、4つ目が週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で、1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員がこの対象となります。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） 対象ということではなくて、今、産前産後は無給で臨時職員は休むことができるということでございますが、仮に無給で産前産後の休暇をとります。その後、育児休業を迎えます。その後、1年以内に契約更新がないということでございますので、現実的にかなりとるには難しい制度だと思うんですけれども、現実的にそういった見込みというか、そういう可能性はあるのでしょうか。お願いします。

議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） それでは、可能性についての部分なんですけども、非常勤職員の方が実はお子さんができても、私ども市としては身分を保障すると。つまり、

子供ができたこと、また育児休業をとることによって、その非常勤職員に対して不利益処分を科さないということが今回の条例改正の趣旨でございますので、その部分を持っているかいないか、可能性はあるかということの質問には非常にお答えにくいんですけども、ぜひ非常勤職員の方でこのような勤務をされている方がお子さんを産むような状態になった場合には、とっていただき、この制度を活用していただければというふうに考えております。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） 身分保障ということで、処遇の改善ということでございますので、私としては賛成の立場でございますけれども、やはりもうちょっと現実的に使えるような制度にしていただきたいなあと思います。例えば正規職員でございますと、先ほどちょっとあつたかと思うんですけども、産前産後で6週間、8週間という休みが、これは有給でつくわけですよ。そのほかにも年次有給休暇は20日間、夏季休暇は3日、結婚休暇は5日、その他忌引はもちろんありますし、子供の病気のときの休暇や子供のための看護休暇、もしくはボランティア休暇などが有給で正規職員の場合はつきますよね。誤解のないようにちょっと言っておくと、これが悪いということじゃなくて、これはもう当たり前だということで、我が国、官民間問わずにこの制度を充実させていく、そういった労働環境を整えていくと、こういった視点が必要だということでの私の発言でございますが、それに対して臨時職員は、年給は正規と同じような勤務時間であっても、半数の10日間、それ以外の休みは一切ない、こういう状況でございますよね。

本来、正規職員で行う業務を人員の適正管理や予算の事情などにおいて、やむを得なく臨時職員ということで対応しているのが今の役所の現状だと思いますけれども、ですから、なおさら臨時職員との差を是正することが必要だと私は考えておりますけれども、今後臨時職員に対して、正規職員との労働環境のこの差を埋めるような待遇の改善はどのように考えていらっしゃるのでしょうか。お答えください。

議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 今、臨時職員の方にはさまざまな勤務形態で雇用をさせていただきまして、多くの臨時職員の方に本市において活躍をしていただいております。

臨時職員と正規職員の差が大きくなっている現状はございますけれども、他市の臨時職員の方々との均衡をできる限り失しないよう人事管理に努めてまいります。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） 差は、やっぱり総務部長本人自身も、皆さん方も多分感じていらっしゃると思います。やっぱりこういった方に対して、役所の業務を大きな部分でサポートしていただいている、支えてもらっているわけですよ、実際の話は。予算がないから、やむなく臨時職員ということでございますけれども、本来は仲間であると思うんですよ。そういっ

た部分に関してやっぱり改善が必要だと私は思っていますし、先日一般質問でも私のほうから発言させていただきましたが、やっぱり民も官も含めて正規職員が当たり前、こういう社会をつくっていくことが望ましい。もしくは、しっかりとした雇用のルールをつくっていかなきゃならないと思うんですね。これは官の仕事であると思いますし、そういったところがやっぱり率先して音頭をとっていかなきゃならないと私は思っています。残念ながら今早急にこういったことになるというのが国の情勢、やっぱり政治のほう為主に大もとから変わらない限り困難な状況だと私は思っています。ですからこそ、やはり同一労働、同一賃金、この視点に立って正規職員と非正規職員の格差の是正がやっぱり必要だと思っているんですね。これは役所だけに限らず、この社会全体でということでございますけれども。冒頭も申し上げましたけども、今、本当に約4割、半数近い人たちが非正規労働者ですよ。きのうの中日新聞がございますけれども、その中にもこういった記事がありました。こういった記事がタイトルだけ申し上げますと「結婚できる雇用を」ということございました。やっぱり非正規労働者においても、安心して結婚して子供が産める、そういった環境を整えていく、安心して働ける、そういった環境が必要だと思っておりますし、しかもそれこそが今のこの不況な状況を景気回復に対して大きな鍵となると私は思いますけれども、この少子高齢化をとめるという意味においてもすごく大切な部分だと思っております。

そうすると、やはり官であるこの自治体が、この臨時職員の環境が一番他の人も含めての動向を見られるわけですよ。まず官が、ここの自治体がそういった処遇改善を行うことによって、行う民間もやはり待遇改善しなきゃならないと、そういったルールが生まれてくる、そういう状況にもなると、そういう指針になるということにおいてやっぱり重要だと思っております。だから、国がやらないからですとか、周りの自治体がやらないから、ここだけ突出するわけにはいかないからということではなくて、ぜひともそういうことであるならば、むしろ市長に市長会などを通して、こういった雇用のルールや非正規社員に対しての処遇改善、これを提案していただいて、もしくは意見書なども国に上げて予防していただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。市長。

議長（佐藤高君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 那須議員にお答え申し上げます。

冒頭のところで、今私ども弥富市でお仕事をいただいている臨時職員は250名を超える大変な数の方に御協力をいただいているわけでございます。

それぞれの出先を含めまして、この臨時職員の皆様のお仕事がなければ、それぞれの事業所がうまく回らないというのが実態でございます。そういうような状況の中で、私どもといたしましては、以前からその処遇の改善、あるいは給与の面につきましても改善をしてきているところでございます。今回も一部改正において、よりよい環境という形の中で進めてい

きたいという形で御提案申し上げたところでございますので、御理解をいただきたいと思
います。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） 今回そういったことで国の法令が変わることによって、こういった改
善に至った経緯だと思っておりますけれども、市長が言われたとおり、処遇の改善に関して
言えば、私は大賛成の立場でございますが、ただ現実的に、やはり使いにくい制度だとい
うことは御認識でございますよね。だからこそもう一步踏み込んだ形で、ぜひとも処遇の改善を
お願いしたいと思っておりますが、これについてはいかがでしょうか。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 今、臨時職員さんに対しては、年次有給休暇を勤務日数に応じて与え
させていただいておりますし、他の休暇は労働基準法に基づき無給休暇とはなっております
けれども、今後の一つの課題としまして、産前産後の休暇であるとか、あるいは忌引休暇で
あるとか、あるいは夏季休暇というようなことがあるわけでございますけれども、私どもと
いたしましては、基本的には全ての臨時職員さんに対応できるというような状況の中では、
忌引休暇というのが一つの改善の方法でもあろうかというふうに思っているところでござい
ます。忌引休暇の付与につきまして、今後検討していきたいというふうに思っております。
以上でございます。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） 市長からやはり今後も改善していきたいということで、お言葉をいた
だきまして、しかも忌引休暇に対しては検討させていただくという言葉をいただきましたの
で、ぜひともこの件にとどまらず、本当に格差の是正と、あとやはり安心して働ける雇用と、
結婚できる雇用、そして経済を活性化させる、不況を抜け出す、少子高齢化をとめる、こ
ういった立場に立ってぜひとも、今後ともその方針・方向へ進んで行っていただきたいと思
っております。

市町村の自治体というのは一番現場と接する、人と接する、そういった自治体であると私
は思っています。だから、ぜひこの自治体から声を上げていくという姿勢をこれからもやっ
ぱり貫いていってほしいと思っています。今後、臨時職員のさらなる待遇の改善、処遇の改
善を願ひまして、私の質問を今回終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（佐藤高清君） ほかに質疑の方はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（佐藤高清君） それでは、以上で質疑を終わります。

ここで、お手元に配付した議案付託表の差しかえということで、暫時休憩します。

~~~~~

午前10時15分 休憩

午前10時18分 再開

~~~~~

議長（佐藤高清君） 再開いたします。

以上で質疑を終了しました。

本案 9 件は、お手元に配付した議案付託表のとおり、所管の委員会に付託をします。

~~~~~

日程第11 議案第59号 工事請負契約の変更について

議長（佐藤高清君） この際、日程第11、議案第59号を議題とします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（服部彰文君） 改めまして、おはようございます。

それでは、本日追加提案いたしました議案につきまして御説明を申し上げます。

御審議いただきます議案は、法定議決議案 1 件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第59号工事請負契約の変更につきましては平成23年 6 月21日議会の議決を得た、弥富市立（仮称）第 2 桜小学校建設工事の設計変更に伴い、工事請負契約の一部を変更するため、地方自治法第96条第 1 項第 5 号及び弥富市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上が提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては、総務部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） よろしいですか、議案はこれより総務部長に説明をさせます。

伊藤総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） 議案第59号工事請負契約の変更について、御説明を申し上げます。

詳細につきましては、議案に記載のとおりでございますが、工事名、弥富市立（仮称）第 2 桜小学校建設工事、工事場所、弥富市平島町地内、請負契約金額、変更前18億3,750万円、変更後18億7,012万2,450円、請負契約者、フジタ・弥富特定建設工事共同企業体、以上でございます。

議長（佐藤高清君） これより質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

〔「議長17番」の声あり〕

伊藤議員。

17番（伊藤正信君） 仮称って、これはいつまで仮称ですか。4月まで仮称ということ。



これ、議会でも報告を受けてきた形で、その流れを少し説明してください。

議長（佐藤高君） 伊藤総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） 現在、名称としましては議会のほうでお決めいただきましたんですが、この契約書の工事名としましては契約当時が仮称になっておりますので、この名称がそのまま生きておるということですので、よろしくお願いします。

〔「日の出小学校は4月1日から施行」の声あり〕

総務部長（伊藤敏之君） 日の出小学校という名称についても、4月1日から施行ということですので、それもあわせて報告させていただきます。

議長（佐藤高君） 伊藤議員よろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

議長（佐藤高君） ほかに質疑の方ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐藤高君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐藤高君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会とします。

~~~~~

午前10時23分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐藤高君

同 議員 横井昌明

同 議員 堀 岡 敏 喜

平成24年12月20日

午後2時00分開議

於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである(18名)

| | | | |
|-----|-------|-----|------|
| 1番 | 伊藤勝巳 | 2番 | 川瀬知之 |
| 3番 | 鈴木みどり | 4番 | 那須英二 |
| 5番 | 三宮十五郎 | 6番 | 早川公二 |
| 7番 | 平野広行 | 8番 | 三浦義光 |
| 9番 | 横井昌明 | 10番 | 堀岡敏喜 |
| 11番 | 炭竈ふく代 | 12番 | 山口敏子 |
| 13番 | 小坂井実 | 14番 | 佐藤高清 |
| 15番 | 佐藤博 | 16番 | 武田正樹 |
| 17番 | 伊藤正信 | 18番 | 大原功 |

2. 欠席議員は次のとおりである(なし)

3. 会議録署名議員

| | | | |
|-----|------|-----|-----|
| 13番 | 小坂井実 | 15番 | 佐藤博 |
|-----|------|-----|-----|

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(33名)

| | | | |
|------------------|-------|------------------|------|
| 市長 | 服部彰文 | 副市長 | 大木博雄 |
| 教育長 | 下里博昭 | 総務部長 | 伊藤敏之 |
| 民生部長兼 福祉事務所長 | 平野雄二 | 開発部長 | 石川敏彦 |
| 教育部長 | 山田英夫 | 総務部次長兼 総務課長 | 村瀬美樹 |
| 総務部次長兼 財政課長 | 佐藤勝義 | 民生部次長兼 健康推進課長 | 服部誠 |
| 民生部次長兼 介護高齢課長 | 佐野隆 | 開発部次長兼 商工観光課長 | 服部保巳 |
| 開発部次長兼 土木課長 | 三輪真士 | 会計管理者兼 会計課長 | 渡辺安彦 |
| 教育部次長兼 学校教育課長 | 服部忠昭 | 監査委員 長 | 松川保博 |
| 秘書企画課長 | 山口精宏 | 防災安全課長 | 伊藤久幸 |
| 税務課長 | 伊藤好彦 | 収納課長 | 山守修 |
| 市民課長兼 鍋田支所長 | 加藤恵美子 | 十四山支所長 | 平野進 |
| 保険年金課長 | 平野宗治 | 環境課長 | 鈴木浩二 |

| | | | |
|--------|------|-------------------|------|
| 福祉課長 | 前野幸代 | 総合福祉センター 所長 | 佐野隆 |
| 児童課長 | 渡辺秀樹 | 農政課長 | 半田安利 |
| 都市計画課長 | 竹川彰 | 下水道課長 | 橋村正則 |
| 生涯学習課長 | 八木春美 | 十四山スポーツ センター館長 | 花井明弘 |
| 図書館長 | 奥田和彦 | | |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|------|----|------|
| 議会議務局長 | 伊藤邦夫 | 書記 | 佐野智雄 |
| 書記 | 岩田繁樹 | | |

6. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第50号 弥富市暴力団排除条例の一部改正について
- 日程第3 議案第51号 弥富市防災会議条例及び弥富市災害対策本部条例の一部改正について
- 日程第4 議案第52号 弥富市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第53号 弥富市出頭人等の実費弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第54号 弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について
- 日程第7 議案第55号 平成24年度弥富市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第8 議案第56号 平成24年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第57号 平成24年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第58号 平成24年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- （追加提案）
- 日程第11 議案第60号 物品の買入れについて
- 日程第12 議案第61号 平成24年度弥富市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第13 議案第62号 平成24年度弥富市土地取得特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 発議第12号 弥富市議会委員会条例の一部改正について
- 日程第15 発議第13号 弥富市議会会議規則の一部改正について
- 日程第16 発議第14号 弥富市議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の制定について
- 日程第17 発議第15号 国民の安全・安心を支える国土交通行政の体制・機能の充実に関する意見書の提出について
- 日程第18 発議第16号 子ども・子育て関連3法の実施にあたっての意見書の提出について
- 日程第19 閉会中の継続審査について

午後2時05分 開議

議長（佐藤高清君） ただいまより継続議会の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤高清君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第81条の規定により、小坂井実議員と佐藤博議員を指名します。

日程第2 議案第50号 弥富市暴力団排除条例の一部改正について

日程第3 議案第51号 弥富市防災会議条例及び弥富市災害対策本部条例の一部改正について

日程第4 議案第52号 弥富市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

日程第5 議案第53号 弥富市出頭人等の実費弁償に関する条例の一部改正について

日程第6 議案第54号 弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について

日程第7 議案第55号 平成24年度弥富市一般会計補正予算（第6号）

日程第8 議案第56号 平成24年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第9 議案第57号 平成24年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第10 議案第58号 平成24年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議長（佐藤高清君） この際、日程第2、議案第50号から日程第10、議案第58号まで、以上9件を一括議題とします。

本案9件に関し、審査経過の報告を、まず総務委員長からお願いをいたします。

総務委員長。

総務委員長（伊藤正信君） 総務委員会の報告をいたします。総務委員会は12月18日10時より開催し、総務委員会に付託されました案件は、議案第50号弥富市暴力団排除条例の一部改正についてを初め5件であります。

本委員会は、委員全員、委員外2名、そして市側より市長、副市長、さらに関係部課長の出席のもとに開催し、審査をいたしました。

審査の結果を御報告申し上げます。

議案第50号弥富市暴力団排除条例の一部改正について、議案第51号弥富市防災会議条例及び弥富市災害対策本部条例の一部改正について、議案第52号弥富市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、議案第53号弥富市出頭人等の実費弁償に関する条例の一部改正についてまでの4件であります。4件について一括の審査を行いました。

その内容について申し上げます。

暴力団排除条例の関係においては、暴力団の排除のために必要な措置というようなことで、公共工事の入札に参加させないなどの質問と意見であります。

さらに、あと大きな御意見はございませんが、討論、そして採決を行いました。採決につきましては1件ずつ行い、全て全員賛成という内容で審査を終了いたしておりますことを御報告申し上げます。

続きまして、議案第55号平成24年度弥富市一般会計補正予算（第6号）についてであります。担当課長から、それぞれ保育所の負担割合などについての説明、さらにはコミュニティFMへの関係市町村の負担金の補助金など、さらに消防費の消火栓維持修繕料としては、消火栓の水漏れ等が起きている状況の中での修繕・修理、道路改修等の内容の補正の説明があり、採決の結果、討論なく全員賛成で原案を了承いたしましたことを御報告申し上げます。以上であります。

議長（佐藤高清君） 次に、建設経済委員長、お願いいたします。

建設経済委員長。

建設経済委員長（川瀬知之君） 建設経済委員会に付託されました案件は、議案第55号平成24年度弥富市一般会計補正予算（第6号）及び議案第58号平成24年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の以上2件です。

本委員会は、去る12月17日に委員全員と委員外2名の出席により開催し、審査を行いましたので、その審査結果を御報告申し上げます。

まず担当課長より、議案第55号平成24年度弥富市一般会計補正予算（第6号）では、農林水産業費において農業振興対策事業補助金、土地改良事業工事請負費、土木費において土地購入費について説明を受けました。

次に、議案第58号平成24年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）では、職員の異動に伴う人件費の減額補正などについて説明を受けた後、人・農地プラン策定及び農地集積協力金などについての質疑がありました。討論もなく、一括して採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

以上、御報告申し上げます。

議長（佐藤高清君） 次に、厚生文教委員長、お願いいたします。

厚生文教委員長。

厚生文教委員長（小坂井 実君） 厚生文教委員より報告を申し上げます。

厚生文教委員会に付託されました案件は、議案第54号弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について、議案第55号平成24年度弥富市一般会計補正予算（第6号）、議案第56号平成24年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第57号平成24年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）、以上の4件でございます。

本委員会は、去る12月17日に委員全員と委員外の3名の出席により開催し、審査を行いましたので、その審査結果を御報告申し上げます。

まず議案第54号弥富市児童クラブ施設条例の一部改正については、質疑、討論もなく、採決した結果、全員賛成で原案を了承いたしました。

続いて、議案第55号平成24年度弥富市一般会計補正予算（第6号）は、市側より民生費において臨時保育士等の賃金、衛生費、また住宅用太陽光発電システム設置補助金の補正120万円などの説明がありました。

議案第56号平成24年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）では、給付費の伸びによる一般及び退職被保険者等療養給付費の補正などの説明がありました。

議案第57号平成24年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）では、保険事業勘定においての介護保険事業事務処理システム改修委託料の補正などの説明がありました。

質疑では、委員より生活保護費の国と市の負担割合はどうかという質問がありまして、国が75%、市が25%の回答がありました。

討論はなく、1件ずつ採決した結果、3件とも全員賛成で原案を了承いたしました。

以上、御報告申し上げます。

議長（佐藤高清君） これより質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案9件は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案9件は原案どおり可決いたしました。

~~~~~

日程第11 議案第60号 物品の買入れについて

議長（佐藤高清君） 次に、日程第11、議案第60号を議題とします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

市長（服部彰文君） 皆さん、こんにちは。

それでは、本日追加提案いたします議案について御説明申し上げます。

まず初めに、御提案申し上げ、御審議いただきます議案は、法定議決議案1件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第60号物品の買入れについては、弥富市立（仮称）第2桜小学校什器・備品等を購入するため指名競争入札を実施したので、当該物品購入契約を締結することについて、弥富市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上が提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては、教育部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。  
議長（佐藤高清君） 議案は担当部長に説明させます。

山田教育部長。

教育部長（山田英夫君） 議案第60号物品の買入れについて御説明を申し上げます。

1．物件名、弥富市立（仮称）第2桜小学校什器・備品等です。内訳につきましては別紙のとおりでございます。2．買入れ金額、2,089万5,000円。3．買入れ先、有限会社水野商会。4．契約の方法、7名の指名競争入札。

以上でございます。

議長（佐藤高清君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決いたしました。

~~~~~

日程第12 議案第61号 平成24年度弥富市一般会計補正予算（第7号）

日程第13 議案第62号 平成24年度弥富市土地取得特別会計補正予算（第1号）

議長（佐藤高清君） この際、日程第12、議案第61号及び日程第13、議案第62号、以上2件を議題といたします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

市長（服部彰文君） 次に御提案申し上げ、御審議いただきます議案は、予算関係議案2件でございます。その概要について御説明申し上げます。

議案第61号平成24年度弥富市一般会計補正予算（第7号）につきましては、土地取得特別会計に属する土地を一般会計に買い戻し、その同額を一般会計に繰り入れる措置による額及び土地売却収入などを計上し、歳入歳出予算の総額を155億1,820万2,000円とするものであります。

次に、議案第62号平成24年度弥富市土地取得特別会計補正予算（第1号）につきましては、土地取得特別会計に属する土地を一般会計に売り払い、その同額を一般会計に繰り出す措置による額及び土地開発基金への出し入れを計上し、歳入歳出予算の総額を6,639万2,000円とするものであります。

以上、提案する議案の概要でございます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 議案の説明は省略させます。

これより質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案2件は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案2件は原案どおり可決いたしました。

~~~~~

日程第14 発議第12号 弥富市議会委員会条例の一部改正について

日程第15 発議第13号 弥富市議会会議規則の一部改正について

議長（佐藤高清君） この際、日程第14、発議第12号及び日程第15、発議第13号、以上2件を一括議題といたします。

本案2件は議員提案ですので、提出者の佐藤博議員に提案理由の説明を求めます。

佐藤議員。

15番（佐藤 博君） 日程第14、発議第12号弥富市議会委員会条例の一部改正及び日程第15、発議第13号弥富市議会会議規則の一部改正、2点について、提案理由の説明を申し上げます。

ます。

この一部改正につきましては、御承知のように、地方自治法の一部を改正する法律が平成24年9月5日に公布され、改正前の地方自治法で定めていた委員会に関する委員の選任方法、在任期間等についての事項が市議会委員会条例に委任されたことに伴い、委員会条例の一部を改めるものであります。

続きまして、第13号弥富市議会会議規則の一部改正については、地方自治法の一部を改正する法律の公布により、委員会と同様に本会議においても公聴会の開催、参考人の招致をすることができるようにしたのが今回の改正であります。

この関係条文については、会議規則の第78条から第84条に追加規定しているものであります。よろしく御審議をお願い申し上げます。

議長（佐藤高清君） これより質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案2件は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案2件は原案どおり可決いたしました。

~~~~~

日程第16 発議第14号 弥富市議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の制定について
議長（佐藤高清君） 日程第16、発議第14号を議題とします。

本案は議員提案でありますので、提出者の佐藤博議員に提案理由の説明を求めます。

佐藤博議員。

15番（佐藤 博君） 弥富市議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の制定についてでございます。

これについては、議会改革協議会等で議論を進めてまいりまして、11月2日にいろいろと議論をしたわけでありまして、その結果、賛成多数がありましたので、今回5%の議員報酬を平成25年1月1日から同年3月31日までの3カ月間減額するものであります。よろしく御協賛いただきますようお願い申し上げます。以上です。

議長（佐藤高清君） これより質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方はありませんか。

那須英二議員。

4番（那須英二君） 私のほうから、今回この発議の議案に対して、賛成という方向で討論させていただきます。

この議員報酬に関しましては、問題として分かれてくるところが大きく2つありまして、それは何かというと、まず議員自体が専従として本当に市のために尽力して行っていくのか、もしくは議員活動とは異なった副業という形で、片手間と言ったら失礼でございますけれども、傍らに行っていくのか、こういったところが大きく分かれております。

もともと、私は市のために、今後の市政をよくしていくために頑張っていくのであれば、やはり専従という形が望ましいと私は思います。そういった意味では、議員としても生活に必要な水準が保障されるべきだと思います。

なぜかということ、やはり膨大な情報量を読み解き、または市民にその活動を報告し、市民から御意見をいただいて、よりよい市政に反映していくという形をとるならば、本当に何かしら仕事をしながらというのは、なかなか困難な状況であると思います。そして、一般の職業とは違いまして、議員のほうには社会保険や厚生年金、もちろん退職金、そういったところもございませんし、失業手当などもないという状況の中で、やはり本当に生活できる必要な水準が必要だと。

もう1点は、今、社会的にも問題になっておりますが、議員報酬を下げる、そういったことで公務員の賃金も下がっていく。そうすると、民間の賃金もどんどん下がっていくと、こういう状況が、賃下げに影響を及ぼすということを踏まえると、やはり全体を下げて内需が冷え込む、要は皆さんの賃金も下がってどんどん不況になった上、皆さんの購買力がなくなり不況に陥ると、こういった負のスパイラルをどこかで断ち切らなきゃいけないという、そういう時代に来ていると私は思っています。だからこそ、安易にパフォーマンス的な形で報酬を下げるということであれば大いに反対したところでございましたが、しかしながら、今回、市長より弥富市の中期財政計画等も見させていただきましたが、財政が厳しいということでございますので、そういった状況と、やはり社会全体を見れば非正規雇用が大量に世の中にございまして、そして賃金もどんどん下がっていった。そういった市民の皆さんや官民あわせた形の中で、皆さんの痛みを分かち合い、共有し、今後皆さんと一緒に賃金を全体として引き上げ、まともに暮らしていける賃金を保障する、そういった社会、あるいは市政、それに対する社会保障を充実してく、こういった方向で、私や市民の皆さんと一緒に

努力していきたいと思うということで、今回こういった討論の場に立たせていただきました。以上です。

議長（佐藤高君） ほかに討論の方はありますか。

〔発言する者なし〕

議長（佐藤高君） これをもって討論を終結します。

これより採決に入ります。

本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決いたしました。

~~~~~

日程第17 発議第15号 国民の安全・安心を支える国土交通行政の体制・機能の充実に  
関する意見書の提出について

日程第18 発議第16号 子ども・子育て関連3法の実施にあたっての意見書の提出につ  
いて

議長（佐藤高君） 日程第17、発議第15号及び日程第18、発議第16号、以上2件を議題と  
します。

本案2件は議員提案でありますので、提出者の佐藤博議員に提案理由の説明を求めます。

佐藤博議員。

15番（佐藤 博君） 発議第15号及び発議第16号、2件の意見書を提出することに対しま  
して、提案理由を説明させていただきます。

最初に15号につきましては、国民の安全・安心を支える国土交通行政の体制・機能の充  
実に関する意見書の提出についての要望が、提出者、国土交通労働組合中部地方協議会議  
長から要請がございました。これについては、いろいろと長文でございましたので、お手元  
にありますように、この意見書について要約をしたわけでありまして、したがって、この  
内容の中の特に3項目、1番、防災対策など国と地方の共同を強めるとともに、国民の  
安全・安心を支える国土交通行政の体制・機能の充実に関すること。

2番目に、国土交通省各出先機関を初め、国の出先機関の廃止または地方移譲につ  
いては、拙速に結論を出すことを避け、国民生活に対するメリット・デメリット、財  
源問題、広域的危機管理対応などの情報を事前に開示し、全国の市町村を含めて  
十分な議論を経た後に結論を出すこと。

3番目に、国、地方の予算配分を震災などの防災や生活関連へ重点配分を  
すること。

このような3点の要望を踏まえまして、地方自治法第99条の規定により意見書  
を提出する

ものであります。

続きまして発議第16号であります。これは、子ども・子育て関連3法の実施にあたっての意見書の提出について、上記事件について別紙のとおりに提出するものであります。

特にこの問題につきましては、平成24年8月10日、参議院本会議において、子ども・子育て支援法など子ども・子育て関連3法が可決成立し、8月22日に公布され、消費税の引き上げが予定どおり行われれば、本格実施は平成27年度からとなっております。

これに対しましては、いろいろの問題点もあるわけでありましてけれども、基本的には、この子ども・子育てにつきましてマイナスにならないように、私たちは現場をきちっと見きわめていく必要があると思うわけでありまして。そのために、特に3点の要望をいたしたいと思うわけでありまして。

子ども・子育て関連3法の実施に当たっては、これを拙速に進めることなく、特に利用者、保育・教育関係者と実施自治体の意見をよく聞いて進めていただきたいということ。

続いて2番目に、子ども・子育て関連3法の実施に当たっては、その財源保障を確実に行うことを要望するものであります。

3点目としては、子ども・子育て関連3法の実施に当たっては、新たな幼保連携型認定こども園等の施設が現行以上の基準で運営ができるようにすることを要望するものであります。

以上この3点を要望することを、意見書として提出をさせていただきたいと思うわけでありまして。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（佐藤高清君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案2件は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案2件は原案どおり可決いたしました。

よって、地方自治法第99条の規定により、関係機関に意見書を提出しておきます。

~~~~~

日程第19 閉会中の継続審査について

議長（佐藤高清君） 日程第19、閉会中の継続審査についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第104条の規定により閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長の申し出どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申し出どおり決定しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

ここで、服部市長から年末に当たり発言を求められていますので、許可します。

服部市長。

市長（服部彰文君） 議長のお許しをいただきましたので、平成24年12月議会閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

11月28日から12月20までの23日間、提案いたしました議案を慎重審議賜り、滞りなく可決・承認をいただき、まことにありがとうございました。

弥富市も、はや合併から7度目の新年を迎えようとしておりますが、市議会や市民の皆様の方強い御支援と御協力をいただきながら着実に市政を推進することができましたこと、心より御礼を申し上げます。

さて、我が国を取り巻く情勢は、国内外を問わず、目まぐるしい変化する激動の時代にあります。さきの国政選挙におきましても、大きな変化がありました。このような中にあっても、確かな未来を見据え、真に豊かな社会を実現するため、住民に最も身近な存在である我々基礎自治体が、その役割と責任をしっかりと果たすことが極めて重要であります。

地方分権の取り組みが進捗する中、地方自治体の責任がこれまで以上に重くなってまいります。市民のニーズを十分に把握し、また地域の特性を生かし、創意と工夫、柔軟な発想をもって市政運営に取り組み、明るい未来を切り開いていかなければならないと考えておるところでございます。皆様方の一層の御支援と御協力をお願い申し上げます。

いよいよ厳寒に向かいます折から、皆様方には切に御自愛くださいませ、御多幸な新春をお迎えくださいますようお願いを申し上げ、私の御挨拶といたします。ありがとうございました。

議長（佐藤高清君） それでは、私からも一言御挨拶を申し上げます。

ことし2月12日に改選をしていただき、改めた形での弥富市議会となったわけでございます。そして、私ども議長に任命していただき、この1年間、この議会運営に御協力をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

昨年10月1日、議会基本条例、伊藤正信議長のもとで弥富市議会発足したわけでありまして、

そういった形の中で、この1年、十分議論をできなかったかもしれませんが、議員間討議という形で、第1回のタウンミーティングを開催することができました。これもひとえに皆様の一丸となった協力のたまものと思っております。本当にありがとうございました。

今後も議員間討議を深め、より一層の開かれた議会を目指して、さらなる弥富市の発展に努める決意を新たにしますのでございます。どうか引き続き御協力をよろしくお願いいたします。

また、ことしも10日余りとなりました。非常に慌ただしい年末になることと思いますけれども、十分体には気をつけていただいて、新しい、いい年を迎えていただくことを、切に御祈念申し上げまして、私の挨拶にかえさせていただきます。1年ありがとうございました。

これをもって、平成24年第4回弥富市議会定例会を閉会いたします。

~~~~~

午後2時50分 閉会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐藤 高 清

同 議員 小坂井 実

同 議員 佐藤 博